

令和 6 年度 包括外部監査結果報告書

産業振興事業に関する事務の執行について

令和 7 年 1 月
柏市包括外部監査人
税理士 弁護士 小林 義和

(本報告書における記載内容等の注意事項)

1. 端数処理

報告書の数値は、割合や比率の計算を除き、原則として単位未満の端数を切り捨てて表示しているため、表中の総額が内訳の合計と一致しない場合がある。公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。そのため端数処理が不明確な場合もある。

2. 報告書の数値等の出所

報告書の数値等は、原則として柏市が公表している資料、あるいは監査対象とした組織から入手した資料を用いている。一方、報告書の数値等のうち、柏市以外が公表している資料あるいは監査対象とした組織から入手した資料以外の数値等を用いたもの、あるいは他の地方公共団体等の数値等を表示したものについては、その出所を明示している。また、監査人が作成したものについてもその旨明示している。

3. 結果及び意見

本報告書では、監査の結論を【指摘】と【意見】に分けて記載している。【指摘】(指摘事項)は、今後、市において措置することが必要であると判断した事項である。主に、合规性に関すること(法令、条例、規則、規程、要綱等に抵触する事項)となるが、一部、社会通念上著しく適正性を欠いていると判断される場合についても同様に、【指摘】として記載している。

また、【意見】は【指摘】には該当しないが、経済性・効率性・有効性の視点から、施策や事業の運営合理化のために、包括外部監査人として改善を要望するものであり、市がこの意見を受けて、然るべき対応を行うことを期待するものである。

4. 消費税及び地方消費税（消費税等）の表記

本報告書に記載されている取引金額は、原則として消費税等を含んだ金額である。消費税等を含まない金額で表記する場合には、別途その旨の記載を行っている。

5. 凡例

本文中で使用する法令等の略語は次のとおりである。

地方自治法	⇒	自治法
地方自治法施行令	⇒	自治令
柏市財務規則	⇒	財務規則

目 次

第 1 章 監査の概要	1
1. 監査の種類.....	1
2. 選定した特定の事件（監査テーマ）	1
3. 特定の事件（監査テーマ）として選定した理由	1
4. 監査の対象期間.....	2
5. 監査の実施期間.....	2
6. 監査従事者の資格及び氏名	2
7. 利害関係.....	2
第 2 章 監査の視点	3
1. 監査の基本的な方針.....	3
（1）事業の有効性について	3
（2）法令等への準拠性について	4
（3）事業の経済性・効率性について	5
2. 監査要点.....	6
（1）事業の有効性について	6
（2）法令等への準拠性について	6
（3）事業の経済性・効率性について	7
3. 監査手続.....	8
（1）監査対象事業の概要把握	8
（2）関連資料の閲覧と所管部署に対する質問.....	8
（3）現地視察.....	8
（4）監査報告書の作成.....	8
第 3 章 監査対象の基本的事項	9
1. 柏市の産業.....	9
（1）柏市の製造業	9
（2）柏市の商業.....	11
（3）柏市の農業.....	12
（4）他都市との比較	13
2. 監査対象事業.....	15
（1）農林水産業費（決算額）の推移	15
（2）農林水産業費のうち監査対象とした事業.....	16
（3）商工費（決算額）の推移	17
（4）商工費のうち監査対象とした事業	18
（5）その他の監査対象について	19

第4章 外部監査の結果及び意見－総論－ 20

1. 監査の結果及び意見の総括	20
（1）事業のPDCAサイクルについて	21
（2）情報収集と情報発信について	25
（3）事務手続の妥当性について	29
（4）補助金に関する論点	32
（5）事業の記録に関する問題	34
（6）事業の効率性について	36
（7）事業の将来ビジョンについて	38
（8）施設の状況について	41
2. 指摘事項及び意見一覧	43

第5章 外部監査の結果及び意見－各論－ 48

I 農業委員会事務局	48
1. 農業委員の活動に関する事務	48
（1）事業の概要	48
（2）監査の結果	54
（3）監査対象事業に対する意見	54
2. 農地基本台帳の整備に関する事務	59
（1）事業の概要	59
（2）監査の結果	60
（3）監査対象事業に対する意見	63
II 農政課	65
1. 農業振興対策事業	65
（1）事業の概要	65
（2）監査の結果	70
（3）監査対象事業に対する意見	70
2. 都市農業活性化事業	72
（1）事業の概要	72
（2）監査の結果	72
（3）監査対象事業に対する意見	73
3. 手賀沼アグリビジネスパーク事業	76
（1）事業の概要	76
（2）監査の結果	78
（3）監査対象事業に対する意見	78
4. 放射能対策農産物安全安心事業	81
（1）事業の概要	81
（2）監査の結果	81
（3）監査対象事業に対する意見	82
5. 柏市都市農業センター管理運営事業	83
（1）事業の概要	83
（2）監査の結果	86
（3）監査対象事業に対する意見	87

6. 土地改良事業	90
(1) 事業の概要	90
(2) 監査の結果	91
(3) 監査対象事業に対する意見	91
7. 鳥獣対策に関する事業	92
(1) 事業の概要	92
(2) 監査の結果	93
(3) 監査対象事業に対する意見	93
Ⅲ 商工振興課	96
1. 商業事業補助金	96
(1) 事業の概要	96
(2) 監査の結果	100
(3) 監査対象事業に対する意見	101
2. 工業事業	105
(1) 事業の概要	105
(2) 監査の結果	107
(3) 監査対象事業に対する意見	107
3. 融資事業	110
(1) 事業の概要	110
(2) 監査の結果	114
(3) 監査対象事業に対する意見	114
4. インフォメーションセンター運営事業	119
(1) 事業の概要	119
(2) 監査の結果	121
(3) 監査対象事業に対する意見	122
5. 観光事業	130
(1) 事業の概要	130
(2) 監査の結果	131
(2) 監査対象事業に対する意見	131
6. 観光事業補助金	135
(1) 事業の概要	135
(2) 監査の結果	136
(3) 監査対象事業に対する意見	136
7. 新産業支援事業	137
(1) 事業の概要	137
(2) 監査の結果	138
(3) 監査対象事業に対する意見	138
8. スタートアップ支援事業	145
(1) 事業の概要	145
(2) 監査の結果	153
(3) 監査対象事業に対する意見	153
9. 事業継続支援事業	159
(1) 事業の概要	159
(2) 監査の結果	162
(3) 監査対象事業に対する意見	162

IV 消費生活センター.....	167
1. 消費生活相談事業.....	167
(1) 事業の概要.....	167
(2) 監査の結果.....	169
(3) 監査対象事業に対する意見.....	169
2. 消費者啓発事業.....	173
(1) 事業の概要.....	173
(2) 監査の結果.....	181
(3) 監査対象事業に対する意見.....	181
3. 計量検査等事業.....	185
(1) 事業の概要.....	185
(2) 監査の結果.....	188
V 公設総合地方卸売市場事業特別会計.....	194
(1) 事業の概要.....	194
(2) 監査の結果.....	216
(3) 監査対象事業に対する意見.....	216
VI 一般財団法人柏市まちづくり公社.....	222
(1) 事業の概要.....	222
(2) 監査の結果.....	225
(3) 監査対象事業に対する意見.....	232
VII 中心市街地整備課.....	237
1. 公民学連携によるまちづくりの推進のための負担金.....	237
(1) 事業の概要.....	237
(2) 監査の結果.....	238
(3) 監査対象事業に対する意見.....	238

第1章 監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第4項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（監査テーマ）

産業振興事業に関する事務の執行について

3. 特定の事件（監査テーマ）として選定した理由

柏市の人口は2035年頃をピークに減少に向かうと予想されている。地域経済の規模が概ね人口とともに縮小するならば、柏市の経済情勢も2035年頃がピークになってしまう可能性がある。したがって、柏市における産業振興事業は、このような予想への対策を反映したものでなければならない。柏市においては、「柏市産業振興戦略ビジョン」（計画期間：2019年度から2023年度（※その後2025年度まで延長））が制定されており、この中で商工業のみならず、農業や観光についても総合的にビジョンを示し、市全体の産業発展を考えている。

「柏市産業振興戦略ビジョン」は、当初2023年度を計画期間の最終年度としていたが、次期柏市総合計画の計画期間との整合や新型コロナウイルス感染症の影響の長期化を踏まえ、課題や施策の取組を追加し、計画期間を2025年度まで延長したものである。このことから、2024年度において包括外部監査の対象を産業振興事業にかかる事務とすることは、当初計画による成果を検証しつつ、最終年度である2025年度の事業内容や将来に制定されるであろう市の計画やビジョンに影響を与えるために最も良い時期といえる。

また、市の財政的基盤は市民から徴収する税にあり、その源泉は市民の経済活動にある。そのため、市が実施する産業振興事業は、市民一人一人の経済活動に対する支援のための事業であるが、他方、市財政の観点からも重要な事業である。したがって、財政の安定性を確保するためにも、市は市民の経済活動に対して必要な支援を実施していく責務を有する。

柏市における歳入の推移をみると、市税収入については、最近10年間ほど増収を続けている。しかし、この増収の主な要因は個人市民税と固定資産税である。上述したとおり人口が減少に向かうと同時に個人市民税も減少に向う可能性がある。一方で歳出は、社会保障関連費用やインフラ設備の更新費用などによって増加することはあっても減少は望めない状況が続くと予想できる。

このような状況を前提として柏市の財政を将来にわたって持続可能なものとするためには、産業振興事業により柏市における雇用環境を改善することで人口減少を

緩やかにすることが肝要である。このことから、市が行う産業振興事業は市全体の利益に直結することであって、これについて検証することは大いに意義があるものと考ええる。

私は、このような状況を踏まえ、柏市の行う産業振興事業の多くを包含する農林水産業費及び商工費、さらに関連する特別会計や財政援助団体等にかかる事務の執行が適切に行われているかを検証する必要があると考え、令和 6 年度の包括外部監査の対象事件を「産業振興事業に関する事務の執行について」とした。

4. 監査の対象期間

原則として令和 5 年度(令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで)
ただし、必要に応じて令和 4 年度以前及び令和 6 年度の執行分を含む。

5. 監査の実施期間

令和 6 年 7 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

6. 監査従事者の資格及び氏名

包括外部監査人	税理士 弁護士	小林 義和
監査補助者	公認会計士	青山 伸一
	税理士 公認会計士	加藤 聡
	税理士 公認会計士	木下 哲
	公認会計士	宮本 和之
	税理士 公認会計士	棟田 大介
	税理士 公認会計士	森田 清人
	税理士 公認会計士	柳原 匠巳

7. 利害関係

外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び監査補助者は地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2章 監査の視点

1. 監査の基本的な方針

令和6年度柏市包括外部監査における特定の事件(監査テーマ)を選定した理由は前述したとおりである。この選定理由を踏まえて決定した監査の基本的な方針は、以下のとおりである。

(1) 事業の有効性について

① 目標の設定と成果の測定

地方公共団体が行う事業は須く有効性が問われなければならない。事業が有効であるとは、その事業を実施した後に所期の目的が遂げられた状態になることを意味する。したがって、事業の有効性を問うためには、事業目的を明確にするための客観的な目標の設定を前提に、その成果の測定が適切に行われているかを検証する必要がある。

しかし、実際には、その成果が比較的分かりやすいものとそうでないものがある。成果が分かりやすいものは監査においてもその事業の有効性を検証しやすいということになる。ただし、分かりやすい成果が上がっていてもその成果が市の実施する事業によってもたらされたといえるどうかの検証は必要である。

一方で、事業の成果が分かりにくいものもある。今回の監査の対象とする産業振興事業は、民間の経済活動に対する支援が主な事業であり、長い時間を掛けて成果が出てくるものも少なくない。しかし、そのような場合でも、市が思い描いている成果の実現可能性を第三者的視点で吟味することは重要である。

② PDCAサイクルについて

事業の有効性を問う際に留意すべき点がある。それは、現時点での成果が上がっていないことをもって直ちに当該事業の有効性を否定するのではなく、その成果の測定結果がその後の事業の改善に有効に活用されているかという点こそ深く考察する必要があるということである。

上述したとおり、産業振興事業は民間の経済活動に対する支援が主な事業である。しかし、企業が開発・販売する商品やサービス等が市場に受け入れられるかどうかは誰にも予測不可能である。そのような状況では、直ちに成果が出ないこともしばしばであり、常に最適解を模索する姿勢こそが重要になってくる。したがって、企業自身だけではなく、これを支援する地方公共団体の側にも事業の実施方法や事業規模などを適宜改善して何度でも試みる柔軟さと忍耐強さが要求される。

私は、地方公共団体が産業振興事業や経済活性化策を実施するにあたっては、この点を最も苦手とするのではないかと考えている。その理由の一つは、一年前に

予算化した事業を次の一年を通して実施していくため、企業や経済全体のスピード感とタイムラグがあり、適時に市場の要求を取り込んだ施策が打ち出しづらいことがある。また、もう一つの理由として、地方公共団体では会計期間の縛りが民間企業より厳しいことが挙げられる。民間企業の場合、毎年度の決算日とその翌日とで企業が行う事業の内容が大きく変化することは稀である。しかし、地方公共団体の場合、例え同一名称の事業であっても3月31日と4月1日に実施する事業は明確に違う事業として認識される。毎年度議会において予算を確定させ、これに従って予算が執行されるのであるから、その年度の支出に関する認識が民間企業とは自ずと異なるのである。しかし、このことが年度間における情報伝達を困難にしまい、前年度に得られた経験やノウハウが次年度に生かされないため、事業の実施方法やその規模の改善などを妨げることもある。こういった地方公共団体の実施する事業のPDCAサイクルにかかる問題は、事業の有効性を問う際には非常に重要な問題であり、監査を通じて検証していかなければならない。

③ 情報の収集とこれを生かす仕組みづくり

経済活動には、能動的に行う部分と受動的に行う部分がある。両者は複雑に関連しており、事業者はこれを理解し適応しなければ目的を遂げられない。

自らの考案した商品やサービスが市場に受け入れられるかどうかは常に事業者の懸念するところであるが、それでも商品やサービスを開発するところまでは自らが能動的に考えて行動できる。一方で、人々がその商品やサービスを購入してくれるかどうかについては、実際に世に問うてみないと分からないものである。したがって、事業者には、人々が何を求めているのかという情報を的確に収集・分析し、そして自らのアイデアに活かすといった作業を繰り返すことが求められる。このように、経済活動は自らの意志を堅持することと環境に適応することの連続である。

市が支援する経済活動の主体は中小事業者である場合が多い。中小事業者の場合、そのような情報収集能力やその活用方法に関する知識が少ないことがある。そこで、市の実施する事業内容もこの点を意識したものでなければならず、監査上もその効果を検証していくこととする。

(2) 法令等への準拠性について

地方公共団体の産業振興事業を監査する際には、最も重要な論点は有効性にかかるものだと考える。しかし、有効性さえ高められれば決められたルールを逸脱してもよいということにはならない。なぜなら、そもそもそのルールは事業の有効性を担保し実効性を高める目的で設定されたものであり、これを遵守しない場合には、事業の有効性も覚束なくなるからである。

経済施策にかかる事業が福祉関連の事業などと決定的に異なる点は、前者には

直接的な公平性の概念を取り払わなければならない場合が随所にあることである。つまり、その事業が目指す成果は長い時間を掛けてゆっくりと多くの市民に浸透することを前提にしており、ある一時点では不公平に見えることも想定しておかなければならない。

特に、産業振興事業の中には、営利事業を行う企業や個人、または関係諸団体に対して直接行われる補助や助成もある。これらについては、一旦公平性を棚上げしてもその効果が広く波及することを想定して行っているのであり、それゆえ直接の受益者以外の市民に対する説明責任は他の事業よりむしろ大きいと考えるべきである。もし、法令等への準拠性が軽んじられるならば市民の事業への信頼は損なわれ、継続的に実施していくことができなくなるであろう。その結果、事業が所期に掲げた目的も達成できなくなってしまう。

したがって、法令等に準拠して事務を行っていくことはその事業の成果を得るための根幹をなすものであり、監査上もこの点は厳格に検証していく必要がある。

（３）事業の経済性・効率性について

地方公共団体が行う事業が経済的であること、あるいは効率的であることはいろいろな次元で要求されることである。

第一に、自治法第 2 条第 14 項において「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定されている。したがって、本来、経済的・効率的に事業を実施しないことは法令等への準拠性違反である。

また、違う視点から見れば、事業が経済的・効率的であることは事業の有効性にも繋がることである。たとえば、設備を購入する場合、あるいは事業を委託する場合に、同じ仕様ならば 1 円でも安価な方がよい。このような努力によって生まれる余剰が他の事業に充当されることによってより多くの事業が実施できるようになる。これによって地方公共団体が行う事業はより広範かつ重厚に実施することが可能となり、多くの受益を生むこととなる。監査においては事業の経済性や効率性についてもこのような観点から検証していくことにする。

2. 監査要点

『1. 監査の基本的な方針』に従って定めた監査要点(監査手続によって検証すべき事項)は、以下のとおりである。

(1) 事業の有効性について

- ・ 事業の目的は上位計画等と整合し、明確になっているか。
- ・ 事業の手法や実施内容は目的を達成するために効果的であるか。
- ・ 事業の対象範囲や期間は適切に設定されているか。
- ・ 事業の実績や成果はわかりやすく整理され、柏市産業振興戦略ビジョンにおける目標の達成度合いが具体的に評価・分析されているか。また、その結果は次年度以降の事業に有効活用されているか。
- ・ 事業の実施において収集された情報は、担当部局以外の関連部署と適切に共有される仕組みとなっているか。
- ・ 長期間継続している事業は、社会情勢など現在の状況に即したものであるか。
- ・ 所期の目的が達成されているにもかかわらず支出され続けているものはないか。または、目的が達成できない蓋然性が高いにもかかわらず支出され続けているものはないか。
- ・ 財源に国または県の支出金等がある事業(もしくはあった事業)についても、市として有効性等を勘案し主体的に事業を実施しているか。
- ・ 当該事業による行政サービスは、市民が十分に利用しているといえるか。また、そのための広報または周知活動は十分に実施されているか。

(2) 法令等への準拠性について

- ・ 契約にかかる事務手続が法律、条例、諸規則及び要綱などに準拠しているか。
- ・ 要綱、協定書、契約書及び仕様書等に記載されている内容は適切に遂行されているか。
- ・ 補助金等が補助対象外の事業または経費に充当されていないか。
- ・ 補助金等の交付を受ける団体の組織、財政状態、活動内容等は補助対象として適当か。また、特定の団体や個人に対する優遇措置となっていないか。
- ・ 結果的に特定の地域や業界の利益のみが優先され、他の地域や業界との間に著しい不公平が生じていないか。
- ・ 事業に供される資産の管理は適切に行われているか。
- ・ 財政援助団体等の経理は適切な処理が行われ、かつ開示されているか。

(3) 事業の経済性・効率性について

- ・ 事業費の積算見積は適切に行われているか。
- ・ 事業の実施方法として、市の直営か民間事業者への委託かを適切に選択しているか。
- ・ 他の事業との重複や無理な細分化はないか。
- ・ 事業の対象や範囲は適切な規模でグルーピングされているか。
- ・ 他の団体(県、他市町村、各協同組合、商工会議所等)が実施する類似事業との関係は適切に考慮されているか。

3. 監査手続

『2. 監査要点』に記載したそれぞれの事項を検証するために実施した監査手続は以下のとおりである。

(1) 監査対象事業の概要把握

監査対象事業についての事業説明資料等を閲覧した。また、これらの資料について、事業を所管する部署から意見聴取を行い、事業の概要を確認した。

(2) 関連資料の閲覧と所管部署に対する質問

監査対象事業について、予算の執行に関連する資料及び事業の実績または効果を検証することができる資料を閲覧し、これを精査した。また、委託業務の契約相手先、補助金等の交付相手先に関する資料を閲覧し、これを精査した。

これらの内容については、必要に応じて適宜所管課に対し質問を実施している。

(3) 現地視察

監査対象事業によっては、必要に応じて実地に赴き、事業の状況を視察した。また、現場担当者に事業の概況について意見を聴取した。

(4) 監査報告書の作成

以上の結果を取りまとめて、監査報告書を作成した。

第3章 監査対象の基本的事項

1. 柏市の産業

(1) 柏市の製造業

図表 1 は柏市の製造業における事業所数、従業者数及び製造品出荷額等のデータである。それぞれ平成 24 年度、平成 29 年度及び令和 4 年度のものを記載している。

柏市の場合、ほとんどの業種において、事業所数、従業者数及び製造品出荷額等のいずれも平成 24 年度から平成 29 年度にかけて一度下落しているが、その後令和 4 年度までの間に回復し、平成 24 年度の水準を上回る状況になっている。

平成 24 年度から平成 29 年度にかけての事業所数の減少は、食料品製造業と金属製品製造業によるところが大きい。また、平成 29 年度から令和 4 年度にかけての事業所数の増加は、印刷・同関連業、金属製品製造業、生産用機械器具製造業及び業務用機械器具製造業の影響が大きい。

従業者数と製造品出荷額等については、平成 29 年度から令和 4 年度にかけての増加が顕著であるが、主に食料品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業及び化学工業が大きく増加している。

令和 2 年度から令和 4 年度までは、新型コロナウイルス感染症の蔓延が経済に大きな影響を及ぼした期間である。それにより一時的な経済の落ち込みはあったものの、そこからの回復過程が景気を押し上げ、加えてインフレ傾向が明確になってきたのが令和 4 年度である。それにより、生活必需品関連産業や原材料を輸入する分野においては、製造品出荷額等の取扱金額が増加しており、一時的な需要増が発生している状態である。

図表 1 柏市の製造業データの推移

区分	事業所数			従業者数（人）			製造品出荷額等（万円）		
	H24	H29	R4	H24	H29	R4	H24	H29	R4
製 造 業 計	281	247	293	9,177	8,588	9,922	25,064,455	23,845,224	30,810,935
食料品製造業	34	28	27	1,991	1,771	2,413	4,424,689	3,941,001	7,846,216
飲料・たばこ・飼料製造業	2	2	2	149	161	149	X	X	X
繊維工業	10	6	9	397	305	373	775,247	764,077	971,625
木材・木製品製造業（家具を除く）	2	2	3	16	22	24	X	X	47,497
家具・装備品製造業	3	2	8	24	17	47	26,020	X	134,139
パルプ・紙・紙加工品製造業	10	11	9	288	421	830	729,795	852,534	1,886,096
印刷・同関連業	13	10	16	202	151	321	239,702	129,822	847,299
化学工業	6	6	10	142	158	467	269,468	384,487	1,613,210

区分	事業所数			従業者数（人）			製造品出荷額等（万円）		
	H24	H29	R4	H24	H29	R4	H24	H29	R4
石油製品・石炭製品製造業	1	1	1	18	23	1	X	X	X
プラスチック製品製造業（別掲を除く）	27	24	24	382	789	689	439,775	2,105,105	1,881,640
ゴム製品製造業	8	7	7	205	170	134	295,245	356,285	228,826
なめし革・同製品・毛皮製造業	4	5	6	129	108	89	106,964	125,068	92,687
窯業・土石製品製造業	8	7	8	312	327	304	1,283,535	1,633,896	1,393,368
鉄鋼業	8	9	7	355	353	341	1,579,462	1,462,205	1,314,581
非鉄金属製造業	3	2	2	41	43	31	101,375	X	X
金属製品製造業	63	54	59	1,315	1,352	1,267	2,812,619	3,008,510	3,205,115
はん用機械器具製造業	9	6	9	178	131	217	409,322	296,168	550,202
生産用機械器具製造業	20	23	29	737	895	744	2,069,051	3,083,524	2,577,825
業務用機械器具製造業	12	9	15	611	395	292	885,030	682,021	741,033
電子部品・デバイス・電子回路製造業	4	4	2	123	58	31	176,453	84,572	X
電気機械器具製造業	13	12	14	1,353	713	963	5,356,139	1,909,718	1,373,283
情報通信機械器具製造業	—	—	1	—	—	4	—	—	X
輸送用機械器具製造業	4	3	5	25	21	43	40,582	38,436	123,439
その他の製造業	17	14	20	184	202	148	151,969	335,524	195,625

※ 各年度とも経済構造実態調査 製造業事業所調査（地域別統計表データ）より出典。

※ 製造品出荷額等の X 印は事業所数が 2 以下のため、記載を差し控えており、計が合わない。

(2) 柏市の商業

図表 2 は柏市の卸売業及び小売業における事業所数、従業者数及び年間商品販売額のデータである。それぞれ平成 24 年度、平成 28 年度及び令和 3 年度のものを記載している。

卸売業及び小売業の事業所数、従業者数及び年間商品販売額いずれについても平成 24 年度から平成 28 年度にかけて増加していたが、平成 28 年度から令和 3 年度にかけて減少している。

令和 2 年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響が大きく、特に対面で行う商業活動は一時期全面的に打撃を受けたことが大きく影響していると思われる。それにより、平成 20 年代以降も順当に成長してきた柏市の商業は、令和 3 年度の時点では一旦縮小を余儀なくされている。

なお、経済センサスのデータは令和 3 年度が最新のため、新型コロナウイルス感染症の影響から脱した後の回復基調は下記のデータからは読み取れない。

図表 2 柏市の商業データの推移

区分	事業所数			従業者数（人）			年間商品販売額（百万円）		
	H24	H28	R3	H24	H28	R3	H24	H28	R3
卸 売 業 計	510	599	541	4,313	5,663	5,491	346,670	444,948	417,729
小 売 業 計	1,629	1,799	1,718	17,472	20,343	21,724	395,987	472,347	476,149
織物・衣服・身の回り品小売業	294	356	288	1,888	2,419	2,915	38,374	46,973	41,731
飲食料品小売業	457	480	449	6,677	7,699	8,269	105,883	115,120	124,253
その他の飲食料品小売業	202	228	237	2,336	2,848	3,551	29,627	32,500	32,219
機械器具小売業	199	243	251	1,750	2,069	2,343	68,915	90,057	96,799
医薬品・化粧品小売業	138	179	204	1,270	1,766	2,187	25,943	39,539	51,483
その他の小売業	339	313	289	3,551	3,542	2,459	127,245	148,158	129,664

※ 各年度とも「経済センサス 活動調査」(経済産業省)より出典。

※ 表中のデータには飲食店のものは含まない。

(3) 柏市の農業

図表 3 は柏市の農業に関する基本データである。それぞれ平成 22 年度、平成 27 年度及び令和 2 年度のものを記載している。

柏市全体の数字を見ると、耕地全体の面積は平成 27 年に底を打ち、令和 2 年に若干の増加に転じている。しかし、地域別に見ると田中村と手賀村のみが増加しており(柏町は微増)、他は減少傾向がはっきりしている。また、経営耕地のある実経営体数は全ての地域で減少傾向である。

栽培している種別の面積で見ても、田中村と手賀村の田、柏町と手賀村の畑、土村の樹園地が増加しているだけで、他はほとんどが減少している。

農業センサスのデータは令和 2 年度が最新であるため、新型コロナウイルス感染症の影響やその後のインフレ及び円安の影響が出てくるのはこの後ということになる。しかし、平成 22 年度から令和 2 年度のデータからでも、農業従事者の高齢化を背景にした担い手不足の影響が十分認識できる。

図表 3 柏市の農業データの推移

(面積の単位:ha)

区分	田の面積			畑(樹園地を除く)の面積			樹園地の面積		
	H22	H27	R2	H22	H27	R2	H22	H27	R2
柏市全体	1,128	994	1,194	821	663	642	77	63	56
土村	38	31	28	199	80	67	8	7	8
柏町	33	22	17	99	73	87	6	4	3
田中村	284	234	302	123	115	104	2	1	1
富勢村2-1	154	137	128	83	88	62	1	2	1
風早村2-1	86	69	67	139	135	123	43	37	32
手賀村	534	501	653	178	171	200	17	11	11
区分	耕地全体の面積			経営耕地のある実経営体数					
	H22	H27	R2	H22	H27	R2			
柏市全体	2,026	1,773	1,892	1,129	862	759			
土村	245	120	102	136	108	89			
柏町	138	103	106	131	97	90			
田中村	409	369	408	213	146	113			
富勢村2-1	238	230	191	116	100	86			
風早村2-1	267	243	222	196	151	141			
手賀村	730	707	863	337	260	240			

※ 各年度とも「農林業センサス」(農林水産省)より出典。

(4) 他都市との比較

ここでは、千葉県内の都市部の他市と比較して、柏市の製造業、商業及び農業の位置づけを確認する。

製造業においては、松戸市が同規模団体であるが、卸売業や小売業では市川市、船橋市及び松戸市がほぼ同規模といつて良い。

一方、農業については、他の市に比べて稲作が盛んである。また、畑作も盛んであり、柏市は県内都市部の中では大規模に農業が行われている自治体であるといえる。

図表 4 製造業データの他市比較（令和 4 年度）

区分	事業所数					
	柏市	千葉市	市川市	船橋市	松戸市	流山市
製造業計	293	577	300	359	398	109
区分	従業者数(人)					
	柏市	千葉市	市川市	船橋市	松戸市	流山市
製造業計	9,922	22,628	7,067	15,730	9,817	2,047
区分	製造品出荷額等(百万円)					
	柏市	千葉市	市川市	船橋市	松戸市	流山市
製造業計	30,810,935	154,302,331	48,000,891	79,245,825	34,551,387	5,879,677

※ 各区分とも経済構造実態調査 製造業事業所調査(地域別統計表データ)より出典。

図表 5 商業データの他市比較（令和 3 年度）

区分	事業所数					
	柏市	千葉市	市川市	船橋市	松戸市	流山市
卸売業計	541	1,503	380	609	506	137
小売業計	1,718	3,799	1,505	2,175	1,779	634
区分	従業者数(人)					
	柏市	千葉市	市川市	船橋市	松戸市	流山市
卸売業計	5,491	20,783	3,322	5,936	4,687	1,302
小売業計	21,724	50,528	17,010	27,188	19,503	7,691
区分	製造品出荷額等(百万円)					
	柏市	千葉市	市川市	船橋市	松戸市	流山市
卸売業計	417,729	2,639,833	381,826	594,576	790,424	126,075
小売業計	476,149	1,162,002	357,304	560,585	354,483	151,305

※ 各区分とも「経済センサス 活動調査」(経済産業省)より出典。

※ 表中のデータには飲食店のものは含まない。

図表 6 農業データの他市比較（令和 2 年度）

区分	柏市	千葉市	市川市	船橋市	松戸市	流山市
経営耕地のある実 経営体数	759	897	282	626	437	168
耕地全体の面積 (ha)	1,892	1,652	304	765	468	193
田の面積(ha)	1,194	653	6	131	73	87
畑(樹園地を除く) の面積(ha)	642	953	78	484	337	91
樹園地の面積(ha)	56	46	221	149	58	15

※ 各区分とも「農林業センサス」(農林水産省)より出典。

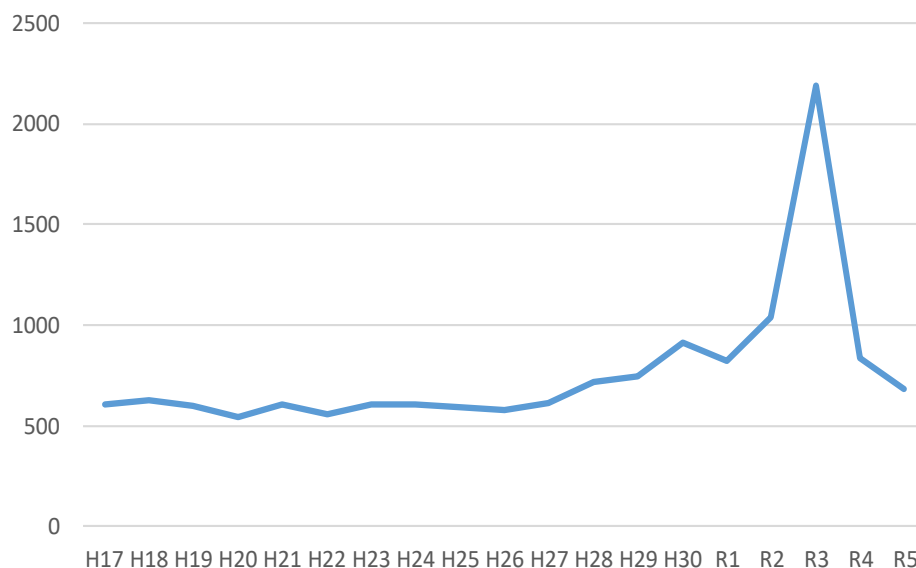
2. 監査対象事業

(1) 農林水産業費（決算額）の推移

図表 7 は、柏市における農林水産業費（決算額）の過去 19 年間の推移をグラフにしたものである。

図表 7 農林水産業費（決算額）の推移

(単位:百万円)



(単位:百万円)

H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
714	744	915	818	1,040	2,188	834	681

平成 19 年度以降においては、平成 29 年度まで概ね 5 億円から 7 億円台の歳出規模であったものが、平成 30 年度に増加している。これは、道の駅しょうなん用の土地を購入したことが大きな原因である。平成 30 年度には、これにかかる予算として約 2 億 7 千万円が計上された。

また、令和 2 年度には、強い農業・担い手づくり総合支援交付金として約 1 億 5 千万円の予算が計上された。

令和 3 年度には、約 22 億円と多額の予算が用意されたが、これは道の駅しょうなん再整備工事が 12 億円ほど計上されたことが大きい。令和 4 年度以降は概ね元の水準に戻っている。

(2) 農林水産業費のうち監査対象とした事業

農林水産業費のうち監査対象とした事業は下記のとおりである。

図表 8 監査対象事業一覧（農林水産業費）

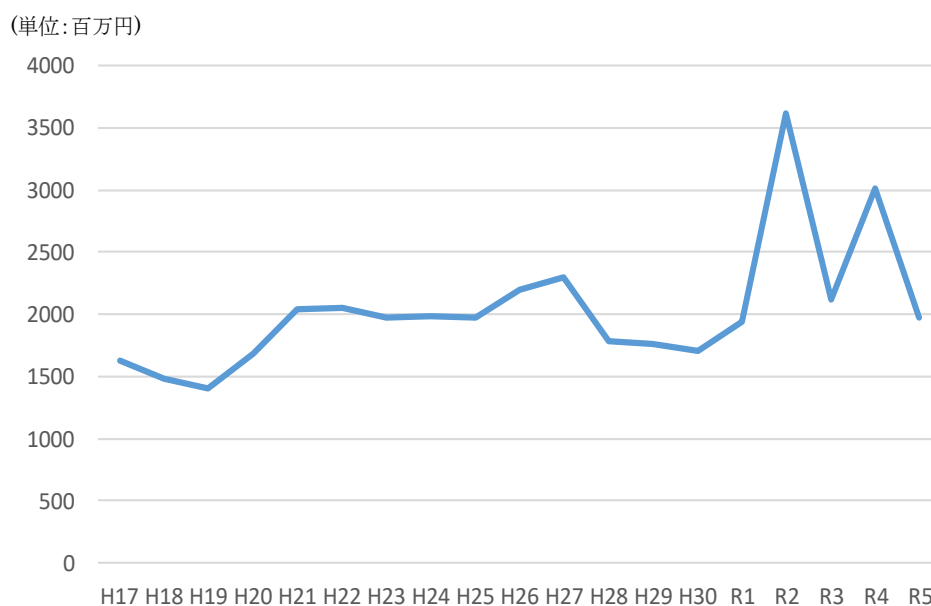
(単位:千円)

款	事業名	所管課	R5 当初予算額
6	農林水産業費		
	農業委員の活動に関する事務	農業委員会事務局	23,856
	農業総務事務	農政課	5,434
	農地基本台帳の整備に関する事務	農業委員会事務局	5,783
	その他農地に関する事務	農業委員会事務局	2,907
	農業振興対策事業	農政課	113,740
	都市農業活性化事業	農政課	34,164
	手賀沼アグリビジネスパーク事業	農政課	35,299
	放射能対策農産物安全安心事業	農政課	1,406
	水田農業構造改革対策事業	農政課	27,603
	柏市都市農業センター管理運営事業	農政課	59,637
	土地改良事業	農政課	142,700
	鳥獣対策に関する事業	農政課	4,282
	林業振興に関する事業	農政課	48,755

(3) 商工費（決算額）の推移

図表 9 は、柏市における商工費（決算額）の過去 19 年間の推移をグラフにしたものである。

図表 9 商工費（決算額）の推移



(単位:百万円)

H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
1,783	1,766	1,708	1,938	3,612	2,115	3,019	1,976

平成 19 年度以降においては、令和元年度まで概ね 15 億円から 20 億円台の歳出規模であったが、令和 2 年度に大きく増加している。この年、新型コロナウイルス感染症が市民経済にもマイナスの影響を与えた。それにより、経済対策の必要性も増し、中小企業支援給付金約 16 億円、中小企業経営雇用支援金約 3 億 1 千万円などの施策が実施された。

翌令和 3 年度において、これらの事業はなくなったが、柏市飲食店キャッシュレス決済ポイント還元事業委託に約 1 億 9 千万円、新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金積立金 2 億円など、新型コロナウイルス感染症の影響はこの年も続いた。また、柏市飲食店キャッシュレス決済ポイント還元事業委託は令和 4 年度も継続し、約 10 億円が予算として計上され、特に影響が大きかった飲食店などへの支援策が実施された。

(4) 商工費のうち監査対象とした事業

商工費のうち監査対象とした事業は下記のとおりである。

図表 10 監査対象事業一覧（商工費）

(単位:千円)

款	事業名	所管課	R5 当初予算額
7 商工費			
	商業事業補助金	商工振興課	51,160
	工業事業	商工振興課	5,038
	融資事業	商工振興課	1,312,005
	インフォメーションセンター運営事業	商工振興課	35,229
	観光事業	商工振興課	29,555
	観光事業補助金	商工振興課	21,296
	消費生活相談事業	消費生活センター	30,785
	消費者啓発事業	消費生活センター	7,677
	その他消費者支援事業	消費生活センター	666
	放射線対策事業	消費生活センター	272
	計量検査等事業	消費生活センター	8,564
	消費生活センターの管理運営事業	消費生活センター	1,178
	新産業支援事業	商工振興課	26,750
	スタートアップ支援事業	商工振興課	33,000
	事業継続支援事業	商工振興課	6,455

(5) その他の監査対象について

今般の監査テーマは、「産業振興事業に関する事務の執行について」としている。そのため、農林水産業費と商工費以外にも当該監査テーマに関連する事業については監査対象とするか検討した。

その結果、次の特別会計及び財政援助団体等については、監査テーマとした。

《公設総合地方卸売市場事業特別会計》

柏市公設総合地方卸売市場は、市民の食生活に欠くことのできない生鮮食料品及びその加工品を全国各地から大量に集め、周辺地域へ適正な価格で迅速に安定供給するため、卸売市場法に基づいて柏市が開設したものである。

令和 5 年度決算額では、商工費から約 1 億 8 千万円が繰入れられており、本特別会計の歳入とされている。

《一般財団法人柏市まちづくり公社》

一般財団法人柏市まちづくり公社は、柏市及びその周辺における都市機能及び都市環境の充実向上を目指し、民産官学の協働によるまちづくり事業を推進し、もって柏市及びその周辺の健全な発展と住民福祉の向上に寄与することを目的とする一般財団法人である。

社会環境・経済環境が変化する中、当初の設立目的からも状況は変化しており、今後は民間ができることは民間に任せ、市ではできない事業や民間でも参入しない事業など、公社ができること、市民や事業者から求められているまちづくりに必要な事業など、柏市の健全な発展と住民福祉の向上を目的に組織のあり方や事業の検討を進め実施に向け取り組むこととしている。

《一般社団法人柏アーバンデザインセンター》

市は、公・民・学連携による地域の機動的なまちづくりの拠点である柏アーバンデザインセンターの運営の安定化に寄与し、もって柏駅周辺地域のまちづくりの推進を図るため、センターの管理運営に要する費用に充てる目的で負担金を支出している。

この負担金は、「公民学連携によるまちづくりの推進のための負担金」という名称であり、令和 5 年度の決算額は、22,661 千円となっている。

第4章 外部監査の結果及び意見―総論―

1. 監査の結果及び意見の総括

令和6年度柏市包括外部監査における特定の事件(監査テーマ)は、「産業振興事業に関する事務の執行について」とした。包括外部監査人は、この特定の事件について、監査の基本的な方針を定め、それに基づいて監査要点を抽出し、各監査要点について監査手続を実施した。その監査の結果及び意見の総括は、以下のとおりである。

また、本章『**2. 指摘事項及び意見一覧**』に事業ごとの指摘事項及び意見を一覧形式でまとめ、続く『**第5章 外部監査の結果及び意見―各論―**』において、事業ごとの指摘事項及び意見の詳細な内容を記載している。

※【指摘】

【指摘】(指摘事項)は、今後、市において措置することが必要であると判断した事項である。主に、合規性に関すること(法令、条例、規則、規程、要綱等に抵触する事項)となるが、一部、社会通念上著しく適正性を欠いていると判断される場合についても同様に、【指摘】として記載している。

※【意見】

【意見】は【指摘】には該当しないが、経済性・効率性・有効性の視点から、施策や事業の運営合理化のために、包括外部監査人として改善を要望するものであり、市がこの意見を受けて、然るべき対応を行うことを期待するものである。

『**第5章 外部監査の結果及び意見―各論―**』に記載している個々の事業にかかる指摘事項及び意見は、当該事業についての措置を当然に求めるものである。一方で、市が実施する産業振興事業や経済活性化策は、民間の経済活動の支援事業であり、その意味では各事業の目的や考え方には共通するものがある。

そこで、市に対しては、指摘事項及び意見を記載した事業については当然として、類似する他の事業や監査対象年度において終了したものの後継の事業が続いている事業についても本報告書にて指摘した事象が当てはまるかどうかを積極的に検討し、適切に対応していくことを望む。

(1) 事業のPDCAサイクルについて

『第2章 監査の視点 1. 監査の基本的な方針 (1) 事業の有効性について』にて記載したとおり、市が実施する事業の有効性を問うためには、事業目的を明確にするための客観的な目標の設定を前提に、その成果の測定が適切に行われているかを検証する必要がある。今般の監査における事業の有効性にかかる結論、すなわち事業のPDCAサイクルに関する意見は大きく分けて以下の2つの類型となった。

- ① 事業実施前の段階における課題
- ② 事業実施後の段階における課題

① 事業実施前の段階における課題

事業実施前の段階における課題とは、PDCAサイクルにおける「P」あるいはそのさらに前の段階における課題である。

『【意見 28】成果指標の設定について(柏市商工団体補助金)』(事業名:商業事業補助金)では、次のような意見を記載した。

市では補助金の適正化ガイドラインにおいて、補助事業に関しては、「インプット・アウトプット・アウトカムを区別した上で、適切な成果指標(アウトカム指標)を設定する」とともに「各指標に基づいた効果測定及び達成状況を把握」し、「達成状況等を基に事業の有効性・効率性等を検証し、随時必要な改善や見直しを行う」旨を定めているが、柏市商工団体補助金の対象となる柏商工会議所、柏市沼南商工会及び柏市商店会連合会に対する補助金については成果指標を設定していない。

当該補助金の交付目的が地域経済の発展に資することである以上、短い期間を対象とするアウトカム指標を設定することは難しい面もあるが、交付対象団体の活性化の程度や中心となる事業の実施状況等を示す指標により代替することも一案である。あくまで間接的な指標ではあるものの、例えば、柏商工会議所及び柏市沼南商工会における各種相談・指導件数や会員数(もしくは加入率)、柏市商店会連合会における各種イベント等の実施回数・参加者数や加入商店会数、各商店会への加入会員数(もしくは加入率)等を指標として設定することを検討するよう意見を記載した。

また、『【意見 37】企画提案書における提案事項の総括的な評価について』(事業名:インフォメーションセンター運営事業)においては、次のような意見を記載した。

平成31年における公募時に受託事業者から提出された企画提案書においては、11の業務が提案されており、プレゼンテーション審査の採点においても「新規性・独創性」に高い評点が付されている。

しかし、提案された業務には、「柏市全域に「まちの駅」ネットワークの構築」、「シックイノベーションラウンジ」、「賛助会員(KIC サポートーズ)制度の見直しと活用」等のように、5 年の委託期間においては、結果として実施に至らなかったものも複数ある。企画提案書は委託契約の締結前に作成されるものであり、事業者側の情報の制約等から、業務開始後に必ずしも全ての項目をそのままの形態で実施する義務を負うものではない。しかし、委託先事業者の選定方法としてプロポーザル方式を採用し、事業者からの提案事項も含めて評価・選定した以上、契約後において受託事業者はその実現に努力するとともに、市もその実施を促すことが適切であろう。

今回、委託業務期間が終了するにあたり、今後のかしわインフォメーションセンター業務の見直し等に活かせるよう、実施できた提案事項と実施に至らなかった提案事項とを整理し、実施に至らなかった事項についてもその必要性や阻害要因等进行分析する等、提案事項の総括的な評価を実施すべく意見を記載した。

② 事業実施後の段階における課題

事業実施後の段階における課題とは、PDCAサイクルにおける「C」あるいは「A」の段階における課題である。

『【意見 2】遊休農地の発生防止及び解消の状況について』(事業名:農業委員の活動に関する事務)では、次のような意見を記載した。

農業委員会は、遊休農地の発生防止及び解消を行うとされており、市も柏市農業委員会も農業委員会等に関する法律第 7 条第 1 項に基づく指針(以下「柏市指針」という。)で遊休農地の解消目標を掲げ、実績を公表している。

柏市指針は、令和 4 年 4 月時点で 52.4ha ある遊休農地を令和 7 年 3 月までに 32.4ha とする目標を掲げている。しかしながら、令和 5 年度末の遊休農地は 58.7ha であり、令和 7 年 3 月での目標達成は難しい状況と思われる。

遊休農地の発生防止及び解消については、現在の遊休農地の解消を図るとともに、新たな遊休農地の発生をいかに食い止めるかが重要と考える。

柏市指針では、遊休農地の発生防止及び解消の具体的な方法として、「農地の利用状況調査並びに利用意向調査の実施」、「戸別訪問による遊休農地の発生防止」及び「利用権設定等の促進」の 3 点を掲げている。

市においては、農業者の高齢化が進んでいる一方、後継者不足が続いており、新たな遊休農地が増加するリスクは今後も継続していくと想定される。そのリスクを減らすためには、利用状況調査、利用意向調査及び個別訪問などによって、農業委員等、市が、農家の情報の把握に努め、その情報の共有化を図り、農家の実情に合わせたきめ細かい対応を迅速に図っていくことが重要であり、その役割の一翼を担う農業委員等の役割は今後も重要であると思われる。

また、『【意見 7】柏市農業振興補助金(水稲病虫害防除事業)の効果について』(事業名:農業振興対策事業)では次のような意見を記載した。

K 団体は、柏市からの補助金 16,000 千円、農家負担金 21,532 千円などを財源として、水稲病虫害の発生を未然に防止することを目的に、無人ヘリコプターの利用及び地上防除による病虫害一斉同時駆除を行っている。

令和 5 年度 K 団体事業報告の「3 水稲病虫害発生状況調査について」によると、「令和 5 年 7 月 7 日(金)(散布前)、7 月 27 日(木)(散布後)の計 2 回実施。調査の結果、例年並みの効果が確認された。」とある。

K 団体では、散布の事前、事後に虫のすくい取りを実施し、効果の確認を行っている。令和 5 年度は、散布後にも関わらず対象病虫害のウンカが大幅に増加している。このことから、例年並みの効果が確認されたとは言い難い。

市においては、効果の確認が正確に行われていたのか、正確に行われていたならば、ウンカが増加していることについてはどのような理由が考えられるのかなど、K 団体に確認し、補助の効果を検証する必要がある旨意見を記載した。

どのような物やサービスが人々に受入られるかを事前に知る術はない。したがって、どのように産業振興事業や経済活性化策を練り上げ実行していくかといえば、月並みだが試行錯誤を繰り返すしかない。それも資金や人といった資源が非常に限られた中で実施せざるを得ない。それゆえ、PDCAサイクルが重要になるのである。

このPDCAサイクルを事業の中で実践していこうと考えるならば、①事業目的を明確にすること、②事業にかかる目標を設定すること、③事業にかかる成果の測定を正確に行うこと、が重要である。このことを認識した上で、産業振興事業や経済活性化策にかかる事業に取り組むことを強く要望する。

加えて、産業振興事業や経済活性化策にかかる事業は、本来、地方公共団体が行っていく上では非常に難しい事業でもあることを再認識していただきたい。それは、一つには、経済活動の本質にかかる問題として、将来を予測することは誰にもできないのであって、それゆえ、経済活動においては失敗が付きものであるということである。このことは、経済活動の主体が、中小企業であっても、完成した組織である地方公共団体であっても変わらない。市の組織としての硬直的な側面だけが前面に出てくると失敗ばかり気にして効果的な産業振興事業や経済活性化策は生まれてこないであろう。少なくとも産業振興事業や経済活性化策にかかる事業においては、失敗から学んだ事実を積み重ねて新たな事業の形態や実施方法を研究していく姿勢で臨まなくてはならないし、それを許容する組織にならないければ成果は覚束ないと考えるべきである。

さらにもう一つの問題として、経済活動は時々刻々と環境が変化していく中での意思決定を迫られるということである。したがって、上述のように失敗から学んだ事実を積み重ねて新たな事業の形態や実施方法を研究していかなければならないが、これを可能な限り速やかに実施していかなければならない。それゆえ、市の事業におけるPDCAサイクルも切れ目がないようにし、効果が薄いと判断したならば、直ぐに新たな方法を模索することが要求される。

図表 11 事業のPDCAサイクルについて【個別意見】

所管課	事業名	結果または意見の内容	
農業委員会事務局	農業委員の活動に関する事務	意見 1	農地利用の集積・集約化の状況について
農業委員会事務局	農業委員の活動に関する事務	意見 2	遊休農地の発生防止及び解消の状況について
農業委員会事務局	農業委員の活動に関する事務	意見 3	違反転用への対応について
農政課	農業振興対策事業	意見 7	柏市農業振興補助金(水稻病虫害防除事業)の効果について
農政課	都市農業活性化事業	意見 9	新規就農者支援について
農政課	柏市都市農業センター管理運営事業	意見 15	指定管理者の実績について
商工振興課	商業事業補助金	意見 28	成果指標の設定について(柏市商工団体補助金)
商工振興課	工業事業	意見 30	柏市企業立地促進事業奨励金の成果指標について
商工振興課	融資事業	意見 31	制度融資取扱金融機関に対する預託金額の見直しについて
商工振興課	インフォメーションセンター運営事業	意見 37	企画提案書における提案事項の総括的な評価について
商工振興課	インフォメーションセンター運営事業	意見 38	委託業務に伴う収入の取扱いについて
商工振興課	事業継続支援事業	意見 52	事業承継問題について

(2) 情報収集と情報発信について

上述したとおり、産業振興事業や経済活性化策にかかる事業は、PDCAサイクルが重要である。しかし、PDCAサイクルを機能させるには、市が取り組んでいることを市民や事業者知ってもらうこと、逆に市民や事業者が何を望んでいるかを市が知ることが前提条件となるが、この点について不十分と思われる事例が見られた。

市は市民や事業者のニーズを的確に把握しているのかという点について、『① 情報収集にかかる課題』にて記載し、また、市は市民や事業者の事業に資する制度等を周知できているかについて、『② 情報発信にかかる課題』にて記載した。

① 情報収集にかかる課題

情報の収集にかかる事例として、『【意見 5】農家の状況調査の回答書の回収率について』(事業名:農地基本台帳の整備に関する事務)を記載している。

農業委員会事務局は、毎年、市内全農業者を対象として、農家所有農地の耕作状況等の調査を行っている。

調査は、8月1日を基準日として、農家基本台帳に記載されている世帯に調査書として農家基本台帳の該当ページを送付し、記載項目に修正点があれば訂正を行ってもらい、その農家基本台帳を農業委員会事務局へ返信してもらう方法で行っている。農業委員会事務局は、返信された修正事項を農家基本台帳に反映させており、この調査は農家基本台帳の精度を高めるための重要な手続となっている。

しかし、調査書の回収率は76%前後で推移しており、高いとはいえない。

農地の転用、農地の所有権移転(相続を除く)、農地の賃貸借、農地の賃貸借の解約を行う場合は、農業委員会又は農政課での手続が必要となる。手続を実施したことによって農家基本台帳の記載内容に修正が生じた場合、回答書の提出を失念していると、修正事項が農家基本台帳に反映されない可能性がある。

農業委員等は通常、担当地域の農地のパトロールを実施しており、農家等への声掛けを行っている。回答書の提出時期には、パトロールを実施する際に農家へ回答書の提出を促すことも方法である。

また、未回答の案件のなかには、修正点がないため未回答とされているものが含まれている可能性がある。修正点がない場合でも調査書を提出する必要があるが、このことを認識していない農家が存在している可能性がある。回収率を高めるための取組の一つとして、「修正点がない場合も返信してください」などの文言を付加するなどして、修正点がない場合も返信が必要なことを強調しておく必要がある旨意見を記載した。

また、『【意見 33】中小企業融資業務委託における経営支援業務の位置付けの

見直しについて』(事業名:融資事業)には次のような意見を記載した。

制度融資においては、利用者からの申し込みを市内の取扱金融機関にて受付け、柏商工会議所もしくは柏市沼南商工会が融資の可否に係る審査及び融資実行後の経営支援業務等を行い、並行して千葉県信用保証協会が融資に係る保証審査を行った上で、取扱金融機関が融資を実行する。その際、融資の可否に係る審査及び融資実行後の経営支援業務等については、旧柏市内の事業所分に関しては柏商工会議所へ、旧沼南町内の事業所分に関しては柏市沼南商工会へ委託(中小企業融資業務委託)する形態を採っている。

経営支援業務とは、融資実行後に柏商工会議所もしくは柏市沼南商工会が融資先企業を訪問し、融資資金使途や経営状況の確認、各種情報の提供、経営相談及びアドバイス等を行うものとされ、伴走型支援として市の制度融資における重要な機能の一つと位置付けられるが、令和 5 年度における支援の実績は報告されていない。

市によれば、令和 4 年度以降、柏商工会議所及び柏市沼南商工会にて行われている経営相談事業や市から別途委託している専門家による個別相談事業にて対応される場合がほとんどとなっており、結果として、本委託業務の一環としては行われていないとのことである。

制度融資利用者に対する経営支援が他の事業等により代替されているのであれば、必ずしも本委託業務の一つとして行う必要はないが、現行の仕様書においては、その実態が反映されていない。まずは制度融資利用者に対する経営支援の必要性や求められる支援方法等をあらためて整理するとともに、例えば、制度融資利用者に対して積極的に利用促進を促す旨等を仕様書に明示した上で、当該個別相談事業等を活用した経営支援の実績報告を求めるなどして、希望者に対する経営支援が円滑に行われ、かつ市がその実態を把握できるよう仕様書を見直されたい。

② 情報発信にかかる課題

情報の発信にかかる事案としては、『**【意見 56】消費生活センター所在地の移転について**』(事業名:消費生活相談事業)を記載している。

消費生活センターは、平成 24 年 8 月 6 日にそごう柏店アネックス館 5 階から中央体育館管理棟 1 階に移転した。現在の消費生活センターまでは、柏駅から徒歩 25 分又はバス乗車によるアクセス、北柏駅から徒歩 15 分又はバス乗車によるアクセスとなり、以前のそごう柏店アネックス館に比べると不便な所在地となっている。また中央体育館管理棟であり、外観的にもやや見つけにくい場所となっている。実際に消費者相談で来所される市民からもアクセスが不便であるとの声もある。

また、現状、消費生活センターに所属する消費生活相談員は定数 8 名に対して、5 名しか所属していない。現在も消費生活相談員を公募しているが、面接審査等を行い、採用を通知しても、条件等が合わず、辞退される応募者が最近では続いている状況である。消費生活相談員の定数 8 名分の業務に対して、5 名で対応している状況であり、消費生活相談員の確保は必要である。そのためには消費生活相談員の通勤の利便性の向上も検討すべきである。

消費生活相談員の通勤の利便性を確保し、消費生活相談員の確保も必要であるが、消費者相談で来所する市民の交通の利便性を考慮することも必要と考える。

消費生活センターへのアクセスの利便性を確保するため、消費生活センターの移転の検討を行うべきである。

また、『**【意見 40】柏市ふるさと産品ホームページの更新・管理について**』（事業名：観光事業）には次のように記載している。

市では柏市ふるさと産品認定事業業務委託契約を受託者と締結している。受託者の業務の内容として、柏市ふるさと産品ホームページの更新・管理の記載があった。

柏市ふるさと産品ホームページを往査日（令和 6 年 8 月 28 日現在）に確認したところ、トップページ「INFORMATION 新着情報」として、「2022 年 11 月 16 日 NEW 柏ふるさとフェスティバル 2022 開催のお知らせ」「2021 年 10 月 26 日 柏ふるさとフェスティバル開催のお知らせ」との表示があり、「INFORMATION 新着情報」の更新が全く行われていなかった。

柏市ふるさと産品ホームページの「認定品」をクリックし、「柏市の認定品をご紹介」で各認定品をクリックすれば、それぞれの認定品がいつ投稿されたかが分かるが、それ以外はホームページのどの箇所の更新が行われているのか全く分からない状況であった。

市としては、柏市ふるさと産品を PR するために柏市ふるさと産品ホームページの更新情報を閲覧者に対して認識できるように柏市ふるさと産品認定事業業務の受託者に対して指導すべきである。

上述したように、産業振興事業や経済活性化策にかかる事業においては、一つ一つの事業について成功か失敗かを議論するのではなく、事実の積み重ねから将来の方向性を見出すべく努めなければならない。そこで、事業実績と呼べるものがない、または非常に少ない事業についてはその事実と真正面から向き合い、経済活動のプレイヤーである事業者のニーズを的確に捉えているかどうかを再検討する必要がある。

事業実績がない理由には様々なものが考えられる。一つには、事業そのものやそ

の内容の周知不足が考えられる。市の対応としては、まずこの可能性を考え、周知の徹底を行う必要がある。しかし、何年間にわたって実施している事業の場合は、既に事業そのものについては周知も進んでいるはずであり、それでも実績が上がらないならば、市はこの事業の仕様が事業者のニーズと合致していないことを疑うべきであろう。その場合、事業のどのようなところが使い勝手が悪いのか想定していた事業者に聞いてみるのが良い。身近に聞ける事業者や法人、同業者団体や商工団体などがある場合、直接聞いてみるのも良いし、広範な意見が欲しい場合にはアンケートを実施するのも妙案である。さらに手軽さという点から考えるならば、ホームページなどに意見を書き入れられるようにすることもよい。ニーズに関する情報を収集した後、想定していた事業者のニーズと市の意向がどうしても合致しない場合には、思い切って事業のコンセプトを変えてみることも重要である。

図表 12 情報収集と情報発信について【個別意見】

所管課	事業名	結果または意見の内容	
農政課	都市農業活性化事業	意見 8	耕作放棄地再生作業委託について
農業委員会事務局	農地基本台帳の整備に関する事務	意見 5	農家の状況調査の回答書の回収率について
農政課	柏市都市農業センター管理運営事業	意見 18	指定管理者候補者選定委員会の構成について
商工振興課	融資事業	意見 33	中小企業融資業務委託における経営支援業務の位置付けの見直しについて
商工振興課	融資事業	意見 34	利用実績の低い融資資金メニューの見直しについて
商工振興課	観光事業	意見 40	柏市ふるさと産品ホームページの更新・管理について
商工振興課	スタートアップ支援事業	意見 48	スタートアップ特設ホームページ(柏 STARTUPS)について
商工振興課	事業継続支援事業	意見 51	事業承継・小規模企業相談員事業委託における専門家相談活動について
商工振興課	事業継続支援事業	意見 53	市内中小事業者販路拡大支援事業負担金における展示会等への出展企業について
消費生活センター	消費生活相談事業	意見 56	消費生活センター所在地の移転について
消費生活センター	消費者啓発事業	意見 57	柏市消費者教育推進計画(一部改訂版)について
消費生活センター	消費者啓発事業	意見 58	「柏市消費者教育推進連絡会つうしん」の公表について

所管課	事業名	結果または意見の内容	
消費生活センター	消費者啓発事業	意見 59	千葉県消費者団体ネットワーク強化・活性化事業の実施について
消費生活センター	消費者啓発事業	意見 60	各種消費者講座・消費生活コーディネーター研修の撮影について
消費生活センター	消費者啓発事業	意見 61	柏市の全庁的な消費者教育の啓発の必要性について
消費生活センター	計量検査等事業	指摘 8	柏市消費者行政の概要(令和 5 年度実績)の記載誤りについて

(3) 事務手続の妥当性について

ここでは事務手続に問題があった事例について記載する。

一者随意契約の際の随意契約理由の妥当性に関する事例やそもそも一者随意契約でなければならなかったのが疑問である事例が見受けられた。

『【指摘 1】農業委員会サポートシステムにおける台帳データ更新のための作業委託の一者随意契約について』(事業名:農地基本台帳の整備に関する事務)では次のような指摘を付した。

農業委員会事務局は、令和 5 年度から農業委員会サポートシステム(以下「サポートシステム」という。)を導入している。

サポートシステムは、平成 26 年 4 月に施行された改正農地法に基づいて農業委員会等が行う、インターネットの利用による農地台帳及び農地地図の作成及び公表事務等を実現するためのシステムである。

サポートシステムを導入するにあたっては、現行の農地台帳システムで管理しているデータをサポートシステムへ移行する必要がある。

農業委員会サポートシステムにおける台帳データ更新のための作業委託は、現行の農地台帳データをサポートシステムに移行するための業務を委託するもので、A 社と契約金額 990,000 円(税込)、一者随意契約により契約を締結している。

財務規則第 139 条第 1 項では、随意契約に付するときは、原則として 2 以上のものから見積書を徴さなければならないとしているが、本事業は受託者のみから見積書を徴している。

本事業の一者随意契約理由書によると、「当該事業者は自社システムから農業委員会サポートシステムへの移行用データ作成及び千葉県内では B 社が提供するシステムから農業委員会サポートシステムへの移行用データ作成業務を請け負っており、データファイルレイアウト等を熟知している。そのため、他の業者では B 社が提供するシステムからのデータ移行などに多大な時間と経費を要するため」、契約の相手方として A 社を選定したものである。

他に対応できる事業者が想定できないのであれば一者随意契約とすることに合理性が認められるが、「他の業者では多大な時間と経費を要するため」では一者随意契約の理由として妥当ではない。

本事業は、2 以上のものから見積書を徴する必要がある。

また、『【指摘 13】まちづくり事業推進業務委託契約書について』（団体名：一般財団法人柏市まちづくり公社）では次のような指摘を付した。

まちづくり事業推進業務では、まちづくり事業推進業務委託が行われているが、当該業務委託については下記のような問題点が見受けられた。

（その1）契約の方法が契約規則に準じていない

当契約は一者随意契約とされているが、契約書があるのみで、契約締結時の執行伺一式が記録として残されていないため、その妥当性については監査できない。

当契約の委託先とである C 社は、当公社の事務局長が代表の法人であり、執行伺一式がなくても、実務的な問題は起きていない可能性もあるが、法人内の契約規程等の内部規定に準じた事務手続を行わなければならない。

（その2）契約書の自動更新について

当契約の委託期間は 1 年間であるが、自動更新条項が規定されている。

市の外郭団体である当公社では、単年度の予算により運営されており、契約は予算に基づき行われることを考えると、次年度以降にも支出を伴う自動更新条項は法人運営に馴染まない。また、長期的・安定的に契約を締結する目的であれば、契約規程に「長期継続契約」の定めがあるため、その要件に照らして検討すべきである。

（その3）契約内容の明確化と委託仕様書の作成について

当公社の定款第 4 条には目的としている事業が 29 事業あり、委託して実施すべき事業と実施しなくても問題のない事業を明確に区分しなければ、委託した業務が完了したかどうか、あるいはその品質はどうだったかなどの評価はできない。そのために、第 2 項において、詳細な内容は、別紙まちづくり業務委託仕様書に定めるとあるが、別紙の仕様書は作成されていない。

当委託契約については、既に契約期間も終了し、その対価の支払いまで完了しているが、業務が契約書どおりに完了したことを確認できる書類はない。自動更新となる、令和 6 年度の業務内容を明確にするためにも、仕様書の作成等、契約規程に準拠した手続を実施しなければならない。

(その4) 利益相反取引について

一般財団法人においては、理事と法人の取引について、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)において、忠実義務(第83条、第197条)及び競業及び利益相反取引の制限(第84条、第197条)が規定されている。

忠実義務に規定されるように、理事は一般財団法人のために忠実にその職務を遂行することが求められるため、自己又は第三者の利益のために一般財団法人の利益を犠牲にすることはできず、そのような可能性がある取引を行うときは、理事会において、当該取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならないとされている。また、承認を受けるべき取引は、①の競業取引、②の利益相反取引(直接取引)、③の利益相反取引(間接取引)である。

当業務委託契約の受託者は、C社であり、その代表取締役は、契約時には、当公社の理事であった。したがって、当業務委託契約は②の直接取引に該当し、当該取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を受けることが必要であったが、当公社はその承認を行っていなかった。

当契約について、当公社の利益が犠牲になっていないことを確認し、今後も同様な取引を行う場合に必要となる手続や運用のルールを定め、法人法の規定に準拠した法人運営しなければならない。

図表 13 事務手続の妥当性について【個別意見】

所管課	事業名	結果または意見の内容	
農業委員会事務局	農地基本台帳の整備に関する事務	指摘 1	農業委員会サポートシステムにおける台帳データ更新のための作業委託の一者随意契約について
農政課	農業振興対策事業	意見 6	柏市農業振興補助金(水稻病虫害防除事業)の補助事業者について
農政課	手賀沼アグリビジネスパーク事業	意見 10	随意契約理由について
農政課	放射能対策農産物安全安心事業	意見 13	一者応札について
農政課	柏市都市農業センター管理運営事業	意見 16	年度協定書について
農政課	柏市都市農業センター管理運営事業	意見 17	指定管理者への使用許可について
農政課	土地改良事業	意見 21	岩井排水路改修工事設計業務委託について
農政課	鳥獣対策に関する事業	意見 22	一者随意契約理由について
商工振興課	工業事業	意見 29	柏市企業立地促進事業奨励金における事業継続の事実の確認方法について

所管課	事業名	結果または意見の内容	
消費生活センター	消費生活相談事業	意見 54	消費生活相談事例研究会講師の協定等について
公設総合地方卸売市場事業特別会計		意見 68	個々の滞納案件への対応について
一般財団法人柏市まちづくり公社		指摘 13	まちづくり事業推進業務委託契約書について
一般財団法人柏市まちづくり公社		意見 72	随意契約の理由の妥当性について
一般財団法人柏市まちづくり公社		意見 73	管理会社からの入金遅延について

(4) 補助金に関する論点

産業振興事業や経済活性化策にかかる事業には、関係する法人や団体に対する補助金が多い。補助金にかかる問題でよく見受けられるのは、実績報告にかかるものと対象経費や要綱の記載内容が不明確なことを指摘するものである。

『【指摘 3】提出された証憑類の確認方法について（柏市商店街活性化事業補助金）』（事業名：商業事業補助金）は、実績報告にあたっての提出資料の不備に関する内容である。

商店街活性化事業補助金においては、補助金の交付を受けた商店会等は、補助対象事業の終了後、補助金の交付を受けた年度の末日までに、実績報告書とともに事業報告書、収支決算書、写真及び領収書等を市に提出することが求められている。

一方、商店会等から提出された領収書の中には、取扱事業者等ではなく商店会等の代表者が営む企業等が発行したものや金額の内訳等の記載がないものが含まれていた。確かに、必ずしも専門のレンタル事業者や SNS アカウントの開設/運用の代行業者等でなくとも業務の実施が可能な場合もあり得るが、市から補助金を交付する以上、通常の発注先等とは異なる事業者等に対する支出に関しては、少なくとも支出に実態があり、当該金額が不合理なものではないことを確認することが補助金の適切な交付には必要である。

市は、商店会等の代表者が補助対象事業の実施に際して相応の負担を行っていることを踏まえて、それらを補助対象の支出として承認するとともに、この運用は市の「補助金の適正化ガイドライン」(令和 5 年 3 月)に則ったものであり、大きくルールを逸脱しているとは考えていないとのことである。しかし、当該支出金額の内訳や積算根拠等を説明する資料の提出は受けておらず、補助対象経費としての適切性や金額の妥当性に係る確認が不十分であったと言わざるを得ない。

本来、そのような領収書が提出されたような場合には、当該商店会等から該当する支出に係る業務内容等を聴取するだけではなく、領収書に記載された金額の内訳等を把握し、その積算根拠との整合性を確認するとともに、商店会等名義の預金口座からの出金記録や帳簿の記載内容との整合性を確認する等、補助対象の経費として実態があり、かつその額が不合理なものではないことを確認することが必要である。本件支出の実態をあらためて把握し、その適切性等を再確認するとともに、今後における証憑類の確認方法を改められたい。

また、『【意見 45】チャレンジ支援補助金のフォローアップ調査結果の活用について』（事業名：新産業支援事業）では、対象経費を明確にすることを要望するものであるが、これに限らず、交付要綱などの記載内容が不足しているものや不明確なものが散見された。他の補助金においてもこの点は十分に注意を促すものである。

本補助金は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた市内事業者の新たなビジネス支援を目的に令和 2 年度に創設され、新型コロナウイルスの感染症法上の分類が 5 類に引き下げられた令和 5 年度において、市内事業者の持続的発展を主眼とした一般財源による補助事業として、継続されている。このような背景から、本補助金の対象事業については、「新商品等開発事業」、「販路拡大事業」及び「その他事業」と間口の広く、自由度の高いものとなっている。

自由度が高いということは、本補助金の利用を検討する事業者にとっては使い易い制度である反面、補助金を交付する市からするとターゲットが絞り切れておらず、現状、市が意図した補助金には必ずしもなっていないと考えられる。

今後は、フォローアップ調査の分析結果等を活用し、限りある予算の中で市としての本補助金の目的を再定義し、目的に則した形での、対象事業や対象経費の明確化が望まれる。

図表 14 補助金に関する論点【個別意見】

所管課	事業名	結果または意見の内容	
商工振興課	商業事業補助金	指摘 3	提出された証憑類の確認方法について（柏市商店街活性化事業補助金）
商工振興課	商業事業補助金	意見 26	補助対象経費の明確化等について（柏市商工団体補助金）
商工振興課	観光事業補助金	意見 42	補助金に係る消費税等仕入控除税額報告に関する条文について
商工振興課	新産業支援事業	意見 44	チャレンジ支援補助金の予算超過について

所管課	事業名	結果または意見の内容	
商工振興課	新産業支援事業	意見 45	チャレンジ支援補助金のフォローアップ調査結果の活用について
商工振興課	スタートアップ支援事業	意見 46	スタートアップ立地支援補助金における要綱・要領について
商工振興課	スタートアップ支援事業	意見 50	産学官連携新規事業者等施設入居支援補助金の除外要件の運用について

(5) 事業の記録に関する問題

事業の記録に関しては、事業が終了した後、事業者から市に提出される報告書等の記載内容に不備または不足があったものが多かった。『**【指摘 4】受託事業者の財務状況を記載した書類の徴収について**』(事業名:インフォメーションセンター運営事業)は、資料の提出そのものが行われていない事例である。

かしわインフォメーションセンター運營業務の詳細についてはかしわインフォメーションセンター運營業務委託仕様書に定めている。このうち、同仕様書「9 関係書類の提出義務」の項目において、「収支予算を含む事業計画書」、「当年度の収支決算を含む事業報告書」、「委託料の精算に必要な書類」とともに、「受託事業者の会計年度終了後 60 日以内に、受託事業者の財務状況を記載した書類(①貸借対照表、②損益計算書(収支決算書)、③納税(法人税・消費税等)申告書一式、④その他団体の財務状況を明らかにする書類)」(以下「受託事業者の財務状況を記載した書類」という。)を年次で市に提出することを受託事業者の義務として定めているが、市は当該書類の提出を受けておらず、督促等も行っていなかった。

市は、令和 7 年度以降におけるかしわインフォメーションセンターのあり方を見直すとしているが、今後も複数年度契約にて外部の事業者に事業を委ねる場合には、「受託事業者の財務状況を記載した書類」の徴収の可否をあらためて整理するとともに、受託事業者からの提出書類として定めたものについては網羅的に徴収した上で、内容の確認等を適切に行われたい。

また、『**【指摘 5】多重債務相談に応じる弁護士名簿配付にあたっての協定書に基づく報告について**』(事業名:消費生活相談事業)では、市が然るべき相手に資料の送付を失念した事例である。

弁護士による相談を必要とする多重債務者に対し、市が千葉県弁護士会所属の弁護士を手配する手続及び弁護士が従うべき規律等を定めることにより、多重債務

者が速やかに適切な法的支援を受けられる環境を整え、もって、多重債務者を多重債務から解放し、生活再建の機会を確保することを目的として、多重債務相談に応じる弁護士名簿配付にあたっての協定書(以下「協定書」という。)を市と千葉県弁護士会で締結している。協定書第 6 条では、市は相談の配転結果等の相談名簿所定の事項を相談名簿に記載し、1 年に 1 回、千葉県弁護士会に報告することが必要であった。

しかし、「令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで」の千葉県弁護士会への報告を令和 4 年度に行うことを失念しており、「令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで」の報告と合わせて令和 5 年 5 月 25 日に報告を行っていた。

市は協定書のとおり、千葉県弁護士会に 1 年に 1 回、相談の配点結果等の相談名簿所定の事項を相談名簿に記載し、報告を行うべきである。

図表 15 事業の記録に関する問題【個別意見】

所管課	事業名	結果または意見の内容	
農政課	鳥獣対策に関する事業	意見 25	イノシシ駆除業務委託の実績報告について
商工振興課	インフォメーションセンター運営事業	指摘 4	受託事業者の財務状況を記載した書類の徴収について
商工振興課	インフォメーションセンター運営事業	意見 35	委託料精算額の再検証について
商工振興課	インフォメーションセンター運営事業	意見 36	人員配置状況等の把握方法について
商工振興課	新産業支援事業	意見 43	チャレンジ支援補助金における対象経費について
消費生活センター	消費生活相談事業	指摘 5	多重債務相談に応じる弁護士名簿配付にあたっての協定書に基づく報告について
消費生活センター	計量検査等事業	指摘 6	定期検査に代わる計量士による検査を行う計量士の報告書提出について
消費生活センター	計量検査等事業	指摘 7	計量業務概要(令和 5 年度実績)の記載誤りについて
公設総合地方卸売市場事業特別会計		意見 67	債務者との交渉に係る記録について
一般財団法人柏市まちづくり公社		指摘 9	固定資産台帳と貸借対照表の不一致について
一般財団法人柏市まちづくり公社		指摘 10	建設仮勘定の過大計上について
一般財団法人柏市まちづくり公社		指摘 11	賞与引当金の未計上について
一般財団法人柏市まちづくり公社		指摘 12	財務諸表の注記における計上漏れについて

所管課	事業名	結果または意見の内容	
一般財団法人柏市まちづくり公社		意見 69	リース取引の処理方法について
一般財団法人柏市まちづくり公社		意見 70	流動資産に計上されている土地勘定について
一般財団法人柏市まちづくり公社		意見 71	財産目録作成の必要性とその記載内容の正確性について

(6) 事業の効率性について

事業の効率性についても様々な指摘や意見を付した。

一者随意契約の場合、入札という価格決定プロセスを経ていないため、契約金額が市況を反映した価格かどうかは不明である。それにもかかわらず設計価格の妥当性を検証するための資料が揃っていない事案が見られた。『**【指摘 2】設計価格の内訳の明確化について**』(事業名:農地基本台帳の整備に関する事務)には次のような指摘を付している。

財務規則第 128 条第 1 項及び第 141 条より、随意契約による場合も入札を行う場合と同様、予定価格を定める必要がある。

委託費にかかる契約には、一者随意契約で契約予定先から徴した参考見積書の金額がそのまま予定価格とされているものが複数見受けられた。それら参考見積金額は合計金額のみが記載されており、内訳が記載されていない。また、いずれも予定価格で契約を締結しているが、契約を締結する際に徴している見積書にも金額の内訳が記載されていない。したがって、予定価格、契約金額の内訳が不明となっている。

また、一部の契約については、契約を締結する際に徴している見積書に金額の内訳が明記されているが、間接費について直接費の 51.7%としているがその根拠が不明となっている。

市においては、予定価格及び契約金額の内訳とその算定根拠を明確にしておく必要がある。

また、『**【意見 27】補助金申請手続き等の電子化について（柏市商店街活性化事業補助金、柏市商工団体共同施設補助金）**』(事業名:商業事業補助金)では、事業の事務面における効率性について言及した。今後の行政事務の DX 化の参考にしていただきたい。

市では令和 4 年 10 月から契約書、請書及び見積書を除き押印が省略できること

されており、補助金等の交付申請や実績報告等に関して、その手続きを電子化することに大きな支障はなくなっている。

商店街活性化事業補助金及び共同施設補助金においては、補助金交付申請書や実績報告書等に添付する事業計画書、事業報告書及び収支予算書/決算書等を電子データにて作成し、それを紙面に出力して提出している団体もあり、そのような場合には、申請や報告等の手続きを電子化することにより、その省力化が図られることが期待される。

団体によっては、従前どおりに書面での申請等を求める場合もあると思われるが、事務処理の省力化・効率化の観点から、希望する団体には電子データによる申請等を可能とするよう検討されたい。

『【意見 41】手賀沼周遊レンタサイクル事業の民間移管について』（事業名：観光事業）では、事業の実施面や手続面の効率性ではなく、事業にかかる負担金そのものの必要性について言及した。

手賀沼周遊レンタサイクル事業は、北柏ふるさと公園のサイクルステーションを D 法人、道の駅しょうなんのサイクルステーションを E 社と協定を締結し、市は各事業者へ 70 万円の運営負担金を支払っている。

支払協定書に基づいた営業日でのレンタサイクル収入金額は、北柏ふるさと公園サイクルステーションが 709,300 円、道の駅しょうなんサイクルステーションが 1,894,800 円であった。市からの運営負担金を含めた収支差額は、北柏ふるさと公園サイクルステーションが 413,501 円、道の駅しょうなんサイクルステーションが 1,814,692 円であった。北柏ふるさと公園サイクルステーションでは、市からの運営費負担金 70 万円がないと運営はやや厳しいかもしれないが、道の駅しょうなんサイクルステーションでは市からの運営費負担金がなくとも、十分に独立採算での運営を見込むことができる収支となっている。

費用の大半は、シルバー人材センターへ委託しているレンタサイクル受付等業務委託である。レンタサイクル受付等業務委託では、受付業務だけでなく、サイクルステーション間のレンタサイクル再配置業務も含まれている。将来的に民間で実施しているような無人でのレンタサイクルを実施することになれば、サイクルステーション間の自転車の再配置の費用のみとなり、当事業の負担金は自転車再配置費用分まで削減することができる。

さらにレンタサイクル利用をより促進することができれば、市からの負担金がなくとも、民間だけの独立採算での運営も十分に見込むことができる。将来的には、レンタサイクル事業に関する運営費負担金を廃止し、民間企業への移管も視野に検討すべきである。

図表 16 事業の効率性について【個別意見】

所管課	事業名	結果または意見の内容	
農業委員会事務局	農地基本台帳の整備に関する事務	指摘 2	設計価格の内訳の明確化について
農政課	鳥獣対策に関する事業	意見 23	委託契約の数について
商工振興課	商業事業補助金	意見 27	補助金申請手続き等の電子化について（柏市商店街活性化事業補助金、柏市商工団体共同施設補助金）
商工振興課	融資事業	意見 32	預託金額の算定方法及び拠出方法等に係る継続的な検討について
商工振興課	観光事業	意見 41	手賀沼周遊レンタサイクル事業の民間移管について
商工振興課	スタートアップ支援事業	意見 47	スタートアップコンシェルジュ事業委託のスタートアップ相談窓口について
消費生活センター	消費生活相談事業	意見 55	多重債務及び消費者問題における無料相談会の謝礼支払のための口座振替払申出書の押印について
中心市街地整備課	公民学連携によるまちづくりの推進のための	意見 74	過年度における包括外部監査の措置状況について

（７）事業の将来ビジョンについて

事業の将来ビジョンに関しては、本来外部監査において指摘すべきかどうか判断が分かれるところである。それは、監査はある一定の基準と実際の行為が合致または整合しているかどうかを測定することであり、将来ビジョンそのもののあり方については基準との関係性がないからである。

しかし、個々の事業は上位の計画やビジョンの一要素としての位置付けもあるはずである。したがって、監査対象事業を検証する際には、個々の事業の上位にある計画やビジョンも検証の対象となるが、これらの計画やビジョンには中長期的な目標が不明確である場合もある。こういった計画やビジョンの策定は企画部門と現場レベルの意識の乖離が出やすいところでもある。計画やビジョンと個々の事業がどうやって具体的に繋がるのか説明できるようにする必要がある。

事業の将来ビジョンについての指摘したものとしては以下の３点がある。

『【意見 39】インフォメーションセンター機能の見直しについて』（事業名：インフォメーションセンター運営事業）には次のような意見を付した。

現状の利用状況等は、「来街者が様々な情報を容易に取得することができるよう観光案内所としての機能を担うとともに、市の情報発信拠点として、市のイメージアップ及び流動人口拡大を図る」というかしわインフォメーションセンターの目的に照らし、期待された機能を十分発揮できているものとは言えない。

インフォメーション業務のうち観光情報の提供に係る利用が伸びない要因の一つとしては、同センターがファミリーかしわ 3 階に設置され、柏駅南口からは近いものの柏駅東口のダブルデッキからは奥まった場所にあり、特に初めて利用しようとする者にとっては視認性が悪いロケーションにあることが考えられる。また、行政情報と観光情報とを共に提供するとしたことにより、観光案内所としての印象が薄くなってしまった感もある。

現行のかしわインフォメーションセンターにおいては情報発信を中心とするプロモーション業務(街の魅力発信)と対面を中心とした情報提供/案内機能を中心とするインフォメーション業務(市政・観光情報の提供)の双方が求められているが、令和 7 年度以降におけるあり方の見直しに際しては、今後のインフォメーションセンターに求める性格や目的を踏まえて、対面での情報提供/案内機能と web 等による情報発信機能をどのように組み合わせて行うのか整理するとともに、インフォメーションセンターの運営事業者が両機能を担う必要性や有効性についても見直されたい。

また、web 等による情報発信機能に限定した場合には必ずしも駅や中心部に近い場所にインフォメーションセンターを設置する必要はないが、対面での情報提供/案内機能を充実させるためには、対面で対応するカウンターだけでも人の流れに即した設置場所の検討がより重要性を増す。駅前に設置するのか街中に設置するかは想定する利用や位置付け等にもよるが、対面での情報提供/案内機能に関しては、様々な利用者に対する視認性やアクセスの利便性等が求められることから、引き続き対面での情報提供や案内等を行うのであれば、提供する情報やサービス内容とともにその設置場所についても見直されたい。

加えて、プロモーション業務(街の魅力発信)については、F 団体のように類似の機能を担う団体も存在することから、情報発信のターゲットとする対象を明確にした上で、街の魅力発信機能の実施主体を集約させることの適否についても併せて検討されたい。

いずれにしても、現行のかしわインフォメーションセンターには期待された機能を十分発揮できているものとは言えないことから、市としてインフォメーションセンターに求める機能や必要性を再検討し、対面での情報提供/案内を行うカウンターの設置場所の見直しとともに、必要な場合には F 団体等の類似の事業を行う団体と機能を集約すること等も含めて見直しを図られたい。

また、『【意見 49】スタートアップコンシェルジュ事業委託の方向性について

て』(事業名:スタートアップ支援事業)には次のような意見を付した。

柏の葉地域では、産業技術総合研究所や国立がん研究センター東病院などの研究機関、東京大学や千葉大学などの学術機関、東葛テクノプラザや東大柏ベンチャープラザなどのインキュベーション施設が数多く立地し、スタートアップが成長できる外部環境が整っている。柏市では、このような環境を産業振興に繋げていく目的で、これまでに「産学官連携新規事業者等施設入居支援補助金」といったスタートアップの賃料経費を対象とした補助事業を実施してきたが、柏市にスタートアップが集積し易い環境づくり(コミュニティ形成)や個別相談窓口の開設といった、更に一歩踏み込んだ支援を令和5年度より「スタートアップコンシェルジュ事業委託」という形で行っている。

このような踏み込んだスタートアップ支援は、特定の事業者を優遇することになりかねず、ともすると公平性を損なう可能性がある。したがって、市が今後、スタートアップ支援を強力にプッシュし、将来的にスタートアップ集積地としての全国的ポジションを確立していくのであれば、その方向性を広く透明性をもって議論し、複数の関係者が存在するスタートアップ支援における柏市の役割や連携等を明確にした、柏市版の「スタートアップ育成5か年計画(令和4年11月に政府策定)」の策定が望まれる。

『【意見65】市場活性化に向けての市場内業者との協働について』(公設総合地方卸売市場事業特別会計)には次のような意見を記載している。

令和3年度に策定した経営戦略においては、市場活性化を基本目標に掲げ、開設者である公設市場と市場内業者の、それぞれの立場における取組方針と具体的な内容が定められている。これらの内容を見ていくと、市場内業者が主体となって推進していくものが多く、公設市場だけで実現することは困難であり、市場内業者との協働が不可欠である。公設市場は、これら施策が実現できるよう、市場内業者をサポートしていく役割が期待されている。これまでも市場取引協議会等において、市場内業者に対し経営戦略の説明はなされているものの、十分な成果が上がっているとは言い難い。

については、経営戦略の策定者である公設市場と市場内業者がこれらの目標を十分に共有し、市場内業者が積極的に市場活性化に向けての行動を起こせる機運を醸成し、実行段階においてはKPI等を導入した進捗管理等を可能とするような、市場内業者を巻き込んだ組織・体制づくりが望まれる。

図表 17 事業の将来ビジョンについて【個別意見】

所管課	事業名	結果または意見の内容	
商工振興課	インフォメーションセンター運営事業	意見 39	インフォメーションセンター機能の見直しについて
商工振興課	スタートアップ支援事業	意見 49	スタートアップコンシェルジュ事業委託の方向性について
公設総合地方卸売市場事業特別会計		意見 65	市場活性化に向けての市場内業者との協働について

(8) 施設の状況について

柏市公設総合地方卸売市場(以下「柏市場」という。)は、昭和 43 年 9 月に当時の流山、我孫子、柏の 3 市長と沼南町長が発起人となり柏地域公営青果市場促進協議会が設立され、それまで地域にあった 7 つの青果市場を統合するかたちで、昭和 46 年に青果部がスタートした。その後、昭和 49 年に花き部、昭和 52 年に水産物部が相次いで開場し、総合地方卸売市場として現在に至っている。

敷地内の建物や構築物は十数棟あるが、古いものは築年数が約 50 年という状況であり、建替えや更新が必要な時期に来ているが、市場の整備計画が策定されていない。早急に対応されることを望むものである。これにかかる意見は、『**【意見 66】新たな市場整備計画の速やかな策定について**』(公設総合地方卸売市場事業特別会計)に記載している。

柏市場の整備計画は複雑な経緯を辿っているが、築 50 年以上経過した主要施設が多数あり、補修や修繕だけでは現状の機能を維持することもままならない状態といえる。また、道の駅併設調査の結果にもあるとおり、今後、取扱高が増加することは見込みづらい状況であり、緻密な将来予測に基づく適切な規模での更新が必要と考える。

柏市場整備計画の全体的な方向性が定まっていない中では、計画策定前に実施した改修工事等が、今後決定する新整備計画との間で不整合を生じる可能性があり、実施した改修工事等が無駄になる虞があるため、新整備計画の策定前に改修工事等を行うことの判断が慎重にならざるを得ない点は理解できる。しかし、時の経過による施設の老朽化は止められないため、新たな市場整備計画の速やかな策定が強く望まれる。

また、新たな市場整備計画の策定に際しては、令和 4 年度に実施した「道の駅併設調査」の検討結果が参考情報として有意と考えられるため、ダウンサイジング、余剰地の活用方法としての PFI 方式、施設管理における指定管理者制度の利用等のアイデアにつき、継続して検討いただきたい。

さらに、柏市場が持つ、研究機関や大学が多く集まる柏の葉地区に近接する地理的特性を活かし、産学官連携によるライフサイエンス分野等の研究拠点としての活用についても検討いただきたい。

図表 18 施設の状況について【個別意見】

所管課	結果または意見の内容	
公設総合地方卸売市場事業特別会計	意見 62	耐震対策の進捗について
公設総合地方卸売市場事業特別会計	意見 63	駐車場の不正利用問題について
公設総合地方卸売市場事業特別会計	意見 64	計画的な施設整備推進の必要性について
公設総合地方卸売市場事業特別会計	意見 66	新たな市場整備計画の速やかな策定について

2. 指摘事項及び意見一覧

指摘事項及び意見の一覧は次のとおりである。指摘事項が 13 項目、意見が 74 項目となった。なお、表中の右欄にある「頁」は、本報告書における当該項目の記載箇所である。

事業名	指摘事項または意見		頁
【農業委員会事務局】			
農業委員の活動に関する事務	意見 1	農地利用の集積・集約化の状況について	54
農業委員の活動に関する事務	意見 2	遊休農地の発生防止及び解消の状況について	56
農業委員の活動に関する事務	意見 3	違反転用への対応について	57
農業委員の活動に関する事務	意見 4	農業委員を任命する際の要件について	58
農地基本台帳の整備に関する事務	指摘 1	農業委員会サポートシステムにおける台帳データ更新のための作業委託の一者随意契約について	60
農地基本台帳の整備に関する事務	指摘 2	設計価格の内訳の明確化について	61
農地基本台帳の整備に関する事務	意見 5	農家の状況調査の回答書の回収率について	63
【農政課】			
農業振興対策事業	意見 6	柏市農業振興補助金（水稻病虫害防除事業）の補助事業者について	70
農業振興対策事業	意見 7	柏市農業振興補助金（水稻病虫害防除事業）の効果について	71
都市農業活性化事業	意見 8	耕作放棄地再生作業委託について	73
都市農業活性化事業	意見 9	新規就農者支援について	74
手賀沼アグリビジネスパーク事業	意見 10	随意契約理由について	78
手賀沼アグリビジネスパーク事業	意見 11	道の駅しょうなんの来場者数について	79
手賀沼アグリビジネスパーク事業	意見 12	手賀沼周辺農業体験等促進モデル事業の実績について	79

事業名	指摘事項または意見		頁
放射能対策農産物安全安心事業	意見 13	一者応札について	82
放射能対策農産物安全安心事業	意見 14	放射能物質検査の継続について	82
柏市都市農業センター管理運営事業	意見 15	指定管理者の実績について	87
柏市都市農業センター管理運営事業	意見 16	年度協定書について	88
柏市都市農業センター管理運営事業	意見 17	指定管理者への使用許可について	88
柏市都市農業センター管理運営事業	意見 18	指定管理者候補者選定委員会の構成について	88
柏市都市農業センター管理運営事業	意見 19	道の駅しょうなんの施設について	89
柏市都市農業センター管理運営事業	意見 20	次期指定管理について	89
土地改良事業	意見 21	岩井排水路改修工事設計業務委託について	91
鳥獣対策に関する事業	意見 22	一者随意契約理由について	93
鳥獣対策に関する事業	意見 23	委託契約の数について	94
鳥獣対策に関する事業	意見 24	有害鳥獣駆除委託の前提としての実態調査について	94
鳥獣対策に関する事業	意見 25	イノシシ駆除業務委託の実績報告について	95
【商工振興課】			
商業事業補助金	指摘 3	提出された証憑類の確認方法について（柏市商店街活性化事業補助金）	100
商業事業補助金	意見 26	補助対象経費の明確化等について（柏市商工団体補助金）	101
商業事業補助金	意見 27	補助金申請手続き等の電子化について（柏市商店街活性化事業補助金、柏市商工団体共同施設補助金）	103
商業事業補助金	意見 28	成果指標の設定について（柏市商工団体補助金）	104
工業事業	意見 29	柏市企業立地促進事業奨励金における事業継続の事実の確認方法について	107

事業名	指摘事項または意見		頁
工業事業	意見 30	柏市企業立地促進事業奨励金の成果指標について	108
融資事業	意見 31	制度融資取扱金融機関に対する預託金額の見直しについて	114
融資事業	意見 32	預託金額の算定方法及び拋出方法等に係る継続的な検討について	116
融資事業	意見 33	中小企業融資業務委託における経営支援業務の位置付けの見直しについて	116
融資事業	意見 34	利用実績の低い融資資金メニューの見直しについて	118
インフォメーションセンター運営事業	指摘 4	受託事業者の財務状況を記載した書類の徴収について	121
インフォメーションセンター運営事業	意見 35	委託料精算額の再検証について	122
インフォメーションセンター運営事業	意見 36	人員配置状況等の把握方法について	124
インフォメーションセンター運営事業	意見 37	企画提案書における提案事項の総括的な評価について	125
インフォメーションセンター運営事業	意見 38	委託業務に伴う収入の取扱いについて	126
インフォメーションセンター運営事業	意見 39	インフォメーションセンター機能の見直しについて	126
観光事業	意見 40	柏市ふるさと産品ホームページの更新・管理について	131
観光事業	意見 41	手賀沼周遊レンタサイクル事業の民間移管について	133
観光事業補助金	意見 42	補助金に係る消費税等仕入控除税額報告に関する条文について	136
新産業支援事業	意見 43	チャレンジ支援補助金における対象経費について	138
新産業支援事業	意見 44	チャレンジ支援補助金の予算超過について	141
新産業支援事業	意見 45	チャレンジ支援補助金のフォローアップ調査結果の活用について	143
スタートアップ支援事業	意見 46	スタートアップ立地支援補助金における要綱・要領について	153

事業名	指摘事項または意見		頁
スタートアップ支援事業	意見 47	スタートアップコンシェルジュ事業委託のスタートアップ相談窓口について	154
スタートアップ支援事業	意見 48	スタートアップ特設ホームページ（柏STARTUPS）について	157
スタートアップ支援事業	意見 49	スタートアップコンシェルジュ事業委託の方向性について	157
スタートアップ支援事業	意見 50	産学官連携新規事業者等施設入居支援補助金の除外要件の運用について	157
事業継続支援事業	意見 51	事業承継・小規模企業相談員事業委託における専門家相談活動について	162
事業継続支援事業	意見 52	事業承継問題について	163
事業継続支援事業	意見 53	市内中小事業者販路拡大支援事業負担金における展示会等への出展企業について	165
【消費生活センター】			
消費生活相談事業	指摘 5	多重債務相談に応じる弁護士名簿配付にあたっての協定書に基づく報告について	169
消費生活相談事業	意見 54	消費生活相談事例研究会講師の協定等について	169
消費生活相談事業	意見 55	多重債務及び消費者問題における無料相談会の謝礼支払のための口座振替払申出書の押印について	170
消費生活相談事業	意見 56	消費生活センター所在地の移転について	171
消費者啓発事業	意見 57	柏市消費者教育推進計画（一部改訂版）について	181
消費者啓発事業	意見 58	「柏市消費者教育推進連絡会つうしん」の公表について	182
消費者啓発事業	意見 59	千葉県消費者団体ネットワーク強化・活性化事業の実施について	182
消費者啓発事業	意見 60	各種消費者講座・消費生活コーディネーター研修の撮影について	184
消費者啓発事業	意見 61	柏市の全庁的な消費者教育の啓発の必要性について	184
計量検査等事業	指摘 6	定期検査に代わる計量士による検査を行う計量士の報告書提出について	188

事業名	指摘事項または意見		頁
計量検査等事業	指摘 7	計量業務概要(令和 5 年度実績)の記載誤りについて	188
計量検査等事業	指摘 8	柏市消費者行政の概要(令和 5 年度実績)の記載誤りについて	192
【公設総合地方卸売市場事業特別会計】			
—	意見 62	耐震対策の進捗について	216
—	意見 63	駐車場の不正利用問題について	216
—	意見 64	計画的な施設整備推進の必要性について	217
—	意見 65	市場活性化に向けての市場内業者との協働について	217
—	意見 66	新たな市場整備計画の速やかな策定について	217
—	意見 67	債務者との交渉に係る記録について	219
—	意見 68	個々の滞納案件への対応について	220
【一般財団法人柏市まちづくり公社】			
—	指摘 9	固定資産台帳と貸借対照表の不一致について	225
—	指摘 10	建設仮勘定の過大計上について	226
—	指摘 11	賞与引当金の未計上について	227
—	指摘 12	財務諸表の注記における計上漏れについて	228
—	指摘 13	まちづくり事業推進業務委託契約書について	230
—	意見 69	リース取引の処理方法について	232
—	意見 70	流動資産に計上されている土地勘定について	233
—	意見 71	財産目録作成の必要性とその記載内容の正確性について	233
—	意見 72	随意契約の理由の妥当性について	234
—	意見 73	管理会社からの入金遅延について	235
【中心市街地整備課】			
公民学連携によるまちづくりの推進のための負担金	意見 74	過年度における包括外部監査の措置状況について	238

第5章 外部監査の結果及び意見—各論—

I 農業委員会事務局

1. 農業委員の活動に関する事務

(1) 事業の概要

① 事業の目的及び内容

本事業は、農業委員及び農地利用最適化推進委員(以下「推進委員」という。)に係る支出を計上するもので、農業委員及び推進委員(以下「農業委員等」という。)への報酬が主な支出となっている。

農業委員会等に関する法律第3条第1項より、その区域内に農地のある市町村は農業委員会を置くことされており、市も柏市農業委員会を置いている。

農業委員会は市町村の行政機関であるが、その所掌事務の執行にあたって、市町村長の指揮監督を受けず、農業者の代表などからなる農業委員等の話し合いで運営される行政委員会である。

農業委員会は、自治法第202条の2第4項より、別に法律の定めるところにより、農地等の利用関係の調整、農地の交換分合その他農地に関する事務として、権利移動の許可、農地転用案件への意見具申など、農地法等の法令に基づく事務、また、担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進など、農地等の利用の最適化の推進に関する事務を執行する。

平成27年8月に農業委員会等に関する法律が改正され、農業委員会は、これまでの許可業務に加え、農地等の利用の最適化の推進業務にも重点がおかれることとなり、そのための施策の一つとして、推進委員制度が設けられた。柏市農業委員会も平成30年7月15日から新体制となり、現在は、市内全農業者の代表者として16名の農業委員が市長より任命されており、農業委員とは別に、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者として15名の推進委員が農業委員会より委嘱されている。

農業委員会には会長が置かれ、実際の事務に従事する職員からなる事務局が設置される。農業委員会事務局の職員は会長の指揮を受けて事務に従事するとされており、柏市にも農業委員会事務局が設置されている。

② 事業費の推移

(単位:千円)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算額	23,792	23,498	23,856
決算額	23,230	22,825	23,159

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和5年度 決算額	主な内容
報酬	21,954	農業委員報酬 11,424 千円 農地利用最適化推進委員報酬 10,530 千円
旅費	7	
交際費	41	慶弔費(2名分)
需用費	695	農業委員会だより(印刷製本費)521 千円
役務費	457	通信運搬費 457 千円
使用料及び賃借料	3	
合計	23,159	

④ 農業委員及び推進委員について

農業委員等の主な業務、選出方法などは次表のとおりである。

図表 19 農業委員等について

項目	農業委員	推進委員
主な業務	●農地法等の法令に定められた農地の権利移動や転用に係る許可業務 ●農地利用の最適化の推進に関する業務 ・担い手への農地利用の集積・集約化 ・耕作放棄地の発生防止・解消 ・新規就農者・企業参入等の支援など ●推進委員との連携 ●総会や調査会(現地調査、面接)への出席 等	●担当地区における農地利用の最適化の推進に関する活動 ・担い手への農地利用の集積・集約化 ・耕作放棄地の発生防止・解消 ・新規就農者・企業参入等の支援 など ●農業委員との連携 ●総会、調査会その他の会議等での意見、提言 等
選出方法と制度の概要	●公募(自薦・推薦)に基づいて、議会の同意を得て、市長が任命する。 ●定数は条例で定められ、柏市の定員は16名である。 ●過半数は認定農業者でなければならない。なお、認定農業者とは、経営改善に取り組む意欲ある農業者で、農業経営基盤強化促進法に基づく市(農政課)の認定を受けた地域の担い手となる農業者である。 ●年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮することが求められている。 ●委員会の所管に関する事項に関し利害関係を有しない、中立的な立場の者を1人含まなければならない。 ●任期は3年間、報酬は月額58,500円。	●公募(自薦・推薦)に基づいて、農業委員会が委嘱する。 ●定数は条例で定められ、柏市の定員は15名である。 ●募集は、農業委員会が定めた担当する6地区ごとに人数を定めて募集する。 ●農業委員と連携しながら担当する地区で活動するとともに農業委員会の総会、調査会(現地調査・面接)に出席し、意見等を述べる。 ●任期は3年間、報酬は月額58,500円。

(出典:市提供データより監査人作成)

⑤ 農地の権利移動や転用に係る許可業務

農業委員会は、農地法に定める農地転用許可制度に基づき、農地の権利移動や転用に係る許可業務を行う。

農地転用許可制度では、優良農地を確保するため、農地の優良性や周辺の土地利用状況等により農地を区分し、転用を農業上の利用に支障が少ない農地に誘導するとともに、具体的な転用目的を有しない投機目的、資産保有目的での農地の取得は認めないこととしている。

農地転用許可制度の概要は次表のとおりである。

図表 20 農地転用許可制度の概要

農地の状況	農地区分	許可の方針		
		立地基準	一般基準	
生産性の高い優良農地	農用地区域内農地 ※1	原則不許可 例外許可	※6	
	甲種農地 ※2	原則不許可 例外許可		
	第1種農地 ※3	原則不許可 例外許可		
小集団の未整備農地	第2種農地 ※4	第3種農地に立地困難な場合等に許可		
市街地近郊農地				
市街地の農地	第3種農地 ※5	原則許可		
※1 農用地区域内農地	市町村が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた区域内の農地。転用は原則不許可だが、農用地区域の指定用途に供する場合（農業用施設、農産物加工・販売施設等）等は転用が認められている。			
※2 甲種農地	市街化調整区域内の「農業公共投資後8年以内農地」もしくは「集団農地で高性能農業機械での営農可能農地」。転用は原則不許可だが、下記に該当する場合は認められている。 ・農業用施設、農産物加工・販売施設 ・土地収用事業の認定を受けた施設 ・集落接続の住宅等（500㎡以内）（甲種農地・第1種農地以外の土地に立地困難な場合） ・地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画に基づく施設 ・農村産業法、地域未来投資促進法等による調整が整った施設 等			
※3 第1種農地	「集団農地（10ha以上）」、「農業公共投資対象農地」もしくは「生産力の高い農地」。転用は原則不許可だが、下記に該当する場合は認められている。 ・農業用施設、農産物加工・販売施設 ・土地収用の対象となる施設 ・集落接続の住宅等（甲種農地・第1種農地以外の土地に立地困難な場合） ・地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画に基づく施設 ・農村産業法、地域未来投資促進法等による調整が整った施設 等			

※4 第2種農地	「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地」もしくは「市街地として発展する可能性のある区域内の農地」。第3種農地に立地困難な場合等に転用が認められている。
※5 第3種農地	「都市的整備がされた区域内の農地」もしくは「市街地にある区域内の農地」。転用は原則許可される。
※6 一般基準	次に該当する場合、転用は不許可となる。 ○転用の確実性が認められない場合 ・他法令の許認可の見込みがない場合 ・関係権利者の同意がない場合 等 ○周辺農地への被害防除措置が適切でない場合 ○農地の利用の集積に支障を及ぼす場合 ○一時転用の場合に農地への原状回復が確実と認められない場合
項目	内容
許可権者	・都道府県知事 ・農林水産大臣が指定する市町村(指定市町村)の長 ※4ha 超は農林水産大臣に協議 ※市街化区域内は農業委員会への届出で転用可能
許可不要	・国・都道府県・指定市町村が行う場合(学校、社会福祉施設、病院、庁舎及び宿舎を除く) ・土地収用される場合 ・農地中間管理事業の推進に関する法律による場合 ・市町村が土地収用法対象事業のため転用する場合(学校、社会福祉施設、病院及び庁舎を除く) 等
法定協議制度	国・都道府県・指定市町村が学校、社会福祉施設、病院、庁舎及び宿舎を設置しようとする場合、転用許可権者と協議が成立すれば許可があったものとみなされる。

(出典:農林水産省「農地転用制度の概要－農地法(昭和27年制定)－」より監査人作成)

⑥ 農地等の利用の最適化の推進に関する事務と指針の策定

農業委員会等に関する法律第6条第2項により農業委員会は、その区域内の農地等の利用の最適化の推進に関する事項に関する事務を行うとされている。

農地等の利用の最適化の推進とは、下記 1)～3)による農地等の利用の効率化及び高度化の促進を行うことをいう。

- | |
|--|
| 1) 担い手への農地利用の集積・集約化
2) 遊休農地の発生防止・解消
3) 新規参入の促進 |
|--|

農業委員会等に関する法律第7条第1項により農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進の公正な実施と各現場での推進委員の活動の整合性を確保するため、下記 1)～3)に関して「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」(以下「指針」という。)を定める必要がある。

- | |
|--|
| 1) その区域内における農地等の利用の最適化の推進に関する目標
2) その区域内における農地等の利用の最適化の推進の方法
3) 1)の目標の達成状況の評価の方法 |
|--|

⑦ 柏市が定める指針について

柏市農業委員会も農業委員会等に関する法律第7条第1項に基づく指針(以下「柏市指針」という。)を平成30年11月9日に定めており、令和5年3月10日に改正を行っている。

柏市指針は、地域の強みを活かしつつ、都市化の進む市においても持続可能な農業を推進していくため、農業委員等が連携し、継続的に農地等の利用の最適化を一体的に取り組んでいくための具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を定めたものである。

柏市指針は、千葉県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた、農業委員会の長期的な目標として10年後に目指す農地の状況等を示すもので、農業委員等の改選期である3年ごとに検証、見直しを行うとしている。

また、単年度の具体的な活動については、柏市農業委員会における最適化活動の推進状況や点検・評価状況等を取りまとめた「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」(以下「実施状況の公表」という。)を公表している。

⑧ 遊休農地、荒廃農地、耕作放棄地について

農業委員会は遊休農地の発生防止及び解消を行うとされている。

遊休農地は農地法で定める法律用語で、次のように定義されている。

1号遊休農地	現に耕作されておらず、かつ、引き続き耕作されないと見込まれる農地
2号遊休農地	1号遊休農地に該当しない農地であって、その農業上の利用の程度が、その周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地

1号遊休農地は、「農地法の適用について」の制定について第3の1の(3)アのウより、緑区分と黄区分に分類されている。

1号遊休農地	緑区分	草刈り等を行うことにより、直ちに耕作することが可能となる農地
	黄区分	基盤整備事業の実施など農業的利用を図るための条件整備が必要となる農地

荒廃農地や耕作放棄地という用語が使用されるケースがある。

荒廃農地は、農林水産省が実施している遊休農地に関する措置の状況に関する調査で用いられている用語で、次のように定義されている。

再生利用が可能な荒廃農地	農地法で定めている 1 号遊休農地
再生利用が困難な荒廃農地	森林の様相を呈している場合や周囲の状況からみてその土地を農地として復元しても継続して利用することができない等、農業上の利用の増進を図ることが見込まれない農地

耕作放棄地は農林業センサスで用いられている統計上の用語で、「以前耕作していた土地で、過去 1 年以上作物を作付け(栽培)せず、この数年の間に再び作付け(栽培)する考えのない土地」とされている。

耕作放棄地は農家等の意思に基づき調査把握したものである。

⑨ 遊休農地の状況について

農業委員会は遊休農地の発生防止及び解消を行うとされている。

次表は、千葉県が公表している遊休農地に関する措置の状況に関する調査より、令和 4 年度の柏市と千葉県全体の遊休農地面積の状況を比較したものである。

図表 21 令和 4 年度千葉県遊休農地面積

区分	耕地面積	1 号遊休農地			参考	
		うち緑区分	うち黄区分	合計	再生利用が困難な農地	2 号遊休農地
柏市	2,550ha	37ha	27ha	64ha	16ha	0 ha
	(割合)	1.45%	1.06%	2.51%	0.63%	0.00%
千葉県全体	121,500ha	3,804ha	2,509ha	6,313ha	5,121ha	427ha
	(割合)	3.13%	2.07%	5.20%	4.21%	0.35%

(出典:令和 4 年度 千葉県遊休農地面積より監査人作成)

千葉県全体の 1 号遊休農地面積は 6,313ha で耕地面積 121,500ha の 5.20% であるのに対し、柏市の 1 号遊休農地は 64ha で耕地面積 2,550ha の 2.51% となっており、千葉県全体の割合を下回っている。

耕地面積における緑区分の割合も、千葉県全体の 3.13% に対して柏市は 1.45%、黄区分の割合も、千葉県全体の 2.07% に対して 1.06% でいずれも千葉県全体を下回っている。再生利用が困難な農地の割合も千葉県全体を下回っており、2 号遊休農地はゼロとなっている。

令和 4 年度の状況を見ると、柏市は千葉県の中で、耕地面積に占める遊休農地

の割合が比較的に低い市といえる。

(2) 監査の結果

指摘すべき事項はない。

(3) 監査対象事業に対する意見

【意見 1】農地利用の集積・集約化の状況について

農業委員会は担い手への農地利用の集積・集約化を行うとされており、市も柏市指針で担い手への農地利用集積目標を掲げ、実施状況の公表で実績を公表している。

次表は、柏市指針及び令和 4 年度、令和 5 年度の実施状況の公表より、市の農地利用の集積・集約化の目標と実績をまとめたものである。

図表 22 柏市指針における農地利用集積目標

区分	管内の農地面積(A)	農地利用集積面積(B)	集積率(B/A)
現状(令和 4 年 4 月)	2,560ha	798ha	31.1%
目標(令和 7 年 3 月)	2,560ha	1,288ha	50.3%

(出典: 柏市指針より監査人作成)

図表 23 実施状況の公表における農地利用集積目標と実績

区分		農地面積(A)	新規集積面積	年度末の集積面積(累計)(B)	年度末時点の集積率(B/A)
令和 4 年度	目標	2,560ha	168ha	966ha	37.7%
	実績	2,560ha	44ha	842ha	32.9%
令和 5 年度	目標	2,550ha	168ha	1,010ha	39.6%
	実績	2,550ha	16ha	858ha	33.6%

(出典: 実施状況の公表(令和 4 年度、令和 5 年度)より監査人作成)

柏市指針は、令和 4 年 4 月時点で 798ha であった農地利用集積面積を令和 7 年 3 月までに 1,288ha に増加する目標を掲げている。3 年間で 490ha の増加を目標としているが、令和 4 年度は 44ha、令和 5 年度は 16ha の増加で、2 年間の増加面積は 60ha にとどまり、令和 7 年 3 月での目標達成は困難と思われる。

柏市指針では、担い手への農地利用の集積・集約化の具体的な方法として次表の 3 点を掲げている。

図表 24 担い手への農地利用の集積・集約化の具体的な方法

項目	内容
利用権設定等の促進	農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定を周知することで農地の貸借を促進し、担い手への農地利用の集積を図る。
農地の利用調整	農家の意向を踏まえ、農地中間管理事業の活用を検討すると共に、農業者に対して当該事業の周知を進める。
「地域計画」の作成・見直しについて	農業委員会として、地域(1集落又は数集落)ごとに人と農地の問題を解決するため、10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成と見直しに主体的に取り組む。

(出典: 柏市指針より監査人作成)

農地の貸し借りをを行う場合は農地法第 3 条に規定する許可を受ける必要があるが、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定では、農地法の規定よりも簡易な手続で農地の貸し借りが可能となっている。

農地中間管理事業は、県知事の指定を受けた農地中間管理機構(G 団体)が、所有者等から農地を一旦借り受け、規模拡大を図る農家や新規就農者など、地域農業の担い手に対して貸付ける事業である。

農地法第 32 条及び第 33 条において、農業委員会は、農地所有者に対して毎年 1 回、利用意向調査を実施するとされている。

利用意向調査は、農地所有者に対して、「①自ら耕作するか」、「②農地中間管理事業を利用するか」、「③誰かに貸し付けるか」などの意向を調査するもので、市も実施している。市の利用意向調査の概要は次表のとおりである。

図表 25 利用意向調査の調査件数の推移

(単位: 件)

令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
65 名	82 名	462 名	520 名	506 名
82 筆	109 筆	770 筆	926 筆	916 筆

(出典: 市提供データより監査人作成)

令和 5 年度の実施状況の公表によると、令和 5 年 4 月 1 日現在の市の総農家数は 1,218 である。上表より、令和 3 年度以降、利用意向調査の件数は増加しているが、毎年、市の全農家を調査していない。これは、農地法第 32 条及び第 33 条をふまえると、調査先は遊休農地等の所有者とするため止むを得ないが、今後とも調査先を抽出していることについて、抽出先の妥当性には常に留意する必要がある。

また、調査先が農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定や農地中間管理事業のメリット・デメリットを正確に把握しているかについても留意する必要がある。

市は、これまでの施策の効果や問題点を検討したうえで必要な対応を図り、農地

利用の集積・集約化に努めていく必要がある。

【意見 2】遊休農地の発生防止及び解消の状況について

農業委員会は、遊休農地の発生防止及び解消を行うとされており、市も柏市指針で遊休農地の解消目標を掲げ、実施状況の公表で実績を公表している。

次表は、柏市指針及び令和 4 年度、令和 5 年度の実施状況の公表より、市の遊休農地解消目標と実績をまとめたものである。

図表 26 柏市指針における遊休農地の解消目標

区分	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現状(令和 4 年 4 月)	2,560ha	52.4ha	2.0%
目標(令和 7 年 3 月)	2,560ha	32.4ha	1.2%

(出典: 柏市指針より監査人作成)

図表 27 実施状況の公表における遊休農地の解消目標と実績

項目		1号遊休農地(再生利用可能な荒廃農地)			
		既存遊休農地の解消			新規発生遊休農地の解消 (※2)
		緑区分	黄区分	合計	
令和4年度	現状(※1)	30.0ha	22.0ha	52.0ha	—
	目標解消面積	6.0ha	—	6.0ha	3.0ha
	実績解消面積	6.1ha	※3	6.1ha	0.3ha
	農地の利用状況調査結果	36.0ha	27.0ha	63.0ha	—
令和5年度	現状(※1)	36.0ha	27.0ha	63.0ha	—
	目標解消面積	9.0ha	—	9.0ha	9.0ha
	実績解消面積	4.3ha	※3	4.3ha	0.6ha
	農地の利用状況調査結果	31.7ha	27.0ha	58.7ha	—

※1 年度当初時点において、直近の利用状況調査により判明した遊休農地の状況

※2 前年度に新規発生した緑区分の遊休農地

※3 実施状況の公表に工程表の策定方針が記載されている。

(出典: 実施状況の公表(令和 4 年度、令和 5 年度)より監査人作成)

柏市指針は、令和 4 年 4 月時点で 52.4ha ある遊休農地を令和 7 年 3 月までに 32.4ha とする目標を掲げている。しかしながら、令和 5 年度末の遊休農地は 58.7ha で、令和 7 年 3 月での目標達成は難しい状況と思われる。

遊休農地の発生防止及び解消については、現在の遊休農地の解消を図るとともに、新たな遊休農地の発生をいかに食い止めるかが重要と考える。

柏市指針では、遊休農地の発生防止及び解消の具体的な方法として、「農地の利用状況調査並びに利用意向調査の実施」、「戸別訪問による遊休農地の発生防止」及び「利用権設定等の促進」の3点を掲げている。

市においては、農業者の高齢化が進んでいる一方、後継者不足が続いており、新たな遊休農地が増加するリスクは今後も継続していくと想定される。そのリスクを減らすためには、利用状況調査、利用意向調査及び個別訪問などによって、農業委員等、市が、農家の情報の把握に努め、その情報の共有化を図り、農家の実情に合わせたきめ細かい対応を迅速に図っていくことが重要であり、その役割の一翼を担う農業委員等の役割は今後も重要と思われる。

また、黄区分の遊休農地の解消について、令和4年度の実施状況の公表では、「利用状況調査は実施済みであり、工程表の具体的な内容について検討中」とあるが、令和5年度の実施状況の公表も同じ内容であった。黄区分の遊休農地の解消についても具体的な対応を進めていく必要がある。

市においては、柏市指針で掲げている遊休農地の発生防止及び解消の具体的な方法を効果的、効率的に進め、遊休農地の解消を図っていく必要がある。

【意見 3】違反転用への対応について

農地転用（農地を農地以外の目的に利用すること）を行う場合、農地法に基づく許可（市街化区域内農地は届出）が必要となる。このような許可や届出がないまま行われた農地転用は違反転用とよばれている。

令和4年度及び令和5年度の実施状況の公表によると、柏市農業委員会の違反転用への対応は次表のとおりである。

図表 28 違反転用への対応

区分	令和4年度	令和5年度
管内の農地面積	2,560ha	2,550ha
年度末時点の違反転用面積	7.2ha	7.4ha
違反転用解消のために実施した活動内容	7月に1日、農地違反転用の合同巡回パトロールを実施 随時、パトロールにより状況を確認	同左
実績 (違反転用解消面積)	0.028ha	0ha

(出典:実施状況の公表(令和4年度、令和5年度)より監査人作成)

上表より、従前から継続している違反転用は十分に解消されておらず、かつ令和5年度は違反転用面積が増加している。

違反転用について農業委員会は、都道府県知事等と連携して、違反転用者に対

し是正指導を行うとされている。違反転用者がこれに従わない場合は、都道府県知事等による工事その他の行為の停止等の勧告、原状回復命令等の行政処分を行い、違反転用の解消を図るとされている。

従前から継続している違反転用は都道府県知事等の役割が大きく、市町村農業委員会は、違反転用発生防止へ向けた取組がより重要となる。

令和 5 年度は新たな違反転用が発生しており、市においては、違反転用発生防止の取組をより一層進めていく必要がある。

【意見 4】農業委員を任命する際の要件について

農業委員会等に関する法律第 8 条第 6 項では、市町村長は、農業委員の任命にあたっては、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならないとしている。

平成 28 年 4 月に農林水産省が公表している「新たな農業委員会制度が始まります！」によると、「農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者」は、特定の資格等が求められるものではなく、弁護士、司法書士、行政書士等のほか、例えば、会社員、商工事業者、消費者団体関係者、教育関係者など、農業に従事していない広範な者が該当し得るとしている。このことは、農業委員会は、農地等の権利移動の許可や農地転用許可に関する意見具申等を行っており、その公平・公正な判断が強く求められる組織であることから、農業分野以外の者の意見を反映させることが適当との考えに基づくものである。

また、農業委員会等に関する法律第 8 条第 7 項では、市町村長は、農業委員の任命にあたっては、年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならないとしている。

市においては、農業委員を任命するにあたっては、上記事項に配慮する必要がある。

2. 農地基本台帳の整備に関する事務

(1) 事業の概要

① 事業の目的及び内容

本事業は、農地法で定める農地台帳の整備に関するものである。

農地法第 52 条により、農業委員会は、農地の農業上の利用の増進及び農地の利用関係の調整に資するほか、その所掌事務を的確に行うため、農地の保有及び利用の状況、借賃等の動向その他の農地に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行わなければならない。そして、同法第 52 条の 2 により、農業委員会は、農地に関する情報の整理の一環として農地台帳を作成しなければならない。

さらに、同法第 52 条の 3 により、農業委員会は、農地台帳に記録された事項をインターネットの利用その他の方法により公表する必要がある。

② 事業費の推移

(単位:千円)

区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
当初予算額	2,282	2,283	5,783
決算額	2,173	2,006	5,217

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和 5 年度 決算額	主な内容
需用費	826	タブレット 31 台購入 669,724 円
役務費	584	郵便料 561,763 円
委託料	2,970	農業委員会サポートシステムにおける台帳 データ更新のための作業委託 990,000 円 他
使用料及び賃借料	836	電算システム・機器等借上料 743,424 円
合計	5,217	

④ 農地台帳について

農地法、農地法施行規則、農地法運用通知は、農地台帳に記録すべき事項を次のように定めている。

図表 29 農地台帳に記録すべき事項

条文	記録すべき事項
農地法第 52 条の 2 第 1 項	● 所有者の氏名 ● 農地の所在、地番、地目、面積 ● 賃借権等の種類、存続期間など
農地法施行規則第 101 条	● 耕作者の氏名、整理番号 ● 権利移動に係る手続の根拠法 ● 遊休農地の措置の実施状況 ● 所有者の意向 ● 農地の用途区分 ● 農地中間管理権の状況 ● 納税猶予の適用状況 ● その他必要な事項
農地法運用通知第 6	● 現況地目、現況面積 ● 10 アールあたりに換算した借賃額 ● 共有農地における共有者の情報

(出典:農林水産省資料(「2 農地台帳と農地地図」)より監査人作成)

(2) 監査の結果

【指摘 1】農業委員会サポートシステムにおける台帳データ更新のための作業委託の一者随意契約について

農業委員会事務局は、令和 5 年度から農業委員会サポートシステム(以下「サポートシステム」という。)を導入している。

サポートシステムは、平成 26 年 4 月に施行された改正農地法に基づいて農業委員会等が行う、インターネットの利用による農地台帳及び農地地図の作成及び公表事務等を実現するためのシステムである。全国の農業委員会事務局などで登録・更新されている農地台帳の情報が、農林水産省の管理・運営する eMAFF(イーマップ)農地ナビに反映される仕組みとなっている。

農地台帳の整備に関して農業委員会事務局は、従前より B 社が提供している農地台帳システムを利用している。

サポートシステムを導入するにあたっては、現行の農地台帳システムで管理しているデータをサポートシステムへ移行する必要がある。

農業委員会サポートシステムにおける台帳データ更新のための作業委託(以下

「データ更新委託」という。)は、現行の農地台帳データをサポートシステムに移行するための業務を委託するもので、A 社と契約金額 990,000 円(税込み)、一者随意契約(特定の二者と見積り合わせにより契約)により契約を締結している。

財務規則第 139 条第 1 項では、随意契約に付するときは、原則として 2 以上のものから見積書を徴さなければならないとしているが、本事業は受託者のみから見積書を徴している。

本事業の一者随意契約理由書によると、契約の相手方を選定した理由と根拠規定は次のとおりである。

契約の相手方を選定した理由	当該事業者は自社システムから農業委員会サポートシステムへの移行用データ作成及び千葉県内では B 社が提供するシステムから農業委員会サポートシステムへの移行用データ作成業務を請け負っており、データファイルレイアウト等を熟知している。そのため、他の業者では B 社が提供するシステムからのデータ移行などに多大な時間と経費を要するため。
根拠規定	自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 (性質又は目的が競争入札に適しない場合)

他に対応できる事業者が想定できないのであれば一者随意契約とすることに合理性が認められるが、「他の業者では多大な時間と経費を要するため」では一者随意契約の理由として妥当ではない。

本事業は、2 以上のものから見積書を徴する必要がある。

【指摘 2】設計価格の内訳の明確化について

次表は、『(1) 事業の概要 ③ 事業費の主な内訳』に記載している委託料 2,970 千円の内訳である。

図表 30 委託料の内訳

	件名	相手先	金額(円)
ア	住民情報系システム業務処理	H 社	132,000
イ	農家台帳システムホスト連携支援業務	B 社	220,000
ウ	農業委員会サポートシステムにおける台帳データ更新のための作業委託	A 社	990,000
エ	土地使用図・農地属性データシェープ変換業務委託	I 社	748,000
オ	農業委員会サポートシステム地図更新紐付作業	A 社	660,000
カ	「農地地図の更新作業」における登録用地図データの登録作業	J 社	220,000
		計	2,970,000

件名	相手先	金額(円)
----	-----	-------

(出典:市提供データより監査人作成)

財務規則第 128 条第 1 項及び第 141 条より、随意契約による場合も入札を行う場合と同様、予定価格を定める必要がある。

上表のイ、ウ、オ、カは一者随意契約で、契約予定先から徴した参考見積書の金額がそのまま予定価格とされている。それら参考見積金額は合計金額のみが記載されており、内訳が記載されていない。また、いずれも予定価格で契約を締結しているが、契約を締結する際に徴している見積書にも金額の内訳が記載されていない。したがって、予定価格、契約金額の内訳が不明となっている。

エについては、契約を締結する際に徴している見積書に金額の内訳が明記されているが、間接費について直接費の 51.7%としているがその根拠が不明となっている。

図表 31 土地使用図・農地属性データシェープ変換業務委託の委託料内訳

種別	細別	単位	数量	金額(円)
直接費	計画準備	式	1.00	69,500
	土地使用図データ交換	式	1.00	305,552
	データ加工	式	1.00	76,388
	合計			451,440
間接費	諸経費	%	51.70	233,394
合計				684,834
業務委託価格				680,000
消費税および地方消費税相当額				68,000
業務料				748,000

(出典:市提供データより監査人作成)

上表のイ、ウ、オ、カは、受託者から徴している参考見積金額を予定価格として、その予定価格を契約金額としている。かつ、それら金額の内訳が不明のため、委託料が業務内容に見合っているのかが不明確である。また、エについては、間接費が適正に設定されているのかが不明確である。

市においては、予定価格及び契約金額の内訳とその算定根拠を明確にしておく必要がある。

財務規則より抜粋

(予定価格の決定)

第 126 条 予算執行者等は、一般競争入札に付するときは、あらかじめ、当該一般競争入札に付する事項の価格の総額について予定価格を定めなければならない。ただし、価

格の総額について予定価格を定めることができないものにあつては、単価について予定価格を定めることができる。 2 予算執行者等は、前項の規定により予定価格を定めようとするときは、入札に付する事項の取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少、履行期間等を考慮して公正に決定しなければならない。 (随意契約の予定価格等) 第 141 条 第 126 条から第 128 条までの規定は、随意契約について準用する。ただし、特に必要がないと認めるときは、予定価格書の作成を省略することができる。
--

(3) 監査対象事業に対する意見

【意見 5】農家の状況調査の回答書の回収率について

農業委員会事務局は、毎年、市内全農業者を対象として、農家所有農地の耕作状況等(自作地、小作地、世帯員構成、農機具等)の調査(農家の状況調査)を行っている。

調査は、8月1日を基準日として、農家基本台帳に記載されている世帯に調査書として農家基本台帳の該当ページを送付し、記載項目に修正点があれば訂正を行ってもらい、その農家基本台帳を農業委員会事務局へ返信してもらう方法で行っている。

農業委員会事務局は、返信された修正事項を農家基本台帳に反映させており、この調査は農家基本台帳の精度を高めるための重要な手続となっている。

次表は、調査書の発送件数、回収件数及び回収率の推移である。回収率は76%前後で推移しているが、高いとはいえない。

図表 32 調査書の発送件数、回収件数、回収率の推移

(単位:件)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
発送件数	2,582	2,547	2,530	2,499	2,484
回収件数	1,963	1,946	1,922	1,965	1,863
回収率	76.0%	76.4%	76.0%	78.6%	75.0%

(出典:市提供データより監査人作成)

農地の転用、農地の所有権移転(相続を除く)、農地の賃貸借、農地の賃貸借の解約を行う場合は、農業委員会又は農政課での手続が必要となる。手続を実施したことによって農家基本台帳の記載内容に修正が生じた場合、回答書の提出を失念していると、修正事項が農家基本台帳に反映されない可能性がある。

農業委員等は通常、担当地域の農地のパトロールを実施しており、農家等への声掛けを行っている。回答書の提出時期には、パトロールを実施する際に農家へ回

答書の提出を促すことも方法である。

また、未回答の案件のなかには、修正点がないため未回答とされているものが含まれている可能性がある。修正点がない場合でも調査書を提出する必要があるが、このことを認識していない農家が存在している可能性がある。

調査書には「農家基本台帳提出のお願い」が添付されている。令和 5 年 7 月に発送された「農家基本台帳提出のお願い」には、文頭に次の記載がある。

令和 5 年度の農地の実態調査を実施します。同封しております、農家基本台帳の確認・修正をした後、同封の返信用封筒で 8 月 31 日(木)までに農業委員会事務局に返信(切手不要)して下さい。

上記文言では、修正点がない場合は返信不要と判断される可能性がある。

回収率を高めるための取組の一つとして、「修正点がない場合も返信してください」などの文言を付加するなどして、修正点がない場合も返信が必要なことを強調しておく必要がある。

市においては、農家の状況調査の回答書の回収率を高める取組を行う必要がある。

Ⅱ 農政課

1. 農業振興対策事業

(1) 事業の概要

① 事業の目的及び内容

都市への出荷を目的として野菜、果樹、花卉、花木、緑化樹木などを栽培する集約的農業は園芸農業とよばれる。

柏市農業の主要を占める園芸農業について、生産施設整備等の支援を実施することで、園芸作物産地の生産力の強化及び農業者の経営の安定化を図ることを目的とした事業である。

園芸農業に必要な農業用ハウス等の施設整備や農業生産の効率化に必要な省力化機械等を導入する農業者等に対し、補助金交付規則等に基づき事業の一部を助成している。

② 事業費の推移

(単位:千円)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算額	80,248	59,088	113,740
決算額	141,132	54,348	72,413

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和5年度 決算額	主な内容
報償費	13	—
旅費	59	—
需用費	411	—
役務費	2,263	郵便料(通常郵便の他、例年の農家全戸配布(調査や周知)の他、食育推進計画策定に係るアンケートを実施) 1,832 千円
委託料	2,913	農業用倉庫設置工事に伴う設計委託) 2,255 千円 農業用倉庫設置工事に伴う用地測量委) 484 千円
使用料及び賃借料	1,459	河川水面使用料 941 千円
負担金、補助及び交付金	65,210	産地パワーアップ事業補助金 24,395 千円 水稲病虫害防除事業補助金 16,000 千円 産地振興支援事業 13,764 千円

(単位:千円)

節	令和 5 年度 決算額	主な内容
		「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援 事業補助金 10,290 千円
償還金利子及び割引料	81	—
合計	72,413	

④ 柏市の耕地面積の状況

次表は、柏市と千葉県全体の令和 5 年時点の耕地面積の状況を示したものである。

田耕地面積、畑耕地面積及び耕地面積は農林水産省が公表している令和 5 年の作物統計調査の数値、市町村面積は千葉県が公表している令和 5 年千葉県統計年鑑の数値を用いており、耕地面積割合は監査人が試算している。

令和 5 年の柏市の田耕地面積は 1,220ha、畑耕地面積は 1,330ha で耕地面積は 2,550ha である。柏市の市町村面積は 11,474ha で、耕地面積割合は 22.2%である。

千葉県全体の面積は 515,672ha、耕地面積は 120,300ha で、耕地面積割合は 23.3%である。柏市の耕地面積割合は千葉県全体に近似している。

図表 33 柏市と千葉県の耕地面積の状況

(単位:ha)

団体名	田耕地面積 A	畑耕地面積 B	耕地面積 C=A+B	市町村面積 D	耕地面積割合 C/D
柏市	1,220	1,330	2,550	11,474	22.2%
千葉県計	71,500	48,800	120,300	515,672	23.3%

(出典:令和 5 年作物統計調査と令和 5 年千葉県統計年鑑より監査人作成)

次表は、令和 5 年の作物統計調査、令和 5 年千葉県統計年鑑より、柏市を含む千葉県内 37 市の令和 5 年時点の耕地面積の状況を示している。記載順序は耕地面積が大きい市からとしており、耕地面積割合の順位も示している。

耕地面積が最大の市は香取市で、成田市、旭市と次いでいる。耕地面積が最少なのは浦安市で、作物統計調査では耕地面積はゼロとなっている。柏市の耕地面積は千葉県 37 市のなかで 17 番目、耕地面積割合順位は 18 番目で、耕地面積の状況は中位に位置している。

図表 34 千葉県 37 市の耕地面積の状況

(単位:ha)

	市名	田耕地 面積 A	畑耕地 面積 B	耕地面積 C=A+B	市町村面積 D	耕地面積 割合 C/D	耕地面積割 合順位
1	香取市	7,710	3,380	11,100	26,235	42.3%	5
2	成田市	3,830	2,590	6,420	21,384	30.0%	10
3	旭市	3,890	2,380	6,260	13,048	48.0%	2
4	山武市	2,950	2,630	5,580	14,677	38.0%	7
5	市原市	3,390	1,860	5,250	36,816	14.3%	24
6	匝瑳市	3,200	1,830	5,030	10,148	49.6%	1
7	印西市	3,040	1,070	4,110	12,379	33.2%	9
8	千葉市	856	2,670	3,530	27,176	13.0%	28
9	いすみ市	2,810	510	3,320	15,750	21.1%	19
10	東金市	2,250	1,060	3,310	8,912	37.1%	8
11	八街市	142	3,150	3,290	7,494	43.9%	4
12	南房総市	1,950	1,310	3,260	22,955	14.2%	25
13	君津市	2,300	712	3,010	31,878	9.4%	33
14	茂原市	2,050	920	2,970	9,992	29.7%	12
15	佐倉市	1,690	1,050	2,740	10,369	26.4%	15
16	野田市	1,350	1,240	2,590	10,355	25.0%	17
17	柏市	1,220	1,330	2,550	11,474	22.2%	18
18	鉾子市	532	2,000	2,530	8,420	30.0%	10
19	袖ヶ浦市	1,510	886	2,400	9,492	25.3%	16
20	富里市	207	2,190	2,400	5,388	44.5%	3
21	大網白里市	1,620	718	2,340	5,808	40.3%	6
22	木更津市	1,820	462	2,290	13,890	16.5%	22
23	鴨川市	1,750	338	2,080	19,114	10.9%	29
24	富津市	1,540	508	2,050	20,540	10.0%	32
25	館山市	1,050	492	1,540	11,005	14.0%	26
26	我孫子市	926	293	1,220	4,315	28.3%	14
27	船橋市	103	1,020	1,130	8,562	13.2%	27
28	白井市	266	761	1,030	3,548	29.0%	13
29	勝浦市	682	196	878	9,396	9.3%	34
30	八千代市	433	391	824	5,139	16.0%	23
31	松戸市	49	595	644	6,138	10.5%	30
32	四街道市	201	425	626	3,452	18.1%	21
33	市川市	2	496	498	5,745	8.7%	35
34	鎌ヶ谷市	-	403	403	2,108	19.1%	20
35	流山市	122	243	365	3,532	10.3%	31
36	習志野市	1	61	62	2,097	3.0%	36
37	浦安市	0	0	0	1,730	0.0%	37

(出典:令和 5 年作物統計調査と令和 5 年千葉県統計年鑑より監査人作成)

次表は、柏市を含む千葉県内 37 市の令和 5 年時点と農地法の改正前の平成 26 年時点の耕地面積を比較したものである。また、耕地面積の減少割合の順位も示している。

柏市の令和 5 年の耕地面積は 2,550ha、平成 26 年の耕地面積は 2,600ha で 50ha 減少している。減少率は 1.9%で、耕地面積が計上されていない浦安市を除く 36 市のなかで 3 番目に低い減少率となっており、柏市は耕地面積の減少が比較的小さい。

図表 35 千葉県 37 市の耕地面積の増減状況の比較

(単位:ha)

	市名	令和5年 耕地面積 A	平成26年 耕地面積 B	耕地面積増減 C=A-B	増減率 C/B	減少率順位
1	香取市	11,100	11,300	-200	-1.8%	2
2	成田市	6,420	6,650	-230	-3.5%	7
3	旭市	6,260	6,400	-140	-2.2%	4
4	山武市	5,580	5,810	-230	-4.0%	10
5	市原市	5,250	5,610	-360	-6.4%	16
6	匝瑳市	5,030	5,230	-200	-3.8%	9
7	印西市	4,110	4,210	-100	-2.4%	5
8	千葉市	3,530	3,750	-220	-5.9%	15
9	いすみ市	3,320	3,570	-250	-7.0%	18
10	東金市	3,310	3,450	-140	-4.1%	11
11	八街市	3,290	3,590	-300	-8.4%	25
12	南房総市	3,260	3,590	-330	-9.2%	26
13	君津市	3,010	3,260	-250	-7.7%	23
14	茂原市	2,970	3,210	-240	-7.5%	21
15	佐倉市	2,740	2,950	-210	-7.1%	19
16	野田市	2,590	2,690	-100	-3.7%	8
17	柏市	2,550	2,600	-50	-1.9%	3
18	鉾子市	2,530	2,540	-10	-0.4%	1
19	袖ヶ浦市	2,400	2,590	-190	-7.3%	20
20	富里市	2,400	2,540	-140	-5.5%	13
21	大網白里市	2,340	2,460	-120	-4.9%	12
22	木更津市	2,290	2,560	-270	-10.5%	28
23	鴨川市	2,080	2,250	-170	-7.6%	22
24	富津市	2,050	2,350	-300	-12.8%	31
25	館山市	1,540	1,810	-270	-14.9%	32
26	我孫子市	1,220	1,260	-40	-3.2%	6
27	船橋市	1,130	1,250	-120	-9.6%	27
28	白井市	1,030	1,090	-60	-5.5%	13
29	勝浦市	878	1,040	-162	-15.6%	34
30	八千代市	824	881	-57	-6.5%	17
31	松戸市	644	757	-113	-14.9%	32
32	四街道市	626	701	-75	-10.7%	29
33	市川市	498	541	-43	-7.9%	24
34	鎌ヶ谷市	403	457	-54	-11.8%	30
35	流山市	365	519	-154	-29.7%	36
36	習志野市	62	74	-12	-16.2%	35
37	浦安市	0	-	-	-	-

(出典:令和5年作物統計調査と令和5年千葉県統計年鑑より監査人作成)

⑤ 柏市の農業産出額の状況

次表は、農林水産省が公表している市町村別農業産出額(推計)より、千葉県内 37 市の令和4年の農業産出額を金額が大きい市順に並べたものである。

農業産出額が最大なのは旭市の 501.1 億円で、香取市、鉾子市が次いでいる。柏市は 63.0 億円で 37 市のなかで 17 番目である。

農業産出額の内訳をみると柏市は、野菜が 47.9 億円で 63.0 億円の中で大きな割合を占めている。

図表 36 千葉県 37 市の農業産出額の状況

(単位:億円)

	市	耕種					畜産	農業産出額
		米	野菜	果実	その他作物	計		
1	旭市	29.9	158.9	1.6	22.8	213.2	288.0	501.1
2	香取市	51.2	46.1	2.7	85.5	185.5	107.8	293.3
3	銚子市	4.4	143.3	0.3	1.6	149.6	62.5	212.2
4	成田市	22.1	33.2	0.7	99.6	155.6	50.2	205.8
5	八街市	0.7	102.3	0.5	44.7	148.2	18.7	166.9
6	山武市	22.6	79.6	0.7	20.6	123.5	34.4	157.9
7	富里市	1.4	114.1	0.6	31.3	147.4	9.4	156.8
8	匝瑳市	25.0	24.7	0.0	15.6	65.3	69.7	135.0
9	南房総市	8.8	25.4	10.3	28.2	72.7	29.9	102.6
10	君津市	16.5	12.6	0.5	7.7	37.3	55.3	92.6
11	千葉市	5.9	46.1	1.1	17.4	70.5	19.2	89.7
12	いすみ市	17.0	2.7	2.1	1.3	23.1	66.5	89.6
13	市原市	22.8	14.6	2.8	3.4	43.6	45.2	88.8
14	袖ヶ浦市	8.5	20.4	0.5	7.8	37.2	34.8	72.0
15	大網白里市	12.5	42.9	0.2	4.6	60.2	6.1	66.3
16	船橋市	0.7	37.9	8.6	3.0	50.2	13.9	64.0
17	柏市	7.7	47.9	2.6	2.6	60.8	2.2	63.0
18	四街道市	1.3	15.0	1.0	36.8	54.1	3.0	57.2
19	東金市	15.4	11.7	0.8	6.7	34.6	16.5	51.1
20	佐倉市	10.4	19.6	0.4	8.6	39.0	11.4	50.5
21	野田市	7.2	21.7	0.4	1.4	30.7	17.4	48.1
22	松戸市	0.3	37.8	3.5	2.2	43.8	0.0	43.8
23	印西市	18.4	13.9	1.6	6.7	40.6	2.4	43.0
24	館山市	5.7	11.3	0.9	13.5	31.4	7.8	39.2
25	茂原市	17.2	9.3	0.1	2.9	29.5	4.1	33.6
26	八千代市	2.5	12.4	3.5	1.9	20.3	10.6	30.9
27	白井市	1.9	7.0	14.2	1.5	24.6	3.4	28.0
28	富津市	9.6	6.8	0.3	2.3	19.0	8.8	27.8
29	鴨川市	10.8	4.4	0.4	3.1	18.7	8.3	27.0
30	木更津市	11.0	8.3	1.9	1.9	23.1	3.6	26.7
31	鎌ヶ谷市	0.0	8.1	9.9	0.6	18.6	1.1	19.7
32	市川市	0.0	5.4	12.3	1.6	19.3	-	19.3
33	我孫子市	6.5	6.3	0.1	0.5	13.4	0.1	13.6
34	流山市	0.9	6.6	0.5	0.5	8.5	0.0	8.5
35	勝浦市	3.0	1.1	0.1	0.4	4.6	1.6	6.1
36	習志野市	0.0	2.6	0.0	0.1	2.7	-	2.7
37	浦安市	-	-	-	-	-	-	-

(出典:令和4年市町村別農業産出額(推計)より監査人作成)

(2) 監査の結果

指摘すべき事項はない。

(3) 監査対象事業に対する意見

【意見 6】柏市農業振興補助金(水稻病虫害防除事業)の補助事業者について

市は、柏市農業振興補助金交付規則(以下「交付規則」という。)を定めて、市内の農業者又は農業団体(以下「農業者等」という。)への補助を行っている。

交付規則第 2 条では、農業者が行う病虫害防除に関して、別に補助金を定め事業に要する経費に対して補助を行うとしており、交付規則第 3 条で、補助金の種類及び事業並びに補助率等は、毎年度当初市長が別に定め、告示するとしている。これらの規定を受けて市は、令和 5 年 6 月 9 日に発出している柏市告示 269 号で、病虫害防除事業への補助を次のように定めている。

図表 37 委託料の内訳

補助金の種類	補助金交付対象事業	補助対象経費	補助率等(限度額)
(1) 水稻病虫害防除事業	水稻病虫害防除事業	薬剤購入費、散布委託費、その他散布事業に要する経費	補助対象経費の 50%以内の額

(出典:市提供データより監査人作成)

補助事業の対象者は、同告示の備考欄で農業協同組合(農業協同組合内の営農組織を含む)とすると定めており、K 団体を補助事業の対象者としている。

K 団体は、JA 各支店ごとの組合等で組織されていることから、農業協同組合として補助事業の対象としているとのことである。しかしながら、K 団体は、柏市役所経済産業部農政課内に事務局がおかれ、電話番号も農政課の番号が使われているなど、農業協同組合として取り扱うことには疑問が残る。

K 団体規約第 3 では、K 団体の目的を「柏市の農作物を対象に、病虫害による被害を未然に防止し、農業生産の安定に寄与すること」と定めている。補助事業の対象者は、団体の目的や活動内容を踏まえて決定することが望ましく、そのことが明確になるよう、交付規則もしくは告示の内容を見直す必要がある。

【意見 7】柏市農業振興補助金(水稻病虫害防除事業)の効果について

K 団体は、柏市からの補助金 16,000 千円、農家負担金 21,532 千円などを財源として、水稻病虫害の発生を未然に防止することを目的に、無人ヘリコプターの利用及び地上防除による病虫害一斉同時駆除を行っている。

令和 5 年度 K 団体事業報告の「3 水稻病虫害発生状況調査について」によると、「令和 5 年 7 月 7 日(金)(散布前)、7 月 27 日(木)(散布後)の計 2 回実施。調査の結果、例年並みの効果が確認された。」とある。

K 団体では、散布の事前、事後に虫のすくい取りを実施し、効果の確認を行っている。次表は、散布の事前、事後に行っている虫のすくい取りの結果を示したものである。令和 5 年度は、散布後にも関わらず対象病虫害のウンカが大幅に増加している。

次表をみるかぎり例年並みの効果が確認されたとはいえない。市においては、効果の確認が正確に行われていたのか、正確に行われていたならば、ウンカが増加していることについてはどのような理由が考えられるのかなど、K 団体に確認し、補助の効果を検証する必要がある。

図表 38 水稻病虫害発生状況調査年度別一覧表

区分	令和 2 年度			令和 3 年度			令和 4 年度			令和 5 年度		
	前	後	差	前	後	差	前	後	差	前	後	差
いもち病	0	12	12	59	49	-10	13	0	-13	0	0	0
紋枯病	19	54	35	14	55	41	5	23	18	0	6	6
ウンカ	2	49	47	15	66	51	77	14	-63	142	328	186
ツマグロヨコバイ	0	0	0	1	61	60	4	36	32	2	7	5
イナゴ	7	3	-4	111	7	-104	4	0	-4	11	1	-10
クモヘリカメムシ	0	0	0	7	10	3	0	1	1	0	6	6
イネミゾウムシ	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	73	261	188	4	5	1	1	0	-1	5	0	-5
有害虫計	101	381	280	135	122	-13	86	51	-35	100	336	236

(出典:市提供データより監査人作成)

2. 都市農業活性化事業

(1) 事業の概要

① 事業の目的及び内容

新規就農者の発掘及び育成に努め、遊休化が進む農地の利活用を促し、新規就農希望者のための農業生産技術及び経営研修の拡充を図り、柏市独自の農業担い手支援制度の確立及びその運用に努めるものである。

新規就農者の育成、農業経営の安定を支援するものとして、新規就農希望者へ座学研修(農業大学校)及び実地研修(里親農家)を行い、生産から流通・販売までの習得や地域コミュニティへの参加、独立就農に向けて農地の斡旋、金融支援、生活サポートを支援して、新規就農希望者の育成を図っている。

② 事業費の推移

(単位:千円)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算額	15,544	30,583	34,164
決算額	9,350	12,716	10,287

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和5年度 決算額	主な内容
需用費	805	—
委託料	2,981	基礎調査業務委託 1,826 千円 耕作放棄地再生作業委託 770 千円
負担金、補助及び交付金	6,500	地産地消推進負担金 2,000 千円 新規就農者支援 4,500 千円
合計	10,287	

(2) 監査の結果

指摘すべき事項はない。

(3) 監査対象事業に対する意見

【意見 8】耕作放棄地再生作業委託について

耕作放棄地再生作業委託は、市が選定した耕作放棄地の再生作業を委託するものである。令和 5 年度から開始された事業で、令和 5 年度は柏市鷲野谷地先他 2,363 m²を対象として、L 社と 770,000 円(税込)で契約しており、除草と天地返し(土を反転させること)作業を委託している。

本事業を実施するにあたり市は、柏市耕作放棄地対策事業実施要領(以下、本項において「実施要領」という。)を定めている。

実施要領に基づき市は、土地所有者や担い手、農業委員又は推進委員からの情報提供により、事業対象地の候補地に係る情報を収集し、情報提供を受けた候補地について、別途定めている耕作放棄地対策に係る対象地選定評価基準に基づき評価を行い、事業対象地を選定している。

本事業は令和 6 年度も令和 5 年度と同規模で実施しており、令和 6 年度以降も継続を予定している。事業を継続していくなかでは、事業の周知、事業対象地の選定過程の透明性の確保、事業実施後のフォローなどが重要と考える。

令和 5 年度は情報提供件数が 1 件にとどまっている。事業開始初年度ということもあるが、今後は複数の情報提供がなされるよう、市は事業の周知に努める必要がある。

事業対象地の選定過程の透明性の確保も重要である。選定にあたっては農政課及び農業委員会事務局職員からなる評価会が対象地選定評価基準に基づき事業対象地を選定することとなっている。令和 6 年度以降もこの仕組みを機能させていく必要がある。

また、再生作業実施後、事業対象地が実際に活用されているかを確認することも重要である。令和 5 年度の事業対象地は、再生作業後、ぶどうの作付けがされる予定とのことで、圃場の様子を見ながらブドウ棚の設置をするとのことである。このことについて市は、令和 6 年度以降も随時状況を確認していく必要がある。

本事業は、市内における耕作放棄地を解消し、地域の担い手に農地の集積を行うとともに耕作放棄地の発生防止を図ることを目的としている。市においては、事業の透明性や公平性に十分に留意しつつ事業の目的が果たせるよう努めていく必要がある。

【意見 9】新規就農者支援について

市においては、農業従事者の減少、高齢化が進む中で、今後の農業・農地を支える人材の確保が急務となっている。そのため、新規就農者の育成と農業経営の安定を支援する取組として、新規就農希望者への座学研修(農業大学校)＋実地研修(里親農家)を行い、生産から流通・販売までの習得や地域コミュニケーションへの参加、独立就農に向けて、新規就農希望者の育成を図っている。

柏市農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に関する指針(以下「柏市指針」という。)で新規参入の促進目標を掲げている。また、令和 5 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表(以下「令和 5 年度実施状況の公表」という。)で、新規参入の促進の実績を公表している。

次表は、柏市指針及び令和 5 年度実施状況の公表より、市の新規参入の促進の目標と実績をまとめたものである。

図表 39 柏市指針における新規参入の促進目標

区分	新規参入経営体数
現状(令和 4 年 4 月)	10 経営体(令和元～令和 3 年度)
3 年後目標(令和 7 年 3 月)	10 経営体(令和 4～6 年度)

(出典: 柏市指針より監査人作成)

図表 40 実施状況の公表における新規参入の促進目標と実績

区分	新規参入者			
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実績	2 経営体	3 経営体	2 経営体	1 経営体
新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積	目標		0.4ha	
	実績		0.0ha	

(出典: 令和 5 年度実施状況の公表より監査人作成)

柏市指針は、令和 4～6 年度で 10 経営体の新規参入を目標に掲げているが、令和 4 年度は 2 経営体、令和 5 年度は 1 経営体の増加で、2 年間の増加は 3 経営体にとどまり、令和 7 年 3 月での目標達成は困難と思われる。

柏市指針では、担い手への新規参入の促進の具体的な方法として次表の 4 点を掲げている。

図表 41 新規参入の促進の具体的な方法

項目	内容
関係機関と連携したサポート	千葉県や農地中間管理機構、農業協同組合等の関係機関と連携し、新規参入並びに経営相談、農地斡旋等、必要に応じたサポートを行う。
里親農家によるスタートアップ支援	協力農家が里親となって参入希望者を一定期間受け入れ、耕作技術等の指導を行うことで、新規就農の負担を軽減する。
農業委員等によるフォローアップ	農業委員及び推進委員は、新規参入支援を目的とした貸付意向の聴き取りを行い、新規参入希望者に紹介するなど、農地のあっせんや、新規参入経営体の定着を図るため、参入後の相談に応じる等、適宜フォローアップに努める。
企業参入の促進	農業に継続的に取り組み、信頼性が高く、地元根付いた経営展開が期待できる法人の農業参入を積極的に促進する。

(出典: 柏市指針より監査人作成)

市は新規就農希望者への研修機関として認定されている千葉県農業大学校の農業者養成研修(1年間)の履修者(もしくはそれと同等の知識・技能を有する者)に対し、2年目の研修として里親農家研修制度を設けている。

里親農家研修制度は、就農希望者の希望する営農地や品目等を確認し、それに合わせた里親の紹介を行っている。里親農家は、就農に向け、営農技術指導や農地の斡旋等の役割を担うものだが、令和元年度以降、利用実績がない。

里親農家研修制度の存在や制度の説明は市のホームページで確認できず、制度の周知に努めている状況が確認できない。このことは里親農家研修制度だけではなく、市が新規就農者支援を行っていることもホームページからは確認できない状況であった。

新規就農者支援については、端緒として支援制度があることとその支援制度の概要を第三者が容易に把握できる仕組みが必要と思われる。

市においては、新規就農支援制度の周知に努める必要がある。

3. 手賀沼アグリビジネスパーク事業

(1) 事業の概要

① 事業の目的、内容及び成果

道の駅しょうなんをエントランスとして、手賀沼周辺地域の地域資源とのネットワーク形成、農業を主体とした観光・レクリエーション振興による都市農村交流地域づくりを目的としている。

現在進行している事業の主な内容は、以下のとおりである。

- ・ 手賀沼地域「小さな拠点」創出事業等推進委託
- ・ 農と水辺を活用した体験プログラム等造成事業委託
- ・ 手賀沼周辺農業体験等促進モデル事業委託
- ・ 道の駅しょうなん再整備事業付帯工事及び施設改修工事
- ・ 道の駅しょうなん事業用備品の購入

(事業概要)

市のホームページによると、手賀沼アグリビジネスパーク事業は、もともと平成 18 年 3 月に策定された沼南地域整備方針の中で、「農業や観光・レクリエーションの振興による環境共生・交流の地域づくり」として位置付けられた計画事業である。

現在は平成 28 年度に策定された手賀沼アグリビジネスパーク事業戦略プランをもとに、ハード整備、ソフト事業の両面から、地域の回遊性を高め、この地域全体の活性化を図っていくことを目的としている。

事業エリアとしては、手賀沼周辺の活性化を図るため大津川より東側、国道 16 号線より北側の区域としており、事業対象エリア内にある「道の駅しょうなん」「水辺の拠点」「わしのや交流拠点」の 3 つの施設を、活性化及びネットワーク並びに情報発信の拠点と位置づけている。特に「道の駅しょうなん」は令和 3 年度 12 月に拡張され、現在年間約 130 万人程度の来場者があり、手賀沼周辺を回遊してもらうためのエントランス拠点として、中心的な役割を担っている。市としては、「道の駅しょうなん」が、訪れた方が各拠点や地域の魅力を知り、地域に足を運んでいただくことで、地域の交流人口の増加と、地域の活性化を図っていくことを目的としている。

(M 団体について)

M 団体は、「手賀沼アグリビジネスパーク事業」の推進を目的に、平成 28 年度に設立された。

M 団体は、「手賀沼アグリビジネスパーク事業戦略プラン」を作成するとともに、それに関連する事業を行うことで、①自立できる地域を目指して、地域の様々な資源・

魅力を発信していくこと、②手賀沼周辺の地域が抱える課題（農業後継者の不足、農村景観の喪失、地域コミュニティの衰退、文化継承の危機）について地域資源を活用しながら解決していくこと、③手賀沼地域全体を見ながら、拠点、事業者、市民団体、地域住民等のネットワークを繋げていくこと、の3つを目指している。

また、M 団体は5つの会社や法人・団体で構成されている。

② 事業費の推移

(単位:千円)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算額	119,414(当初) 8,868(補正)	34,343(当初) 11,496(補正)	35,299(当初) 11,496(繰越明許費)
決算額	117,718	32,013	39,109

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和5年度 決算額	主な内容
需用費	183	事業用消耗品費、光熱水費
役務費	17	検査手数料、建物火災保険料
委託料	20,770	手賀沼周辺地域活性化事業委託
使用料及び賃借料	39	AED 借上料、有料道路通行料
工事請負費	10,709	道の駅しょうなん施設改修工事
備品購入費	7,391	授乳ルーム、放送設備機器
合計	39,109	

④ 事業の実績、課題及び今後の方針

事業の実績として、令和5年度の道の駅しょうなんへの来場者数は、目標1,300,000人に対して1,234,428人(推計)であった。

道の駅しょうなんの管理運営は、指定管理者制度を導入することにより市費の発生はないが、委託事業は市の仕様に基づき事業を展開しているため、経常的に市費負担が発生するとともに、民間の創意工夫が発揮しづらく、また道の駅の運営とは別事業になるため、一体的な展開が困難な状況となっている。

そのため、市としては、令和9年度から本事業を道の駅の指定管理者業務に移行して、柔軟かつ一体的な事業展開を狙うとともに市費負担軽減を図ることが検討されている。

(2) 監査の結果

指摘すべき事項はない。

(3) 監査対象事業に対する意見

【意見 10】随意契約理由について

令和5年度に実施した3事業(「手賀沼周辺農業体験等促進モデル事業」「手賀沼地域『小さな拠点』創出事業等促進委託」「農と水辺を活用した体験プログラム等造成事業」)においては、いずれもM団体が随意契約により業務を実施している。随意理由書によると、随意理由は以下のとおりである。

(手賀沼周辺農業体験等促進モデル事業)

M団体は、これまで、手賀沼周辺における観光・収穫体験コンテンツの企画・運営の実績が豊富かつ、農業者等と円滑に調整ができる唯一の団体であり、他の事業者では代替がきかず、業務の実施に支障が生じることから、自治令第167条の2第1項第2号の規定により、当該事業者と一者随意契約を締結するものである。

(手賀沼地域『小さな拠点』創出事業等促進委託)

M団体は、これまで「手賀沼アグリビジネスパーク事業戦略プラン」の策定及び推進業務、組織体制の検討等を行っており、これらの実績により、最も本事業に精通しており、かつ、将来的に本事業で求める中間支援組織への発展が期待できる唯一の団体であることから、他の事業者では代替がきかず、業務の実施に支障が生じる。よって自治令第167条の2第1項第2号の規定により、当該事業者と一者随意契約を締結するものである。

(農と水辺を活用した体験プログラム等造成事業)

M団体は、最も本事業に精通しており、かつ、将来的に本事業で求める、地域資源の体験プログラム化支援の相談・サポートプラットフォームを運営することが期待できる唯一の団体であることから、他の事業者では代替がきかず、業務の実施に支障が生じる。よって自治令第167条の2第1項第2号の規定により、当該事業者と一者随意契約を締結するものである。

以上より、いずれの委託契約においても事業を実施できる唯一の団体であるとして自治令第167条の2第1項第2号(性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき)を適用して、M団体と随意契約をしている。

確かに、M団体の目的は、「手賀沼アグリビジネスパーク事業戦略プラン」を作成

するとともに、それに関連する事業を行うことなので、「手賀沼アグリビジネスパーク事業戦略プラン」関連事業を行うことには合理性があるように思える。しかしながら、委託事業ごとに事業内容は異なるため、それぞれの事業内容の特性に強みを発揮できる他者がいないとは言い切れない。また、令和 6 年度においては、実際に M 団体の構成員である E 社が業務を受注している。

したがって、今後は自治令第167条の2第1項第2号の規定により一者随意契約とはせずに、可能な限り競争契約とする必要がある。

【意見 11】道の駅しょうなんの来場者数について

近年の道の駅しょうなんの来場者数は以下のとおりである。

図表 42 道の駅しょうなんの来場者数

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
来場者数	884,574	1,063,010	1,289,758	1,234,428
前年比	92.9%	120.2%	121.3%	95.7%

上表より、近年増加傾向にあり、目標値 130 万人をほぼ達成している。この点は、評価すべき点である。一方、課題としては今後も現在の来場者数の水準を維持できるかにある。そのためには、新規顧客を開拓するのみならず、すでに来場したことがある顧客のリピート率(再来場率)を高めることも必要となる。市としては、何らかの方法でリピート率を算出した上で、このリピート率を向上する工夫を検討する必要がある。

【意見 12】手賀沼周辺農業体験等促進モデル事業の実績について

委託者からの報告書によると、手賀沼周辺農業体験等促進モデル事業の実績としては、未就学児親子向けプログラム「はじめてのはたけ」が 4 回、保育園向けのプログラムが 3 回の計 7 回実施している。これは、仕様書に記載の「委託期間中に 5 回程度実施すること。」を満たしている。実施した各プログラムの実施状況は以下のとおりである。

図表 43 未就学児親子向けプログラム「はじめてのはたけ」

No.	対象	参加者	実施日	場所	受入先
1	ブルーベリー	8 組(27 名)	2023/7/15	道の駅しょうなん	農園
2	落花生	3 組(10 名)	2023/10/14	道の駅しょうなん	農園
3	トマト	5 組(14 名)	2024/1/27	道の駅しょうなん	農園
4	カブ	4 組(14 名)	2024/2/12	あけぼの山農業公園	農園
計		20 組(65 名)			

図表 44 保育園向けのプログラム

No.	対象	参加者	実施日	場所	受入先
1	稲刈り体験& じゃがいも植 え付け体験	年長クラス 18 名 先生 4 名	2023/9/11	道の駅しょうなん	農園 2 か所
2	おにぎり作り	年長クラス 18 名 先生 4 名	2023/10/2	保育園	料理研究家
3	じゃがいも収 穫体験&ポテ トチップス作り	年長クラス 18 名 先生 4 名	2023/12/8	道の駅しょうなん	農園 料理研究家
計		年長クラス 54 名 先生 12 名			

本業務の目的は、主に未就学児を対象とした農業体験等を通じて、①手賀沼周辺の地域資源の活用を促進するとともに、②地域の子供達に農業や自然に触れる体験をしてもらうことで、農業や農産物に関する学びや、食育の推進、地元への愛着形成を促進し、道の駅しょうなん発の体験コンテンツとして造成され、最終的には手賀沼アグリビジネスパーク事業の目的である地域の活性化を図ることにある。

この点、令和 5 年度においては計 7 回実施しており、当初の目的は達成している。一方、参加者は、未就学児親子向けプログラム「はじめてのはたけ」が計 20 組（65 名）、保育園向けのプログラムが年長クラス 54 名（先生 12 名）で限定的であり、また市内全域からの参加を促せるよう、実施場所や参加者の交通事情等に配慮する必要があったが、結果的に一部の保育園に限定されたイベントもあった。

本事業も手賀沼アグリビジネスパーク事業の目的を達成するための一事業であり、その目的達成のために事業の効果を高める工夫等が必要である。

なお、仕様書には、事業の実施に加え、参加者アンケートを実施することとなっており、事業者はアンケートの実施結果を「参加者の声」として報告書に記載している。市としては、その結果を分析して、今後の事業の実施に活かす必要がある。

4. 放射能対策農産物安全安心事業

(1) 事業の概要

① 事業の目的、内容及び成果

平成 23 年に発生した原子力発電所の事故に伴い、市内でも放射能物質が検出されたことから、農作物の安全安心の確保と風評被害の防止を目的として実施している。

② 事業費の推移

(単位:千円)

区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
予算額	1,335	1,354	1,406
決算額	935	966	1,107

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和 5 年度 決算額	主な内容
需用費	110	ガソリン代、車両修繕料
役務費	22	郵便料、検査手数料、自賠責保険料
委託料	968	精密検査業務委託
公課費	6	自動車重量税
合計	1,107	

④ 事業の実績、課題及び今後の方針

令和 5 年度の検査数は 40 検体であり、全検体で検出下限値未満となっている。

平成 23 年の原子力発電所事故から 10 年以上が経過し、近年は農作物から放射能物質は検出されていないことから、市としては放射線対策事務をいつまで続けていくか検討が必要である。

(2) 監査の結果

指摘すべき事項はない。

(3) 監査対象事業に対する意見

【意見 13】一者応札について

本業務における精密検査業務委託は入札により業者を決定しているが、令和 5 年度においては一者応札によって業者が決定されている。本来入札を行う目的は、競争性を確保することであるが、その目的は果たせていない。今後も本業務を継続するのであれば、入札を実施することによる経費もかかることから、引き続き一者応札の解除に向けた努力は必要である。

【意見 14】放射能物質検査の継続について

現在、市では、農産物の他に水道水、清掃工場・最終処分場、給食食材・提供給食、食品について放射能物質検査を実施している。農産物においては、令和 5 年度においては、40 検体を 1 年間にわたり調査を行っているが、いずれも放射性物質は不検出であるが、検出されても国の基準値を超える放射性セシウムは検出されていない。また、過去においても国の基準値を超える放射性セシウムが検出された実績はない。

市では、平成 23 年 3 月の東京電力福島第一原発事故後、平成 23 年 12 月に国から汚染状況重点調査地域の指定を受け、柏市除染実施計画に沿った除染を実施してきたが、今後、農産物や水産物などが売れなくなるなどの風評被害を防ぎつつ、放射能物質検査規模の縮小や廃止の検討を進めていく必要がある。

5. 柏市都市農業センター管理運営事業

(1) 事業の概要

① 事業の目的、内容及び成果

農産物直売所、飲食物提供施設、加工体験室などの農業振興施設を設置し、手賀沼周辺地域のエントランス拠点として人を呼び込み、地元農産物の消費拡大によって地域経済の振興を図ることを目的としている。

具体的には、柏市都市農業センターの維持管理事業として、千葉県道路施設である「道の駅しょうなん」に指定管理者制度を導入して、E 社に指定管理者として運営を委ねている。

また、指定管理者制度においては、完全利用料金制を導入しており、柏市が支払う指定管理料は発生していないが、令和 5 年度は、工事請負費としてつばさ棟屋根防水及び外壁塗装等工事、植栽帯配線漏電対策工事、枯木撤去工事、放送設備配線工事などを実施している。

(道の駅しょうなんの概要)

2001 年(平成 13 年)にオープンした施設で、千葉県設置の簡易パーキングと柏市設置の柏市都市農業センターで構成されている。2021 年(令和 3 年)12 月に新設棟(てんと)がオープンするとともに、2022 年(令和 4 年)4 月には既存施設「つばさ」がリニューアルオープンした。既設棟は、レストラン 2 店舗や農芸交流館(館内にベーカリーとピーナッツ専門店)があり、一方新設棟は、農産物直売所、ロビー、カフェスペース、加工体験室等がある。

図表 45 道の駅しょうなんの来場者数(再掲)

(単位:人)

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
来場者数	884,574	1,063,010	1,289,758	1,234,428
前年比	92.9%	120.2%	121.3%	95.7%

カフェ売上、大屋根ひろば出店料、自動販売機手数料等を含む総売り上げは下記のとおりである。

図表 46 道の駅しょうなんの総売り上げ

(単位:円)

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
売上	576,451,969	748,497,698	1,454,189,837	1,472,290,028
前年比	106.2%	129.8%	194.3%	101.2%

以上より、新設されたてんと棟の開設以降、来場者数、売上高も増加していることがわかる。

千葉県がまとめた調査報告書(令和4年 千葉県観光入込調査報告書)では、千葉県内での令和4年観光入込客数第9位にランクされており、地域の活性化という意味においてもこれまで順調に推移している。

(指定管理者の状況)

柏市は、柏市都市農業センター(道の駅しょうなん)について、指定管理者に運営を行わせることとしている。近年では令和2年度に公募を行い、指定管理者を決定、令和3年12月から5年4ヶ月の期間で業務を行っている。

柏市都市農業センター条例より抜粋

(指定管理者による管理)

第2条の2 農業センターの管理は、法人その他の団体であって本市が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

具体的には、市は令和2年度に公募し、応募のあった3団体について書類審査及び面接審査を実施し、選定委員会による選定の結果、E社を指定管理者として決定している。指定期間は、令和3年12月1日から令和9年3月31日までの5年4か月間となっている。指定期間が開始される令和3年12月は、てんと棟が開設された時期と重なることから、指定管理者は、拡大された公の施設を有効かつ効率的な運営することが求められる。

本指定管理業務においては、指定期間の管理業務の対価の総額はゼロであり、市にとって指定管理者に支払う指定管理料は発生しないこととしている。

柏市都市農業センターの管理に関する基本協定より抜粋

(指定管理料等)

第10条 指定期間における管理業務の実施の対価(以下「指定管理料」という。)の総額は、金0とする。

指定管理者は、レストランや農産物直売所など施設の利用によって発生した利用料収入によって、施設の管理によって発生した費用の全てを賄うことになる(完全利用料金制)。柏市都市農業センター条例によると、利用料金の概要は以下のとおりである。

柏市都市農業センター条例より抜粋

(利用料金)

第6条 使用者は、規則で定めるところにより、農業センターの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金は、指定管理者の収入とする。

3 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

(別表)

施設の区分	単位	利用料金
農芸交流館	1月につき	売上額の100分の15に相当する額に100分の110を乗じて得た額
レストラン(厨房含む)	1月につき	売上額の100分の15に相当する額に100分の110を乗じて得た額
農産物直売所(付帯施設を含む)	1月につき	売上額の100分の15に相当する額に100分の110を乗じて得た額
加工体験室	1時間につき	60
飲食物提供施設	1月につき	売上額の100分の15に相当する額に100分の110を乗じて得た額
会議室	1時間につき	300円

また、指定管理者は管理納付金の名目で、柏市に対して年度ごとに20,000,000円を支払うこととしている。また、柏市利益還元金として令和5年度は13,166千円を柏市に支払っている。

② 事業費の推移

(単位:千円)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算額	1,990	10,049	59,637
決算額	1,952	9,479	58,715

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和5年度 決算額	主な内容
旅費	46	普通旅費、研修旅費
需用費	1,624	施設修繕料
役務費	82	建物火災保険料
委託料	1,733	工事管理委託

(単位:千円)

節	令和5年度 決算額	主な内容
使用料及び貸借料	6,166	土地・空調設備賃貸料 AED 借上料
工事請負費	48,959	つばさ棟屋根防水・外壁塗装工事※
負担金	105	道の駅連絡会年会費、視察参加費金
合計	58,715	

※棟屋根防水・外壁塗装工事を行ったつばさ棟(監査人撮影)



④ 事業の実績、課題及び今後の方針

令和3年12月の拡張リニューアルから2年以上が経過し来場者数は一定水準を維持しているが、今後も来場者数を高い水準で維持していくことが課題になっている。そのため、指定管理者と連携し、施設の効用を高めるための各種施策に取り組む必要がある。

(2) 監査の結果

指摘すべき事項はない。

(3) 監査対象事業に対する意見

【意見 15】指定管理者の実績について

指定管理者制度を導入している施設については、企画部 DX 推進課が中心となり、毎年度所管している部署によって指定管理者のモニタリングを行い、HP において公表している。現在の指定管理者に対しても、令和 3 年度以降にモニタリングが実施されている。評価の対象は 23 項目あり、それぞれ A(優良)から D(要改善)までの評価がなされている。

柏市都市農業センターにおける指定管理者の評価については、令和 3 年度が A(優良)評価が 5 項目、B(適正)評価が 18 項目で全体では A(優良)評価、令和 4 年度が A(優良)評価が 1 項目、B(適正)評価が 21 項目、C(課題有)評価が 1 項目で全体が B(適正)評価、令和 5 年度が A(優良)評価が 2 項目、B(適正)評価が 21 項目で全体では B(適正)評価となっている。令和 4 年度で C(課題有)評価となった 1 項目は、「職員の指導育成、研修体制、待遇状況は適切か。」という項目で、具体的な内容としては、「社員へのコンプライアンス研修などは実施しているが、パート等への待遇研修等は実施されていない。」というものである。令和 5 年度において、この項目は「正社員、パート社員とも必要に応じた OJT、OFFJT が実施されている。」として B(適正)評価に改善されている。

全体として、柏市都市農業センターにおいては、A(優良)評価が減少傾向にはあるが、B(適正)評価が多数を占めており、指定管理者の管理運営は概ね良好であるものと推測される。また、課題であった職員の指導育成、研修体制、待遇状況についても解決されたとしている。

実績評価シートによると、課題として「拡張リニューアルから1年以上が経過し、オープン当初の賑わいが落ち着いていくことが想定されるため、安定した来場者数と売上確保に向けた取組が必要である。また、直売所に農産物を安定供給するための出荷者会との連携や売れ残り商品の加工品への活用など出荷者支援の取組の検討、加工体験室など貸出施設の稼働率向上のためのイベント活用や一般利用の促進への取組が必要である。」と認識しているが、令和 4 年度と比べ令和 5 年度の来場者は 95.7%と微減しており、今後も現状の来場者を維持できるかどうかは大きな課題である。

ここで、来場者数の維持のためには再来場者率を高めること、今以上に広報活動に力を入れることなどが必要であり、市は指定管理者に対する適切な指導のもと、来場者数の維持拡大に向けた努力を行う必要がある。

総務省の HP によると令和 6 年 8 月時点で全国の道の駅は 1,221 か所あり、また近年急激に増加している。このことから、道の駅しょうなんが今まで以上に魅力的な施設であることを発信し続ける必要がある。

また、令和 4 年度に C(課題有)評価となっていた「職員の指導育成、研修体制、

接遇状況は適切か。」に関する項目については令和 5 年度には解決したとしているが、職員の指導育成、研修体制は組織のガバナンスにとって重要な項目であることから、市としても指定管理者に引き続き適正化への指導を行う必要がある。

【意見 16】年度協定書について

柏市都市農業センターにおいては、毎年度、指定管理者に支払う指定管理料は発生しないとの理由によって、年度協定書は作成されていない。確かに、年度協定書は毎年度の業務実施にあたり、基本協定書に定めのない事項及び必要な事項について定めるものであり、指定管理料が発生しない以上、新たな取り決め事項はない。しかしながら、柏市都市農業センターにおいては、管理納付金为名目で、柏市に対して年度ごとに 20,000,000 円を支払うことになっており、また、指定管理者の売上金の一部を柏市利益還元金として、管理納付金と同様に市に支払うことになっている。

以上より、本来は基本協定書に加えて、年度協定書を取り交わし、毎年度の納付金額及び納付時期や、年度ごとの利用者数や満足度の目標を記載することが望ましい。少なくとも、次期指定管理期間においては、基本協定書に加えて年度協定書の取り交わしも検討の必要がある。

【意見 17】指定管理者への使用許可について

指定管理者である E 社は、道の駅しょうなんの維持・管理・運営を主な目的とする組織であり、本社も道の駅内にある。

現在、E 社は指定管理者であるため、本社機能を施設内に設置していることに関して、市と会社の間で何ら取り交わしはなされていないが、本社が施設内にあるということは、会社として指定管理業務以外の業務(本社の管理業務等)を行っていることになる。さらに、令和 6 年度には、会社として手賀沼アグリビジネスパーク業務も請け負っている。

以上より、本来は会社として、指定管理業務以外の部分について、市との間で使用許可を取るべきである。

【意見 18】指定管理者候補者選定委員会の構成について

「柏市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」第 5 条の 2 によると、指定管理者は、市長等の附属機関として、柏市指定管理者候補者選定委員会を置いて、指定管理者の候補者の選定について審査することになっている。現在の指定管理者においては、柏市総務部長、柏市企画部長、柏市財政部長、柏市経済産業部長、柏市都市部理事、柏市農政課長、千葉県農林水産部東葛飾農業事務所所長及び大学教授の 8 名の委員で選定を行っている。委員の構成は、柏市の

関係者が 6 名、外部の専門委員が 2 名となっている。

道の駅しょうなんは、来場者数が年間約 130 万人になり、地域拠点として重要な施設となっており、地域住民にも大きな影響を及ぼしている。このことから、指定管理者の選定の際には市の関係者以外の声を多く反映する必要がある。以上より、本来であれば、選定委員会は少なくともメンバーの半数以上は、各分野の外部の専門委員で構成することが必要と考える。次期選定の際には、検討する必要がある。

さらに、毎年度行っている指定管理者のモニタリング評価に外部の専門委員を加えるなど、外部評価の視点を加える必要がある。

【意見 19】道の駅しょうなんの施設について

道の駅しょうなんは、2006 年以降においては千葉県設置の簡易パーキングと柏市設置の柏市都市農業センター（公の施設名称）で構成されている。両者は実質的に道の駅として一体管理されている。一方で、柏市都市農業センターの駐車場は夜間使用不可である一方、千葉県設置の簡易パーキングは 24 時間利用可能で車中泊を行っている自動車もあるなど両者に運用の違いもある。今後、道の駅しょうなんとして一体管理するためにも、利用条件の統一などを検討する必要がある。

【意見 20】次期指定管理について

現在の指定管理期間は、令和 9 年 3 月 31 日までであり、令和 8 年度には、新たな指定期間に向けて、指定管理者の公募など準備を始めることになる。ここで、将来的に、市としては指定管理業務とは別に行っている手賀沼アグリビジネスパーク事業を指定管理業務の中に組み込み、柔軟かつ一体的な事業展開及び市費負担軽減を図ることが検討されている。このような展望を踏まえ、令和 6 年度には、手賀沼アグリビジネスパーク事業の各委託業務を M 団体から指定管理者である E 社に委託するなどの準備を行っている。

確かに、手賀沼アグリビジネスパーク事業の各委託業務を E 社が行うメリットは大きい。しかし、指定管理者はあくまで公の施設の管理・運営を目的とする者であり、指定管理業務の中に手賀沼アグリビジネスパーク事業など各種関連事業を組み込むことは慎重に検討する必要がある。

6. 土地改良事業

(1) 事業の概要

① 事業の目的、内容及び成果

揚水機場、排水機場、農道、水路など、土地改良施設について、国・県・改良区と協力し計画的に改修や適切な維持管理を行うことによって、機能保全を図ることを目的としている。

具体的には、以下のとおりである。

- ・県営事業の市町村負担金
- ・手賀沼、利根土地改良区管内の維持管理負担金
- ・土地改良施設の修繕工事

また、令和 5 年度の具体的な事業は以下のとおりである。

- ・岩井排水路改修工事
- ・防災施設ストックマネジメント事業利根Ⅱ期地区(令和 5 年度未進捗率 40.9%)

② 事業費の推移

(単位:千円)

区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
予算額	98,627	124,673	142,700
決算額	97,683	110,521	136,220

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和 5 年度 決算額	主な内容
旅費	0	
需用費	0	
委託料	3,788	岩井排水路改修工事設計業務委託他
工事請負費	9,955	岩井排水路改修工事
負担金、補助金及び交付金	122,477	農道等補修業務負担金 手賀沼土地改良施設管理事業負担金 利根土地改良区施設管理事業負担金 防災施設ストックマネジメント事業利根Ⅱ期地区負担金 等
合計	136,220	

④ 事業の実績、課題及び今後の方針

土地改良施設の多くが老朽化しており、国、県、近隣市などと協議して計画的な改修等を検討していく必要がある。

(2) 監査の結果

指摘すべき事項はない。

(3) 監査対象事業に対する意見

【意見 21】岩井排水路改修工事設計業務委託について

岩井排水路改修工事設計業務委託は、工期令和 5 年 3 月 31 日～8 月 31 日、予定価格が 3,490,000 円で本来は入札によって業者を決定すべきであったが、実際には見積り合わせを実施した上で随意契約によっている。

これは、令和 4 年度末になり、構造計算・ボーリング調査を含む設計委託の発注が必要なことが判明し、令和5年2月補正(令和 4 年度)で繰越明許により予算要求し、その後、委託期間に関して、田植え時期である 4 月末までにボーリング調査を終える必要であり、4 月以降の一般競争入札のスケジュール(最短で5月契約)で間に合わなかったため、担当課で見積り合わせを実施したというものである。つまり、自治令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号の「緊急の必要により競争入札に付することができないとき」に該当するものと思われる。

ただし、本来自治令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号の規定は、災害等客観的事由により急迫を要する場合で競争入札に付する時間的余裕がない場合に適用されるものであり、本案件においては、構造計算・ボーリング調査の可能性も含めて余裕のあるスケジュールで検討すべきであった。今後同様の案件が発生した場合には、余裕のあるスケジュールリングを行う必要がある。

7. 鳥獣対策に関する事業

(1) 事業の概要

① 事業の目的、内容及び成果

市内に生息する野生鳥獣(ハクビシン、アライグマ、タヌキ、コブハクチョウ、イノシシ)による農作物被害を防止することを目的として、これら野生鳥獣の駆除等を行う委託を行うとともに、今後有効な対策を検討するものである。

② 事業費の推移

(単位:千円)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算額	2,370	3,819	4,282
決算額	1,996	2,689	3,993

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和5年度 決算額	主な内容
需用費	168	事業用消耗品費
役務費	0	
委託料	3,520	有害鳥獣駆除委託、イノシシ駆除業務委託
備品購入費	304	事業用備品代
合計	3,993	

④ 事業の実績、課題及び今後の方針

令和5年度の捕獲実績は以下のとおりである。

図表 47 令和5年度の捕獲実績

ハクビシン	アライグマ	タヌキ	コブハクチョウ	イノシシ
29	77	69	45	32

近年、野生鳥獣の中でもイノシシによる農作物被害が増加傾向にある。現在、予算及び業務量の増加が課題となっており、引き続き、駆除委託を継続するとともに、より有効な対策を検討する必要がある。

(2) 監査の結果

指摘すべき事項はない。

(3) 監査対象事業に対する意見

【意見 22】一者随意契約理由について

鳥獣対策に関する事業においては、ハクビシン、アライグマ、タヌキ、コブハクチョウを対象鳥獣とした有害鳥獣駆除委託及びイノシシを対象鳥獣としたイノシシ駆除業務委託の 2 委託契約があり、いずれも N 団体が一者随意契約により契約の相手先となっている。一者随意契約とした理由は、自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する「性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」としている。また、一者随意契約理由書によると、具体的な随意理由は、以下のとおりとなっている。

「本業務は『鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化等に関する法律』の規定に基づき、わな狩猟に係る許可を取得している者が実施するものであり、更に、県知事から『鳥獣の捕獲等又は鳥獣の卵の採取等』の許可を受けた者でなければ実施することができない。(中略)N 団体は、本市において長年にわたり実績があり、また、従事者の狩猟具に関する取扱いの知識と経験も高いことから、上記の条件を満たしている。また、N 団体は、市内在住者で構成されているため、地理的状況の把握や、市民からの情報収集に優れており、駆除対象鳥獣の主体についても精通しているため駆除に対して迅速に対応できる。」

自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定は、本来法律の規定などにより契約相手先が一者しかいない場合など、実施できる業者が一者しかいないことが明確であることを想定している。この点、一者随意理由は、契約相手先が本業務に適していることは示しているが、他に本業務の実施に適した業者がいないことの根拠にはなっていない。

以上より、今後本業務を委託する際には、一者随意契約ではなく競争契約に変更するか、又は、一者随意契約理由書の記載において他の事業者では実施不可能である旨及びその理由を明確に示す必要がある。

【意見 23】委託契約の数について

鳥獣対策に関する事業においては、有害鳥獣駆除委託とイノシシ駆除業務委託の 2 つの委託契約がある。この理由は、有害鳥獣駆除委託が総価契約であるのに対して、近年増加傾向にあるイノシシ駆除においては、業務量が測れないので単価契約となっているためとしている。

業務の実績においては、有害鳥獣駆除委託がハクビシン、アライグマ、タヌキ、コブハクチョウ合計 220 頭(羽)に対して 1,971 千円であり、他方、イノシシ駆除業務委託はイノシシ駆除 32 頭に対して 1,348 千円となっている。イノシシ駆除業務委託は餌代が約 100 万円を要しているなど、単純に両契約を比較することはできないが、1 頭駆除あたりの経費という点から見ると、イノシシ駆除の方が効率は悪いということになる。

以上より、有害鳥獣駆除委託とイノシシ駆除業務委託の業務内容の違いがあるとはいえ、今後イノシシ駆除の効率性を高める工夫が必要である。

また、イノシシ被害は増加傾向にあるとのことから別契約にしているとのことだが、本来は 2 契約とすることによる事務負担及び経費を軽減するためにも、将来は契約の一本化をする必要がある。

【意見 24】有害鳥獣駆除委託の前提としての実態調査について

市では、自然環境及び生物多様性の保全に関する事務は環境部環境政策課が行っており、市内の野生生物の生態調査及び管理も、原則として環境部環境政策課が行うことになる。一方、農政課は、あくまで市内に生息する野生鳥獣による農作物被害を防止することが目的である。ここで、本来、有害鳥獣駆除を行うためにはその前提として、ハクビシン、アライグマ、タヌキ、コブハクチョウなどの野生鳥獣の実態調査を行う必要があると考える。すでに環境部環境政策課において、実態調査が十分に行われているのであれば、当課との連携を十分に取り、実態を把握した上で駆除業務を行う必要がある。

また、外来種のコブハクチョウが手賀沼周辺の水田の苗を食べられる被害が広がっており、農業被害は手賀沼周辺の 6 市(柏市、我孫子市、白井市、印西市、成田市、香取市)に跨っているといわれている。コブハクチョウの場合、他の有害鳥獣と違い、駆除ではなく水田から適切な場所への追い出し作業を行っているため、本委託契約により生体数には影響を与えない。市では "偽卵"などで、個体数を減らす研究を進めているとのことであるが、農政課においても農作物の被害防止の観点から他市との連携を行うなどの努力が必要である。

【意見 25】イノシシ駆除業務委託の実績報告について

イノシシ駆除業務委託の仕様書によると、「受託業者はイノシシを発見した場合は、止刺しに先立ち農政課に連絡すること」(仕様書8)、「イノシシを捕獲した場合には、市の報告書式に詳細(捕獲者名、捕獲年月日、捕獲場所、性別、体長、成獣:幼獣の別、使用した猟具及び止刺し方式等)を記録し、写真を貼付して市に提出すること」(仕様書9)、「毎月末にわなの設置や給餌等の活動状況報告及び、工期終了後の業務実績報告を行うこと」(仕様書11(2))、としている。

令和 5 年度においては、年度終了後に捕獲詳細の報告とわな管理報告書が市に提出されているが、止刺しに先立ち農政課に連絡した日時の記録、捕獲した都度報告書様式に沿って記載した報告書は確認できなかった。

イノシシは増加傾向にあることから、イノシシの実態を把握する意味においても、仕様書に沿った確実な業務運用が望まれる。

一方、ハクビシン、アライグマ、タヌキ及びコブハクチョウの捕獲を目的とした有害鳥獣駆除委託については、定期的な状況報告及び、工期終了後の業務実績の報告(仕様書6(2))以外は、特段連絡等の要求は行っていないが、イノシシ駆除業務委託の仕様と同様程度の市への報告等が求められる。

Ⅲ 商工振興課

1. 商業事業補助金

(1) 事業の概要

① 事業の目的及び内容

商業事業補助金は柏市の商工業の振興及び商店街の活性化等を目的とした事業であり、柏商工会議所等を対象とした柏市商工団体補助金と商店街等を対象とした柏市商工団体共同施設補助金及び柏市商店街活性化事業補助金とから構成される。

事業名	補助金
商業事業補助金	① 柏市商工団体補助金
	② 柏市商工団体共同施設補助金
	③ 柏市商店街活性化事業補助金

② 事業費の推移

(単位:千円)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算額	50,260	42,260	51,160
決算額	41,570	44,227	50,460

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和5年度 決算額	主な内容
負担金、補助及び交付金	50,460	① 柏市商工団体補助金 ② 柏市商工団体共同施設補助金 ③ 柏市商店街活性化事業補助金
合計	50,460	

④ 柏市商工団体補助金について

柏市商工団体補助金は、柏市産業振興基本条例に基づき、商工業の振興を図り、もって地域経済の発展に資することを目的として交付するものである。

補助対象となる商工団体は、柏商工会議所、柏市沼南商工会及び柏市商店会連合会であり、団体ごとに補助対象となる事業及び経費等が定められている。

図表 48 柏市商工団体補助金の概要

名称	柏市商工団体補助金	
補助対象者	①柏商工会議所 ②柏市沼南商工会 ③柏市商店会連合会	
補助対象事業及び経費	①柏商工会議所	
	対象事業	1.商業振興事業、2.工業振興事業、3.中小企業相談所事業（指導事業、経営指導推進事業、小規模事業施策普及事業、指導育成事業、経営安定特別相談事業）、4.総合振興事業、5.調査広報事業、6.その他市長が適当と認める事業
	対象経費	対象事業に要する経費（食糧費及び交際費を除く。）のうち次に掲げるもの 1 事務費、2 調査・研究費、3 広報費、4 会場等借上費、5 報酬、6 印刷製本費、7 消耗品費、8 通信運搬費
	②柏市沼南商工会	
	対象事業	1.経営改善普及事業指導事業、2.地域総合振興事業、3.その他市長が適当と認める事業
	対象経費	①柏商工会議所と同様。
補助金額及び上限額	③柏市商店会連合会	
	対象事業	1.商業振興事業、2.広報宣伝事業、3.調査・研究事業、4.福祉事業（会員共同健康診断等）、5.集客・賑わい創出事業、6.その他市長が適当と認める事業
	対象経費	対象事業に要する経費（食糧費及び交際費を除く。）のうち次に掲げるもの 1 事務費、2 調査・研究費、3 広報費、4 会場等借上費、5 報酬、6 印刷製本費、7 消耗品費、8 委託費
成果指標	設定していない	

（出典：市提供データより監査人作成）

図表 49 柏市商工団体補助金交付額の推移

（単位：千円）

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
柏商工会議所	7,776	7,776	7,776
柏市沼南商工会	2,735	2,926	3,225
柏市商店会連合会	2,597	5,624	4,141
合計	13,108	16,326	15,142

（出典：市提供データより監査人作成）

⑤ 柏市商工団体共同施設補助金について

柏市商工団体共同施設補助金は、商店会を始めとする商工団体が設置する街路灯や防犯カメラ等の共同施設に係る設置費、維持費（電灯料金を含む。）、修繕費等に対して交付するものである。また、共同施設には街路灯以外の施設も含まれるが、令和 5 年度の実績は街路灯及び防犯灯に係るものである。

図表 50 柏市商工団体共同施設補助金の概要

名称	柏市商工団体共同施設補助金
補助対象者	①商店街振興組合法(昭和 37 年法律第 141 号)第 9 条に規定する商店街振興組合 ②中小企業等協同組合法(昭和 24 年法律第 181 号)第 3 条に規定する中小企業等協同組合 ③その他市長が適当と認める商工団体
補助対象施設	○共同施設:街路灯、アーチ、アーケード、防犯カメラ、カラー舗装道路、駐車場、駐輪場、共同福利厚生施設、その他市長が必要と認めたもの
成果指標	設定していない

(出典:市提供データより監査人作成)

図表 51 柏市商工団体共同施設補助金交付額等の推移

区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
街路灯電気料等補助金	13,224	17,468	16,972
その他	3,652	410	7,153
合計	16,876	17,878	24,125

(出典:市提供データより監査人作成)

⑥ 柏市商店街活性化事業補助金について

柏市商店街活性化事業補助金は、商店街の活性を図り、もって本市の商業の振興に資することを目的として、活性化事業を行う商店会に対し交付するものである。

図表 52 柏市商店街活性化事業補助金の概要

名称	柏市商店街活性化事業補助金
補助対象者	①商店会 ②活性化事業を合同で行うことを目的として複数の商店会で組織された団体
補助対象事業	(1) 販売促進事業:消費者参加型イベント、広告作成、装飾・看板設置等 (2) 商店街連携事業:(1)に掲げる事業のうち、複数商店街で実施する事業 (3) 商業環境等調査・分析事業:商店街の特性及び課題の調査及び分析 (4) 商店街活性化計画策定事業:商店街活性化計画の策定 (5) 地域課題対応事業:安全安心・防災対策、少子高齢化対策等 (6) ホームページ作成事業:ホームページの開設、改修、維持管理 (7) 空き店舗対策事業:施設整備・運営、テナント誘致等

補助対象経費及び 補助金額	(1)販売促進事業、(2)商店街連携事業		
	対象経費	補助金額	
	報償費、事務費、印刷製本費、 委託費、その他市長が適当と認める 経費	対象経費の 2 分の 1 以内の額 上限額 50 万円	
	(3)商業環境等調査・分析事業、(4)商店街活性化計画策定事業		
	対象経費	補助金額	
	報償費、旅費(20%を超える部分を 除く。)、事務費、委託費、その他市 長が適当と認める経費	対象経費の 2 分の 1 以内の額 上限額 50 万円	
	(5)地域課題対応等事業		
	対象経費	補助金額	
	報償費、事務費、印刷製本費、委 託費、備品購入費、その他市長が 適当と認める経費	対象経費の 2 分の 1 以内の額 上限額 50 万円	
	(6)ホームページ作成事業		
	対象経費	補助金額	
	委託費、事務費、その他市長が適 当と認める経費	対象経費の 3 分の 1 以内の額 上限額 100 万円	
(7)空き店舗対策事業			
対象経費	補助金額		
建物賃借料(ただし、閉業から 3 年 以内の期間の者に限る。)、備品購入 費、その他市長が適当と認める経費	対象経費の 2 分の 1 以内の額 上限額 50 万円		
工事請負費	対象経費の 2 分の 1 以内の額 上限額 200 万円		
(注)いずれも、補助金額を算定した際に 1,000 円未満の端数があるときは、 その端数金額を切り捨てる。			
成果指標	[令和 8 年度終了時の目標値]		
	区分	指標	目標値
	アウトプット指標	交付件数	30 件
	アウトカム指標	(設定していない)	—

図表 53 柏市商店街活性化事業補助金交付額等の推移

区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
交付件数(件)	17	22	26
交付額(千円)	7,586	10,023	11,193

(出典:市提供データより監査人作成)

(2) 監査の結果

【指摘 3】提出された証憑類の確認方法について(柏市商店街活性化事業補助金)

商店街活性化事業補助金においては、補助金の交付を受けた商店会等は、補助対象事業の終了後、補助金の交付を受けた年度の末日までに、実績報告書とともに事業報告書、収支決算書、写真及び領収書(写と原本)等を市に提出することが求められている。

一方、商店会等から提出された領収書の中には、取扱事業者等ではなく商店会等の代表者が営む企業等が発行したものや金額の内訳等の記載がないものが含まれていた。確かに、必ずしも専門のレンタル事業者や SNS アカウントの開設/運用の代行業者等でなくとも業務の実施が可能な場合もあり得るが、市から補助金を交付する以上、通常の発注先等とは異なる事業者等に対する支出に関しては、少なくとも支出に実態があり、当該金額が不合理なものではないことを確認することが補助金の適切な交付には必要である。

市は、商店会等の代表者が補助対象事業の実施に際して相応の負担を行っていることを踏まえて、それらを補助対象の支出として承認するとともに、この運用は市の「補助金の適正化ガイドライン」(令和 5 年 3 月)に則ったものであり、大きくルールを逸脱しているとは考えていないとのことである。しかし、当該支出金額の内訳や積算根拠等を説明する資料の提出は受けておらず、補助対象経費としての適切性や金額の妥当性に係る確認が不十分であったと言わざるを得ない。

本来、そのような領収書が提出されたような場合には、当該商店会等から該当する支出に係る業務内容等を聴取するだけではなく、領収書に記載された金額の内訳等を把握し、その積算根拠との整合性を確認するとともに、商店会等名義の預金口座からの出金記録や帳簿の記載内容との整合性を確認する等、補助対象の経費として実態があり、かつその額が不合理なものではないことを確認することが必要である。本件支出の実態をあらためて把握し、その適切性等を再確認するとともに、今後における証憑類の確認方法を改められたい。

図表 54 取扱事業者等が発行したものではなく、金額の内訳等の記載もない領収書(例)

事業名	内容
販売促進事業	以下の内容について、補助金申請者が代表取締役を務める企業の領収書(計 5 枚:460,000 円)が添付されているもの。 ○フェスイベントに係る運営費(200,000 円)、 同イベントに係る印刷費(50,000 円) ○ひろえば街が好きになる運動ゴミ処理費(60,000 円) ○柏まつり用事務消耗品費(100,000 円) 柏まつり金券印刷・デザイン(50,000 円)

事業名	内容
ホームページ作成事業	○SNS アカウント 2 口開設運営費として、補助金申請者が代表取締役を務める企業の領収書(500,000 円)が添付されているもの。
地域課題対応事業	○環境美化用の用具一式のレンタル料金として、宛名が草野球チーム(補助金申請者の運営する店舗の従業員が代表者)の領収書(90,000 円)が添付されているもの。

また、商店会には管理業務を行う職員が従事している訳ではないことから、十分な事務処理能力を有さない団体も存在することが想定され、補助事業に対する誤解等により適切な補助金の交付申請及び実績報告等がなされていない可能性もある。

このため、指導の意味も含めてローテーションで監査を行い、発見された課題や改善策等を各商店会に共有を図る等、より適切な補助金の交付申請及び実績報告等がなされる方策を検討されたい。

(3) 監査対象事業に対する意見

【意見 26】補助対象経費の明確化等について(柏市商工団体補助金)

柏市商工団体補助金交付要綱別表において、柏市沼南商工会に対する補助対象事業は「経営改善普及事業指導事業」、「地域総合振興事業」及び「その他市長が適当と認める事業」と定められている。

一方、令和 5 年度の補助対象事業費には、「経営支援事業対象事業」及び「地域総合振興事業」に係る関連事業費とともに、柏市沼南商工会の収支計算書上、「管理費」として計上されている経費の一部もこれに含めている。市によれば、管理費に計上されている一部の費目については、事業に係る経費(事業費)であることを商工会に確認した上で補助対象事業費に含めているとのことである。なお、補助対象事業費に含めている管理費は、管理費内の「事務費」1,737,490 円、「会議費」335,439 円及び「消耗備品費」83,380 円の計 2,156,309 円である。

図表 55 柏市沼南商工会に対する補助対象事業費

科目	金額	収支決算書の備考欄等
1.経営改善普及事業指導事業費		
旅費	600 円	指導研修旅費
事務費	605,587 円	事務関係、記帳機械化光回線利用料金、プロバイダ料金
講習会等開催費	123,000 円	創業者支援事業、講習会謝金等
金融指導事業	235,544 円	マル経旅費、郵送料他

科目		金額	収支決算書の備考欄等
	研修事業費	23,000 円	中小企業支援担当者等研修
	小規模事業実施普及費	65,900 円	施策普及パンフレット等
	小計	1,071,631 円	①
2.地域総合振興事業費			
	総合振興費	684,131 円	会員増強運動、役職員研修、賀詞交歓会、通信消耗品、関係機関、その他
	商業振興費	382,598 円	食品部会、商業部会 振興費
	工業振興費	580,820 円	建設部会、工業部会 振興費
	金融対策費	5,456 円	融資制度説明会、通信費、消耗品費
	経営税務対策費	490,247 円	機械化処理費、通信費他、指導会
	青年女性対策費	651,693 円	青年部 女性部 職員負担金等
	商工貯蓄共済事業推進費	22,374 円	加入促進経費、通私費
	情報対策費	404,868 円	会報発行費、HP 管理・通信費他
	小計:③	3,222,187 円	②
3.管理費			
	事務費	1,737,490 円	事務用品、修繕、車両保険・燃料、リース料
	会議費	335,439 円	理事会、通常総代会
	消耗備品費	83,380 円	事務用備品等
	小計	2,156,309 円	③
補助対象事業費合計		6,450,127 円	①＋②＋③＝④
補助率(1/2)		3,225,063 円	④×1/2
補助額(上限額 3,360,000 円)		3,225,000 円	千円未満切捨

(出典:市提供データより監査人作成)

しかし、市が別途入手している柏市沼南商工会の令和 5 年度収支決算書によれば、その備考欄に、会議費は理事会及び通常総代会に係る経費である旨が記載されている。市の補助金の適正化ガイドラインにおいては、適正化基準として、運営費補助は原則認めない旨がうたわれているが、一般に、団体の理事会及び総代会等に係る経費は事業費ではなく、団体の運営費に分類される性格を有するものである。

また、管理費内の事務費及び消耗備品費の総額を補助対象事業費に含めているが、少なくとも人事管理や会計処理等のような管理業務に要する経費が含まれていることが想定される。特に、経営改善普及事業指導事業費内の事務費や地域総合振興事業費内の総合振興費等に関しては、収支決算書の備考欄に「事務関係」、「通信消耗品費」及び「消耗品費」との記載も見られ、各事業に直接要する消耗備品費等は経営支援事業費及び地域総合振興事業費にて購入されている可能性が高い。

現状、補助対象事業費とそれ以外の経費との分類基準が不明確であることから、補助金の適正化ガイドラインの趣旨を踏まえ、管理費に計上されている費用の内、補助対象となり得るものを交付要綱上で明確に定義されたい。

加えて、地域総合振興事業費内の「総合振興費」に賀詞交歓会との記載がある。補助金の適正化ガイドラインにおいては、「食料費、慶弔費、記念品など、公金支出として適切でないものは対象外とする」旨が定められているが、当該賀詞交歓会は参加者から会費を徴しており飲食が供される会合と推測される。言うまでもなく商工会が賀詞交歓会を開催すること自体は問題ないものであるが、当該支出に食料費等に該当するものが含まれていないことを再確認し、補助対象事業として適切な内容かどうか見直すとともに、他の費目についても食料費に該当する内容が含まれないよう柏市沼南商工会へ周知し、数年に一度実施している実地検査を行う際にも留意されたい。

補助金の適正化ガイドラインより抜粋

○適正化基準

(4) 補助対象経費の制限

- ① 運営費補助は原則認めない。団体等の運営費を補助対象としている補助金については、補助の目的及び対象の明確化を図るため、事業費補助への意向を積極的に検討、実施する。
- ② 調査研究に係る事業のうち、旅費は事業費の20%までを対象とする。
- ③ 補助事業者が、補助事業等により取得、又は効用の増加した財産について、要綱等で保存年限等を定める。
- ④ 食料費、慶弔費、記念品など、公金支出として適切でないものは対象外とする。

【意見 27】補助金申請手続き等の電子化について(柏市商店街活性化事業補助金、柏市商工団体共同施設補助金)

市では令和4年10月から契約書、請書及び見積書を除き押印が省略できるとされており、補助金等の交付申請や実績報告等に関して、その手続きを電子化することに大きな支障はなくなっている。

商店街活性化事業補助金及び共同施設補助金においては、補助金交付申請書や実績報告書等に添付する事業計画書、事業報告書及び収支予算書/決算書等を電子データにて作成し、それを紙面に出力して提出している団体もあり、そのような場合には、申請や報告等の手続きを電子化することにより、その省力化が図られることが期待される。

団体によっては、従前どおりに書面での申請等を求める場合もあると思われるが、事務処理の省力化・効率化の観点から、希望する団体には電子データによる申請等を可能とするよう検討されたい。

【意見 28】成果指標の設定について(柏市商工団体補助金)

市では補助金の適正化ガイドラインにおいて、補助事業に関しては、「インプット・アウトプット・アウトカムを区別した上で、適切な成果指標(アウトカム指標)を設定する」とともに「各指標に基づいた効果測定及び達成状況を把握」し、「達成状況等を基に事業の有効性・効率性等を検証し、随時必要な改善や見直しを行う」旨を定めている。しかし、柏市商工団体補助金の対象となる柏商工会議所、柏市沼南商工会及び柏市商店会連合会に対する補助金に関する成果指標は設定されていない。

確かに、補助金の交付目的として地域経済の発展に資することを掲げており、短い期間を対象とするアウトカム指標を設定することは難しい面もあることは理解できるが、交付対象団体の活性化の程度や中心となる事業の実施状況等を示す指標により代替することも一案である。あくまで間接的な指標ではあるものの、例えば、柏商工会議所及び柏市沼南商工会における各種相談・指導件数や会員数(もしくは加入率)、柏市商店会連合会における各種イベント等の実施回数・参加者数や加入商店会数、各商店会への加入会員数(もしくは加入率)等を指標として設定することも考えられる。

いずれにしても、事業の達成状況等の評価に資するものとなるよう、具体的な指標の設定を試行されたい。

2. 工業事業

(1) 事業の概要

① 事業の目的及び内容

工業事業は柏市の工業振興及び企業誘致の促進等を目的とした事業であり、柏市企業立地促進事業奨励金及び柏市工業祭補助金から構成される。

事業名	補助金
工業事業	① 柏市企業立地促進事業奨励金
	② 柏市工業祭補助金

② 事業費の推移

(単位:千円)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算額	7,038	5,038	5,038
決算額	6,000	—	5,038

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和5年度 決算額	主な内容
負担金、補助及び交付金	5,038	① 柏市企業立地促進事業奨励金 ② 柏市工業祭補助金
合計	5,038	

④ 柏市企業立地促進事業奨励金について

柏市企業立地促進事業奨励金は、柏市産業振興基本条例に基づき、新たな企業の立地の促進並びに雇用の拡大及び既存の企業の市外への流出の防止を図り、もって地域産業の振興に資することを目的として、市内において立地及び営業を行う企業に対し交付するものである。

ただし、本奨励金の交付を受けるためには、千葉県立地企業補助金交付要綱(平成26年千葉県告示第404号)に定める立地計画につき、千葉県知事の認定を受けるとともに、当該立地に係る事業施設における着工もしくは契約をする日前に柏市長に立地計画書の承認を得ることが必要である。

図表 56 柏市企業立地促進事業奨励金の概要

名称	柏市企業立地促進事業奨励金											
対象事業	市内で新たに事業を開始する企業、または市内で事業を行っていた企業が、対象施設を新規に整備すること。											
対象施設	[工場] 物の生産及び加工を行う施設であって、日本標準産業分類(平成 25 年総務省告示第 405 号)による大分類 E—製造業の用に供するもの。 [研究所] ①～⑨に掲げる産業に係る学術的研究、試験及び開発研究を行う施設 [その他の事業所] 工場及び研究所以外の施設(商業施設を除く。)のうち①～⑨に掲げる産業に係る事業の用に供する施設。 [対象産業] ①バイオ関連産業、②ナノ関連産業、③ロボット関連産業、④情報通信関連産業、⑤環境関連産業、⑥ライフサイエンス・健康・医療関連産業、⑦食品関連産業、⑧AI 関連産業、⑨その他市長が特に必要と認める産業											
奨励金額	<table><tr><th>要件</th><th>奨励金額</th></tr><tr><td>①市内に事務所若しくは事業施設を有していない企業の立地 ②投下固定資産額 3 億円以上 ③当該立地に係る事業施設における事業従事者数 10 人以上</td><td>投下固定資産額の 2 パーセントの額(この場合において、1,000 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。) 上限額 200 万円</td></tr><tr><td>①市内に事務所若しくは事業施設を有している企業の立地 ②投下固定資産額 1 億円以上 ③当該立地に係る事業施設における事業従事者数 10 人以上</td><td>投下固定資産額の 1 パーセントの額(この場合において、1,000 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。) 上限額 200 万円</td></tr><tr><td>①東葛テクノプラザまたは東大柏ベンチャープラザに入居していた企業がその退去の日後 3 年以内に立地計画書の提出を行ったものに係る立地 ②投下固定資産額 5,000 万円円以上 ③当該立地に係る事業施設における事業従事者数 10 人以上</td><td></td></tr></table>			要件	奨励金額	①市内に事務所若しくは事業施設を有していない企業の立地 ②投下固定資産額 3 億円以上 ③当該立地に係る事業施設における事業従事者数 10 人以上	投下固定資産額の 2 パーセントの額(この場合において、1,000 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。) 上限額 200 万円	①市内に事務所若しくは事業施設を有している企業の立地 ②投下固定資産額 1 億円以上 ③当該立地に係る事業施設における事業従事者数 10 人以上	投下固定資産額の 1 パーセントの額(この場合において、1,000 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。) 上限額 200 万円	①東葛テクノプラザまたは東大柏ベンチャープラザに入居していた企業がその退去の日後 3 年以内に立地計画書の提出を行ったものに係る立地 ②投下固定資産額 5,000 万円円以上 ③当該立地に係る事業施設における事業従事者数 10 人以上		
要件	奨励金額											
①市内に事務所若しくは事業施設を有していない企業の立地 ②投下固定資産額 3 億円以上 ③当該立地に係る事業施設における事業従事者数 10 人以上	投下固定資産額の 2 パーセントの額(この場合において、1,000 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。) 上限額 200 万円											
①市内に事務所若しくは事業施設を有している企業の立地 ②投下固定資産額 1 億円以上 ③当該立地に係る事業施設における事業従事者数 10 人以上	投下固定資産額の 1 パーセントの額(この場合において、1,000 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。) 上限額 200 万円											
①東葛テクノプラザまたは東大柏ベンチャープラザに入居していた企業がその退去の日後 3 年以内に立地計画書の提出を行ったものに係る立地 ②投下固定資産額 5,000 万円円以上 ③当該立地に係る事業施設における事業従事者数 10 人以上												
成果指標	[令和 8 年度終了時の目標値] <table><tr><th>区分</th><th>指標</th><th>目標値</th></tr><tr><td>アウトプット指標</td><td>奨励金交付決定件数</td><td>6 件</td></tr><tr><td>アウトカム指標</td><td>過去 10 年の交付事業者残留率</td><td>100%</td></tr></table>			区分	指標	目標値	アウトプット指標	奨励金交付決定件数	6 件	アウトカム指標	過去 10 年の交付事業者残留率	100%
区分	指標	目標値										
アウトプット指標	奨励金交付決定件数	6 件										
アウトカム指標	過去 10 年の交付事業者残留率	100%										

(出典:市提供データより監査人作成)

図表 57 柏市企業立地促進事業奨励金交付額等の推移

区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
交付件数(件)	3	—	2
交付額(千円)	6,000	—	4,000

(出典:市提供データより監査人作成)

(2) 監査の結果

指摘すべき事項はない。

(3) 監査対象事業に対する意見

【意見 29】柏市企業立地促進事業奨励金における事業継続の事実の確認方法について

柏市企業立地促進事業奨励金は継続的な事業の実施が前提とされていることから、柏市企業立地促進事業奨励金交付要綱第 6 条第 1 項において、奨励金を受けた企業は、奨励金の交付決定を行った日から 5 年間は、申請された場所における事業活動を継続することが求められている。また、同条第 2 項において、その 5 年間は所定の様式により市長へ事業の状況を報告する旨が定められており、当該報告をできない場合は、奨励金の全部、又は一部を直ちに返納する必要がある。

一方、令和 5 年度における当該報告の対象となる奨励金交付先は 8 件(6 社)であったが、当該報告を受けていない。市によれば、企業立地促進事業奨励金は同趣旨の補助制度である千葉県立地企業補助金との協調補助となっており、当該補助金の交付を受けた企業は、操業を開始する日から起算して 10 年を経過する日の属する県の会計年度の末日までの間、補助事業の遂行状況について作成した事業状況報告書を県知事に提出することが定められていることから、市は、県の担当者に電話にて事業継続の事実を確認しているとのことであった。

確かに、本奨励金は、千葉県立地企業補助金を同時に利用することが前提とされていることから、企業に対して、県と市の双方に類似の報告書の提出を求めることは非効率であるものの、現状、県の担当者に口頭で確認した事実が記録に残されていない。

対応策として、県及び対象企業の了解を取った上で、県に提出された事業状況報告書の写しを県から入手すること等が考えられるが、少なくとも、県の担当者へ口頭確認する方法を継続するのであれば、確認日時、県担当者の氏名及び確認内容等を記録した文書を作成する等の対応が必要である。

また、柏市企業立地促進事業奨励金交付要綱においては、企業から市に対して

所定の様式による報告を行う旨が定められているが、県との協調補助の実態を踏まえ、これと異なる運用を行うのであれば、その内容を要綱へ反映されたい。

柏市企業立地促進事業奨励金交付要綱より抜粋

(規則第4条第2項に規定する補助事業等の完了後においても従う事項)

- 第6条 対象者は、対象事業を奨励金の交付決定を行った日から5年間、申請された場所における活動を継続すること。ただし、営業の休止又は廃止についてやむを得ない事由があると市長が認められる場合を除く。
- 2 対象者は、補助金の交付決定を行った日から5年間、市長に事業の状況を報告するものとする。報告の書式及び報告の時期については、市長が別に定めるものとする。
- 3 対象者は、第1項の活動の継続及び前項の報告をできない場合は、奨励金の全部、又は一部を直ちに返納しなければならない。

千葉県立地企業補助金交付要綱より抜粋

(交付の条件)

第七条 規則第五条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

(一～三 略)

- 四 操業を開始する日から起算して十年(別表第一に規定する賃借型企業立地の種目にあつては、三年。以下この号及び次号において同じ。)を経過する日(分割して補助金の交付を受ける場合であつて、その期間が十年を超えるときは、その交付が完了する日。次号において同じ。)までの間、認定計画(第三条の二第三項の認定に係る同条第一項第三号に掲げる計画を含む。以下この条において同じ。)に従い、当該認定計画に係る事業を実施すること。
- 五 操業を開始する日から起算して十年を経過する日の属する県の会計年度の末日までの間、補助事業の遂行状況(補助事業の完了後にあつては、認定計画に係る事業の実施状況)について作成した事業状況報告書(別記第六号様式)を当該会計年度終了後速やかに知事に提出すること。

【意見 30】柏市企業立地促進事業奨励金の成果指標について

市では「補助金の適正化ガイドライン」(令和5年3月)において、補助事業に関しては、「インプット・アウトプット・アウトカムを区別した上で、適切な成果指標(アウトカム指標)を設定する」とともに「各指標に基づいた効果測定及び達成状況を把握し、「達成状況等を基に事業の有効性・効率性等を検証し、随時必要な改善や見直しを行う」旨を定めている。

これを受けて、柏市企業立地促進事業奨励金については、補助金台帳上、アウトカム指標として「過去10年間の交付事業者残留率」を、アウトプット指標として「奨励金交付決定件数」を設定し、いずれの指標も令和5年度から7年度までを対象期間としている。

このうちアウトプット指標である「奨励金交付決定件数」に関しては、目標値(令和7年度までの累積6件)に対する令和5年度の実績値が2件であったことを踏まえ、

初年度分の目標を達成できたものと評価している。

一方、アウトカム指標である「過去 10 年間の交付事業者残留率」に関しては、令和 5 年度においても、目標値である 100%が達成されているところである。しかし、奨励金交付先企業が市内で事業を継続することは、本奨励金の目的である地域産業の振興に資することは確かであるものの、その効果の規模等が必ずしも反映されない面がある。補助事業の効果をより反映した指標とするには、例えば、雇用の拡大に着目し、企業の新規立地や施設の増設等による市内雇用者の増加数等を指標とすることも考えられる。

単一の成果指標では事業の成果を十分に評価できない場合もあり得るが、ねらいとする成果の程度をより明確に反映し、事業の達成状況等の評価に資するものとなるよう、適宜、指標の見直しを図られたい。

図表 58 企業立地促進事業奨励金に係る成果指標

区分	指標	目標値	令和 5 年度実績値
アウトプット指標	奨励金交付決定件数	6 件	2 件
アウトカム指標	過去 10 年の交付事業者残留率	100%	100%

(注)対象期間は令和 5 年度から令和 7 年度であり、目標値は令和 7 年度末のもの。

(出典:市提供データより監査人作成)

柏市企業立地促進事業奨励金交付要綱より抜粋

(目的等)

第 1 条 この要綱は、柏市産業振興基本条例(平成 17 年柏市条例第 129 号)に基づき、市内において立地及び営業を行う企業に対し、企業立地足趾奨励金(以下「奨励金」という。)を交付することにより、新たな企業の立地の促進並びに雇用の拡大及び既存の企業の市外への流出の防止を図り、もって地域産業の振興に資することを目的とする。

3. 融資事業

(1) 事業の概要

① 事業の目的及び内容

ア. 柏市中小企業資金融資制度の概要

融資事業は、柏市中小企業資金融資条例を根拠とする「柏市中小企業資金融資制度」(以下「制度融資」という。)を執行する事業である。当該制度融資は、市内の中小企業の振興及び新たな事業の創出の促進を図ることを目的として、市が千葉県信用保証協会並びに市内各金融機関の協力を得て行う融資制度である。

制度融資の対象者は、市内に店舗、工場、事業所がある中小企業の法人(組合を含む。)、個人及び創業者であり、このうち、市税を完納していることや千葉県信用保証協会の保証が受けられること等、所定の要件を満たすことにより利用が可能である。令和5年度においては市内金融機関13行(全24支店)を取扱金融機関とし、7種類の融資資金が設定されている。

柏市中小企業資金融資条例より抜粋

(目的)
第1条 この条例は、金融機関が千葉県信用保証協会(以下「保証協会」という。)の信用保証に基づき中小企業者及び小規模企業者並びに創業者(以下「中小企業者等」という。)に対して行う資金の融資を円滑にすることにより、市内の中小企業の振興及び新たな事業の創出の促進を図ることを目的とする。

図表 59 柏市中小企業融資制度における資金の種類ごとの貸付条件等(令和5年度)

資金の種類		融資 限度額	融資期間	責任 共有制度	保証料率
事業資金	運転資金	2,000 万円	60 月以内	対象	0.45～1.90%
	設備資金	5,000 万円	120 月以内		
小口事業資金	運転資金	1,250 万円	60 月以内	対象外	0.50～2.20%
	設備資金		120 月以内		
挑戦資金	運転資金	1,000 万円	60 月以内	対象	0.45～1.90%
	設備資金	2,000 万円	120 月以内		
創業支援資金	運転資金	3,500 万円	60 月以内	対象外	0.80%
	設備資金		120 月以内		
公害防止資金	設備資金	3,000 万円	120 月以内	対象	0.45～1.90%
大型店進出 対策資金	運転資金	1,000 万円	60 月以内	対象	0.45～1.90%
	設備資金	3,000 万円	120 月以内		
工場移転資金	設備資金	5,000 万円	120 月以内	対象	0.45～1.90%

(注1) 運転資金: 原材料、商品等の仕入れ及び手形、買掛金等の決済等のために用いる資金

設備資金: 設備、機械、事業用車両等の購入及び施設の新築、増改築等のために用いる資金

(注2) 小口事業資金の融資限度額は、既存の保証協会保証付き融資残高との合計

(注 3) 責任共有制度とは、利用者(債務者)からの返済が滞り、千葉県信用保証協会が代わって債務の支払いを実施(代位弁済)する際、その一定割合(20%相当)は金融機関が負担する制度である。ただし、小規模事業者や創業者等に対する保証は信用保証協会の 100%保証となっている。

図表 60 融資利率等

融資利率	融資期間に応じて以下のとおり ・12 月以内:年 1.8%、13 月～36 月:年 2.0%、37 月～60 月:年 2.2%、 61 月～120 月:年 2.4%
返済方法	割賦または一括
据置期間	6 か月(工場移転資金のみ 24 か月)
連帯保証人	個人:原則不要、法人:原則代表者
担保	原則不要。ただし、千葉県信用保証協会又は金融機関が必要と認めるときは求められる場合がある。
手数料	不要

(出典:市提供データより監査人作成)

イ. 融資決定額の推移

融資決定額とは取扱金融機関が制度融資利用者に対して行った融資実行額であり、令和 5 年度においては、総額 643,150 千円の新規融資が実行されている。

特に令和 2 年度から令和 4 年度における融資額が大きい。これは新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市内事業者に対する融資(次表中の事業資金及び小口事業資金に係る運転資金に包含)の急増によるものである。また、公害防止資金、大型店進出対策資金及び工場移転資金については、少なくとも平成 28 年度以降の融資実績はない。

図表 61 融資決定額の推移

(単位:千円)

区分	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
事業資金					
運転資金	384,000	2,484,000	2,602,114	1,747,875	542,100
設備資金	97,500	16,980	81,500	30,425	19,390
小口事業資金					
運転資金	34,000	42,800	143,500	114,000	48,500
設備資金	3,000	12,400	1,000	9,000	—
挑戦資金					
運転資金	—	2,750	—	—	7,600
設備資金	—	—	20,000	—	—
創業支援資金					
運転資金	—	—	33,000	15,000	6,000
設備資金	—	—	25,000	9,900	19,560

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
合計					
運転資金	418,000	2,529,550	2,778,614	1,876,875	604,200
設備資金	100,500	29,380	127,500	49,325	38,950
合計	518,500	2,558,930	2,906,114	1,926,200	643,150

(出典:市提供データより監査人作成)

② 利子補給及び信用保証料補助について

市は、柏市中小企業融資資金利子補給規則に基づき、制度融資利用者及び株式会社日本政策金融公庫小規模事業者経営改善資金融資制度に基づく小規模事業者経営改善資金(所謂、「マル経融資」)利用者に対して、金融機関に支払った利息の一部を補てんしている。

いずれも融資利率から 1.0%を減じた率を補給率として設定しており、現状の融資利率を踏まえると、利子補給後に利用者が負担する融資利率は各資金ともに 1.0%となる。

図表 62 融資資金ごとの利子補給率等

資金の種類	補給率	補給期間
事業資金、小口事業資金、挑戦資金、創業支援資金	融資利率から 1.0%を減じた率(上限 3.0%)	5 年以内
公害防止資金	融資利率から 1.0%を減じた率(上限 5.0%)	5 年以内
大型店進出対策資金	融資利率から 1.0%を減じた率(上限 4.0%)	5 年以内
工場移転資金	融資利率から 1.0%を減じた率(上限 4.0%)	7 年以内
株式会社日本政策金融公庫小規模事業者経営改善資金融資制度に基づく小規模事業者経営改善資金	融資利率から 1.0%を減じた率(上限 2.0%)	7 年以内

(出典:市提供データより監査人作成)

また、創業支援資金の利用者に対しては柏市スタートアップ支援補助金交付要綱に基づき、また、事業資金及び小口事業資金(いずれも運転資金)の利用者のうち新型コロナウイルス感染症に係るセーフティネット保証 4 号認定の指定を受けた者に対しては柏市中小企業融資資金信用保証料補助金交付要綱に基づき、利用者が融資実行時に千葉県信用保証協会に支払った信用保証料を全額補助している。

図表 63 利子補給額及び信用保証料補助額の推移

(単位:千円)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利子補給額	24,903	28,120	67,810	99,001	93,515
信用保証料補助額	—	50,250	61,828	35,118	9,178

(出典:市提供データより監査人作成)

① 損失補償額について

制度融資利用者の倒産等の事故により金融機関への返済が不能となり、千葉県信用保証協会が利用者に代わり、金融機関に対して元本及び利息を支払った場合(代位弁済した場合)、柏市中小企業資金融資制度促進に関する覚書に基づき、その保証の種類に応じて、代位弁済額の一定割合を市が千葉県信用保証協会に対して損失補償を行っている。

図表 64 損失補償額の推移

(単位:千円)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
損失補償額 (件数)	265 (1件)	301 (1件)	603 (1件)	922 (2件)	3,230 (5件)

(出典:市提供データより監査人作成)

④ 事業費の推移

(単位:千円)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算額	1,327,683	1,345,621	1,324,005
決算額	1,335,555	1,339,539	1,308,393

⑤ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和5年度 決算額	主な内容
需用費	24	
役務費	102	
委託料	1,618	中小企業融資業務委託(柏商工会議所、柏市沼南商工会)
使用料及び賃借料	825	
負担金、補助及び交付金	102,693	①利子補給補助金、②信用保証料補助金

(単位:千円)

節	令和 5 年度 決算額	主な内容
貸付金	1,200,000	制度融資取扱金融機関に対する預託金
補償、補填及び賠償金	3,230	千葉県信用保証協会が行った代位弁済に対する損失補償
合計	1,308,493	

(2) 監査の結果

指摘すべき事項はない。

(3) 監査対象事業に対する意見

【意見 31】制度融資取扱金融機関に対する預託金額の見直しについて

制度融資の運用にあたっては、市と取扱金融機関との間において「柏市中小企業資金融資制度促進に関する覚書」(以下「金融機関覚書」という。)が締結されており、その運用に必要な資金源として市が取扱金融機関に対して資金を預託し、取扱金融機関は預託金額の 7 倍を限度として、千葉県信用保証協会の信用保証に基づき資金を融資する形態を採っている。

令和 5 年度においては取扱金融機関 13 行に対して 1,200,000 千円が預託されており、市としては、預託金額に協調倍率の 7 倍を乗じた 8,400,000 千円を融資残高の目標(設定融資額)として認識しているが、令和 5 年 12 月末時点における制度融資の貸付残高は 4,570,454 千円であり、実行率(設定融資額に対する貸付残高の割合)は 54.4%にとどまっている。

また、取扱金融機関によって預託金額や実行率等は異なるが、全体的な傾向として、信用金庫及び地方銀行における預託金額が大きいものの、貸付残高も大きいことから相対的に実行率も高く、一方、都市銀行は貸付残高も少なく実行率も低い水準にある。

図表 65 令和 5 年 12 月末における預託金額及び制度融資貸付残高等

(単位:千円)

取扱金融機関	預託金額:①	設定融資額 (①×7=②)	貸付残高:③	実行率 (③÷②)
金融機関ア	354,900	2,484,300	1,391,897	56.03%
金融機関イ	256,800	1,797,600	1,269,904	70.64%
金融機関ウ	193,600	1,355,200	657,427	48.51%

取扱金融機関	預託金額:①	設定融資額 (①×7=②)	貸付残高:③	実行率 (③÷②)
金融機関エ	164,400	1,150,800	628,568	54.62%
金融機関オ	41,100	287,700	177,097	61.56%
金融機関カ	38,500	269,500	123,076	45.67%
金融機関キ	35,400	247,800	62,362	25.17%
金融機関ク	34,200	239,400	100,975	42.18%
金融機関ケ	24,800	173,600	76,531	44.08%
金融機関コ	16,900	118,300	38,195	32.29%
金融機関サ	15,100	105,700	28,064	26.55%
金融機関シ	14,300	100,100	16,357	16.34%
金融機関ス	10,000	70,000	—	0.00%
合計	1,200,000	8,400,000	4,570,454	54.41%

(注) 預託金額の多い順に記載。

(出典: 市提供データより監査人作成)

金融機関覚書より抜粋

(中小企業融資資金)
第1条 甲は制度の運用に必要な資金として乙に預託するものとする。
(預託の方法)
第2条 前条の預託は、乙の無利息型普通預金に預け入れることにより行うものとする。
(融資)
第4条 乙は別表1記載の乙の支店において、第2条の規定により甲が預け入れた金銭(以下「預託金」という。)の額の7倍を限度として、千葉県信用保証協会の信用保証に基づき本市内の中小企業者に事業資金(以下「資金」という。)を融資するものとする。

預託金は取扱金融機関が低利での制度融資を行うための財源の一部となり、金利上昇が見込まれる状況下においては、取扱金融機関が制度融資を積極的に取り扱うためのインセンティブともなり得るものとも言え、制度融資の利用促進を図るためには有効な一手段である。しかし、無利息型普通預金として預け入れるため、地方公共団体にとっては機会費用が生ずることとなり、効率性の面からは、多額の資金を活用されないままに預託金として拘束することは避けることが適切である。

令和2年度から4年度にかけては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者を中心に、当面の運転資金の確保を目的とした資金需要が非常に大きかったものの、結果として過剰債務を抱える事業者も増加し、制度融資の利用はそれ程伸びない状況にある。

市としても、下振れ傾向に入った制度融資について、必要な事業者に必要な融資が行き渡るラインを担保しつつ、事業の規模をスケールダウンする等の対応を検討しているとのことであるが、制度融資に対する資金需要が落ち着きを見せる中、設

定融資額と実際の貸付残高との乖離が大きくなっていることから、監査人からも、実態に即した金額に近づけるよう速やかに預託金額の見直しを図るよう要望する。

【意見 32】預託金額の算定方法及び拠出方法等に係る継続的な検討について

制度融資に係る協調倍率の 7 倍を前提とした場合、令和 5 年 12 月末時点における貸付残高 4,570,454 千円に対する必要な預託金額は 652,922 千円程度(4,570,454 千円÷7)であり、その時点においては、547,078 千円程度過大であるとも言える。確かに機会費用の縮減の面からは、実際の貸付残高及び協調倍率に応じた預託金額とすることが望ましいが、制度融資の趣旨からすると、市内中小企業等の将来的な資金需要の増加等に対して適時に応えられる融資上限額を確保しておくことも重要である。

また、将来予測に不確実性が存在する中で対応するためには、将来の資金需要の増加等に備えた余裕額(バッファ)を見込んだ預託金額を年度当初に拠出する方法や、当初予算額の一定割合を年度当初に拠出し、その後の資金需要の水準等を踏まえて、必要に応じて追加拠出を行う方法等、複数の方法が考えられる。

いずれにしても、預託金額の適切な水準は、その時々を経済情勢等を反映した資金需要の動向に依存することから、一定時点の状況に基づく機械的な算出方法のみでは弾力的な運用が図られないおそれもある。今後、預託金額の算定及び拠出の方法等については、制度融資の目的を減じることなく、かつ効率的な運用となるよう継続的に検討を進められたい。

【意見 33】中小企業融資業務委託における経営支援業務の位置付けの見直しについて

制度融資においては、利用者からの申し込みを市内の取扱金融機関にて受付け、柏商工会議所もしくは柏市沼南商工会が融資の可否に係る審査及び融資実行後の経営支援業務等を行い、並行して千葉県信用保証協会が融資に係る保証審査を行った上で、取扱金融機関が融資を実行する。その際、融資の可否に係る審査及び融資実行後の経営支援業務等については、旧柏市内の事業所分に関しては柏商工会議所へ、旧沼南町内の事業所分に関しては柏市沼南商工会へ委託(中小企業融資業務委託)する形態を採っている。

図表 66 令和 5 年度中小企業融資業務委託の概要

名称	中小企業融資業務委託
相手先、委託料	柏商工会議所、柏市沼南商工会
委託期間	令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日
契約先選定方法	随意契約(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号)

業務内容	[中小企業融資業務委託事務]	
	区分	業務内容
	受取	1.書類の受取及び書類審査
	確認審査	1.融資資格の確認 2.事業実態の把握 3.資金使途の確認 4.申込者面談の実施 5.関係書類の保証協会及び市への送付
	融資実行	1.決定内容の確認 2.資金使途の確認 3.申込事項変更届けの受領
	経営支援	訪問指導
	その他	1.代位弁済事務の補助 2.文書の整理保管 3.融資状況の取りまとめと報告
[訪問指導の詳細]		
・融資実行後、企業を訪問し、融資資金使途や経営状況の確認、各種情報の提供、経営相談、アドバイスなどの経営指導を行う。 ・上記経営指導を行った場合は、経営指導等報告書を作成して実施後 5 日以内に市に提出すること。 ・なお、上記経営支援の実施日、実施企業などは市と協議して決定する。		

(出典：市提供データより監査人作成)

図表 67 令和 5 年度中小企業融資業務委託に係る委託料の内訳

区分	柏商工会議所			柏市沼南商工会		
	単価	数量	金額	単価	数量	金額
年間固定費	308,000 円	—	308,000 円	66,000 円	—	66,000 円
審査費	14,300 円	43 件	614,900 円	14,300 円	44 件	629,200 円
経営指導費	4,950 円	0 件	0 円	4,950 円	0 件	0 円
合計	—	—	922,900 円	—	—	695,200 円

(出典：市提供データより監査人作成)

このうち経営支援業務とは、融資実行後に柏商工会議所もしくは柏市沼南商工会が融資先企業を訪問し、融資資金使途や経営状況の確認、各種情報の提供、経営相談及びアドバイス等を行うものとされ、伴走型支援として柏市の制度融資における重要な機能の一つと位置付けられるが、令和 5 年度における支援の実績は報告されていない。

市によれば、令和 4 年度以降、柏商工会議所及び柏市沼南商工会にて行われている経営相談事業や市から別途委託している専門家による個別相談事業にて対応される場合がほとんどとなっており、結果として、本委託業務の一環としては行われていないとのことである。

制度融資利用者(債務者)に対する経営支援が他の事業等により代替されている

のであれば、必ずしも本委託業務の一つとして行う必要はないが、現行の仕様書においては、その実態が反映されていない。まずは制度融資利用者に対する経営支援の必要性や求められる支援方法等をあらためて整理するとともに、例えば、制度融資利用者に対して積極的に利用促進を促す旨等を仕様書に明示した上で、当該個別相談事業等を活用した経営支援の実績報告を求めるなどして、希望者に対する経営支援が円滑に行われ、かつ市がその実態を把握できるよう仕様書を見直されたい。

【意見 34】利用実績の低い融資資金メニューの見直しについて

市によれば、公害防止資金、大型店進出対策資金及び工場移転資金については、少なくとも平成 28 年度以降、新規融資の実績がないとのことである。

現状の資金ニーズに即していない可能性が高いことから、あらためて当該分野における制度融資の必要性を整理することが重要である。また、交付の対象及び要件等を再検討し、現状に即した使い勝手の良い融資制度となるよう見直すとともに、利用者にとって分かりやすいメニューとなるよう必要に応じて他の融資資金との統合の適否についても併せて検討されたい。

4. インフォメーションセンター運営事業

(1) 事業の概要

① 事業の目的及び内容

インフォメーションセンター運営事業は、柏駅東口駅前のファミリかしわ(柏駅前第一商業協同組合共同ビル)3 階に設置する「かしわインフォメーションセンター」を運営する事業である。

かしわインフォメーションセンターは、まちの情報ステーションとして平成 13 年 10 月にファミリかしわ(柏駅前第一商業協同組合共同ビル)に開設され、令和元年 4 月に、まちの魅力の発信の拠点とすることを明確に位置付けた上でリニューアルし、現在に至っている。また、ファミリかしわ内の設置部分は隣接する柏駅前行政サービスセンターとともに市が建物を区分所有しており、市は、「柏駅前第一商業協同組合共同ビル管理規約」に基づき、ビルの管理者である柏駅前第一商業協同組合に対して共益費及び修繕積立金を支払うとともに、占有面積に応じた敷地の賃借料を支払っている。

図表 68 かしわインフォメーションセンターの概要

名称	かしわインフォメーションセンター
設立年月	平成 13 年 10 月
所在地等	柏市柏一丁目 1 番 11 号 ファミリかしわ 3 階 床面積:162.55 平米
目的	来街者にとって利用しやすく、来街者が様々な情報を容易に取得することができるよう観光案内所としての機能を担うとともに、市の情報発信拠点として、市のイメージアップ及び流動人口拡大を図る。
運営者	〇 団体
休館日及び開館時間	[原則] (1) 休館日:12 月 28 日から 1 月 3 日まで (2) 開館時間:午前 9 時から午後 7 時まで

(出典:市提供データより監査人作成)

② 事業費の推移

(単位:千円)

区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
当初予算額	35,044	35,203	35,229
決算額	34,108	33,691	35,356

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和 5 年度 決算額	主な内容
役務費	3	
委託料	29,999	かしわインフォメーションセンター運営業務委託
負担金、補助及び交付金	4,970	共益費、修繕積立負担金
合計	35,356	

④ かしわインフォメーションセンター運営業務委託契約について

かしわインフォメーションセンターの運営業務は外部の事業者へ委託しており、現在の運営事業者である O 団体は、かしわインフォメーションセンターのリニューアルに併せて、平成 31 年 1 月に実施した公募型プロポーザルにより選定されている。

当初は平成 31 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの契約期間であったが、令和 7 年度以降におけるかしわインフォメーションセンターのあり方を見直すとして契約期間を 1 年間延長している。

図表 69 かしわインフォメーションセンター運営業務委託契約の概要

契約名	かしわインフォメーションセンター運営業務委託
委託先	O 団体
業者選定方法	公募型プロポーザル方式(平成 31 年 1 月実施)
契約期間	平成 31 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで(5 年間) ^(注)
委託料	総額 149,996,000 円(税込:年額 29,999,200 円×5 年) ただし、各年度の委託料が精算額(受託者が支払った実際の支出額)を超えるときは、委託料から精算額を減じて得た額に相当する金銭を市に返納する。
業務内容	(1) プロモーション業務(街の魅力発信) 柏の街の魅力(地域資源)を発掘し、磨き上げ、ホームページ・SNS・マップ・パンフレット、情報誌及びマスメディア等、様々な媒体を活用した情報発信・プロモーション事業を行う。 また、柏ならではのイベント等を企画・提案し、地域の多様な団体や人材と連携した各種事業展開を行い、こうした活動を通して、新たな魅力を創出、発信することができる人材を育成する。 (2) インフォメーション業務(市政・観光情報の提供) 外国人観光案内所カテゴリーⅡ(JNTO 認定)以上としての運営を行い、訪日外国人を含む来館者や電話によるお問い合わせ等に対し、街のコンシェルジュとして、以下のような市政・観光情報の提供及び案内等を行う。 ア.市政情報の提要

	イ.市が依頼したチラシ・パンフレット等の配架及び配布(在庫管理を含む。) ウ.公共施設及び集客施設等の案内 エ.祭事等の案内 オ.公共輸送機関等の案内 カ.その他各種案内等
--	--

(注)当初は令和6年3月31日までの契約期間であったが、令和7年度以降のあり方を見直すとして契約期間を1年間延長し、令和7年3月31日までの契約としている。

(出典:市提供データより監査人作成)

(2) 監査の結果

【指摘 4】受託事業者の財務状況を記載した書類の徴収について

かしわインフォメーションセンター運営業務の詳細についてはかしわインフォメーションセンター運営業務委託仕様書に定めている。このうち、同仕様書「9 関係書類の提出義務」の項目において、「収支予算を含む事業計画書」、「当年度の収支決算を含む事業報告書」、「委託料の精算に必要な書類」とともに、「受託事業者の会計年度終了後 60 日以内に、受託事業者の財務状況を記載した書類(①貸借対照表、②損益計算書(収支決算書)、③納税(法人税・消費税等)申告書一式、④その他団体の財務状況を明らかにする書類)」(以下「受託事業者の財務状況を記載した書類」という。)を年次で市に提出することを受託事業者の義務として定めているが、市は当該書類の提出を受けておらず、督促等も行っていなかった。

単年度の委託契約においては、必ずしも、「受託事業者の財務状況を記載した書類」の提出を受けないこともあるが、本契約のように複数年度にわたる委託契約を締結している場合には、当該書類を毎年度徴収することにより、業務の安定的な継続に支障が生じるような事象が受託事業者の財務面に発生していないか定期的に確認するとともに、別途、提出される精算書の正確性を確認する一助とすることが考えられ、その徴収には一定の意義を有するものと言える。

市は、令和7年度以降におけるかしわインフォメーションセンターのあり方を見直すとしているが、今後も複数年度契約にて外部の事業者に事業を委ねる場合には、「受託事業者の財務状況を記載した書類」の徴収の可否をあらためて整理するとともに、受託事業者からの提出書類として定めたものについては網羅的に徴収した上で、内容の確認等を適切に行われたい。

9 関係書類の提出義務

(1) 月次

翌月 10 日までに、業務の実施状況を記載した月次事業報告書(自由様式)を作成し、市長に提出すること。

(2) 年次

ア.毎年度 8 月末日までに、次年度の収支予算を含む事業計画書(自由様式)を市長に提出すること。

イ.毎年度終了後 60 日以内に、当年度の収支決算を含む事業報告書(自由様式)を市長に提出すること。

ウ.受託者は、その団体としての会計年度終了後 60 日以内に、団体の財務状況を記載した次に掲げる書類を市長に提出すること。

- ① 貸借対照表
- ② 損益計算書(収支決算書)
- ③ 納税(法人税・消費税等)申告書一式
- ④ その他団体の財務状況を明らかにする書類

(3) 監査対象事業に対する意見

【意見 35】委託料精算額の再検証について

市は「受託事業者の財務状況を記載した書類」を徴収していないが、過年度における特定非営利活動法人の計算書類(貸借対照表及び活動計算書)を含む事業報告書等は内閣府のウェブサイトの開示されている。また、監査の過程において、市は、監査人の指摘に応じて令和 5 年度における計算書類等を受託事業者から入手している。

今般、過去 3 ヶ年度(令和 3 年度から令和 5 年度)における受託事業者の計算書類と、市に提出をされている委託料に係る精算書とを比較したところ、いずれの年度においても、受託事業者の活動計算書(民間企業における損益計算書に相当。)に計上された公共空間管理運営事業(かしわインフォメーションセンター運營業務)の費用計上額が精算書に基づく委託料の額を下回っている(令和 3 年度で 212,236 円、令和 4 年度で 109,227 円、令和 5 年度で 1,383,300 円下回っている。)

本来、委託契約書第 5 条第 2 項において、当初に交付した委託料が精算額(受託事業者が業務遂行のために要した支出額)を超えるときは、超過相当額を市に返納する旨が定められていることから、精算書に記載された支出額が市の委託料を上回る場合には、当初に交付された委託料 29,999,200 円がそのまま精算後委託料となり、支出額がこれを下回る場合には当該支出額が、上回る場合には当初の委託料の額が精算後委託料となる。

受託事業者の活動計算書は発生主義に基づく費用が計上されるため、固定資産取得のための支出や減価償却費、引当金繰入額等がある場合には精算書の支出

額とは一致しない場合があり得るが、本委託料にはそれらを含まない。このため、受託事業者の活動計算書に計上される費用は、精算後委託料の額と同額かこれを上回るはずである。

受託事業者の採用している会計処理の方法や公共空間管理運営事業への費用計上範囲等の詳細を確認した上でないと、このことをもって精算額の過大計上(委託料の戻入不足)と判断できないが、当該団体の活動計算書上、公共空間管理運営事業以外の費用は一切計上されていないことから、その可能性を否定できない。仮に「受託事業者の財務状況を記載した書類」を徴収していた場合、市は、その差異要因等を聴取し精算額の合理性を確かめることが可能であったが、結果として行われていない。

市は契約期間を1年間延長し、令和7年3月31日までの契約としたところであるが、委託期間の終了までに、これまでの精算額との差異要因等について受託事業者から説明を聴取する等し、精算額の妥当性を再度検証する必要がある。

図表 70 過去3ヶ年度における精算書と事業者の活動計算書との比較

[令和3年度:精算後委託料 28,491,236 円(当初委託料 29,999,200 円、戻入額 1,507,964 円)]

精算書(A)		活動計算書(B)		差額(A)-(B)
人件費相当額	22,237,701 円	[事業費] 公共空間管理運営事業	28,279,000 円	
管理・運営相当額	4,590,306 円			
事業費相当額	1,663,226 円			
合計	28,491,236 円	経常費用計	28,279,000 円	212,236 円

(注1)受託事業者の事業報告書において、公共空間管理運営事業は「かしわインフォメーションセンター運営業務」を意味する旨が記載されている。令和4年度も同様。

(注2)活動計算書の計上額を正しい精算額とした場合、212,236 円の戻入不足となる。

(出典:市提供データより監査人作成)

[令和4年度:精算後の委託料 29,470,427 円(当初委託料 29,999,200 円、戻入額 528,773 円)]

精算書(A)		活動計算書(B)		差額(A)-(B)
人件費相当額	20,089,236 円	[事業費] 公共空間管理運営事業	28,378,200 円	
管理・運営相当額	5,659,292 円			
事業費相当額	3,721,899 円			
合計	29,470,427 円	経常費用計	28,378,200 円	109,227 円

(注)活動計算書の計上額を正しい精算額とした場合、109,227 円の戻入不足となる。

(出典:市提供データより監査人作成)

[令和 5 年度:精算後の委託料 29,999,200 円(当初委託料 29,999,200 円、戻入額 0 円)]

精算書(A)		活動計算書(B)		差額(A)－(B)
人件費相当額	19,919,921 円	[事業費] 公共空間管理運 営事業	28,871,854 円	
管理・運営相当額	5,617,414 円			
事業費相当額	4,717,819 円			
合計	30,255,154 円	経常費用計	28,871,854 円	1,383,300 円

(注) 精算後の委託料が 29,999,200 円のため、活動計算書の計上額を正しい精算額とした場合、
1,127,3467 円(29,999,200 円－28,871,854 円)の戻入不足となる。

(出典:市提供データより監査人作成)

かしわインフォメーションセンター運營業務委託契約書より抜粋

(委託料の精算)

第 5 条 乙は、各会計年度における委託業務を完了したときは、甲の指定する日までに、前条第 5 項の規定により支払を受けた近世に係る執行状況の内訳を明らかにするとともに、甲の指定する手続に従い、速やかに、前条第 5 項の規定により支払を受けた金銭を精算するものとする。

2 乙は、第 4 条第 2 項に規定する委託料が前項の規定により行う精算により得た額(以下「精算額」という。)を超えるときは、委託料から精算額を減じて得た額に相当する金銭を、甲が定める日までに、甲が定める手続により、甲に返納するものとする。

(注) 甲: 柏市、乙: 受託事業者

【意見 36】人員配置状況等の把握方法について

平成 31 年の受託事業者公募時に示された仕様書においては、業務として「プロモーション業務(街の魅力発信)」及び「インフォメーション業務(市政・観光情報の提供)」を行い、このうち「インフォメーション業務(市政・観光情報の提供)」を行うにあたっては、外国人観光案内所カテゴリーⅡ(日本政府観光局(JNTO)認定区分)以上としての運営を求める旨が示されているが、その具体的な実施体制等は明示せず、受託事業者の提案に委ねている。

これを受け、受託事業者から提出された企画提案書においては、「最低 1 名は、英語によるコミュニケーションがとれる人を常時配置」とし、インフォメーションデスク・ボランティアを含むスタッフのシフト案が示されている。

外国人観光案内所の設置・運営のあり方指針(令和 5 年 3 月 観光庁)より抜粋

2. 外国人観光案内所の設置・運営指針

(5) 多言語対応(スタッフ)

<カテゴリーⅡ>

カテゴリーⅡの外国人観光案内所においては、英語については、フルタイムで観光案内が可能なスタッフによる対面又はビデオ通話による案内が常時可能な体制を構築する必要がある。さらには、来訪者数や地域特性に鑑み、英語以外の言語での案内が可能な体制を構築

し、多言語による案内ができる環境(対面による案内、ビデオ通話、多言語翻訳システム、電話通訳サービスの利用のいずれか)を整備しておくことが望ましい。

一方、受託事業者から提出された令和 5 年度の事業計画書には、具体的なイベントの準備やガイドマップの作成スケジュール等は記載されているものの、インフォメーションデスクを含む職員の配置計画や「英語によるコミュニケーションが取れる人」としてどのような人材を充てるのかといった実施体制に係る記載はない。また、事業報告書においても実施体制に係る内容は記載されていない。

市によれば、毎月、受託事業者とミーティングを行い、適宜、運営状況を把握するとともに、英語で対応可能なスタッフが常駐していることについては口頭で確認しているとのことであるが、当該内容について特段の記録は保管されていない。インフォメーションセンター運營業務というソフト的な事業であることから、具体的な実施体制等を明確に把握することは重要であり、事業計画書及び事業報告書において、その実施計画及び実績に係る報告を受けることが適切であったものと言える。

令和 7 年度以降におけるかしわインフォメーションセンターのあり方を見直すとのことであるが、今後も外部の事業者に事業を委ねる場合、市の求める水準での事業運営がなされているか確認できるよう、人員配置等の業務実施体制に係る適切な報告方法等を仕様書等に明示されたい。

【意見 37】企画提案書における提案事項の総括的な評価について

平成 31 年における公募時に受託事業者から提出された企画提案書においては、11 の業務が提案されており、プレゼンテーション審査の採点においても「新規性・独創性」に高い評点が付されている。

しかし、提案された業務には、「柏市全域に「まちの駅」ネットワークの構築」、「シビックイノベーションラウンジ」、「賛助会員(KIC サポートーズ)制度の見直しと活用」等のように、5 年の委託期間においては、結果として実施に至らなかったものも複数ある。業務内容の詳細については事業者の営業に関わることもあり記載を避けるが、一定の「新規性・独創性」を有するものであり、実行された際にはかしわインフォメーションセンターの機能向上に資する可能性があったものと思われる。

確かに、企画提案書は委託契約の締結前に作成されるものであり、事業者側の情報の制約等から、業務開始後に必ずしも全ての項目をそのままの形態で実施する義務を負うものではない。しかし、委託先事業者の選定方法としてプロポーザル方式を採用し、事業者からの提案事項も含めて評価・選定した以上、契約後において受託事業者はその実現に努力するとともに、市もその実施を促すことが適切であろう。

今回、委託業務期間が終了するにあたり、今後のかしわインフォメーションセンタ

一業務の見直し等に活かせるよう、実施できた提案事項と実施に至らなかった提案事項とを整理し、実施に至らなかった事項についてもその必要性や阻害要因等进行分析する等、提案事項の総括的な評価を実施されたい。

【意見 38】委託業務に伴う収入の取扱いについて

平成 31 年における公募時に受託事業者から提出された企画提案書においては、委託業務に伴い想定する収入(収益)として、「KIC サポーターズ会費、有料ガイド料、有料イベント参加費、グッズ販売、チケット販売代行、ラウンジ有料サービス」等が挙げられており、想定される収益額も記載されている。しかし、市によれば記載された多くの項目が実施に至っていないとのことであり、結果的に精算書においても、市からの委託料以外の収入は報告されていない。

しかし、このうちアミューゼ柏等で開催されるコンサートチケット等の販売代行は従前から行われており、受託事業者において、かしわインフォメーションセンター運営業務委託に伴うチケット等販売手数料等の収入が発生しているとのことである。

本来、選定された事業者の企画提案書に委託業務に伴う収入が生じる可能性が記載され、その後の運営においても実際に収入が発生している以上、当該収入を毎年度の委託料精算時に控除するの可否等も含めて、その取り扱いを仕様書等に定めるとともに、精算書において実績額の報告を求めることが適切であったものと言える。

市は令和 7 年度以降におけるかしわインフォメーションセンターのあり方を見直すとのことであるが、今後も外部の事業者に業務を委ね、当該委託業務に伴う収入の発生を事業者が想定している場合には、その取扱いをあらかじめ仕様書等に明示されたい。

図表 71 過去 3 ヶ年度におけるチケット等販売手数料収入

区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
チケット等販売手数料収入	274,692 円	224,674 円	266,176 円

(出典:市提供データより監査人作成)

【意見 39】インフォメーションセンター機能の見直しについて

ア. かしわインフォメーションセンターへの来館者数の現状

受託事業者から提出された「事業報告(月次)」を集計すると、令和 5 年度における年間の来館者数は 45,640 人となり、単純平均で一日に 120 人以上($45,640 \text{ 人} \div 365 \text{ 日} = 125 \text{ 人}$)が来館した計算となる。しかし、当該来館者数は、かしわインフォメーションセンターのスペースに足を踏み入れた人数を受託事業者がカウントした

ものであり、隣接する柏駅前行政サービスセンターと壁等で隔てられておらず一体となった構造から、当該行政サービスセンター利用者の受付待ち等で立ち寄った人数についても一定数含まれているものと考えられる。

イ. かしわインフォメーションセンターにおける案内件数(問い合わせ件数)の現状

かしわインフォメーションセンターにおいては、「プロモーション業務(街の魅力発信)」及び「インフォメーション業務(市政・観光情報の提供)」の両業務を行うものと考えられている。

令和5年度において実際に案内等を行った件数(問い合わせ件数)7,799件のうち行政関係の問い合わせが4,155件と過半数を占めている。行政関係のうち最も多くを占めるのがマンホールカードに関するものであり(2,736件)、次いで隣接する柏市行政サービスセンターに関するものが続き(524件)。両方で行政関係の88%程度を占める。

一方、行政関係以外に分類されている3,644件の中には、広報かしわやハザードマップ等といった広義の行政関係情報の問い合わせも含まれており、「遊ぶ」(各種イベント等の情報)、「買う」(柏のお土産等の情報)、「食べる」(飲食店等の情報)といった純粋な観光情報の提供に係るものは1,814件にとどまり、案内件数全体の4分の1に満たない水準にある。

マンホールカード自体は、マンホール蓋にデザインされている市の木「カシワ」、市の鳥「オナガ」、市の花「カタクリ」及び「シバザクラ」を紹介する内容も記載されており、柏市を知ってもらう意義も有するものの、その配布等に関する問い合わせが案内件数全体3分の1を占める状況は、プロモーション業務(街の魅力発信)や観光情報に係るインフォメーション業務に期待される機能が十分に発揮されていない実態が反映された結果と考えられる。

図表 72 かしわインフォメーションセンターの来館者数及び案内件数の推移

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
来館者数	42,115 人	31,429 人	35,906 人	39,943 人	45,640 人
うち外国人	391 人	—	—	360 人	313 人
案内件数	8,008 件	4,935 件	5,657 件	6,486 件	7,799 件
うち外国語	176 件	—	—	296 件	184 件

(出典:市提供データより監査人作成)

図表 73 令和 5 年度における案内件数の内訳

区分		件数	構成割合
行政関係	マンホールカード	2,736	35.0%
	行政サービスセンター	524	6.7%
	その他	895	11.4%
	小計	4,155	53.2%
行政関係以外	遊ぶ・買う・食べる関係	1,814	23.2%
	その他	1,830	23.4%
	小計	3,644	46.7%
総合計		7,799	100.0%

(注) 構成割合は小数点第 2 位以下を切り捨てている。

(出典: 市提供データより監査人作成)

ウ. かしわインフォメーションセンターからの情報発信の現状

プロモーション業務(街の魅力発信)において想定される情報発信の面に関しては、かしわインフォメーションセンターのウェブサイトにおいて、地域のお祭りやカレーフェス等を始めとする催事を含む各種のイベント情報や柏を愛する「かしわマニア」のコラム、柏の歴史等を紹介する「柏の歴史発見」等といった情報お提供するとともに、Instagram、X、Facebook といった SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)を活用し、市内の飲食店情報等の提供を行っている。

様々な手法で情報提供を行い、個々には興味深い内容も含まれてはいるものの、最もフォロワー数の多い Instagram(グルメ)においてもフォロワー数が 5,000 人に満たず、多くの注目を集めているとは言い難い現状にある。

図表 74 令和 5 年度における案内件数の内訳

区分	Instagram (公式)	Instagram (グルメ)	X	Facebook
フォロワー数	1,537 人	4,887 人	3,196 人	888 人

(出典: 市提供データより監査人作成)

エ. かしわインフォメーションセンター機能の見直しについて

現状の利用状況等は、「来街者が様々な情報を容易に取得することができるよう観光案内所としての機能を担うとともに、市の情報発信拠点として、市のイメージアップ及び流動人口拡大を図る」というかしわインフォメーションセンターの目的に照らし、期待された機能を十分発揮できているものとは言えない。

インフォメーション業務のうち観光情報の提供に係る利用が伸びない要因の一つとしては、同センターがファミリかしわ 3 階に設置され、柏駅南口からは近いものの柏駅東口のダブルデッキからは奥まった場所にあり、特に初めて利用しようとする者

にとっては視認性が悪いロケーションにあることが考えられる。また、行政情報と観光情報とを共に提供することにより、観光案内所としての印象が薄くなってしまった感もある。

現行のかしわインフォメーションセンターにおいては情報発信を中心とするプロモーション業務(街の魅力発信)と対面を中心とした情報提供/案内機能を中心とするインフォメーション業務(市政・観光情報の提供)の双方が求められているが、令和 7 年度以降におけるあり方の見直しに際しては、今後のインフォメーションセンターに求める性格や目的を踏まえて、対面での情報提供/案内機能と web 等による情報発信機能をどのように組み合わせて行うのか整理するとともに、インフォメーションセンターの運営事業者が両機能を担う必要性や有効性についても見直されたい。

また、web 等による情報発信機能に限定した場合には必ずしも駅や中心部に近い場所にインフォメーションセンターを設置する必要はないが、対面での情報提供/案内機能を充実させるためには、対面で対応するカウンターだけでも人の流れに即した設置場所の検討がより重要性を増す。駅前に設置するのか街中に設置するかは想定する利用や位置付け等にもよるが、対面での情報提供/案内機能に関しては、様々な利用者に対する視認性やアクセスの利便性等が求められることから、引き続き対面での情報提供や案内等を行うのであれば、提供する情報やサービス内容とともにその設置場所についても見直されたい。

加えて、プロモーション業務(街の魅力発信)については、F 団体のように類似の機能を担う団体も存在することから、情報発信のターゲットとする対象を明確にした上で、街の魅力発信機能の実施主体を集約させることの適否についても併せて検討されたい。

いずれにしても、現行のかしわインフォメーションセンターには期待された機能を十分発揮できているものとは言えないことから、市としてインフォメーションセンターに求める機能や必要性を再検討し、対面での情報提供/案内を行うカウンターの設置場所の見直しとともに、必要な場合には F 団体等の類似の事業を行う団体と機能を集約すること等も含めて見直しを図られたい。

5. 観光事業

(1) 事業の概要

① 事業の目的及び内容

観光事業では、柏市ふるさと産品認定事業、千葉県誕生 150 周年記念事業手賀沼オクトーバーフェスト事業、手賀沼周遊レンタサイクル事業、柏市観光基本計画調査分析、かしわおでかけマップ(柏観光マップ)の作成等を行っている。

柏市ふるさと産品認定制度は、市内で製造又は加工された製品や民・工芸品等の地域資源の PR 及び販路開拓を行うとともに、新製品の開発等を促進し、柏市を象徴する製品の育成及び定着をさせることにより、事業者の持続・可能性を高め、市内産業の振興及び地域経済の好循環を図ることを目的に、本制度を令和 3 年 4 月 1 日から開始した制度であり、市はふるさと産品認定事業を業務委託している。

千葉県誕生 150 周年記念事業手賀沼オクトーバーフェスト事業は、手賀沼周辺地域の水辺空間で市内醸造のクラフトビールをはじめとする、市内の様々なお酒、柏産の食材を使ったグルメ、柏市ふるさと産品の販売等、柏市の魅力を発信するバルイベントの開催であり、千葉県誕生 150 周年記念事業手賀沼オクトーバーフェスト事業を業務委託している。

手賀沼周遊レンタサイクルでは、市のサイクルステーションの北柏ふるさと公園ステーション及び道の駅しょうなんステーションの令和 5 年 4 月 1 日から同年 11 月 30 日までの日曜日、土曜日及び祝日と春休み期間(令和 5 年 4 月 1 日から同月 5 日まで及び令和 6 年 3 月 23 日から同月 31 日まで)の月曜日(月曜日が祝日及び振り替え休日に当たる場合は翌日)を除く毎日の受付業務について、手賀沼周遊レンタサイクル事業に関する運営負担金支払協定書に基づいて負担金を支出している。

柏市観光基本計画調査分析では、平成 25 年度に平成 26 年度から令和 5 年度までの 10 年間を対象期間とした柏市観光基本計画を策定しており、令和 6 年度からの柏市観光基本計画を策定することが必要であり、柏市観光基本計画策定のためのデータ分析を大学と共同研究を行っていた。市における今後の観光施策等の推進のため、調査及びデータ分析の知見を有する大学とともに、市域内において人流調査その他の調査及び分析を行い、観光施策等に係る基礎資料を作成することを目的として実施した。

かしわおでかけマップ(柏観光マップ)は、ショッピング、グルメ、音楽、スポーツ、自然体験等のいろいろな楽しみ方のあるこの街の魅力を発信し、観光客等の片手に市の街を巡ってもらうために作成された観光マップである。

② 事業費の推移

(単位:千円)

区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
当初予算額	4,099	4,204	29,555
決算額	3,871	4,594	28,629

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和 5 年度 決算額	主な内容
報償費	2	
旅費	47	
需用費	221	
役務費	26	
委託料	16,998	千葉県誕生 150 周年記念事業手賀沼オクトーバーフェスト事業業務委託、柏市ふるさと産品認定事業業務委託
負担金補助及び交付金	11,333	柏市観光基本計画調査分担負担金、レンタサイクル事業負担金
合計	28,629	

(2) 監査の結果

指摘すべき事項はない。

(2) 監査対象事業に対する意見

【意見 40】柏市ふるさと産品ホームページの更新・管理について

市では柏市ふるさと産品認定事業業務委託契約を受託者と締結している。受託者の業務の内容として、柏市ふるさと産品ホームページの更新・管理の記載があった。

柏市ふるさと産品ホームページを往査日(令和 6 年 8 月 28 日現在)に確認したところ、トップページ「INFORMATION 新着情報」として、「2022 年 11 月 16 日 NEW 柏ふるさとフェスティバル 2022 開催のお知らせ」「2021 年 10 月 26 日 柏ふるさとフェスティバル開催のお知らせ」との表示があり、「INFORMATION 新着情報」の更新が全く行われていなかった。

柏市ふるさと産品ホームページの「認定品」をクリックし、「柏市の認定品をご紹介」で各認定品をクリックすれば、それぞれの認定品がいつ投稿されたかが分かるが、

それ以外はホームページのどの箇所の更新が行われているのか全く分からない状況であった。

また、「ふるさと産品登録について」内の「柏市ふるさと産品登録に関する問い合わせ先」が以下のとおり、令和 5 年度までの組織のままで掲載されていた。

運営者	柏市 経済産業部 商工振興課
住所	〒277-8505 柏市柏五丁目 10 番 1 号
電話番号	TEL 04-7167-1141 FAX 04-7162-0585
申請書	柏市ふるさと産品認定申請書はこちら

柏市ふるさと産品認定事業業務委託仕様書(以下、本項において「仕様書」という。)では、業務の内容の最初にホームページの更新・管理が位置付けられている。

柏市ふるさと産品ホームページの閲覧数がまだ伸びていない状況であり、柏市ふるさと産品の PR イベントの告知は、柏市ホームページや柏レイソルホームタウンデーイベント、NEC グリーンロケッツ東葛連携観光 PR イベント等に掲載して、告知する方が効果は上がるのとこと、柏市ふるさと産品ホームページに掲載していなかったとのことであった。

しかし、柏市ふるさと産品の PR を推進するのであれば、柏市ふるさと産品ホームページの閲覧数も伸ばすように努めるべきである。最新の新着情報が約 2 年前のホームページについて、頻繁にアクセスしようとするインターネット利用者は殆どいないと考えることが通常である。

令和 5 年度では柏市ふるさと産品を紹介するカタログを作製し、柏市ふるさと産品ホームページに WEB カatalogとして、掲載しているにもかかわらず、トップページを見ても何が最新情報として、追加されているのか全く分からない。

市としては、柏市ふるさと産品を PR するために柏市ふるさと産品ホームページの更新情報を閲覧者に対して認識できるように柏市ふるさと産品認定事業業務の受託者に対して指導すべきである。少なくとも仕様書にあるとおり、月に 1 回柏市ふるさと産品の認定品の掲載情報の更新を行わせ、更新情報を新着情報に掲載し、認定品の掲載情報の更新が閲覧者に分かるようにホームページの更新・管理するように受託者に指導すべきである。

柏市ふるさと産品認定事業業務委託仕様書より抜粋

7 業務の内容

(1) ホームページの更新・管理

ア 更新・管理

(ア) 月に 1 回柏市ふるさと産品の認定品の掲載情報の更新を行うこと

(イ) イベントの告知及び関係情報の配信を適宜行うこと。

(ウ) その他本市が必要と認めた内容について更新を行うこと。

(エ) ホームページを適切に管理すること。

～中略～

(5) カタログの作製

ア 内容

柏市ふるさと産品を紹介するカタログ作製に係る一切の業務を行うこと。

イ 基本方針

柏市ふるさと産品を紹介するカタログ作製に係る一切の業務を行うこと。

(ア) 柏市ふるさと産品の写真、特徴等の情報をわかりやすく企画及び構成をし、柏市ふるさと産品の魅力が伝わるようにすること。

(イ) 掲載する内容に関しては、必要に応じて取材すること。

イ 掲載内容

(ア) 柏市の紹介

(イ) 柏市ふるさと産品認定制度の紹介

(ウ) 柏市ふるさと産品及び生産者の紹介

(エ) その他より効果的と考える企画があれば提案すること。

(6) デジタルブックの作製

(5) で作成したカタログについて、デジタルブックを作製し、柏市ふるさと産品に係る特設サイトに公開すること。

【意見 41】手賀沼周遊レンタサイクル事業の民間移管について

手賀沼周遊レンタサイクル(以下「レンタサイクル」という。)では、市のサイクルステーションの北柏ふるさと公園ステーション及び道の駅しょうなんステーションの令和 5 年 4 月 1 日から同年 11 月 30 日までの日曜日、土曜日及び祝日と春休み期間(令和 5 年 4 月 1 日から同月 5 日まで及び令和 6 年 3 月 23 日から同月 31 日まで)の月曜日(月曜日が祝日及び振り替え休日に当たる場合は翌日)を除く毎日の受付業務について、手賀沼周遊レンタサイクル事業に関する運営負担金支払協定書(以下「支払協定書」という。)に基づいて負担金を支出している。

レンタサイクル事業は、北柏ふるさと公園のサイクルステーションを D 法人、道の駅しょうなんのサイクルステーションを E 社と協定を締結し、市は各事業者へ 70 万円の運営負担金を支払っている。

支払協定書に基づいた営業日でのレンタサイクル収入金額は、北柏ふるさと公園サイクルステーションが 709,300 円、道の駅しょうなんサイクルステーションが 1,894,800 円であった。市からの運営負担金を含めた収支差額は、北柏ふるさと公園サイクルステーションが 413,501 円、道の駅しょうなんサイクルステーションが 1,814,692 円であった。北柏ふるさと公園サイクルステーションでは、市からの運営費負担金 70 万円がないと運営はやや厳しいかもしれないが、道の駅しょうなんサイクルステーションでは市からの運営費負担金がなくとも、十分に独立採算での運営を

見込むことができる収支となっている。

費用の大半は、シルバー人材センターへ委託しているレンタサイクル受付等業務委託である。レンタサイクル受付等業務委託では、受付業務だけでなく、サイクルステーション間のレンタサイクル再配置業務も含まれている。将来的に民間で実施しているような無人でのレンタサイクルを実施することになれば、サイクルステーション間の自転車の再配置の費用のみとなり、当事業の負担金は自転車再配置費用分まで削減することができる。

さらにレンタサイクル利用をより促進することができれば、市からの負担金がなくても、民間だけの独立採算での運営も十分に見込むことができる。将来的には、レンタサイクル事業に関する運営費負担金を廃止し、民間企業への移管も視野に検討すべきである。

図表 75 レンタサイクルステーション収支内訳(北柏ふるさと公園サイクルステーション)

項目	金額
【収入】	
レンタサイクル事業負担金	700,000
レンタサイクル利用料	709,300
計	1,409,300
【支出】	
(1) レンタサイクル受付等業務委託	895,799
(2) 自転車再配置業務負担金	100,000
計	995,799
収支差額	+413,501

(出典:市提出資料より監査人作成)

図表 76 レンタサイクルステーション収支内訳(道の駅しょうなんサイクルステーション)

項目	金額
【収入】	
レンタサイクル事業負担金	700,000
レンタサイクル利用料	1,894,800
計	2,594,800
【支出】	
(1) レンタサイクル受付等業務委託	618,280
(2) 自転車再配置業務負担金	90,909
消費税	70,919
計	780,108
収支差額	+1,814,692

(出典:市提出資料より監査人作成)

6. 観光事業補助金

(1) 事業の概要

① 事業の目的及び内容

観光事業補助金では、F 団体に対する補助金、手賀沼花火大会実行委員会に対する補助金を支出している。

F 団体は、柏市の観光開発並びに宣伝・紹介を行い、観光事業を通じて柏市の発展に寄与することを目的として活動しており、柏市に伝わる多くのむかしばなしや、その舞台を紹介する「柏のむかしばなし観光資源化事業」、市民を対象に柏市内の名所等を巡る「市内見学ツアー」の開催、柏の観光スポットを水彩画で表現したカレンダーを作成する「かしわカレンダー事業」を実施、またホームページをはじめとした様々な「情報発信事業」に力を入れ、これら観光事業によって、柏市の魅力を高めている。

手賀沼花火大会は、柏市、我孫子市、東葛飾郡沼南町の2市1町が、利根川治水100周年を記念して、昭和62年8月22日に手賀沼湖畔周辺の3カ所で花火大会を開催したのが始まりであった。平成17年に柏市と東葛飾郡沼南町が合併したことにより、この年以降、柏市と我孫子市の2市で3会場(柏第1会場、柏第2会場、我孫子会場)を設置して開催しており、その打ち上げ総数は約13,500発にのぼっていた。平成21年、リーマンショックによる社会情勢を勘案し、初めて開催が中止となったが、平成25年に復活開催した。この時、打ち上げ場所は、通常の3会場に加えて、柏市内で3会場(利根会場、柏の葉会場、下総基地会場)を追加した6会場で、24,500発を打ち上げた。令和2年、新型コロナウイルスの世界的な拡大の影響により再び開催が見送られたが、令和5年に4年振りに開催した。なお、令和5年度より観覧会場はこれまでの3会場から柏会場(旧柏第1会場)と我孫子会場の1会場に変更して開催された。大会運営は、柏市・我孫子市・柏商工会議所・我孫子市商工会・柏市沼南商工会の2市3経済団体により「手賀沼花火大会実行委員会」を組織して行っている。

② 事業費の推移

(単位:千円)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算額	1,296	21,296	21,296
決算額	1,296	16,062	23,296

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和 5 年度 決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	23,296	手賀沼花火大会補助金、F 団体補助金
合計	23,296	

(2) 監査の結果

指摘すべき事項はない。

(3) 監査対象事業に対する意見

【意見 42】補助金に係る消費税等仕入控除税額報告に関する条文について

柏市手賀沼花火大会補助金交付要綱では、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合の報告に関する条文がなかった。

手賀沼花火大会実行委員会は令和 6 年 4 月 9 日に適格請求書発行事業者登録を行っているため、令和 6 年度以降、毎年度、消費税等の申告が必要となる。

手賀沼花火大会実行委員会では、有料席収入や出店料の課税売上が生じており、市が交付する柏市手賀沼花火大会補助金は非課税売上として計上されるため、消費税の課税対象外となっている。一方、手賀沼花火大会実行委員会が補助事業において支払った経費に含まれる消費税は、仕入税額控除の対象とすることができる。補助金に係る消費税について、仕入税額控除を受けた際は、控除額に含まれる補助金額が手賀沼花火大会実行委員会に重複して交付されたことになるため、市は返還を求めなければならない。

補助金に係る消費税等仕入控除税額の報告を求める条文を追加することは、柏市手賀沼花火大会補助金交付要綱だけではなく、補助金全般に関わる事項である。全庁的に補助金の交付要綱等について、補助金に係る消費税等仕入控除税額の報告を求める条文を追加すべきである。

7. 新産業支援事業

(1) 事業の概要

① 事業の目的及び内容

本事業は以下の 2 つの補助事業から構成されている。

ア. チャレンジ支援補助金

商品・サービスの開発や販路拡大等に取り組む市内中小企業者等に対し、柏市チャレンジ支援補助金を交付することにより、事業活動の活性化を図り、市内経済の振興に資することを目的とする補助事業である。

イ. 創業支援等事業補助金

柏市産業振興基本条例(平成 17 年柏市条例第 129 号)に基づき、創業支援等事業を行う団体(柏商工会議所、柏市沼南商工会)に対し補助金を交付することにより、創業予定者及び創業して間もない経営者等に対し創業支援を行い、本市での創業の促進を通じた産業の活性化を図ることを目的とする補助事業である。

創業支援の具体的な活動は、創業塾を年 3 回(柏商工会議所で 2 回、柏市沼南商工会で 1 回)開催し、創業に必要な知識の習得を目的とした研修、セミナー及び継続フォローアップを実施している。

② 事業費の推移

(単位:千円)

区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
当初予算額	101,750	151,750	26,750
チャレンジ支援補助金	100,000	150,000	25,000
創業支援等事業補助金	1,750	1,750	1,750
決算額	86,765	163,026	33,715
チャレンジ支援補助金	85,177	161,279	31,968
創業支援等事業補助金	1,588	1,747	1,747

令和 3 年度及び令和 4 年度におけるチャレンジ支援補助金の予算額は、当初予算額がゼロであるため、補正予算額を記載している。

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和 5 年度 決算額	主な内容
補助金	33,715	
チャレンジ支援補助金	31,968	うち予備費から充当 6,965
創業支援等事業補助金	1,747	
合計	33,715	

④ チャレンジ支援補助金の事業規模推移について

チャレンジ支援補助金は、令和 2 年度に新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた市内事業者の新たなビジネス支援(商品・サービス開発、販路拡大)や売上回復のために創設された補助事業であり、令和 4 年度までは国からの補助金(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金により 100% 充当)があったことも相まって、事業規模は予算ベースで 100 百万円超となっていた。令和 5 年度は、新型コロナウイルスの感染症法上の分類が 5 類に引き下げられたこと、当該事業に係る国からの補助金がゼロになったこと等から、市内事業者の持続的発展を主眼とした一般財源による補助事業として、規模を縮小した上で継続している。

(2) 監査の結果

指摘すべき事項はない。

(3) 監査対象事業に対する意見

【意見 43】チャレンジ支援補助金における対象経費について

チャレンジ支援補助金に係る交付要綱(「柏市チャレンジ支援補助金(チャレンジ事業)交付要綱」)において、設備購入費については、単純に設備投資をして終了という形になってしまうと、本補助金の目的である「事業活動の活性化」や「市内経済の振興」に対し十分な効果を発揮できていないものと考え、下記のように、他の対象経費とは異なる取扱いをしている。

柏市チャレンジ支援補助金(チャレンジ事業)交付要綱より抜粋

(対象)

第3条第2項

対象事業及び対象経費は、別表第2のとおりとする。ただし、「1 設備購入費(耐用年数3年以上かつ税込購入価格3万円以上のものに限る。)」は、別表第3のとおり上限を設けるものとする。

別表第2

対象事業	対象経費
対象事業は次に掲げる事業 1 新たな製品の製造又は、新たな商品、もしくはサービスの提供や実証実験(新商品等開発事業) 2 販路拡大を図るために実施する事業(販路拡大事業) 3 その他、事業活動の活性化のために実施する事業(その他事業)	対象事業に要する経費のうち次に掲げる経費 1 設備購入費(耐用年数3年以上かつ税込購入価格3万円以上のものに限る。) 2 委託費 3 消耗品費(耐用年数3年未満または税込購入価格3万円未満のものに限る。) 4 広報費 5 印刷製本費 6 諸謝金(外部講師謝礼等) 7 賃借料 8 賃金 9 旅費及び交通費 10 その他市長が必要と認める経費 但し、補助金の交付決定日から令和6年1月31日までに発生した経費に限る。

別表第3

対象経費	補助上限額
1 設備購入費(耐用年数3年以上かつ税込購入価格3万円以上のものに限る。)	上限 300,000 円

(補助金の額等)

第4条第1項

本補助金の額は、対象経費を合計した額の2分の1以内の額とする。この場合において、当該2分の1以内の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

第4条第2項

前項の場合において、補助金の額は、500,000円を限度とする。

令和 5 年度に本補助金を交付した 105 件のうち、商工振興課所管の 104 件について補助金の申請時及び確定時の資料を閲覧したところ、内装改装費用又は店舗改装費用(以下、「内装改装費用等」という。)を「委託費」に分類し、設備購入費の補助上限額 300,000 円の適用を行っていない事案が 4 件あった(図表 78 No.1～No.4)。

内装改装費用等を委託費に分類した理由を質問したところ、改装を専門業者に発注し、それに対する支払である旨の回答を得た。

当該内装改装費用等を会計的に考えた場合、固定資産の修理、改良などのために支出した金額のうち、その固定資産の使用可能期間を延長するもの、又は、価値を増加させる部分については、資本的支出として固定資産として会計処理される。一方、当該支出が固定資産の通常の維持管理又は原状回復のための支出である場合は、修繕費(収益的支出)として期間費用として処理される。また、当該内装改装費用等を資本的支出と収益的支出のどちらにするかについて、実務上、判断が難しいケースがあるため、法人税基本通達における下表の例示も参考になる。

図表 77 法人税基本通達 7-8-1、7-8-2 における資本的支出と収益的支出の例示

資本的支出の例示	修繕費(収益的支出)の例示
固定資産の修理・改良等のうち、価値の増加又は耐久性の増加と認められる支出の例示 (1) 建物の避難階段の取付け等物理的に付加した部分に係る費用の額 (2) 用途変更のための模様替え等改造又は改装に直接要した費用の額 (3) 機械の部分品を特に品質又は性能の高いものに取り替えた場合のその取替えに要した費用の額のうち、通常取替えの場合に要すると認められる費用の額を超える部分の金額	固定資産の修理・改良等のうち、通常の維持管理又は原状回復と認められる支出の例示 (1) 建物の移えい又は解体移築の費用の額 (2) 機械装置の移設に要した費用の額 (3) 地盤沈下した土地を沈下前の状態に回復するために行う地盛りに要した費用の額 (4) 地盤沈下による海水等の浸水害を防ぐ床上げ、地上げ又は移設に要した費用の額 (5) 現に使用している土地の水はけを良くする等のために行う砂利、碎石等の敷設に要した費用の額

本事案については、内装改装費用等を専門業者に発注していることをもって「委託費」に分類している点について、補助金申請者と当該専門業者の間では委託関係が成立しているとしても、補助金申請者にとっては固定資産(建物又は建物附属設備)の設備購入に該当する可能性があるため、補助金申請者と支払先との間の契約関係だけをもって「委託費」に分類することは誤りであり、事案ごとに内装改装費用等の内容を精査し、資本的支出と収益的支出のどちらに該当するかを検討する必要がある。

また、上記内装改装費用等と同種のものとして、看板設置費用(2枚で1,100,000

円)を「広報費」と区分している案件が 1 件あったが、これも補助金の申請時及び確定時の資料を閲覧したところ、屋外に据え付けられている金属製の看板であり、構築物(耐用年数 10 年)に該当すると考えられるため、広報費ではなく設備購入費に分類した上で、補助金額を算定すべきものである(図表 78 No. 5)。

内装改装費用等を「委託費」に分類した 3 件について、当該委託費が資本的支出に該当し、設備購入費に分類されていたと仮定した場合の補助金額は下表のとおりである。

図表 78 内装改装費用等を設備購入費とした場合の補助金額の試算結果

(単位:円)

No.	適用費目	支出金額	補助金額 (監査人再計算)	補助金額 (実際決定額)	差額
1	設備購入費	632,000	300,000	—	—
	その他	338,620	169,000	—	—
	計	970,620	469,000	485,000	16,000
2	設備購入費	779,900	300,000	—	—
	その他	628,822	200,000	—	—
	計	1,408,722	500,000	500,000	—
3	設備購入費	1,202,630	300,000	—	—
	その他	55,000	27,000	—	—
	計	1,257,630	327,000	500,000	173,000
4	設備購入費	204,000	102,000	—	—
	その他	72,022	36,000	—	—
	計	276,022	138,000	138,000	—
5	設備購入費	1,100,000	300,000	—	—
	その他	—	—	—	—
	計	1,100,000	300,000	500,000	200,000-

(出典:市提供データより監査人作成)

【意見 44】チャレンジ支援補助金の予算超過について

チャレンジ支援補助金については、申請受付期限である令和 5 年 7 月 31 日までに事業者からの申請額が当初予算額 25,000 千円を大幅に超えたため、令和 5 年 8 月 9 日付の合議にて最大 15,000 千円の予備費充当について決裁されており、最終的に 6,965 千円の予備費を充当している。

チャレンジ支援補助金に係る申請要領(「柏市チャレンジ支援補助金(チャレンジ事業)申請要領」)において、申請受付期間は以下のように規定されている。

柏市チャレンジ支援補助金(チャレンジ事業)申請要領より抜粋

9. 申請受付期間

令和5年7月3日(月)から令和5年7月31日(月)まで

※ 申請期間内であっても、予算上限に達した場合は申請受付を終了します。

※ 受付期間内に必要書類一式を特定記録郵便等、配達の確認が出来る方法で下記の送付先へお送りください。なお、申請締切日消印有効です。

商業振興課所管の104件について受付日を確認したところ、下表のとおりであった。

図表 79 チャレンジ支援補助金の受付状況

(単位:件)

月		火		水		木		金		計	
7/3	2	7/4	5	7/5	－	7/6	2	7/7	2	11	10.6%
7/10	1	7/11	3	7/12	4	7/13	1	7/14	－	9	8.7%
7/17	－	7/18	3	7/19	1	7/20	3	7/21	3	10	9.6%
7/24	5	7/25	2	7/26	8	7/27	9	7/28	13	37	35.6%
7/31	22	8/1	12	8/2	－	8/3	3	8/4	－	37	35.6%
計										104	100%

(出典:市提供データより監査人作成)

上述のとおり、本補助金の申請は、申請受付期間内であっても、予算上限に達した場合には受付を終了する、所謂「先着方式」である。しかしながら、実際には7/31の消印がある申請書はすべて受理したため、予算範囲内である74件程度(令和4年度報告時総事業費により換算した件数)を大きく超えた件数を採択している。

これは、本補助金の申請を紙ベースで行っていたため、受付期間内の消印がある受付期限(7/31)以降の多くの申請を受理せざるを得ず、厳密な受付番号の管理ができなかったことに起因するものである。

本件の場合、「先着方式」が有効に機能しなかったことが、結果として予備費の充実に繋がったものであるが、「先着方式」を有効に機能させるためには、受付順位を厳密に管理する目的で、申請方式を紙ベースから電子申請に変更することや、申請書の審査方法をマニュアル化し、申請者毎に申請内容を点数化することで審査を効率化する等の取組が望まれる。

【意見 45】チャレンジ支援補助金のフォローアップ調査結果の活用について

チャレンジ支援補助金のフォローアップ調査については、本補助金の創設時よりフォローアップ調査を実施し、本補助金の有効性を毎年度評価している。

令和 4 年度のチャレンジ支援補助金の受給者を対象としたフォローアップ調査を令和 5 年度に実施しており、調査項目の内容は下表のとおりであり、123 事業者中 73 事業者から回答を得ている。

図表 80 令和 4 年度チャレンジ支援補助金フォローアップ調査項目

No.	内容																				
Q1	申請事業者情報 法人種別、会社名、会社代表者名																				
Q2	主事業(売上が一番大きい業種) 大分類(日本標準産業分類に基づく)																				
Q3	事業開始後の年数 ☐ 1 年程度 ☐ 2～5 年程度 ☐ 6～10 年程度 ☐ 11 年以上																				
Q4	年間の売上状況 ☐ 500 万円以下 ☐ 500～1,000 万円以下 ☐ 1,000～5,000 万円以下 ☐ 5,000～1 億円以下 ☐ 1 億円超																				
Q5	令和 4 年度チャレンジ支援補助金の効果 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>とても効果あり</th><th>一定程度効果あり</th><th>想定より効果なし</th><th>ほとんど効果なし</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>売上高の上昇</td><td>☐</td><td>☐</td><td>☐</td><td>☐</td></tr> <tr> <td>新規顧客の獲得</td><td>☐</td><td>☐</td><td>☐</td><td>☐</td></tr> <tr> <td>雇用の創出</td><td>☐</td><td>☐</td><td>☐</td><td>☐</td></tr> </tbody> </table>		とても効果あり	一定程度効果あり	想定より効果なし	ほとんど効果なし	売上高の上昇	☐	☐	☐	☐	新規顧客の獲得	☐	☐	☐	☐	雇用の創出	☐	☐	☐	☐
	とても効果あり	一定程度効果あり	想定より効果なし	ほとんど効果なし																	
売上高の上昇	☐	☐	☐	☐																	
新規顧客の獲得	☐	☐	☐	☐																	
雇用の創出	☐	☐	☐	☐																	
Q6	昨年と比較した雇用数(パート、アルバイト含む) 雇用者数(パート、アルバイト含む) 令和 4 年 10 月時点雇用者数 令和 5 年 10 月時点雇用者数 																				
Q7	令和 4 年度チャレンジ支援補助金についてどのように知ったか ☐ 柏市役所の HP ☐ 広報かしわ ☐ 柏商工会議所や沼南商工会 ☐ 税理士 ☐ 知り合い・その他																				
Q8	その他、令和 4 年度チャレンジ支援補助金に対する感想・意見(良かった点、改善点)																				
Q9	市に希望する支援について ☐ 事業の DX 化 ☐ 事業の多角化 ☐ 事業販路の拡大 ☐ 経営方針の相談、 ☐ 事業の継続・承継・廃業等の相談 ☐ 人材雇用支援 ☐ その他																				

(出典:市提供データより監査人作成)

本補助金は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた市内事業者の新たなビジネス支援を目的に令和 2 年度に創設され、新型コロナウイルスの感染症法上の分類が 5 類に引き下げられた令和 5 年度において、市内事業者の持続的発展を主眼とした一般財源による補助事業として、継続されている。このような背景から、本補助金の対象事業については、「新商品等開発事業」、「販路拡大事業」及び「その他事業」と間口の広く、自由度の高いものとなっている。

自由度が高いということは、本補助金の利用を検討する事業者にとっては使い易い制度である反面、補助金を交付する柏市からするとターゲットが絞り切れておらず、現状、柏市が意図した補助金には必ずしもなっていないと考えられる。

今後は、フォローアップ調査の分析結果等を活用し、限りある予算の中で柏市としての本補助金の目的を再定義し、目的に則した形での、対象事業や対象経費の明確化が望まれる。

8. スタートアップ支援事業

(1) 事業の概要

① 事業の目的及び内容

本事業はスタートアップ企業に対する支援を目的とした以下の 3 つの事業から構成されている。

ア. スタートアップコンシェルジュ事業委託

柏の葉地域においては、全国的にも有数な研究機関、インキュベーション施設及び支援機関が集積していることを背景に、力強い産業都市として持続的な経済成長を図るためのスタートアップ・エコシステムが形成される機運が高まっている。このような機運を受け、柏市内外で短期急成長を志向するスタートアップを対象に、相談窓口、コミュニティの形成支援等を行うコンシェルジュを設置し、情報・資金・人材の獲得等を中心としたスタートアップの事業発展に必要な支援を通じ、スタートアップの市内への集積を促進することを目的とする委託事業である。

イ. 産学官連携新規事業者等施設入居支援補助金

東大柏ベンチャープラザに入居して行う研究開発の成果に基づいて事業化を目指すものに対し、入居支援補助金を交付することにより、産学官連携による新たな事業の創出を図り、もって柏市の産業の振興に資することを目的とする補助事業である。

なお、「東大柏ベンチャープラザ」とは、独立行政法人中小企業基盤整備機構が、東京大学及び地域(千葉県、柏市)と連携して運営する事業化支援施設(インキュベータ)として、平成 16 年 6 月に運用開始されている。本施設では、東京大学を始めとする大学のシーズを活用して、新事業の創出や起業に取り組む個人、企業及び第二創業を目指す中小企業などを支援している。

ウ. スタートアップ立地支援補助金

新たな事業分野の開拓や革新的な技術開発等が見込まれるスタートアップに対し、柏市スタートアップ立地支援補助金を交付することにより、柏市への立地促進を図り、その集積をもって柏市の地域産業の振興に資することを目的とする補助事業である。

② 事業費の推移

(単位:千円)

区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
当初予算額	5,500	5,946	33,000
スタートアップコンシェルジュ事業委託	-	-	20,000
産学官連携新規事業者等施設入居支援補助金	5,500	5,946	5,000
スタートアップ立地支援補助金	-	-	8,000
決算額	3,336	2,614	26,311
スタートアップコンシェルジュ事業委託	-	-	19,903
産学官連携新規事業者等施設入居支援補助金	3,336	2,614	4,463
スタートアップ立地支援補助金	-	-	1,945

スタートアップコンシェルジュ事業委託及びスタートアップ立地支援補助金は令和 5 年度の新設事業である。

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和 5 年度 決算額	主な内容
委託料	19,903	
スタートアップコンシェルジュ事業委託	19,903	
負担金、補助及び交付金	6,408	
産学官連携新規事業者等施設入居支援補助金	4,463	
スタートアップ立地支援補助金	1,945	
合計	26,311	

③ スタートアップコンシェルジュ事業委託の概要

本事業は、柏の葉地域において、産業技術総合研究所や国立がん研究センター東病院等の研究機関、東京大学や千葉大学等の学術機関、東葛テクノプラザや東大柏ベンチャープラザ等のインキュベーション施設が数多く立地し、国内有数の最先端技術の集積が図られている地域特性を活かし、より多くのスタートアップ企業が成長する機会の創出や、更なるスタートアップ企業の集積を促進すべく、令和 5 年度から P 法人に上記取組を委託する形で実施している。

本事業の受託者である P 法人は、スタートアップの効果的な支援のため、起業・経営経験が豊富なエンジェル投資家、スタートアップ支援の経験が豊富なメンターや専門家及びつくばエクスプレス沿線の行政や大学・研究機関等で組成する技術

系スタートアップ企業の支援組織であり、2009 年に柏の葉キャンパスで創設され、これまで数多くの技術系スタートアップを支援している。スタートアップ支援に関連するこれまでの主な実績は下表のとおりである。

図表 81 P 法人のこれまでの主な支援・連携の実績

支援・連携先	支援・連携の内容
茨城県	■ 「次世代技術活用ビジネスイノベーション創出事業」(令和元年度～令和3年度) ■ 「新ビジネスチャレンジ事業」(令和4年度) ➤ 本事業は、新ビジネス創出による中小企業等の競争力強化を図るため、新ビジネスの創出・展開まで、一貫した支援を行うことを目的として、茨城県が実施している事業である ➤ P 法人は本事業において、統括プロデューサーとして事業全体のディレクションを行っており、プログラムの企画運営、P 法人サポート会員を中心とした講師・メンターによるビジネスモデル構築研修、参加した個別の中小・ベンチャー企業に対するメンタリングを実施
三井住友不動産(株)	■ 「KOIL STARTUP PROGRAM の企画運営」(令和4年度) ➤ 本事業は、三井不動産(株)が実施する、柏の葉スマートシティにおける新産業創造を牽引するスタートアップの成長支援を目的としたプログラムである ➤ P 法人は本事業において、プログラム全体の企画運営のほか、セミナー開催、個別メンタリングなどを実施 ➤ P 法人が主催する「ビジネスプラン作成セミナー」を通し、事業推進のために必要な基礎知識の習得、自身のビジネスモデル・ビジネスプランの骨子を実践的に構築する支援を実施 ➤ セミナー受講後も、5 ヶ月間の個別メンタリングでビジネス強化に向けた伴走支援を実施
筑波大学	■ 「次世代アントレプレナー育成事業」(平成29年度～令和3年度) ➤ 本事業は、筑波大学が協働機関として採択を受けた、文部科学省の次世代アントレプレナー育成事業の支援を行うものである ➤ P 法人は本事業において、協力機関として、学部学生、研究者及び大学教員等などの受講者へ、研究シーズを事業化するためのメンタリング、ビジネスモデルの構築・作成などの支援を実践的に行い、将来産業構造に変革をもたらすような起業家を輩出するべく、プログラムの開発から運営のサポートを実施

	➤ 令和 4 年度より後継プログラムにおいても継続的に支援を実施 ■ 「(旧)旧社会還元加速プログラム(SCORE)大学推進型」(令和元年度～令和 3 年度) ■ 「(現)筑波大学ベンチャー起業支援事業「つばさ」(つばさ事業)」(令和 4 年度) ➤ 筑波大学において採択・選定された 6 チームに対し P 法人メンターによるハンズオンメンタリングを実施 ➤ P 法人は本事業において、研究者のマインドセットを含めた研究シーズの社会還元加速にかかる全般的な支援を実施
その他	■ JAXA ベンチャー事業等に関する事業支援(国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構(JAXA)) ■ 研究開発型ベンチャーの創出及び育成(国立研究開発法人物質・材料研究機構(NIMS)) ■ 研究開発型ベンチャー企業等への事業化促進に係る助言プログラム(国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)) ■ ベンチャー企業の創出・支援によるイノベーションの創出(国立研究開発法人産業技術総合研究所(AIST))

(出典:P 法人プレスリリース資料より監査人作成)

柏市は本事業を令和 5 年度から開始するに際し、下記理由で P 法人と一者随意契約にて業務委託契約を締結している。

- ア. 地域に密着したスタートアップ支援実績を有している
- イ. つくばエクスプレス沿線地域におけるネットワークを有している
- ウ. 業務内容に関する知識及びノウハウの蓄積がある
- エ. 法人の事業目的に一定の公共性がある

令和 5 年度における本事業の実施内容は次表のとおりである。

図表 82 令和5年度スタートアップコンシェルジュ事業委託の実施内容

(単位:千円)

業務項目	業務内容	決算額 (税抜)
謝金 (交通費等を含む)	① 業務全体の企画・運営・管理の実施(随時) ➤ スタートアップ支援に深い経験・知識を有し、企業・経営等に関する広範な相談に対応するほか、柏の葉地区の産学官の関係機関とのネットワークを有し、本業務全体の企画・運営・管理総括を行う GM(ジェネラルマネージャー)を1名配置 ➤ スタートアップの成長支援に関する知識、経験を有し、企業に関する広範な相談に対応するほか、支援人材や支援機関と連携して起業家等の成長支援に資する助言等を行う LM(ローカルマネージャー)を1名配置 ➤ GM 及び LM を支援する体制構築のため、スタートアップの成長支援に関する経験・知識を有し、専門性の高い相談に対応するためのメンターを6名アサイン	1,980
	② スタートアップ相談窓口の実施 ➤ 月曜日を相談窓口の開設日とし、53件の相談実績 ➤ 相談社(者)は延べ22社(者) ➤ 決算額の内訳は、LM 人件費 3,740 千円、メンター報酬 352 千円	4,092
	③ スタートアップ・コミュニティの形成支援 ➤ 柏の葉スタートアップ NIGHT 2回(9月、2月) ➤ ビジネスプラン作成セミナー後交流会 1回(7月) ➤ KOIL STARTUP PROGRAM 最終 DEMO DAY 後交流会 1回(12月)	480
	④ 市内外からのスタートアップ集積を目的とした、各種プロモーション活動の企画・調整・実施	
	ア. 市が主催又は共催するスタートアップ関連イベント・交流会への参加・出展 ➤ ビジネスプラン作成セミナー 1回(7月) ➤ KOIL STARTUP PROGRAM 1回(7~11月)	1,900
謝金、委託費	イ. その他、外部団体が実施する既存のスタートアップ関連イベント・交流会への参加・出展 ➤ メディカルデバイス・イノベーション in 柏の葉他 14回	733
	⑤ プロモーション活動の実施にあたり必要な広告媒体等の整備 ア. スタートアップ特設ホームページの構築・運営・管理	4,665

(単位:千円)

業務項目	業務内容	決算額 (税抜)
	イ. 上記アに紐づく情報媒体としての SNS アカウントの構築・運営・管理 ➤ 令和 5 年 8 月より X 及び Facebook による情報発信開始	1,100
	ウ. スタートアップのまち柏 PR 資料(PR 媒体)の作成 ➤ 日本語版パンフレットを 3,800 部作成し、令和 5 年度において 2,049 部配付 ➤ 英語版パンフレットを 1,000 部作成し、令和 5 年度において 450 部配付 ➤ P 法人が参加したイベントや市職員が関係機関訪問時に配布	1,498
小計		16,449
一般管理費	プロジェクト管理費(小計の 10%)	1,644
消費税	(小計＋一般管理費)×10%	1,809
合計(税込)		19,903

(出典:市提供データより監査人作成)

⑤ 産学官連携新規事業者等施設入居支援補助金の対象者について

本補助金の対象者要件は下表のとおりである。除外要件は、本補助金が中小企業ベンチャーに対するスタートアップ時の支援を目的とすることに鑑み設けられている。

本補助金の対象経費は東大柏ベンチャープラザの賃料であり、補助額は大学内発ベンチャーや創業年数に応じて異なる単価を設定しており、1 m²当たり 250 円又は 500 円とし、補助額＝補助金単価×床面積×月数で算定される。

図表 83 産学官連携新規事業者等施設入居支援補助金の対象者要件

要件	具体的内容
入居要件	申請時において東大柏ベンチャープラザに入居していること
研究開発要件	次のいずれかに該当するもの ・ 大学等の研究シーズを活用して研究開発を行うもの ・ 大学等と連携して研究開発等を行うもの
定着要件	次のいずれかに該当するもの ・ 柏市内(東大柏ベンチャープラザ、東葛テクノプラザを除く)に事業化に係る事務所等を有するもの ・ 東大柏ベンチャープラザ退去後に柏市内に事業化に係る拠点を設置する計画があるもの
除外要件	次のいずれかに該当するものを除く

要件	具体的内容
	・ 資本金 3 億円超 ・ 資本金 3 億円超の親会社等がある ・ 直近決算の経常利益が 3,500 万円以上 ・ 個人の場合において、入居後 5 年以内に事業化に係る法人設立の計画がない ・ 市税の滞納 ・ 他の市町村から同様の補助金の交付等を受けているもの

(出典:市提供データより監査人作成)

なお、本補助金の交付を受けられる期間は合計 5 年間とされており、5 年を超える期間に係る利用月数については本補助金の対象外とされている。

⑥ スタートアップ立地支援補助金の交付要件について

本補助金は、産学官連携新規事業者等施設入居支援補助金の対象施設である東大柏ベンチャープラザを退去したスタートアップを引き続き支援することで、スタートアップの市内定着促進を目的の一つとして令和 5 年度に新設された補助事業であり、補助金の要件は産学官連携新規事業者等施設入居支援補助金と実質的に類似している点も多いが、柏市内での継続的な操業(市内定着)を求める「立地計画承認申請」を要件としている点が大きく異なる。

本補助金の対象経費は対象事業に係る対象施設の賃料であり、補助率は 1/2 (上限 100 万円)である。

本補助金の主な要件は次表のとおりである。

ア. 補助対象者

図表 84 スタートアップ立地支援補助金の対象者要件

要件	具体的内容
立地計画承認申請要件	・ 立地する施設の賃貸借契約日前に、市内への立地計画認定申請手続書類を提出し、正式に受理されていること ・ 但し、令和 5 年 4 月 1 日から本補助金の交付要綱施行日(令和 5 年 9 月 1 日)までに立地した場合は、立地する施設との賃貸借契約後、令和 6 年 3 月 29 日までの間に当該申請手続を実施すること
創業要件	・ 創業開始から 10 年未満であること

スタートアップ要件	スタートアップであり、以下のいずれかに該当するもの ・ 大学発ベンチャーとして認定されているもの ・ 国立研究開発法人又は独立行政法人からベンチャーとして認定されているもの ・ 経済産業省から J-Startup 又は地域版 J-Startup として選定されているもの ・ 申請日から遡って 2 年以内に、柏市が主催する KOIL STARTUP PROGRAM 参加企業として選定され、同プログラムを終了したもの ・ 申請日から遡って 2 年以内に、内閣府の官民研究開発投資拡大プログラムの「スタートアップ・エコシステム形成推進事業」におけるアクセレーションプログラムに参加した実績があるもの ・ 国内のインキュベーション施設等(下表参照)を経て、新たに立地するもの 1. 東葛テクノプラザ 2. かずさインキュベーションセンター 3. 千葉大亥鼻イノベーションプラザ 4. 独立行政法人中小機構基盤整備機構が管理及び運営を行うインキュベーション施設 5. その他上記同様に公的機関により設立されたインキュベーション施設
除外要件	次のいずれかに該当する中小企業者を除く ・ みなし大企業(下表参照) 1. 一の大企業が発行済株式総数等の 1/2 以上を所有 2. 複数の大企業が発行済株式総数等の 2/3 以上を所有 3. 役員の半数以上を大企業の役員等が兼務 ・ 直近決算の経常利益が 3,500 万円以上 ・ 市税の滞納

(出典:市提供データより監査人作成)

なお、本補助金の交付を受けられる期間は合計 3 年間とされている。

イ. 主な補助対象施設及び対象事業

図表 85 スタートアップ立地支援補助金の対象施設及び対象事業

対象施設	対象事業
補助金交付の対象となる対象施設は、補助対象者が新たに立地した、次に掲げる施設のいずれかであること。但し、対象施設は、申請事業者1者につき、1 事業所とする。 ・ 市内に新たに立地する施設等 ・ 市内で事業を展開するため、インキュベーション施設を退去し、市内に新たに立	補助金交付の対象となる対象事業は、補助対象者が行う次のいずれにも該当する事業であること。 ・ 新たに設置した対象施設で行う事業 ・ 新たに設置した対象施設が操業を開始してから3年以上継続する見込みのある事業

地する施設等 ・ その他地域経済の活性化に資するものとして市長が特に認める施設	
--	--

(出典:市提供データより監査人作成)

(2) 監査の結果

指摘すべき事項はない。

(3) 監査対象事業に対する意見

【意見 46】スタートアップ立地支援補助金における要綱・要領について

本補助金は、スタートアップの市内定着促進を目的の一つとして令和5年度に新規創設された事業であり、千葉県との協調事業として制度設計されたこともあり、施行日が令和5年9月1日と遅くなっている。

令和5年度において本補助金の交付を受けたスタートアップは2者あるが、そのうち1者(Q社)の対象要件に係る監査人の検討結果は下表のとおりである。

図表 86 Q社の対象要件の充足検討

要件	具体的内容	要件充足
立地計画承認申請要件	・ 賃貸借契約日:令和5年8月20日 ・ 立地日:令和5年10月1日(賃貸借契約期間開始日) ・ 立地計画認定申請書受領日:令和5年12月15日 ➡ 立地日は本補助金の交付要綱施行日(令和5年9月1日)後であるため、賃貸借契約日より前に、立地計画認定申請書が受理されている必要がある ➡ この点、立地計画認定申請書の受理日(12/15)が賃貸借契約日(8/20)より後になっている点が問題	×
創業要件	・ 会社設立日:令和2年4月3日 ➡ 申請日(12/5)時点で創業10年以内	○
スタートアップ要件	・ 移転前の住所:東葛テクノプラザ ➡ 国内のインキュベーション施設を経て、新たに立地	○
除外要件	・ 該当する事項なし	○

(出典:市提供データより監査人作成)

上表のとおり、Q 社については、立地計画認定申請書の受理日(12/15)が賃貸借契約日(8/20)より後になっているため、本補助金の対象要件を満たしておらず、Q 社に支給した補助金 100 万円は本補助金の申請要領に反している。

しかしながら、本補助金は令和 5 年度の期中から施行された新制度であり、年度初めから本補助金を活用できるようにするため、立地計画承認申請要件における以下の但し書きにおいて、特例措置が設けられているところである。

但し、令和 5 年 4 月 1 日から柏市スタートアップ立地支援補助金交付要綱の施行日(令和 5 年 9 月 1 日)までに立地した場合については、立地する施設との賃貸借契約後、令和 6 年 3 月 29 日までの間に立地計画認定申請手続きを実施していること。

上記の但し書きは、立地日と賃貸借契約日が一致していることを前提にしているものと推測するが、実際には本件のように、立地日より前に賃貸借契約を締結することは頻繁に起き得ることが想定されるため、取引慣行も十分に踏まえた上で要綱・要領を作成する必要があった。新規事業に係る要綱・要領の策定に際しては、企図した内容どおりとなっていることを十分に検証いただきたい。

【意見 47】スタートアップコンシェルジュ事業委託のスタートアップ相談窓口について

本事業におけるスタートアップ相談窓口は、スタートアップの個別のニーズに基づき、市内外の支援者ネットワークや P 法人のネットワークを活用し、ビジネスモデルのブラッシュアップや経営支援、ビジネスマッチング、資金調達支援及び柏市・国・県・支援者等で行っているスタートアップ支援事業(補助金、経営支援、セミナー等)の紹介を行い、スタートアップの成長に寄与する、個別の相談窓口を開設するものであり、本事業の仕様書において年間 45 回以上の実施を要請している。

本相談窓口においては、相談者は、相談受付専用の相談フォーム(インターネットまたはメール)を通じて常時相談の申込が可能であり、P 法人は相談内容に応じて適切な対応者(メンター等)を選定した上で実際の相談業務を行う。

ここで、令和 5 年度における相談実績は下表のとおりである。なお、利用回数には WEB による相談回数も含まれている。

図表 87 令和 5 年度スタートアップコンシェルジュ相談窓口の相談実績

No	区分	事業概要	本社所在地	利用回数	イノベーション
1	個人	システム開発	柏市	4	—
2	法人	食品宅配サービスの開発と運営	柏市	4	—
3	法人	太陽光発電設備の開発	柏市	2	—
4	法人	新たな環状中分子薬剤の製剤化	東京都	2	—
5	法人	ブロックチェーン技術を用いたデジタルウォレットの開発	東京都	1	—
6	法人	放射線治療の品質管理ソフト開発	柏市	1	東葛テクノ
7	法人	細胞の天然のタンパク質分解機構を用いた創薬	柏市	4	東葛テクノ
8	法人	ロボットアームのシステム研究、開発	流山市	1	東葛テクノ
9	法人	IoT 化コンサル、IoT 化用のソフトウェア開発支援	柏市	1	東葛テクノ
10	法人	Web やアプリを活用した業務改革や新規事業の実現サポート	柏市	9	東葛テクノ
11	法人	レーザー加工製品の企画・設計・製造・販売	柏市	1	東葛テクノ
12	個人	バイオディーゼル機器の開発、整備	柏市	1	—
13	法人	高校受験専門塾	柏市	1	—
14	法人	助産師による妊婦の適切な身体作り支援	つくば市	6	—
15	個人	ドローン事業	柏市	1	—
16	創業前	防災関連事業	柏市	5	—
17	創業前	スキンケア用品販売事業(個人 M&A による創業)	柏市	2	—
18	創業前	不動産賃貸業	柏市	1	—
19	法人	人工知能、ロボット、オートメーション機器装置等の企画、製造、開発	北九州市	2	—
20	法人	新素材を用いた医療用ギブスの開発	シンガポール	2	—
21	法人	近接通信と Bike・MicroEV の開発	東京都	1	—
22	個人	ピアノ教室	柏市	1	—
合計				53	

(出典:市提供データより監査人作成)

上表の事業概要欄を見ると、明らかに技術系スタートアップには該当しないと思われる相談者(例えば、No.13、17、18、22)が含まれている。本事業は、令和 5 年度に創設された新分野の事業であり、初年度である本年度は手探り状態で事業を進めていたことは想像できるが、明らかにスタートアップの定義(新しい企業であって、新しい技術やビジネスモデル(イノベーション)を有し、急成長を目指す企業)に該当しない相談者については、本事業の趣旨を説明し、本相談窓口において相談を受ける必要はなかったと考える。このような、スタートアップの定義に該当しない相談者からの相談希望は今後も生じるものと推察されるが、単に謝絶するだけでは柏市の産業振興全体としてはマイナスであることから、一般的な経営相談等を得意としている市内商工団体(柏商工会議所、柏市沼南商工会)との連携を強化し、適材適所による産業支援を行える体制の構築を望む。なお、上表の No.13、18 及び 22 については、本相談窓口から市内商工団体に案件を繋いでおり、No.18 の創業前相談者については、柏市の補助事業である市内商工団体主催の創業塾に参加するに

至る好循環が生まれている。

次に、スタートアップ相談窓口の業務運営についてであるが、原則、毎週月曜日を相談窓口の開設日としており、令和 5 年度は 44 日(月 4 回×5 月～3 月の 11 ヶ月)の開設日を想定していると推測される。本相談窓口の開設日には LM が常駐することとなっており、決算額におけるスタートアップ相談窓口に係る LM 人件費は 3,740,000 円であるため、LM の 1 日当たり人件費は $3,740,000 \text{ 円} \div 44 \text{ 日} = 85,000 \text{ 円/日}$ と推測できる。下表は、令和 5 年度におけるスタートアップ相談窓口の開設実績であるが、令和 5 年度が事業初年度であったことから調整に時間を要し、本相談窓口の開設が 8 月となっている。また、常設日である月曜日に相談を受けてない日が 4 割程度あるが、相談者の都合や相談内容に応じたメンターのアサイン状況の関係で、月曜日以外に 16 日開設しており、うち 8 割程度が WEB による相談である。

図表 88 令和 5 年度スタートアップコンシェルジュ相談窓口の開設実績

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	
①月曜開設日数 (うち相談なし)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	3 (2)	4 (3)	
②月曜以外開設日数 (うち WEB 対応)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	6 (4)	
	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
①月曜開設日数 (うち相談なし)	5 (3)	4 (2)	4 (1)	4 (1)	4 (1)	4 (-)	32 (13)
②月曜以外開設日数 (うち WEB 対応)	- (-)	- (-)	1 (-)	3 (3)	2 (2)	4 (4)	16 (13)

(出典:市提供データより監査人作成)

スタートアップ相談窓口の業務運営については、相談者の募集も含めて P 法人に委託しているものであり、常設日以外の WEB による相談実施はあるものの、相談実施の有無に関わらず相談窓口の開設をもって LM の日額人件費 85,000 円を支払うとする現在の契約内容は、最少経費で最大効果を求める「経済性の原則」からやや外れていると考える。例えば、開設日における相談実施件数や相談実施方法に応じて、異なる日額単価を適用する等、P 法人の相談者募集活動の成果を委託費に反映できる契約内容の検討を望む。

【意見 48】スタートアップ特設ホームページ(柏 STARTUPS)について

スタートアップ特設ホームページ(柏 STARTUPS)において、相談希望者は、“スタートアップ相談窓口はこちら”を選択すると、問い合わせフォームに必要事項を入力して連絡を待つ形式になっている。現状、入力項目の全てが必須項目になっており、「会社 Web サイトのご用意がありましたらご記入ください」や「事業概要資料のご用意がありましたら添付ください」の項目については、それらの用意がない場合においても入力やファイル添付が必須となっており、問い合わせ方法が煩雑化していると考えられるため、問い合わせフォームの見直しにつき検討を望む。

【意見 49】スタートアップコンシェルジュ事業委託の方向性について

柏の葉地域では、産業技術総合研究所や国立がん研究センター東病院などの研究機関、東京大学や千葉大学などの学術機関、東葛テクノプラザや東大柏ベンチャープラザなどのインキュベーション施設が数多く立地し、スタートアップが成長できる外部環境が整っている。柏市では、このような環境を産業振興に繋げていく目的で、これまでに「産学官連携新規事業者等施設入居支援補助金」といったスタートアップの賃料経費を対象とした補助事業を実施してきたが、柏市にスタートアップが集積し易い環境づくり(コミュニティ形成)や個別相談窓口の開設といった、更に一歩踏み込んだ支援を令和 5 年度より「スタートアップコンシェルジュ事業委託」という形で行っている。

このような踏み込んだスタートアップ支援は、特定の事業者を優遇することになりかねず、ともすると公平性を損なう可能性がある。したがって、柏市が今後、スタートアップ支援を強力にプッシュし、将来的にスタートアップ集積地としての全国的ポジションを確立していくのであれば、その方向性を広く透明性をもって議論し、複数の関係者が存在するスタートアップ支援における柏市の役割や連携等を明確にした、柏市版の「スタートアップ育成 5 か年計画(令和 4 年 11 月に政府策定)」の策定が望まれる。

【意見 50】産学官連携新規事業者等施設入居支援補助金の除外要件の運用について

本補助金は、中小企業ベンチャーに対するスタートアップ時の支援を目的としているため、中小企業庁の中小企業者の定義を参考に、資本金 3 億円超のものを本補助金の対象から除外している。

令和 5 年度において本補助金の支給を受けた企業は 9 社あるが、このうちの 1 社について、令和 5 年度中に増資により資本金が 3 億円を超える期間があったため、当該期間については日割計算により支給対象外の取扱いとしている。

本補助金の交付要綱においては、「資本金が 3 億円を超える企業」を対象外とする旨規定しているに留まり、年度中に一時的に資本金が 3 億円を超えた場合の取扱いは規定されていない。スタートアップ企業においては、資金調達により一時的に資本金が著しく増加する場合があるため、本件のケースにおける取扱いについて、交付要綱に明記しておくことが望まれる。

9. 事業継続支援事業

(1) 事業の概要

① 事業の目的及び内容

本事業は以下の2つの事業から構成されている。

ア. 事業承継・小規模企業相談員事業委託

市内中小事業所に対し、事業所訪問による経営状況のヒアリング等を通じて市内産業の現状把握を行うとともに、専門的な知見に基づく相談や助言を行うことにより、事業所が抱える経営課題の解決を支援し、市内産業の活性化を図ることを目的とする委託事業である。

イ. 市内中小事業者販路拡大支援事業負担金

柏市内に事業所を有する企業の販路拡大に関する取組に対し支援することにより、地域産業の活性化を図ることを目的とする負担金事業である。

② 事業費の推移

(単位:千円)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算額	2,500	2,500	6,455
事業承継・小規模企業相談員事業委託	-	-	3,955
市内中小事業者販路拡大支援事業負担金	2,500	2,500	2,500
決算額	2,500	2,500	6,157
事業承継・小規模企業相談員事業委託	-	-	3,902
市内中小事業者販路拡大支援事業負担金	2,500	2,500	2,254

事業承継・小規模企業相談員事業委託は、令和5年度に新設された事業であり、令和4年度以前の予算額及び決算額はゼロである。

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和 5 年度 決算額	主な内容
委託料	3,902	
事業承継・小規模企業相談員事業委託	3,902	柏商工会議所 2,705 柏市沼南商工会 1,197
負担金、補助及び交付金	2,254	
市内中小事業者販路拡大支援事業負担金	2,254	
合計	6,157	

④ 事業承継・小規模企業相談員事業委託の事業概要

本委託事業は、「ア. 相談員(事業所訪問)活動」と「イ. 専門家相談活動」から構成されており、前者が本委託事業の目的の一つである市内事業の現状把握に資するものであり、後者が事業所の抱える個別具体的な経営課題の解決に資するものである。各活動の具体的な内容は下記のとおりである。なお、本委託事業は市内商工団体である柏商工会議所及び柏市沼南商工会(以下、「商工会議所等」という。)を委託先としており、柏市沼南商工会は旧沼南町(旧沼南エリア)を対象範囲としている。

ア. 相談員(事業所訪問)活動

市内中小事業者を訪問し、経営状況・課題についてヒアリングを実施した上で、訪問先事業所の希望に応じて、経営課題解決のため、支援情報の提供や事業者連携の支援等サポートを実施し、訪問記録に係るデータベースを作成する。

図表 89 相談員(事業所訪問)活動の業務内容

図表 30 相談員・事業所訪問/活動の実績内容

項目	内容											
相談員	・ 経営指導に関する業務経験を有し、国県市の支援施策や市内事業所間の幅広いネットワークを有する者が従事											
活動指標	・ コロナ渦を経て市内中小事業者が現状抱えている課題を広く積極的に聞く目的を達成するため、商工会議所等の非会員を一定数含むことを要件としているが、訪問先の選定方法は商工会議所等に一任 ・ 訪問活動の実績は下表のとおり <table><tr><th>商工会議所等</th><th>訪問回数</th><th>うち非会員</th></tr><tr><td>柏商工会議所</td><td>155</td><td>36</td></tr><tr><td>柏市沼南商工会</td><td>72</td><td>10</td></tr></table>			商工会議所等	訪問回数	うち非会員	柏商工会議所	155	36	柏市沼南商工会	72	10
商工会議所等	訪問回数	うち非会員										
柏商工会議所	155	36										
柏市沼南商工会	72	10										

項目	内容
データベース作成	・ 事業所データベースを Excel 等で作成(様式任意)し、月に 1 回以上提出

(出典:市提供データより監査人作成)

イ. 専門家相談活動

専門的な対応を要する事業者に対し、専門家による相談会を開催する。

図表 90 専門家相談活動の業務内容

項目	内容		
相談内容	・ 事業経営に関すること(財務状況の改善、経営の安定化、事業の多角化、販売・品質管理、販路開拓、情報化、事業承継など) ・ 国県市が実施する助成制度の活用や、その申請手続きに関すること		
専門家	・ 中小企業診断士、弁護士、税理士、社会保険労務士		
周知広報	・ チラシの作成、配付 ・ 商工会議所等の WEB サイトへの掲載 ※ 市報「広報かしわ」、市ホームページへの掲載は市が実施		
報告書	・ 専門家相談実施報告書を作成し、月に 1 回以上提出		
活動指標	・ 専門家相談者数の実績は下表のとおり		
	商工会議所等	相談者数	うち非会員
	柏商工会議所	71	14
	柏市沼南商工会	48	5
データベース作成	・ 事業所データベースを Excel 等で作成(様式任意)し、月に 1 回以上提出		

(出典:市提供データより監査人作成)

④ 市内中小事業者販路拡大支援事業負担金の事業概要

本負担金事業は、柏商工会議所との「柏市販路拡大支援事業協定書」に基づき、下記事業に必要な経費の一部(上限 2,500 千円)を柏市が交付している。

図表 91 市内中小事業者販路拡大支援事業負担金の事業概要

項目	内容
展示会	・ 年 1 回以上の提示会への共同出展(オンライン展示を含む)と成果報告 ・ 展示会出展後の地域企業へのフォロー
情報交換	・ 地域企業の販路拡大、その他経営動向に係わる定期的な情報交換
その他	・ 共同出展時に柏市の魅力を PR する展示物や配付物の作成

(出典:市提供データより監査人作成)

なお、本負担金事業の前身は平成 28 年度に開始された「企業誘致事業負担金」(以下「当初負担金事業」という。)であるが、当初負担金事業の目的の一つであった企業誘致について、当初負担金事業の実施内容(展示会への出展)では達成が難しいため、事業内容を見直し、令和 3 年度より販路拡大支援に特化した本負担金事業に再構築されている。これに合わせ、令和 3 年度より本負担金事業において「展示会ノウハウセミナー」が実施されており、令和 5 年度においては「展示会前」「展示会開催中」「展示会後」に外部講師を招き、展示会における自社にあった営業方法についてセミナーを通じて学習し、営業に係るスキルアップを図る取組を行っている。令和 5 年度は、展示会に出展した 8 社すべてが本セミナーに参加している。

(2) 監査の結果

指摘すべき事項はない。

(3) 監査対象事業に対する意見

【意見 51】事業承継・小規模企業相談員事業委託における専門家相談活動について

本委託事業における専門家相談活動は、財務状況の改善や経営の安定化、事業承継等の「事業経営に関すること」及び公的な助成制度の活用・申請手続き支援といった「補助金等に関すること」を相談対象とし、当該相談内容の専門性に鑑み中小企業診断士、弁護士、税理士及び社会保険労務士といった士業による専門性の高い相談サービスを提供することを特徴としている。本委託事業は、柏市の地域特性を考慮して旧沼南エリアは柏市沼南商工会が、それ以外のエリアを柏商工会議所が実施しており、本専門家相談活動についても同様である。令和 5 年度における本専門家相談活動の相談内容別の件数は下表のとおりである。

図表 92 専門家相談活動の相談内容別内訳

(単位:件)

実施者	補助金関連		事業承継	税金関連	その他 経営全般	合計
	うち BCP*1					
柏商工会議所	-	25	4	12	30	71
柏市沼南商工会	39	44	2	-	2	48

(出典:市提供データより監査人作成)

*1 BCP:事業継続力強化計画の認定(経済産業大臣が認定)を受けた中小企業は、税制措置や金融支援、補助金の加点などの支援策が受けられる。

上表を見ると、柏商工会議所においては、相談内容に偏りは見られず、個別の相談内容も専門性を要するものも多く、専門家による相談が機能していると考ええる。一方、柏市沼南商工会の実績を見ると、BCP 関連の相談が全体の 80%超を占めており、相談内容に著しい偏りが見られる。さらに、BCP 関連の相談を受けている事業者の中には、本事業委託の相談員(事業所訪問)活動において BCP 関連の説明を受け、後に本専門家相談活動において BCP の計画策定及び申請を行っているものも散見される。

BCP 関連の相談自体に重要性がないというつもりはないが、柏市沼南商工会の専門家相談活動の運用の在り方は、専門性を要する高度かつ広範囲な相談内容であるが故に、専門家が相談にあたることを旨とする本専門家相談活動の趣旨に沿っているとは考え難い。また、柏市においては、本専門家相談活動の実績報告を毎月受けているはずであり、実施内容に偏り等が見られた場合には、速やかに受託者と協議を行い、適切な専門家相談活動が実施されるよう管理していくことを望む。

【意見 52】事業承継問題について

我が国における企業の 99%を占める中小企業は、雇用や技術の担い手として日本を支える重要な存在であり、将来にわたってその活力を維持し発展していくため、中小企業の事業承継は日本社会にとって重要な取組である。しかしながら、中小企業の後継者不在状況が深刻であり、廃業の増加による貴重な雇用や技術の喪失が懸念されている。これに対し、国においては、下表のような支援施策を講じている。

図表 93 国における主な事業承継支援施策

主な施策	内容
■ 事業承継の相談・伴走 ・ 事業承継・引継ぎ支援センター	・ 全国 47 都道府県で、事業承継全般に関する相談対応や事業承継計画の策定、M&A のマッチング支援などを原則無料で実施
■ 補助金 ・ 事業承継・引継ぎ補助金 ・ M&A 支援機関登録制度	・ M&A 時の専門家活用費用や事業承継・引継ぎ後の設備投資や販路開拓、設備廃棄費用等を支援 ・ 補助対象となる登録支援機関が検索可能
■ 税制 ・ 法人版事業承継税制 ・ 個人版事業承継税制 等	・ 非上場の株式等の承継に伴う贈与税・相続税の負担軽減措置

主な施策	内容
	・ 特定事業用資産の承継に伴う贈与税・相続税の負担軽減措置
■ 金融支援(融資、信用保証)	・ 株式の買い取りや相続税の支払いなど承継時に必要となる各種の資金に対して融資や信用保証
■ 経営者保証の解除	・ 事業承継時の経営者保証解除について、金融機関と中小企業者の双方の取組を促す
■ ファンド ・ 中小企業基盤整備機構ファンド事業	・ ファンドを活用し、MBO (Management Buyout) を含む事業承継が可能

(出典: 中小企業庁ホームページより監査人作成)

https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/business_succession_support_measures.html

また、千葉県においても円滑な事業承継を支援する目的で、下表のような支援施策を講じている。

図表 94 千葉県での主な事業承継支援施策

主な施策	内容
事業承継支援ネットワークちば	・ 千葉県内の商工会・商工会議所、金融機関などの支援機関及び各士業団体が中小企業者の事業承継支援を行うために組織したネットワーク ・ 事業承継のポイントや各種施策情報、ご相談窓口を紹介するポータルサイト
千葉県事業承継・引継ぎ支援センター	・ 事業引継ぎに関する様々な課題解決を支援する公的相談窓口 ・ 専門家による無料相談
千葉県事業承継支援助成金	・ 事業承継計画の策定、企業価値の算定、後継者の育成、M&A の仲介に係る費用等に対する助成金

(出典: 千葉県ホームページより監査人作成)

<https://www.pref.chiba.lg.jp/keishi/keiei/jigyoshokeizeisei.html>

一方、柏市においては、「事業承継支援ネットワークちば」の会員として他自治体や商工団体、事業承継に関する国・県の取組や支援内容について情報収集を行っているが、事業承継問題に対する柏市としての個別の方針等は策定されていない状況である。

事業承継問題は、創業者(経営者)や後継者といった「ヒト」の問題、株式の取得や税金といった「カネ」の問題が複雑に関連し、また、事案ごとに論点が異なるため、

社会的に容易に解決できる問題ではないが、決して放置できる問題でもない。柏市産業の持続的成長のためには、新たな産業基盤となり得るスタートアップへの支援はもちろん必要だが、高い技術力や雇用を有する既存の優良企業が、経営者の高齢化や後継者不在、資金面から廃業となれば、柏市にとって深刻な問題になる可能性がある。

事業承継問題は、柏市単独で取り組むよりも、広域的な視点で取り組んだ方が解決の選択肢が増えるため、事業承継支援ネットワークちば等への積極的な参加を通じて、活発的な広域ネットワークの構築が望まれる。また、事業承継・小規模企業相談員事業委託における専門家相談活動や市内商工団体・金融機関等との情報共有を通じて、支援を必要とする具体的な事業承継事案をタイムリーに把握し、それを適切な関係者へ繋ぐといった、柏市が事業承継問題の解決に向けた地域ネットワークのハブとして機能するような仕組みの構築を望む。

【意見 53】市内中小事業者販路拡大支援事業負担金における展示会等への出展企業について

令和元年度から令和 5 年度における展示会等への出展状況は下表のとおりである。なお、令和 3 年度より、地域企業の販路拡大や経営動向に係わる情報交換を目的として、東京商工会議所が主催、柏商工会議所を含む全商工会議所・連合会が連携する商談会（ザ・商談しごと発掘市）に年複数回参加（令和 3 年度及び 4 年度は 2 回、令和 5 年度は 3 回）しており、下表の参加社数については、各年度の本商談会への延べ参加社数を記載している。

図表 95 展示会等への出展状況一覧

展示会等 (略称)	R元 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	直近展示会等における出展状況等
高精度・難加工	－	－	8 社	－	8 社	新規出展社は 4 社
高機能(金属・プラスチック)	12 社	7 社	－	6 社	－	新規出展社は 3 社
微細加工	5 社	－	－	－	－	
ザ・商談しごと発掘市	－	－	8 社	12 社	9 社	新規出展社はゼロ
合計	17 社	7 社	16 社	18 社	17 社	

(出典:市提供データより監査人作成)

上表によると、令和 4 年度及び令和 5 年度に参加した展示会（高精度・難加工、高機能(金属・プラスチック)）について、新規出展社はいずれも半数である。また、ザ・商談しごと発掘市については、令和 5 年度の延べ参加社 9 社(実参加社は 5 社)すべてが、令和 4 年度以前に本商談会に参加経験がある。

次に、令和元年度から令和 5 年度における展示会等への参加社(23 社)を参加

年度回数別に集計した結果は下表のとおりである。

図表 96 令和元年度から令和 5 年度における展示会等への参加年度回数別の参加社数

区分	5 年	4 年	3 年	2 年	1 年	合計
参加社数	2 社	2 社	5 社	9 社	5 社	23 社
割合	8.7%	8.7%	21.7%	39.1%	21.7%	100.0%

(出典:市提供データより監査人作成)

上表によると、直近 5 年間で 3 年以上、本負担金事業における展示会等に参加している企業は約 40%である。本負担金事業については、令和 3 年度の包括外部監査において、以下の意見が付されているところである。

令和 3 年度包括外部監査報告書より抜粋

①展示会への出展企業について

平成 28 年度から令和 2 年度にかけて 5 分野の展示会に計 8 回出展しており、その間 26 社が延べ 62 回出展している。ここで、出展企業の内訳を見ていくと、分野別で見た場合も出展回数別で見た場合も、同一企業が比較的頻繁に本負担金による展示会に出展していることが分かる。

展示会の出展企業では自ら出展料の一部を負担してはいるものの、展示会出展による便益が特定の企業に偏ることは公平性の観点から好ましいものではないため、本事業の周知徹底や展示会参加に向けての支援等、多くの企業が出展の機会を得られるような方法の検討を望む。

これを受け、実質的に上記意見が施策に反映可能な令和 5 年度の状況を見ると、令和 3 年度と同一の展示会(高精度・難加工)に参加した企業 8 社のうち 4 社が新規出展社であり、改善傾向にあることは理解できる。一方、令和 3 年度より取り組んでいるザ・商談しごと発掘市への参加状況については、同一企業による参加が顕著である。

展示会については、出展料の自己負担が軽減されるとは言え、出展経験のない企業にとって出展へのハードルは低くないため、例えば、令和 3 年度より実施している「展示会ノウハウセミナー」に類似したセミナー等を、展示会参加を検討している企業に提供し、多くの企業が展示会参加に向けて一歩前進できる方法の検討を望む。また、ザ・商談しごと発掘市については、令和 3 年度から新たに参加している商談会であるが、展示会と比較して参加者の負担も少ないと考えられるため、積極的な PR を実施し、多くの新規出展社を獲得すると共に、次のステップである展示会への参加を促すよう、上述のセミナー等の活用について検討を望む。

IV 消費生活センター

1. 消費生活相談事業

(1) 事業の概要

① 事業の目的及び内容

消費生活相談事業では、消費生活に関する相談及び苦情の処理を行っている。

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までに消費生活センターに寄せられた市内の消費生活相談件数は 3,723 件であり、令和 4 年度 3,781 件から対前年度比 1.5%減少となった。高齢者(60 歳以上)の相談件数は 1,489 件で全相談の 4 割を占め、令和 4 年度 1,565 件から対前年度比 4.9%減少となった。若者(29 歳以下)の相談件数は 405 件であり、令和 4 年度 391 件から 14 件の増加となり、対前年度比 3.6%増加となった。

多重債務者救済を図るため、国は平成 19 年 4 月「多重債務問題改善プログラム」を策定し、地方自治体に相談体制の強化等を要請した。これを受けて、平成 20 年 1 月 28 日、東葛 6 市(我孫子市、鎌ヶ谷市、流山市、野田市、松戸市及び柏市)と千葉県弁護士会松戸支部が連携して、多重債務問題の対策に取り組む組織「東葛多重債務問題対策フォーラム」を立ち上げた。

また、市では、庁内関係各課が連携して多重債務問題に取り組むべく、平成 20 年 2 月 28 日、「柏市多重債務問題対策庁内連絡会」を設置した。

令和 5 年度は、東葛多重債務問題対策フォーラム主催による「消費者問題無料相談会」(5 月及び 11 月の年 2 回)のほか、千葉県弁護士会松戸支部から弁護士の派遣を受けて「多重債務及び消費者問題無料相談会」(偶数月に開催、年 6 回)を開催した。

また、多重債務問題に関する相談者が、速やかに適切な法的支援が受けられるよう、千葉県弁護士会と協定(平成 31 年 1 月 28 日締結)を結び、消費生活センターにて専門知識を有する弁護士を直接紹介できるようにしている。

図表 97 消費者問題無料相談会（柏会場）

回	開催日	曜日	相談件数	
			多重債務関係	消費者問題関係
1	5/20	土	3	7
2	11/18	土	2	6
合計	2 回		5 件	13 件

(出典:令和 6 年度 柏市消費者行政の概要(令和 5 年度実績) 柏市)

図表 98 多重債務及び消費者問題無料相談会

回	開催日	曜日	相談件数	
			多重債務関係	消費者問題関係
1	4/19	水	0	2
2	6/21	水	3	0
3	8/16	水	3	1
4	10/18	水	1	2
5	12/20	水	3	0
6	2/21	水	3	1
合計	6 回		13 件	6 件

(出典:令和 6 年度 柏市消費者行政の概要(令和 5 年度実績) 柏市)

② 事業費の推移

(単位:千円)

区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
当初予算額	30,421	29,793	30,785
決算額	24,319	25,167	26,962

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和 5 年度 決算額	主な内容
報酬	18,168	消費生活相談員報酬(専門)
職員手当等	3,015	
共済費	1,253	
報償費	780	
旅費	1,131	
需用費	69	
役務費	21	
使用量及び賃借料	139	
負担金補助及び交付金	2,382	負担金(社会保険料)
合計	26,962	

(2) 監査の結果

【指摘 5】多重債務相談に応じる弁護士名簿配付にあたっての協定書に基づく報告について

弁護士による相談を必要とする多重債務者に対し、市が千葉県弁護士会所属の弁護士を手配する手続及び弁護士が従うべき規律等を定めることにより、多重債務者が速やかに適切な法的支援を受けられる環境を整え、もって、多重債務者を多重債務から解放し、生活再建の機会を確保することを目的として、多重債務相談に応じる弁護士名簿配付にあたっての協定書(以下「協定書」という。)を市と千葉県弁護士会で締結している。協定書第6条では、市は相談の配転結果等の相談名簿所定の事項を相談名簿に記載し、1年に1回、千葉県弁護士会に報告することが必要であった。

しかし、「令和3年4月1日から令和4年3月31日まで」の千葉県弁護士会への報告を令和4年度に行うことを失念しており、「令和4年4月1日から令和5年3月31日まで」の報告と合わせて令和5年5月25日に報告を行っていた。

市は協定書のとおり、千葉県弁護士会に1年に1回、相談の配点結果等の相談名簿所定の事項を相談名簿に記載し、報告を行うべきである。

なお、「令和5年4月1日から令和6年3月31日まで」の千葉県弁護士会への報告は令和6年4月12日に行われており、年度終了後、適切に報告が行われていた。

多重債務相談に応じる弁護士名簿配付にあたっての協定書より抜粋

第6条(甲に対する報告)

乙は、相談の配点結果等の相談名簿所定の事項を相談名簿に記載し、1年に1回、甲に報告する。

(3) 監査対象事業に対する意見

【意見 54】消費生活相談事例研究会講師の協定等について

2か月に1回、消費生活相談事例研究会を実施しているが、その講師を従来から柏市消費者行政推進協議会の委員に就任している弁護士に依頼をしている。消費生活相談事例研究会の講義だけではなく、その講師の厚意により、消費生活相談についての対応方法や法律相談にも乗ってくれている状況である。

しかし、消費生活相談事例研究会講師の受諾については、契約書や協定等の文書の形式で特に取り交わしていない状況である。取引の安全の確保、また報償費の予算要求の根拠資料ともなるため、講師を引き受けている弁護士との間で協定等を文書の形式で取り交わすことが望ましい。

【意見 55】多重債務及び消費者問題における無料相談会の謝礼支払のための口座振替払申出書の押印について

現状、市では債権者と口座名義が一致している場合には、押印は不要とし、債権者と口座名義が異なる場合には、押印を求めている。

多重債務及び消費者問題における無料相談会に派遣された弁護士に対する謝礼の支払いのための口座振替払申出書について、派遣日当日に振込先の記入及び押印をお願いしている状況である。もし派遣日当日に弁護士が印鑑の持参を失念した場合には、後日、口座振替払申出書に記入及び押印後、郵送してもらう対応を採っているとのことであり、弁護士及びセンターともに軽微ではあるものの事務的な手間が生じている。債権者と口座名義が一致している場合には、押印を必須とする必要はなく、記入のみでも可能との対応も検討すべきである。

多重債務及び消費者問題に関する法律相談会への弁護士派遣について(依頼)

3 その他

(2)派遣いただきました弁護士に対する謝礼は、今年度同程度の金額をさせていただく予定です。謝礼のお支払いは口座振り込みとさせていただきますので、派遣日当日に当方指定用紙に、振込先の記入及び押印をお願いします。

多重債務及び消費者問題における無料相談会の開催について(FAX 送信票)

3 謝礼

謝礼は、後日、口座振込みとさせていただきます。

相談会当日に、柏市所定の様式に、振込先の記載と押印をお願いします。(振込先口座番号がわかるもの、認印をご持参願います。)

口座振替払申出書			
			(柏市)
債権者			
商号又は名称 _____			
代表者氏名 _____			
住 所 _____			

※私が柏市から受領する金銭は下記の口座へ振り込みくださるようお願いします。なお、この振込みがなされた時は、その金額にかかる債権が消滅したものといたします。			
振込先 金融機関		銀行	
支店			
口 座 種 別	普通・当座・貯蓄	口座番号	
口座名義(カタカナで記入)			
依 頼 日: _____ 年 _____ 月 _____ 日			
受領金額の内容 _____			
担当課名 _____			
※債権者と口座名義が異なる場合は、債権者の押印を求める。			

(出典: 市提供資料)

【意見 56】消費生活センター所在地の移転について

現在の消費生活センターは平成 24 年 8 月 6 日にそごう柏店アネックス館 5 階から中央体育館管理棟 1 階に移転している。現在の消費生活センターまでは、柏駅から徒歩 25 分又はバス乗車によるアクセス、北柏駅から徒歩 15 分又はバス乗車によるアクセスとなり、以前のそごう柏店アネックス館に比べると不便な所在地となっている。また中央体育館管理棟であり、外観的にもやや見つけにくい場所となっている。実際に消費者相談で来所される市民からはアクセスが不便であるとの声もある。

また、現状、消費生活センターに所属する消費生活相談員は定数 8 名に対して、5 名しか所属していない。現在も消費生活相談員を公募しているが、面接審査等を行い、採用を通知しても、条件等があわず、辞退される応募者が最近では続いている状況である。消費生活相談員の定数 8 名分の業務に対して、5 名で対応している

状況であり、消費生活相談員の確保は必要である。そのためには消費生活相談員の通勤の利便性の向上も検討すべきである。

消費生活相談員の通勤の利便性を確保し、消費生活相談員の確保も必要であるが、消費者相談で来所する市民の交通の利便性を考慮することも必要と考える。

消費生活センターへのアクセスの利便性を確保するため、消費生活センターの移転の検討を行うべきである。

2. 消費者啓発事業

(1) 事業の概要

① 事業の目的及び内容

ア. 学校教育等における消費者教育

a. 柏市消費者教育推進連絡会

学校における消費者教育の推進を図るため、学校教育部指導課と連携を図り、柏市内の小・中・高等学校の教員を委員とした「柏市消費者教育推進連絡会」を学校現場における繁忙な業務状況を踏まえ、2 回開催した。

1 回目の連絡会では、消費者教育授業指導案の検討を行い、各委員が自校にて消費者教育に関する授業を実践、2 回目の連絡会でその報告及び振り返りを行った。

図表 99 柏市消費者教育推進連絡会

回	開催日	内 容
1	6/30	3 名の小学校の先生、4 名の中学校の先生、2 名の高等学校の先生が作成した指導案を説明した後、講師の先生からアドバイスをもらった。
2	2/28	消費者教育授業の実践報告について

(出典: 令和 6 年度 柏市消費者行政の概要(令和 5 年度実績) 柏市)

b. 高等学校等における消費者教育

民法の一部が改正され、令和 4 年 4 月 1 日から成年年齢が 18 歳に引き下げられたことにより、若者の消費者トラブルの拡大が懸念されることから、市内高等学校における消費者教育の現状及び認識等を把握し、今後の若年者向けの消費者教育・啓発活動の参考にするため、令和 4 年度に消費者教育関係調査を実施、消費者教育を実践する上で「授業時間が不足している」、「効果的な指導法がわからない」などの課題を抱えているものの、授業の充実や消費者講座の実施等、その必要性について理解している学校が多く、授業内での消費者講座の受け入れに関し、条件付きを含め 8 割以上が可能との回答が得られたことから、市内全高等学校に対し、千葉県消費者団体ネットワーク強化・活性化事業補助金を活用した外部講師による授業等の企画・派遣を実施した。

図表 100 授業等の企画・派遣

回	開催日	実施校	参加人数
1	1/9 1/16	千葉県立東葛飾中学校 対象:3年生 講師:弁護士及び消費生活相談員 内容:「契約とは」「投資について」など	80
2	1/24	柏市立柏高等学校 対象:3年生 講師:弁護士及び消費生活相談員 内容:教科「社会と情報」『情報社会における法と個人の責任』 など	27
3	1/29	流通経済大学附属柏高等学校 対象:3学年 講師:弁護士及び消費生活相談員 内容:「消費者とは」「若者(高校生)をターゲットとした消費者トラブルの特徴」「契約の意味、契約を結ぶ重み」「未成年者取 消権と成年年齢引下げに伴う影響」など	250

(出典:令和6年度 柏市消費者行政の概要(令和5年度実績) 柏市)

高等学校等からの申込みにより、消費生活相談員を講師として、契約の基本と例外、若者に多いトラブル事例と対処方法、クレジットカードの利用に関する注意事項等をテーマとする出前講座を実施した。

図表 101 出前講座

回	開催日	実施校	参加人数
1	11/7	千葉県立我孫子特別支援学校清新分校 内容:クレジットカード、ネット通販、架空請求、トラブルとその 対処方法など	13

(出典:令和6年度 柏市消費者行政の概要(令和5年度実績) 柏市)

c. 大学・専門学校等における消費者教育

大学・専門学校等ではすでに成年に達し、消費者としての権利と責任が伴うことから、消費者トラブル未然防止の知識・意識の向上を目的とした教育機会の確保を積極的に進める必要があるため、依頼のあった専門学校に出向き、消費生活相談員を講師として消費生活講座を実施した。

図表 102 専門学校等の消費生活講座

回	開催日	実施校	参加人数
1	3/19	慈恵医大看護専門学校 内容:悪質商法の事例及び対処法について	70

(出典:令和6年度 柏市消費者行政の概要(令和5年度実績) 柏市)

d. 学童保育施設における消費者講座

小学校に併設している学童保育施設(こどもルーム)の内6校のこどもルームの児童158人に対し、紙芝居の朗読及びお小遣い帳のつけ方等の講座を、市内の3つの消費者団体に委託して実施した。

図表 103 学童保育施設(こどもルーム)の消費者講座

受講団体等	回数	実施校	参加人数
学童保育施設 (こどもルーム)	6回	・お小遣いの使い方を考えよう ・もったいないことしてなあい? ・ほしい気持ちをどうしよう?	158

(出典:令和6年度 柏市消費者行政の概要(令和5年度実績) 柏市)

イ. 一般市民向け消費者教育・啓発

a. 出前講座

町会自治会や各種団体、サークル等からの申し込みや、消費生活コーディネーターの企画により、消費生活相談員を講師として、主に悪質商法等の事例紹介とその対処方法等をテーマとする出前講座を実施した。

なお、一部の講座については、寸劇を演じる市の消費者団体や地域包括センターと連携して実施した。

また、消費生活コーディネーターがふるさと協議会や民生委員児童委員協議会、サロン等で消費生活ミニ講座を開催し、1,609名が参加した。

◆講座、研修などの実施回数 : 108回 2,592人

【内訳】

・一般	22回	742人
・学校	2回	83人
・こどもルーム	6回	158人
・消費生活コーディネーターによる講座	78回	1,609人

図表 104 一般市民向けの消費者講座

回	開催日	内容(テーマ)	受講者 (団体・エリア)	参加人数
1	4/21	消費者トラブルを未然に防ぐには	レモンの会	45
2	5/2	高齢者がおちいりやすい詐欺・消費者トラブルの事例と対策について	南光ヶ丘地域・民生委員定例会	27
3	5/12	悪質商法と対処法	コミュニティカフェ「ひふみ」	10
4	6/7	高齢者の消費者被害対策	光ヶ丘地域包括支援センター	20

回	開催日	内容(テーマ)	受講者 (団体・エリア)	参加人数
5	6/8	契約に関すること	富勢地区民生委員 児童委員協議会	38
6	7/20	高齢者が陥りやすい事例と対策について	光ヶ丘自治会みどり会	20
7	7/26	高齢者の消費者被害対策	光ヶ丘地域包括支援センター	9
8	10/12	消費者トラブルの手口と対処法	柏北部第2地域包括支援センター	20
9	10/13	高齢者が被害に遭わないための生き方	柏南サロン	15
10	10/21	消費生活相談の最近の傾向について	光ヶ丘地域ふるさと教育	37
11	10/24	消費者被害とその対策について	柏西口第2地域包括支援センター	30
12	10/27	消費者トラブルの事例と対策について	北部第2地域包括支援センター	40
13	11/23	高齢者を取り巻く新しい問題	シルバー大学院	91
14	11/30	悪質商法と対処法	松葉町1丁目第3団地管理組合	17
15	12/1	消費者トラブルの事例と対策について	柏南部第2地域包括支援センター	16
16	12/12	悪質商法被害	柏南部地域包括支援センター	9
17	12/20	中学生が陥りやすい消費者トラブルと対処法	柏第四中学校	70
18	1/21	消費者トラブルの事例と対策について	塚崎区	10
19	1/26	消費者トラブルの事例と対策について	相談支援連絡会	40
20	1/26	小学生が陥りやすい消費者トラブルと対処法	柏第四小学校	50
21	1/30	悪質商法と対処法	シルバー大学院	98
22	3/2	消費者トラブルの事例と対策について	酒井根東親寿会	30

(出典:令和6年度 柏市消費者行政の概要(令和5年度実績) 柏市)

b. イベント等における啓発

消費生活センターの相談窓口や消費生活コーディネーターの活動の周知及び消費者トラブルの未然防止を図るため、イベント等において啓発活動を行った。

図表 105 イベント等の啓発活動

No.	開催日	イベント等	会場	備考
1	9/16	敬老の日特別企画 「見て、聞いて学ぶ！ 安全・安心な暮らし」 ブース出展	モラージュ 柏1階 Part1・1F 特 設会場	安心・安全なまちづくりを目指す 各部署が、詐欺や悪徳商法から 身を守るための防犯対策や、家 族や自分の将来を考える成年後

No.	開催日	イベント等	会場	備考
				見制度、認知症・介護への理解と予防等について案内し、ノベルティを配布。
2	10/24	「消費者被害予防講座」ブース出展 テーマ:来て、聴いて、学んで「もうダマされない!」	イオンモール柏1階センターコート	柏警察署、柏市防災安全課と共にミニ講座を開催。講座では、様々な契約トラブル等の事例を紹介。会場に消費者被害防止に役立つパネルを展示し、啓発用品を配布した。
3	1/8	柏市成人式 ～二十歳の集い～	柏市民文化会館	「大人(18歳)になると、自分の意思で契約ができます」等をテーマとした啓発用チラシを配布。

(出典:令和6年度 柏市消費者行政の概要(令和5年度実績) 柏市)

c. パネル展

消費生活センターの消費者トラブルの未然防止を目的に、パネル展を開催した。

図表 106 パネル展

回	開催日程	会 場
1	5/ 9 - 5/16	セブンパークアリオ柏
2	5/16 - 5/31	パレット柏
3	5/22 - 5/26	ラコルタ柏
4	8/ 1 - 8/31	リフレッシュプラザ柏
5	1/22 - 2/ 9	沼南支所1階ロビー
6	3/ 4 - 3/18	ほのぼのプラザますお

(出典:令和6年度 柏市消費者行政の概要(令和5年度実績) 柏市)

d. 電子掲示板を活用した消費生活相談窓口の周知

消費者トラブルで困ったときや、契約をする前に迷ったときに相談を受けられる「消費生活相談」の窓口を一人でも多くの方に知ってもらうため、市内各所の電子掲示板を活用して周知を行った。

図表 107 電子掲示板を活用した消費生活相談窓口の実施期間・場所

回	実施期間	場 所
1	5/ 1 - 5/31	柏駅東口・南口・二番街、セブンパークアリオ内の柏市PRコーナー、市内及び近隣市の京葉銀行店内、千葉テレビのデータ放送

e. 情報紙等の発行及び配布等

消費生活相談が多様化、複雑化している中、消費者に対し被害事例や対応策等を情報提供していくことが重要と考え、消費者被害の未然防止や暮らしに役立つ情

報を掲載した情報紙等を、市内の公共機関(例、近隣センター)や消費者講座の受講者、消費生活センターに来所した相談者等に配布(消費生活センター備付け分を含む)した。

・情報紙「柏市消費生活センターつうしん」

定期発行 4 回(6 月、9 月、12 月、3 月)

消費者被害の未然防止を図るため、消費生活センターに寄せられた相談事例を基に、市民(主に高齢者)に伝えたい最新情報を「柏市消費生活センターつうしん」として発行した。

・くらしの豆知識(2023 年版)

・柏市消費生活センターリーフレット

・柏市消費生活コーディネーターリーフレット

・悪質商法撃退ステッカー(訪問販売お断りシール)

・柏市消費生活センター相談専用電話番号マグネットシート

・柏市消費生活センター相談専用電話番号カード

・高齢者の消費者トラブル見守りガイドブック

・見守り新鮮情報

・子どもサポート情報

・クリアファイル

・その他啓発資料

配布資料総数 67,016 部(枚)

② 事業費の推移

(単位:千円)

区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
当初予算額	5,588	5,708	7,677
決算額	4,862	5,359	3,369

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和 5 年度 決算額	主な内容
報償費	1,203	
需用費	1,533	
委託料	616	講座運営委託
使用料及び賃借料	16	
合計	3,369	

④ 消費生活コーディネーター・消費生活サポーターの活動状況

地域における消費生活の安全及び向上を図ることを目的に、昭和 63 年度から、市内各ふるさと協議会から推薦を受けた方を消費生活コーディネーターとして委嘱している。消費生活コーディネーターは、「地域の消費者リーダー」として、消費者トラブルを未然に防ぐため、消費生活に関する情報を市民に提供するなど、市と地域のパイプ役として、日々活動をしている。また、平成 28 年度から、消費生活コーディネーターの任期修了者のうち、任期後も継続して活動することを希望する者を消費生活サポーターとして登録することを開始した。各地域の消費生活コーディネーターと連携するとともに、居住地域における回覧や掲示板等を利用し、消費生活に関する情報提供を行った。

ア. 消費生活コーディネーター

a. 概要

定数 50 人以内

委嘱人数 38 人

活動内容

- ・消費者への啓発に関すること
- ・消費生活相談の受理及び連絡に関すること
- ・消費生活についての意見並びに情報の収集及び提供に関すること
- ・消費生活についての調査に関すること

b. 令和 5 年度の主な活動

消費生活コーディネーター研修会の受講 10 回

地域における啓発活動

- ・消費者情報及び悪質商法被害防止に関する啓発資料等の配布
- 活動先: 各種サロン、民児協定例会、ふるさと協議会定例会等
活動回数: 202 回
啓発資料等の配布数: 79,320 部(枚)

イ. 消費生活サポーター

a. 概要

登録人数 7 人

活動内容

- ・消費者への啓発に関すること
- ・消費生活コーディネーターとの連携に関すること
- ・消費生活相談の受理及び連絡に関すること
- ・消費生活についての意見並びに情報の収集及び提供に関すること
- ・消費生活についての調査に関すること

図表 108 令和 5 年度消費生活コーディネーター研修会

回	開催日	テーマ	講師等	会場
1	4/20(木)	①消費者講座の進め方 ②消費者トラブルの最近の傾向	消費生活センタ ー職員	中央体育館 管理棟 2 階 会議室
2	5/18(木)	①食品安全を学ぶ～食中毒の予防に ついて～ ②みどりの食料システム戦略	農林水産省 関東農政局	中央体育館 管理棟 2 階 会議室
3	6/15(木)	生命保険の基礎知識	(公財)生命保 険文化センター	中央体育館 管理棟 2 階 会議室
4	7/20(木)	成年年齢引き下げによる消費者トラブ ルを未然に防ぐには	(公財)消費者 教育支援センタ ー	市民文化会 館小ホール
5	9/21(木)	地域で見守る「高齢者の消費者トラブ ル」	千葉県金融広 報委員会	中央体育館 管理棟 2 階 会議室
6	10/19(木)	訪問販売について	訪問販売協会	中央体育館 管理棟 2 階 会議室
7	11/16(木)	インターネット、光回線、スマートフォンの トラブル	消費生活相談 員	中央体育館 管理棟 2 階 会議室
8	1/18(木)	クレジットカードのしくみ	(一財)日本クレ ジット協会	中央体育館 管理棟 2 階 会議室
9	2/15(木)	消費者教育の意義と消費者市民社会	消費生活相談 員	中央体育館 管理棟 2 階 会議室
10	3/21(木)	①消費者トラブル～最近のトピックス～ ②第 18 期コーディネーター 研修会 2 年間の振り返り	消費生活センタ ー職員	中央体育館 管理棟 2 階 会議室

(出典:令和 6 年度 柏市消費者行政の概要(令和 5 年度実績) 柏市)

⑤ 消費者行政推進協議会の開催

市における市民の消費生活の安定及び向上を図るため、柏市消費者行政推進協議会(以下「協議会」という。)を設置している。

本協議会の協議事項には、消費者教育の推進に関する法律(平成 24 年法律第 61 号)第 20 条第 2 項各号に掲げる事務に関することも含まれることから、令和 5 年度は、主に若年者の消費者トラブル防止に向けた事業について、若年者の消費生活相談の最近の状況を踏まえ、各ライフステージでの消費者教育及び啓発等につ

いて協議するため、対面での協議会を 2 回開催した。

図表 109 令和 5 年度消費者行政推進協議会

回	開催日	議 題
1	7/4(火)	1 柏市消費者行政及び計量業務概要(令和 4 年度実績)について 2 若年者の消費者トラブル防止に向けた事業について
2	12/19(火)	1 若年者の消費生活相談の最近の状況 2 消費者教育授業の紹介 3 各ライフステージでの消費者教育・啓発について

(出典: 令和 6 年度 柏市消費者行政の概要(令和 5 年度実績) 柏市)

(2) 監査の結果

指摘すべき事項はない。

(3) 監査対象事業に対する意見

【意見 57】柏市消費者教育推進計画(一部改訂版)について

柏市消費者教育推進計画の計画対象期間中の令和元年から蔓延した新型コロナウイルス感染症の影響により、事業計画の策定が困難であったことや、令和 2 年度に策定した柏市経営戦略方針(柏市第五次総合計画 後期基本計画)の計画年次との整合性を踏まえ、柏市消費者教育推進計画について、令和 5 年 3 月に一部改訂を行っていた。

令和 5 年 3 月に一部改訂した柏市消費者教育推進計画の 8 頁からの「第 2 章 消費者を取り巻く現状と課題」における「1 柏市における消費生活相談の状況」に「(1)消費生活相談件数の推移」と「(2)契約当事者の年代別消費生活相談件数の推移」は、平成 24－28 年度分、「(3)多く寄せられる消費生活相談内容」は平成 28 年度分が掲載されている。

消費生活相談件数の推移、契約当事者の年代別消費生活相談件数の推移及び多く寄せられる消費生活相談内容の情報は平成 29 年度以降も消費生活センターで保有している。柏市消費者教育推進計画の一部改訂に合わせて、消費生活相談件数の推移、契約当事者の年代別消費生活相談件数の推移及び多く寄せられる消費生活相談内容も改訂時点の最新情報に更新し、市民に直近の消費生活相談の状況を示すことが望ましい。

【意見 58】「柏市消費者教育推進連絡会つうしん」の公表について

学校における消費者教育の推進を図るため、学校教育部指導課と連携を図り、柏市内の小・中・高等学校の教員を委員とした「柏市消費者教育推進連絡会」(以下「連絡会」という。)を令和 5 年度に 2 回開催していた。連絡会の活動を、市内各小中高等学校に伝えるため、情報紙「柏市消費者教育推進連絡会つうしん」(以下「つうしん」という。)を発行している。

往査日(令和 6 年 8 月 22 日現在)において市ホームページを確認したところ、つうしんは No.30(令和 5 年 2 月発行)までは掲載されていたが、No.31(令和 5 年 9 月発行)及び No.32(令和 6 年 3 月発行)は掲載されていなかった。

掲載手続を行っていなかった理由として、令和 5 年度は消費者教育相談員が配置されていなかったことにより、市ホームページに掲載していなかったとのことであった。

消費者教育は生涯を通じて、それぞれの時期に応じ、様々な場において行われる必要があり、消費生活センター・教育委員会・学校が連携し、平成 3 年に連絡会を設置し、学校における消費者教育の推進に向けた様々な取組を行っている。委員は教育委員会職員及び任期 2 年の小・中・高等学校教員で構成し、消費生活センターが事務局となっている。つうしんは連絡会の活動を、市内各小中高等学校に伝えるため発行している情報誌であり、学校における消費者教育の推進に向けた取組を適時に市内各小中高等学校、また保護者等の市民にも伝えることが望ましい。

令和 6 年度からは消費者教育相談員も配置されることになり、往査後にはつうしん No.31 及び No.32 も市ホームページに掲載されている。

【意見 59】千葉県消費者団体ネットワーク強化・活性化事業の実施について

千葉県では、県民一人ひとりが責任ある自立した消費者となり、地域における消費者問題解決力を向上させるため、市町村が地域住民や団体、近隣市町村等と連携して実施する取組に対して、千葉県消費者団体ネットワーク強化・活性化事業として、補助金を交付している。この千葉県消費者団体ネットワーク強化・活性化事業補助金は補助対象経費の 10/10 が補助され、市の負担がない補助金である。

この千葉県消費者団体ネットワーク強化・活性化事業補助金に対して、市は令和 5 年度において、市内高校生等を対象とした消費者教育授業等実施業務を行った。令和 4 年 4 月の成年年齢引き下げに伴い、若年者の消費者被害の拡大が懸念されるため、多様化する消費者トラブルに合わないよう、正しい消費者知識の習得を目的とした事業である。当初予算では 1,170 千円を予定していたが、実施を受け入れた学校は千葉県立東葛飾中学校、柏市立柏高等学校及び流通経済大学付属柏高等学校の 3 校だけであり、講座運営委託料は 616,655 円となっていた。千葉県立東葛飾中学校では 3 年生を対象とした消費者教育授業 1 時限を 2 日、柏市

立柏高等学校では 3 年生を対象とした消費者授業 1 時限、流通経済大学付属柏高等学校では 3 年生を対象とした消費者教育講座を 2 時限分実施した。

若者は契約や高額消費の経験が不足している場合が多く、悪質業者や詐欺師の手口に関する知識の欠如、相談機関やクーリングオフや法律に関する知識の欠如といった消費行動における脆弱性が想定される。そして、今日におけるインターネット消費の拡大や詐欺等を仕掛ける場面が増大していることが、若者の詐欺被害の背景にあると考えられる。受講した生徒のアンケートでは、「自分が被害者にもなるし、加害者にもなるという考え方を忘れずに行動したい。」「今回の授業を通して改めてトラブルに発展する機会は身の回りにあふれていると感じた。特に SNS 上の情報はしっかりと確認し見極めたい。」といった感想があり、若年層への消費者教育の重要性を改めて感じた。

千葉県消費者団体ネットワーク強化・活性化事業は、令和 5 年度が初年度であり、他の授業との兼ね合いもあり、消費者教育を実施することに各学校の理解が得られていなかった。学習指導要領でも家庭科で消費生活の項目があり、各学校のシラバスでも消費生活の項目が掲げられており、消費者教育の重要性について、各学校の理解を得られるように交渉し、千葉県消費者団体ネットワーク強化・活性化事業補助金を有効に利用すべきである。

千葉県消費者団体ネットワーク強化・活性化事業実施要領より抜粋

別表		
1 補助要件	地域住民に対する消費者教育など、地域における消費者問題解決力の向上に資する事業であること。	
	地域住民や地域で活動する消費者団体、企業、近隣市町村等と連携して実施する事業であること。(市町村単独での実施事業は補助対象外とする)	
	市町村は、事業の企画・実施・広報の各段階において、連携する団体等との役割分担を明確にし、事業を円滑に進行すること。	
	市町村は、事業効果を高めるために行う取組に協力すること。	
2 補助対象経費	報償費	公園や研修棟を行う際に支払う謝金
	旅費	事業に直接従事するものに支払う交通費
	需用費	事業に係るパンフレットやリーフレット等の印刷製本に係る経費のほか、消耗品等の購入に係る経費
	役務費	事業に係る通信・運搬費・輸送料等
	委託料	事業を行うために事業を第三者に委託する場合の経費
	使用料及び賃借料	会場借上げ料のほか、事業の遂行に必要な機材の借用料
	その他	事業遂行上必要であり、知事が認めた経費
3 補助率	補助対象経費の 10/10	

※団体の役員や会員等の報酬や賃金など、経常的な経費は補助対象外とする。

【意見 60】各種消費者講座・消費生活コーディネーター研修の撮影について

消費者啓発事業では、各種の消費者講座が開催されており、消費生活コーディネーター研修でも多種多様なテーマの研修が行われている。

これらの講座・研修は消費生活センターの職員、消費生活相談員、消費者教育相談員及び消費生活コーディネーター等の人材の育成及び資質の向上のために非常に有用な講座・研修であるが、業務等の都合で欠席となっている講座・研修もある。そのため、職員等の人材の育成及び資質の向上のためにも可能な限り、消費者教育の講座・研修の撮影を行い、希望する講座について、後日の受講が可能となるような状況とすることが望ましい。ただし、講師の了承が必要であり、撮影が可能な範囲で行うべきである。

【意見 61】柏市の全庁的な消費者教育の啓発の必要性について

食の安全・安心に関する問題、環境問題、悪質商法による被害や多重債務など、消費生活に関する社会問題が深刻なものとなっている。国民の消費者問題に対する関心の高まりを受け、平成 21 年 9 月には消費者庁及び消費者委員会が設置されるなど、国においても消費者の利益の擁護及び増進を図る上で必要な環境の整備が進んできている。その中でも、消費者教育は、国民の一人一人が自立した消費者として、安心して安全で豊かな消費生活を営むために重要な役割を担うものである。

近年の社会変化として、民法の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 59 号。以下「改正法」という。)が成立し、改正法が 2022 年 4 月 1 日から施行されたことにより、民法が定める成年年齢が 20 歳から 18 歳に引き下げられた。成年年齢の引き下げに伴い、若年者に対する消費者被害が懸念される。SNS を用いた仕掛けもあり、自分が被害者にも、加害者にもなる可能性があることを十分に認識することが必要である。

現在では、高齢者に対する消費者被害だけでなく、若年者に対する消費者被害にも注意が必要であり、若年者も一人一人が自立した消費者とするため、若年者に対する消費者教育を実施することが必要である。

柏市消費者教育推進計画にもあるとおり、消費者教育の内容は多岐、広範囲にわたるため、消費者教育の各種施策を実施していくためには消費生活センターが単独で実施するだけでは難しく、食育や環境教育等を実施する担当部署や、地域で活動する様々な団体等と連携・協働する視点が不可欠である。消費者教育の重要性を庁内で情報共有を図ることが必要であり、全庁的な消費者教育の啓発の必要性を共有し、十分な連携・協力を実施することが望ましい。

3. 計量検査等事業

(1) 事業の概要

① 事業の目的及び内容

ア. 特定計量器の定期検査

適正な計量の実施を確保するため、取引又は証明に使用される特定計量器(質量計)の性能及び器差を一定水準に維持することを目的に、計量法第 19 条第 1 項の規定により定期検査を実施した。特定計量器とは、計量法施行令第 2 条の規定により、商売など取引又は証明にあたる行為に利用されている計量器(はかり)のことである。例としては、商店、スーパーなどで量り売りに使用する取引用のはかりや病院、薬局などで使用する薬の調剤用のはかりがある。

イ. 事前調査

次年度以降の検査対象特定計量器について、検査漏れの防止や検査の効率化を図るため、はかりの使用者、種類及び数量等を正確に把握することを目的に事前調査を実施した。

ウ. 立入検査

適正な計量の実施を確保するため、計量法第 148 条の規定により、販売事業所等に立ち入り、特定計量器の検定有効期限及び台帳整備状況の確認検査等を実施した。

a. 商品量目立入検査

全国計量行政会議適正計量委員会が作成した「全国一斉商品量目立入検査の実施計画」に基づき、前期(6～8 月)と後期(10～12 月)にわけ、市内の特定商品を計量販売しているスーパー等へ立ち入り、商品の量目(内容量)について検査を実施している。商品量目とは、スーパー等で量り売りされている商品の内容量のことであり、計量法では、計量して販売するのに適する商品は、その量目を示して販売するよう努めなければならない、量目を示して販売するときは、政令で定める誤差を超えないように計量しなければならないと定めている。

b. 質量計使用方法検査

商品量目立入検査に合わせ、商品の量目(内容量)の計量に使用する特定計量器の使用方法について検査を実施し、使用方法が適正でない事業者に対し、適正な使用方法についての指導を実施している。

c. タクシーメーター立入検査

市内のタクシー事業者の営業所等に立ち入り、タクシーメーターの検定有効期限及び台帳整備状況の確認検査を実施した。タクシーメーターとは、タクシーやハイヤーなどに車載し、走行距離や所要時間を測定して料金を表示する計器のことである。

d. 燃料油メーター立入検査

市内の燃料油販売事業所等に立ち入り、燃料油メーターの検定有効期限の確認を実施した。燃料油とは、ガソリンスタンドや灯油販売の車両に設置され、ガソリン、軽油及び灯油などを販売するときに、給油量をはかるために使用する計器のことである。

e. ガスメーター(石油ガス用)立入検査

市内のプロパンガス販売事業所に立ち入り、ガスメーター(石油ガス用)の検定有効期限及び台帳整備状況の確認検査を実施した。ガスメーター(石油ガス用)とは、家庭や事業所で使用されているプロパンガスの使用量をはかるために使用する計器のことである。

f. 液化石油ガスメーター立入検査

市内の LP ガス販売事業所に立ち入り、液化石油ガスメーターの検定有効期限の確認検査を実施した。液化石油ガスメーターとは、タクシーのオートスタンド等で LP ガス燃料を販売するときに、充填量をはかるために使用する計器のことである。

エ. 特定計量器の定期検査

市民の計量に対する関心を高めるため、計量強調月間を中心に普及啓発事業を実施した。

図表 110 夏休み子ども教室

講座名	実施日	場所	参加者	内容
「天びんはかりをつくろう！」	8月3日	青少年センター 創作室	13組(親子)	・「消費生活センターにおける計量の仕事」の講義 ・天びんはかりの工作
	8月4日		14組(親子)	

(出典:計量業務概要(令和5年度実績) 柏市 市民生活部 消費生活センター)

図表 111 計量普及啓発事業

出展先	実施日	場所	協賛者	内容
沼南まつり	10月8日	セブンパークアリオ柏	・一般社団法人千葉県計量協会 ・千葉県計量検定所	・計量クイズ ・計量啓発グッズの配布 ・アンケートの実施

(出典:計量業務概要(令和5年度実績) 柏市 市民生活部 消費生活センター)

図表 112 ポスター掲示

掲示機関	掲示場所	内容
10月26日～11月30日	本庁舎、アミュゼ柏、沼南支所	計量強調月間用ポスターの掲示

(出典:計量業務概要(令和5年度実績) 柏市 市民生活部 消費生活センター)

図表 113 家庭用計量器無料簡易検査

実施期間	実施日数	実施場所	内容
11月13日～11月24日	9日	柏市消費生活センター	・体温計:57器 ・体重計:26器 ・血圧計:24器 ・キッチンスケール:23器

(出典:計量業務概要(令和5年度実績) 柏市 市民生活部 消費生活センター)

③ 事業費の推移

(単位:千円)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算額	8,592	9,144	8,564
決算額	6,973	7,183	6,847

④ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和5年度 決算額	主な内容
旅費	19	
需用費	301	
役務費	86	
委託料	6,400	計量器定期検査業務委託
使用料及び賃借料	11	
負担金補助及び交付金	28	
合計	6,847	

④ 製品安全 4 法等立入検査

製品安全 4 法等立入検査並びに液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づき表示が義務付けられた製品（表示の有無、表示内容等）について、立入検査を実施した。

（２）監査の結果

【指摘 6】定期検査に代わる計量士による検査を行う計量士の報告書提出について

定期検査に代わる計量による検査（以下「代検査」という。）を行う計量士は 4 月に始まる年度終了後 30 日を経過する日までに計量士報告書を提出しなければならないと計量法施行規則第 96 条で定められている。しかし、柏市に代検査届出書を提出している計量士で計量士報告書を提出していない計量士が多数存在している。計量法施行規則で計量士報告書の提出が義務付けられていることから、柏市に代検査届出書を提出し、登録している計量士全員から毎年度、計量士報告書を提出することを促すべきである。

計量法施行規則より抜粋

（定期検査に代わる計量士による検査を行う計量士等） 第九十六条 次の表の報告義務者の欄に掲げる者は、同表の区分により、報告書を四月に始まる毎年度につき作成し、提出しなければならない。			
報告義務者	提出すべき報告書	提出先	提出期限
一 法第二十五条第一項及び法第二百二十条第一項の規定による検査を行う計量士	様式第八十四による報告書	その検査をした場所を管轄する都道府県知事（法第二十五条第一項の検査にあつては、都道府県知事又は特定市町村の長）	当該年度終了後三十日を経過する日まで

【指摘 7】計量業務概要（令和 5 年度実績）の記載誤りについて

市では、毎年度「計量業務概要」を作成・公表している。今回の監査対象であった「計量業務概要（令和 5 年度実績）」（以下「計量業務概要」という。）の検査実績等で記載誤りが散見された。

次年度以降の検査対象特定計量器について、検査漏れの防止や検査の効率化を図るため、はかりの使用者、種類及び数量等を正確に把握することを目的に事前調査を実施し、計量業務概要の 8 頁で事前調査の結果を公表しているが、調査延べ人数及び調査戸数について、実際の調査では調査延べ人数は 35 人、調査戸数は 35 戸であったが、計量業務概要ではそれぞれ 32 人、32 戸と記載されていた。

図表 114 (2) 事前調査 ② 事前調査の結果

② 事前調査の結果					
調査期間	調査日数	調査延べ 人数	調査戸数	次回検査 対象戸数	該当率
2月19日～3月18日	7	32	32	24	75
※ 該当率は、小数点3位を四捨五入					
④ 事前調査実績の推移					
区分	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
調査戸数	57	81	30	31	32
次回検査対象戸数	37	39	23	16	24

(出典:計量業務概要(令和5年度実績) 柏市 市民生活部 消費生活センター 8頁)

計量業務概要の9頁から15頁までは、適正な計量の実施を確保するため、計量法第148条の規定により、販売事業所等に立ち入り、特定計量器の検定有効期限及び台帳整備状況の確認検査等の実績が記載されているが、以下の表のうち、太字とした箇所について、記載誤りを発見した。

発見した記載誤りは主に以下の誤りであった。

- ・年度の数字の記載を誤っていた。
- ・加算や除算の算定を誤っていた。
- ・検査期間について、実際に検査を実施した期間と異なっていた。
- ・検査戸数や検査個数の集計を誤っていた。
- ・令和5年度の検査実績について、「検査実績の推移」への転記を誤っていた。

図表 115 (3) 立入検査 ① 商品量目立入検査

ア 検査概要								
検査期間	検査 日数	検査延 べ人数	検査 戸数	不適正 戸数	不適正 戸数率 (%)	検査 個数	不適正 個数	不適正 個数率 (%)
前期 6月22日～7月13日	6	12	6	3	16.1	481	21	4.4
後期 10月2日～11月2日	8	19	8	3	37.5	557	9	1.6
計	14	31	14	6	42.9	1,038	90	2.9

※ 不適正戸数は、店舗全体の検査に対して5%を越えた場合のみ計上

※ 不適正戸数率及び不適正個数率は、小数点第3位を四捨五入

イ 商品分類別検査結果

商品分類	検査 個数	ガイド ライン に定め る過量	正量 個数	不適正 個数	不適 正個 数率 (%)	不適正の主な原因		
						風袋量 の無視・ 軽視	乾燥等 の自然 減量	その他
食 肉	284	0	284	0	0	0	0	0
食 肉 の 加 工 品	0	0	0	0	0	0	0	0
魚 介 類	316	0	316	7	2.2	2	4	1
魚介類の加工品	5	0	5	0	0	0	0	0
野 菜	225	0	213	12	5.3	0	12	0
野 菜 の 加 工 品	0	0	0	0	0	0	0	0
果 実	36	0	31	5	13.9	5	0	0
果 実 の 加 工 品	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の調理食品	164	0	158	6	3.7	0	0	0
そ の 他 食 品	8	0	8	0	0	0	0	0
計	1,038	0	1,008	30	2.9	13	16	1

ウ 検査実績の推移

	令和元年度	令和2年度	令和4年度	令和4年度
検査日数	11	1	6	14
検査戸数	18	1	8	14
うち不適性戸数	7	0	3	6
うち不適性戸数率(%)	38.89	0.00	37.50	12.7
検査個数	1,408	85	689	1,038
うち不適性個数	21	1	4	30
うち不適性個数率(%)	1.49	1.18	0.58	2.90

※ 不適正戸数率及び不適正個数率は、小数点第3位を四捨五入

※ 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度は後期のみ市民からの検査依頼があったため検査を実施し、令和3年度は前期及び後期ともに未実施とした。

(出典:計量業務概要(令和5年度実績) 柏市 市民生活部 消費生活センター 9~10 頁)

図表 116 (3) 立入検査 ③ タクシーメーター立入検査

ア 台帳検査成績

検査期間	検査 日数	検査延 べ人数	検査 戸数	不適正 戸数	不適正 戸数率 (%)	検査 個数	不適正 個数	不適正 個数率 (%)
1月24日~2月21日	6	14	7	0	0.00	136	0	0.00

※ 不適正戸数率及び不適正個数率は、小数点第3位を四捨五入

イ 器物検査成績

検査期間	検査 日数	検査延 べ人数	検査 戸数	不適正 戸数	不適正 戸数率 (%)	検査 個数	不適正 個数	不適正 個数率 (%)
1月24日~2月21日	6	14	7	1	14.29	13	1	7.69

※ 不適正戸数率及び不適正個数率は、小数点第3位を四捨五入

(出典:計量業務概要(令和5年度実績) 柏市 市民生活部 消費生活センター 12 頁)

図表 117 (3) 立入検査 ④ 燃料油メーター立入検査

ア 器物検査成績

検査期間	検査 日数	検査延 べ人数	検査 戸数	不適正 戸数	不適正 戸数率 (%)	検査 個数	不適正 個数	不適正 個数率 (%)
前期 5月22日～6月9日	4	10	5	0	0.00	7	0	0.00
後期 9月11日～9月29日	3	7	3	0	0.00	63	0	0.00
計	7	17	8	0	0.00	70	0	0.00

※ 不適正戸数率及び不適正個数率は、小数点第3位を四捨五入
 ※ 燃料油メーターは、器物検査のみ実施

(出典:計量業務概要(令和5年度実績) 柏市 市民生活部 消費生活センター 13頁)

図表 118 (3) 立入検査 ⑤ ガスメーター(石油ガス用)立入検査

ア 台帳検査成績

検査期間	検査 日数	検査延 べ人数	検査 戸数	不適正 戸数	不適正 戸数率 (%)	検査 個数	不適正 個数	不適正 個数率 (%)
12月4日～11月22日	6	13	6	0	0.00	1,177	0	0.00

※ 不適正戸数率及び不適正個数率は、小数点第3位を四捨五入

イ 器物検査成績

検査期間	検査 日数	検査延 べ人数	検査 戸数	不適正 戸数	不適正 戸数率 (%)	検査 個数	不適正 個数	不適正 個数率 (%)
12月4日～12月22日	6	13	8	0	0.00	22	0	0.00

※ 不適正戸数率及び不適正個数率は、小数点第3位を四捨五入
 ※ 器物の検査戸数は、検査を行った物件数

ウ 検査実績の推移

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
検査日数		3	3	2	3	6
台 帳	検査戸数	4	5	3	6	13
	うち不適性戸数	0	0	0	0	0
	うち不適性戸数率(%)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	検査個数	4,706	10,255	12,308	6,215	1,177
	うち不適性個数	0	0	0	0	0
	うち不適性個数率(%)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
器 物	検査戸数	6	12	6	17	8
	うち不適性戸数	0	0	0	0	0
	うち不適性戸数率(%)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	検査個数	23	24	22	36	22
	うち不適性個数	0	0	0	0	0
	うち不適性個数率(%)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

※ 不適正戸数率及び不適正個数率は、小数点第3位を四捨五入
 ※ 器物の検査戸数は、検査を行った物件数

(出典:計量業務概要(令和5年度実績) 柏市 市民生活部 消費生活センター 14～15頁)

図表 119 (3) 立入検査 ⑥ 液化石油ガスメーター立入検査

ア 器物検査成績

検査期間	検査 日数	検査延 べ人数	検査 戸数	不適正 戸数	不適正 戸数率 (%)	検査 個数	不適正 個数	不適正 個数率 (%)
12月4日	1	2	1	0	0.00	2	0	0.00

イ 検査実績の推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
検査日数	—	1	2	1	1
検査戸数	—	1	2	1	2
うち不適性戸数	—	0	0	0	0
うち不適性戸数率(%)	—	0.00	0.00	0.00	0.00
検査個数	—	4	6	4	2
うち不適性個数	—	0	0	0	0
うち不適性個数率(%)	—	0.00	0.00	0.00	0.00

※ 不適正戸数率及び不適正個数率は、小数点第3位を四捨五入

※ 液化石油ガスメーターは、器物検査のみ実施

※ 令和元年度は、未実施

(出典:計量業務概要(令和5年度実績) 柏市 市民生活部 消費生活センター 15頁)

この立入検査は計量法第148条の規定に基づいて、実施している業務であり、立入検査実績等について、適切に公表すべきである。

【指摘 8】柏市消費者行政の概要(令和5年度実績)の記載誤りについて

市では、毎年度「柏市消費者行政の概要」を作成・公表している。今回の監査対象であった「柏市消費者行政の概要(令和5年度実績)」(以下「消費者行政の概要」という。)の電気用品安全法に基づき表示が義務付けられた製品(表示の有無、表示内容等)について実施した立入検査の実績で記載誤りがあった。

特定電気用品以外の電気用品のうち、「エル・イー・ディー・電灯器具」及び「電気ストーブ」の検査店舗数はそれぞれ1店舗となっているが、「エル・イー・ディー・電灯器具」及び「電気ストーブ」について、実際に令和5年度に検査した店舗数はともに2店舗であった。

消費生活センターの計量担当は2名で、計量法、消費生活用製品安全法、電気用品安全法、ガス事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び家庭用品品質表示法に関する業務を行っており、多岐にわたる専門的な業務を行っており、業務は煩雑ではある。しかし、法律に基づいた業務であるため、業務を行った実績を適切に公表すべきである。

図表 120 (3) 電気用品安全法 イ 特定電気用品以外の電気用品

イ 特定電気用品以外の電気用品			
検査品目	検査店舗数	検査個数	違反件数
エル・イー・ディー・電灯器具	1	3	0
リチウムイオン蓄電池	1	1	0
湿潤器	1	2	0
電気ストーブ	1	6	0
計	4	12	0

(出典:計量業務概要(令和5年度実績) 柏市 市民生活部 消費生活センター 8頁)

柏市行政組織規則より抜粋

事務分掌	
消費生活担当	1 消費生活に関する相談及び苦情の処理に関すること。 2 消費者教育の推進に関すること。 3 消費者教育推進計画に関すること。 4 柏市消費者行政推進協議会に関すること。 5 消費生活コーディネーターに関すること。
計量担当	6 計量法(平成4年法律第51号)に関すること。 7 消費生活用製品安全法(昭和48年法律第31号)に関すること。 8 電気用品安全法(昭和36年法律第234号)に関すること。 9 ガス事業法(昭和29年法律第51号)に関すること。 10 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)に関すること。 11 家庭用品品質表示法(昭和37年法律第104号)に関すること。

V 公設総合地方卸売市場事業特別会計

(1) 事業の概要

① 事業の目的及び内容

柏市公設総合地方卸売市場(以下「柏市場」という。)は、市民の食生活に欠くことのできない生鮮食料品及びその加工品を全国各地から大量に集め、周辺地域へ適正な価格で迅速に安定供給するため、卸売市場法に基づいて柏市が開設したものである。昭和43年9月に当時の流山、我孫子、柏の3市長と沼南町長が発起人となり柏地域公営青果市場促進協議会が設立され、それまで地域にあった7つの青果市場を統合するかたちで、昭和46年に青果部がスタートした。その後、昭和49年に花き部、昭和52年に水産物部が相次いで開場し、総合地方卸売市場として現在に至っている。

柏市場は、経済産業部の公設市場が所管しており、令和6年3月末時点において市場長1名、副参事1名、正職員8名の10名に加え、会計年度任用職員3名の合計13名で組織されている。

ア. 柏市場の主な沿革

年 月	事項
S41. 1	千葉県知事から、青果市場整備基本計画に基づき、①公設市場の開設促進、②卸売人の合併指導について、柏市長に通知
S43. 6	市場予定地の先行取得を開始
S43. 9	柏地域公営青果市場促進協議会を3市1町(柏、流山、我孫子、旧沼南)の市町長を発起人として設立
S46. 9	「柏市公営総合地方卸売市場設置及び業務に関する条例」制定
10	千葉県青果市場条例に基づく開設者の登録を県知事に申請。柏市場の造成・建築工事が竣工
11	柏市場の業務開始 ➡ 卸売業者:青果(1社)、仲卸業者:青果(6社)、附属営業
S47. 4	卸売市場法に基づき地方卸売市場の開設許可を県知事に申請、許可を受ける ➡ 市場の名称:柏市公設総合地方卸売市場、取扱部類:青果部
S49. 3	花き部の設置に伴い、県知事に届出・申請
S51. 3	水産物部の設置に伴い、地方卸売市場事業計画変更届を県知事に提出 既存の施設を取壊し、花き卸売市場・仮設水産売場を建設
S53. 5	水産物部業務開始
H14. 7	柏市場の短期・中期整備の考え方について市場運営審議会に諮問
H17. 1	市場運営審議会から柏市場の長期整備の方向について最終答申 ➡ 移転整備が有効との答申に基づき、市場移転の検討を開始

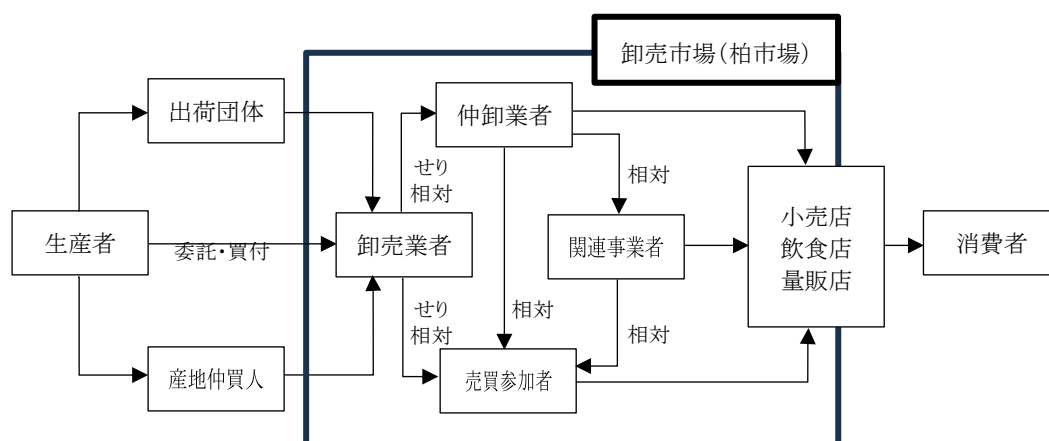
年	月	事項
	10	第1回「柏市場まつり」開催
H22.	4	市場移転整備について、財源等の課題から、現地全面建替え・耐震改修と比較検証して判断するとした見直し検討を開始
H23.	8	市場移転について、見直し検討の結果、移転整備は行わず、現市場施設の耐震改修・修繕により整備すること決定
H24.	4	現市場施設の耐震診断・老朽化調査を開始
H25.	2	市民感謝デー開始(毎月第2土曜日、関連食品棟)
H28.	3	青果棟耐震改修工事
H29.	3	「柏市公設市場経営展望」(3ヶ年計画)策定
	4	松戸北部市場の青果部門を統合
H30.	3	花き棟改築工事完成
R3.	3	立体駐車場完成
		「柏市公設総合地方卸売市場経営戦略」(10ヶ年計画)策定
R5.	3	柏市場敷地内に道の駅を併設する可能性の調査を実施

(出典:市提供データより監査人作成)

イ. 市場流通の仕組みと市場内業者

卸売市場では、売り手である「卸売業者」が、全国の生産者・出荷団体等から様々な生鮮食料品を仕入れることで、生鮮食料品を市場に集め、「仲卸業者」「売買参加者」を通して、生鮮食料品を小売店等向けに流通させている。以下、卸売業者、仲卸業者、売買参加者及び関連事業者を総称して「市場内業者」という。

図表 121 卸売市場における流通の仕組み



(出典:市 HP より監査人作成)

図表 122 市場内業者の役割

市場内業者	役割
卸売業者	各地の生産者や農協などの出荷団体から生鮮食料品を集め、せりや相対売りなどによって仲卸業者や売買参加者に販売する
仲卸業者	卸売業者から買い受けた生鮮食料品を、関連事業者や売買参加者、小売店などに販売する
売買参加者	卸売業者から直接、または仲卸業者から生鮮食料品を買い受ける ➤ 小売業者や食品加工業者など
関連事業者	市場の中で、市場を利用する人たちのために包装資材や乾物、食肉などの販売、飲食店などの営業を行う

(出典:市 HP より監査人作成)

図表 123 令和 5 年度末における市場内業者数

部門	卸売業者	仲卸業者	売買参加者	関連事業者
青果部	1	5	147	—
水産物部	1	21	—	
花き部	1	3	123	
合計	3	29	270	43

(出典:市提供データより監査人作成)

ウ. 柏市場における主要な施設の概要

柏市場における主な施設の概要は以下のとおりである。

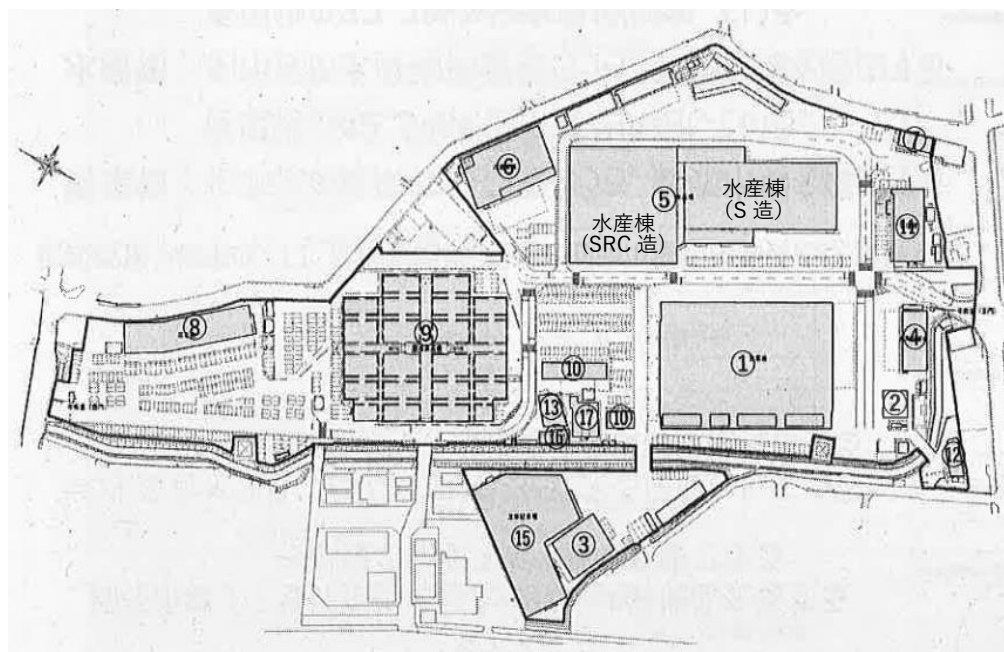
図表 124 主な施設の概要

部門	施設名			構造	延面積 (㎡)	築年数
青果部	①	青果棟	卸売場 仲卸売場 関連業者事務所	鉄骨造	6,800	51 年 一部 35 年
	②	青果保冷库	保冷库	鉄骨造	320	39 年
	③	旧バナナ醗酵室	関連業者事務所 荷捌所 保冷库	鉄骨造	697	32 年
	④	青果倉庫棟	加工設備 (2 階:事務所)	鉄骨造	677	49 年
	⑮	立体駐車場	1 階荷捌所	鉄骨造	2,830	3 年
水産物部	⑤	水産棟	卸売場 仲卸売場 買荷保管積込所 関連業者事務所	鉄骨造 /SRC 造	9,550	53 年 一部 47 年
	⑥	冷蔵庫棟		鉄骨造	1,378	31 年
	⑦	加工設備	水産加工所 水産加工場	鉄骨造 /プレハブ	413	32 年

部門	施設名			構造	延面積 (㎡)	築年数
花き部	⑧	花き棟	卸売場 仲卸売場 関連業者事務所	鉄骨造	1,215	6 年
関連	⑨	関連棟		鉄骨造 /RC 造	9,822	45 年
	⑩	サービス店舗		プレハブ	480	20 年
管理	⑪	管理棟	管理事務所	鉄骨造	1,407	53 年
その他	⑫	発泡スチロール処理施設	1 階:処理施設 2 階:事務所	鉄骨造	222	46 年
	⑬	廃棄物置場		鉄骨造	229	18 年
	⑭	駐車場	852 台(場外含む)	—	—	—
	⑮	立体駐車場	285 台(2-3 階、 屋上)	鉄骨造	5,475	3 年
	⑯	浄化槽	800 人槽 500 人槽	RC 造	—	800 人槽 53 年 500 人槽 47 年
	⑰	廃水処理施設	300t/日	RC 造	—	47 年

(出典:市提供データより監査人作成)

図表 125 柏市場の概要図



(出典:市提供データより)

エ. 柏市場の取扱高等の推移

柏市場の取扱高の推移は下図のとおりである。

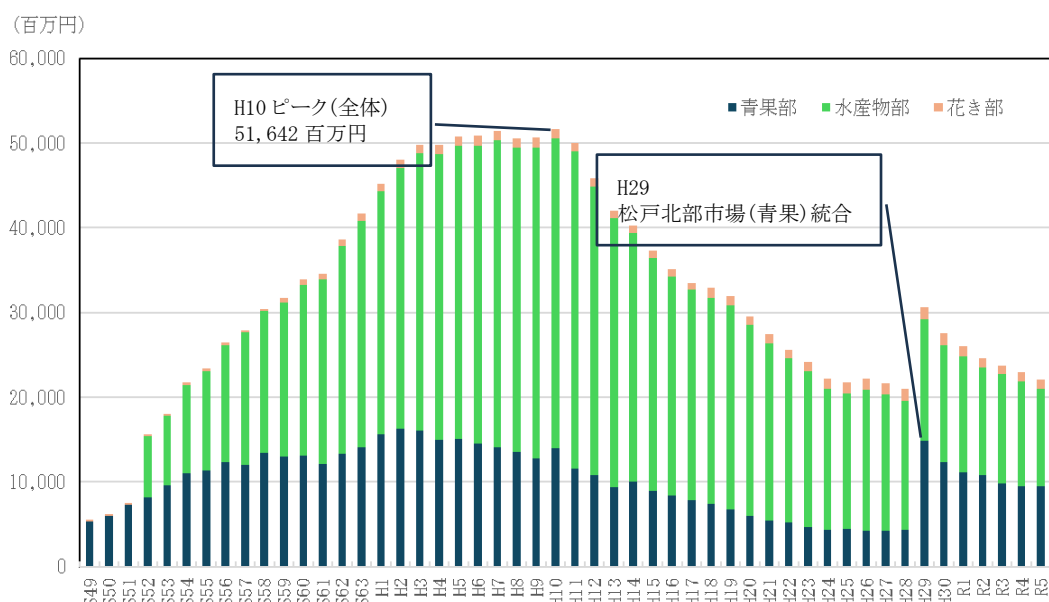
a. 卸売業者

青果部は、昭和 49 年以降、ピークとなる平成 2 年(取扱高 16,325 百万円)までは増加傾向で推移したが、以降は減少傾向となり、松戸北部市場(青果部)との統合前の平成 28 年の取扱高は 4,324 百万円とピーク時の 1/4 程度にまで縮小した。その後、平成 29 年に松戸北部市場(青果部)との統合により、同年の取扱高は 14,803 百万円となり、前年から+10,479 百万円(+242.3%)と大幅に取扱高が増加した。しかしながら、その後は新型コロナウイルス感染症の影響等もあり、取引高は減少傾向にあるが、直近 2 年間の対前年度減少率は▲2.5%、▲0.4%と低減傾向にある。

水産物部は、昭和 52 年の取引開始以降、平成 5 年までは年間平均 10%超の増加率で推移し、平成 11 年にピークの取扱高(37,392 百万円)を記録したが、それ以降は減少局面に至り、年間平均▲4.7%で減少している。

花き部は、昭和 49 年以降、平成 10 年までは増加傾向(平成 10 年の取引高 1,107 百万円)にあったが、平成 11 年から平成 17 年にかけて取引高が 745 百万円まで減少した。平成 18 年以降再度増加に転じ、平成 29 年にピークの取扱高(1,466 百万円)を記録したが、以降は再び減少傾向に転じている。花き部の割合は概ね 5%未満で推移しており、柏市場全体に与える影響は限定的である。

図表 126 卸売業者の取扱高推移



(出典:市提供データより監査人作成)

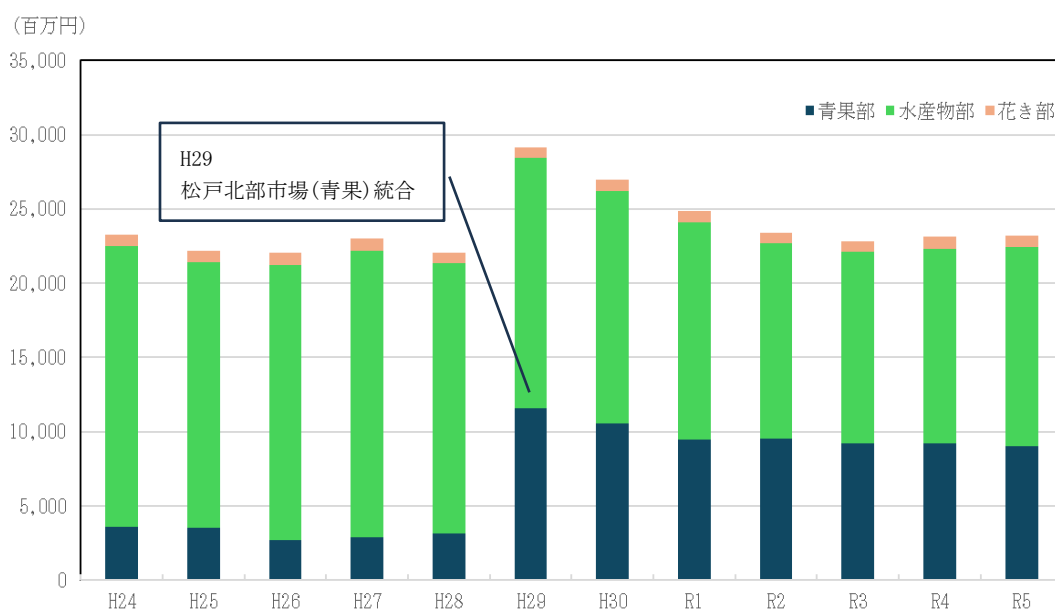
b. 仲卸業者

青果部は、卸売業者と同様、平成 29 年の松戸北部市場(青果部)との統合以降、減少傾向にあるが、減少度合は卸売業者よりも若干緩やかである。

水産物部も、卸売業者と同様、減少傾向にはあるが、直近 2 年は取扱高を増加させている。この要因としては、卸売業者以外からの取扱高が増加していることが考えられ、直近 2 年の取扱高は仲卸業者が卸売業者を上回っている。

花き部は、平成 26 年以降、令和 2 年までは減少傾向にあったが、令和 3 年以降増加基調に転じている。

図表 127 仲卸業者の取扱高推移

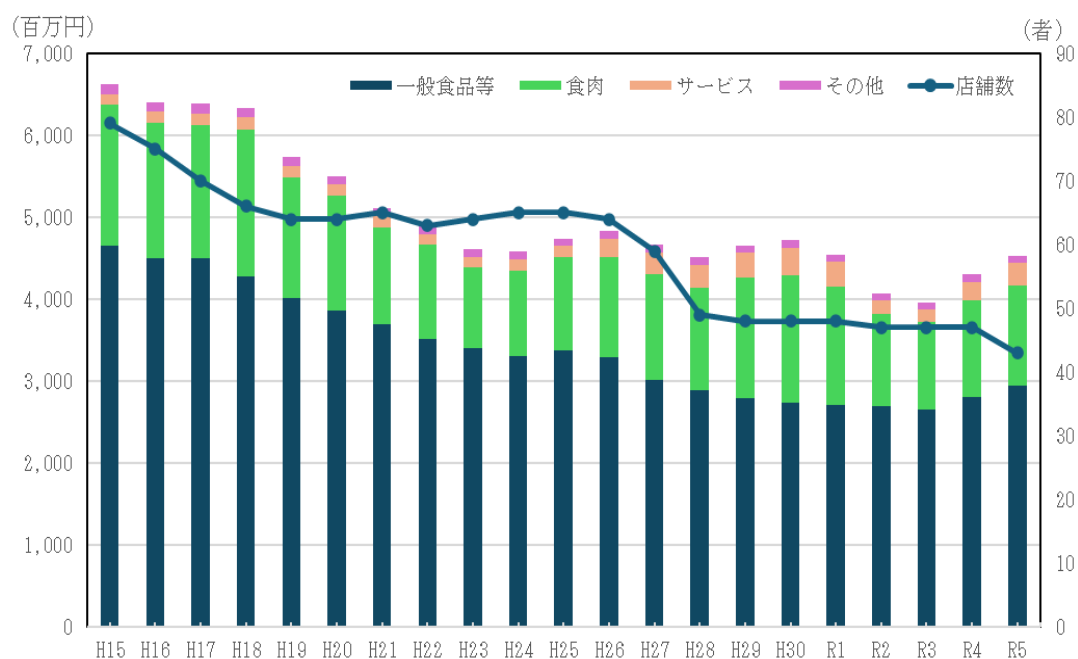


(出典:市提供データより監査人作成)

c. 関連事業者

サービス部門を除いた各部門は平成 15 年以降、減少傾向にあったが、直近 2 年は増加傾向にある。また、店舗数は平成 15 年の 79 者から減少傾向が著しく、令和 5 年は 43 者(平成 15 年比▲45.6%)となっている。なお、関連事業者の取扱高については、平成 29 年の松戸北部市場(青果部)との統合の影響は相対的に大きくない。

図表 128 関連事業者の取扱高推移



※ 一般食品等については、食肉、サービス店舗及びその他を除くすべての業種の合計
 ※ 店舗数は年度中廃止業者を含む
 ※ 事業者によっては税込・税抜が異なる方式で報告されており、上記取扱高はその合計値

(出典:市提供データより監査人作成)

② 歳入歳出（決算）の状況

(単位:千円)

項目	令和4年度	令和5年度	令和5年度の主な内容
【歳入】	764,559	785,085	
事業収入	347,478	345,463	・市場使用料 74,604 ・市場施設使用料 270,852
財産収入	4,586	4,684	架設送電線路に係る土地上空の一部賃貸料
繰入金	148,000	179,931	総務省ルールに基づく一般会計繰入金
繰越金	111,725	107,263	前年度繰越金
諸収入	152,769	147,742	・電気料金等立替金 136,240 ・発泡スチロール再生スクラップ売却 8,722
【歳出】	657,296	709,848	
事務費	472,041	513,485	・人件費(会計年度任用職員含む) 86,027 ・消費税 12,721 ・水道光熱費 148,228 ・修繕費 62,926 ・施設管理委託(長期継続契約含む) 177,281 ・土地賃借料(場外駐車場用地他) 14,173
市場施設整備事業費	98,491	51,524	・設計委託 7,784 ・改良工事 8,690 ・維持補修工事 35,050
公債費	86,763	144,837	・償還金 142,447 ・利子及び割引料 2,390
【収支差額】	107,263	75,236	

③ 令和 5 年度の事業内容について

ア. 市場使用料

柏市公設総合地方卸売市場業務条例第 61 条及び同施行規則第 74 条に拠り、卸売業者及び仲卸業者から取扱高に基づき使用料を徴収するものであり、同規則で定める市場使用料の計算方法及び令和 5 年度の実績(収入済額)は下表のとおりである。

図表 129 市場使用料の計算方法及び令和 5 年度市場使用料実績

(単位:千円)

種別	市場使用料の計算方法	市場使用料実績
卸売業者	卸売金額(消費税額及び地方消費税額を除く。)の 1,000 分の 2.5 に相当する額に 100 分の 110 を乗じて得た額	56,100
仲卸業者	販売金額(消費税額及び地方消費税額を除く。)の 1,000 分の 3 に相当する額に 100 分の 110 を乗じて得た額 ※ 条例第 47 条第 2 項ただし書の規定により販売した場合(市場においてその許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等を市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売した場合)に限る	18,504
合計		74,604

(出典: 柏市公設総合地方卸売市場業務条例施行規則別表第 2、市提供データより監査人作成)

イ. 市場施設使用料

柏市公設総合地方卸売市場業務条例第 61 条及び同施行規則第 74 条に拠り、市場内業者の事業活動に伴い、市場施設を使用する面積(又は数量)に基づき使用料を徴収するものであり、同規則で定める市場施設使用料及び令和 5 年度の実績(収入済額)は下表のとおりである。

図表 130 市場施設使用料と令和 5 年度市場施設使用料実績

(単位:千円)

種別	市場施設使用料の計算方法	市場施設使用料実績
卸売業者売場	1 平方メートルにつき月額 330 円(198 円)	19,071
仲卸業者売場	1 平方メートルにつき月額 1,540 円(1,000 円)	41,566
買荷保管所	1 平方メートルにつき月額 198 円	3,484
業者事務所	1 平方メートルにつき月額 1,188 円(726 円)	35,340
荷受事務所	1 平方メートルにつき月額 836 円	621

(単位:千円)

種別	市場施設使用料の計算方法		市場施設使用料実績
業者詰所	1 平方メートルにつき月額 330 円 (220 円)		—
水産加工室	1 平方メートルにつき月額 1,320 円		3,025
冷蔵庫	1 平方メートルにつき月額 1,961 円		18,443
保冷库	1 平方メートルにつき月額 1,100 円		19,002
倉庫	一般倉庫	1 平方メートルにつき月額 770 円	16,615
	仮設倉庫	1 平方メートルにつき月額 506 円	1,527
関連事業者店舗	一般食品売場	1 平方メートルにつき月額 1,540 円 (1,386 円)	80,508
	仮設一般食品売場	1 平方メートルにつき月額 1,000 円	39
	サービス店舗	1 平方メートルにつき月額 1,100 円	6,283
会議室	4 時間につき 220 円		18
業者専用駐車場	1 区画につき月額 2,750 円		19,813
その他の用に供する区域	1 平方メートルにつき月額 44 円		257
繰越分市場施設使用料	—		5,233
合計			270,852

※ 括弧内の金額(単価)は、市長が指定する施設に該当する場合の単価である

(出典: 柏市公設総合地方卸売市場業務条例施行規則別表第 2、市提供データより監査人作成)

ウ. 一般会計繰入金

令和 5 年 4 月 3 日付の総務省「令和 5 年度の地方公営企業繰出金について(通知)」の下記定め(これを「総務省ルール」という。)に基づき、一般会計から総務省ルール内での繰入を下表のとおり受けている。

令和 5 年度総務省ルールより抜粋

第 7 市場事業

1 市場における業者の指導監督等に要する経費

(1) 趣旨

卸売市場内の取引の公正を期するため、業者の指導監督に要する経費等の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

現場取引、卸売人の業務及び経理等に対する指導監督、その他流通改善対策に要する経費として当該年度における営業費用の 30%とする。

2 市場の建設改良に要する経費

(1) 趣旨

卸売市場の建設に伴う資本費の増高に対処するため、企業債の元利償還金の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

市場施設の建設改良に係る企業債の元利償還金(ただし、利子支払額については、平成4年度以降に同意又は許可を得たものに限る。また、PFI事業に係る割賦負担金を含む。)の2分の1とする。

図表 131 令和5年度 一般会計繰入金の計算

(単位:千円)

項目	内容	金額
営業費用	一般職人件費	82,616
	一般事務費(政策 A、G)	20,067
	市場関係業者の指導・育成に関する経費	2,072
	全国公設地方卸売市場協議会に要する経費	5
	施設の管理に要する経費	408,723
	電気料金等の立替金	▲142,390
	公課費分(消費税分)	▲12,721
	小計	358,374
	営業費用×30%	107,512
元利償還金	公債元金償還金	142,447
	公債利子	2,390
	小計	144,837
	元利償還金×50%	72,418
	合計(一般会計繰入金)	179,931

(出典:市提供データより監査人作成)

エ. 電気料金等立替金

市場内業者が事業活動により使用した電気代・ガス代・水道代や柏市場が施設清掃代等で負担した実費相当分を市場内業者に請求するものである。

オ. 修繕費

令和5年度の修繕費について、施設別の内訳は下表のとおりである。高架水槽や浄化槽といった配・廃水等関連の修繕が多く発生している。冷蔵庫棟については、圧縮機の交換等が発生した要因で修繕費が多額となっている。水産棟については、1件当たりの修繕費は多くないが、漏水や舗装といった修繕工事の件数が最も多く発生している。

図表 132 令和 5 年度 修繕費実績

施設名	工事件数	令和 5 年度の 修繕費実績 (千円)
高架水槽・浄化槽	7	25,924
冷蔵庫棟	6	14,172
水産棟	20	10,365
関連食品棟	15	5,054
管理棟	3	2,225
青果棟	3	787
花き棟	1	35
その他	7	4,361
合計	62	62,926

(出典:市提供データより監査人作成)

カ. 施設管理委託(長期継続契約含む)

市場施設の維持管理に係るものであり、令和 5 年度の実績の主なものは下表のとおりである。いずれも市場運営には欠かすことのできない固定費的な性格が強いものである。

図表 133 令和 5 年度 施設管理委託(長期継続契約含む)実績

委託件名	委託概要	令和 5 年度の 施設管理委託実績 (千円)
施設清掃等業務委託	令和 3 年度から令和 5 年度の 3 年長期契約	59,400
常駐保安警備業務委託	365 日 24 時間警備。対象に場外駐車場含む	43,780
水処理施設維持管理等業務委託	ろ過装置活性炭交換含む	34,100
電気法定点検等業務委託	法定点検、日常運転管理、維持管理	21,560
廃棄物運搬業務委託	廃棄物の分別回収及び処理施設への運搬	9,196
その他 23 件	—	9,245
合計		177,281

(出典:市提供データより監査人作成)

キ. 市場施設整備事業費（設計委託、改良工事、維持補修工事）

令和 5 年度の実績は下表のとおりである。施設の老朽化に起因するものが多いが、防犯カメラの設置については、場内でのゴミの不法投棄対策によるものである。

図表 134 令和 5 年度 市場施設整備事業費（設計委託、改良工事、維持補修工事）実績

施設名	主な内容	令和 5 年度の 市場施設整備事業費実績 (千円)
設計委託		7,784
高架水槽・浄化槽	公設市場井戸ポンプ設置工事实施設計業務委託 ➤ 高架水槽の老朽化に伴う高架水槽の代替として、井戸水の配水用ポンプを設置するための実施設計業務	7,700
改良工事		8,690
水産棟	塩干棟通路他改良工事 ➤ 舗装クラック補修	1,045
立体駐車場	舗装工事	7,645
維持補修工事		35,050
青果棟	7 件 ➤ 舗装クラック補修、雨漏り補修	8,220
水産棟	8 件 ➤ LED 交換、防犯カメラ設置等	6,747
関連食品棟	7 件 ➤ LED 交換、シャッター交換、防犯カメラ設置	6,487
冷蔵庫棟	5 件 ➤ 天井結露防止、アスベスト撤去等	3,430
その他	12 件 ➤ 防犯カメラ設置、LED 交換等	10,164

（出典：市提供データより監査人作成）

ク. 公債費

令和 5 年度の公債費関連の支出、並びに令和 6 年度以降の公債償還スケジュールは下表のとおりである。令和 2 年度及び令和 3 年度に起債した公債については、それぞれ償還最終年度に元金の 58%を一括償還する内容となっている。これは、償還最終年度に借り換えを予定しているためとのことである。なお、令和 6 年度以降の起債予定は現状、ないとのことである。

図表 135 公債の償還スケジュール

単位:千円

借入年度		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	計
事業名		青果棟耐震	青果棟耐震	花き棟改築	花き棟改築 青果棟改修	第二発電所 立体駐車場設計	立体駐車場設計 冷蔵設備更新	立体駐車場建設	青果冷蔵庫設置	
当初借入額		52,200	201,400	21,200	271,800	75,100	51,700	971,200	47,300	
借入利率		0.234%	0.090%	0.300%	0.290%	0.250%	0.270%	0.150%	0.245%	
償還期間(内掘置)		10(2)	10(2)	10(2)	10(2)	10(2)	10(2)	10(2)	10(2)	
R5	元金	6,525	25,175	2,650	33,975	9,387	6,462	58,272	-	142,447
	利子	26	62	29	468	134	117	1,435	115	2,390
	残高	6,525	50,350	7,950	135,900	46,937	38,775	912,928	47,300	1,246,665
R6	元金	6,525	25,175	2,650	33,975	9,387	6,462	58,272	2,838	145,285
	利子	11	39	21	369	111	100	1,347	114	2,116
	残高	-	25,175	5,300	101,925	37,550	32,312	854,656	44,462	1,101,380
R7	元金	-	25,175	2,650	33,975	9,387	6,462	58,272	2,838	138,760
	利子	-	17	13	271	88	82	1,260	107	1,840
	残高	-	-	2,650	67,950	28,162	25,850	796,384	41,624	962,620
R8	元金	-	-	2,650	33,975	9,387	6,462	58,272	2,838	113,585
	利子	-	-	5	172	64	65	1,172	100	1,581
	残高	-	-	-	33,975	18,775	19,387	738,112	38,786	849,035
R9	元金	-	-	-	33,975	9,387	6,462	58,272	2,838	110,935
	利子	-	-	-	73	40	47	1,082	93	1,337
	残高	-	-	-	-	9,387	12,925	679,840	35,948	738,100
R10	元金	-	-	-	-	9,387	6,462	58,272	2,838	76,960
	利子	-	-	-	-	17	30	1,003	86	1,139
	残高	-	-	-	-	-	6,462	621,568	33,110	661,140
R11	元金	-	-	-	-	-	6,462	58,272	2,838	67,572
	利子	-	-	-	-	-	13	910	79	1,003
	残高	-	-	-	-	-	-	563,296	30,272	593,568
R12	元金	-	-	-	-	-	-	563,296	2,838	566,134
	利子	-	-	-	-	-	-	825	72	898
	残高	-	-	-	-	-	-	-	27,434	27,434
R13	元金	-	-	-	-	-	-	-	27,434	27,434
	利子	-	-	-	-	-	-	-	65	65
	残高	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(出典:市提供データより監査人作成)

④ 市場整備計画について

柏市場では、平成 14 年度に短期・中期整備の考え方について市場運営審議会に諮問し、平成 16 年度に同審議会からの「移転整備」が有効との最終答申に基づき、市場移転の検討を開始した。しかしながら、平成 22 年度に、取扱高の減少等を要因とした財源難等の課題から、「移転整備」と「現地全面建替え・耐震改修」を比較検証して判断することとした。比較検証の結果、平成 23 年度に、「移転整備」は行わず、現市場施設の耐震改修・修繕により整備することを決定した。これを受け、平成 25 年度に策定された「柏市公設市場整備計画策定 基本設計計画書」(以下、

「平成 25 年度整備計画」という。)においては、以下の基本目標の下、下表の整備計画が立案された。

平成 25 年度整備計画 基本目標

柏市場は、開場より 40 年以上が経過し、経年による物理的劣化のみならず、機能的に要求されている水準を満足していない施設も散見される。

厳しい財政条件の中で、既存施設の有効利用を最優先すべきではあるが、経年劣化状況や耐震性能からみて、改修・補強による改善が効果的ではないと判断される建物については、積極的に更新を図ることにより、公設市場の機能・サービスの向上を目指すこととする。

また、公設市場として要求される機能を満たすために、新たに必要とされる施設及び設備についても、今回の整備計画で新設を行い、公設市場としての役割を十分に果たせる体制を作り上げていくことを、基本的な方針とする。

図表 136 平成 25 年度整備計画の概要

施設名	整備計画の概要
新水産棟・新水産荷捌所	・ 昭和 46 年に竣工した水産棟(S 造)を撤去した跡地を利用して新たに建替え ➢ 水産棟(S 造)は、耐震性能が低く、老朽化も著しいため、耐震補強の効果が低いことから撤去し、市場機能の中心的な役割をもつ水産物部の仲卸店舗及び事務室を建設 ➢ 大規模な荷捌所を設け、市場機能向上・効率化を図る ➢ 低温荷捌所を新設し、コールドチェーン等に対応
新青果・管理棟	・ 昭和 50 年に竣工した青果倉庫棟を撤去した跡地を利用して新たに建替え ➢ 青果倉庫棟は、耐震性能が低く、経年劣化等の理由から有効に使用されていない ➢ 撤去後跡地に、青果荷捌所、青果部門事業者の事務室、管理事務室の複合施設を建設 ➢ 青果荷捌所は、保冷库を新設可能な仕様とする ➢ 新青果・管理棟に統合される旧管理棟は撤去し、跡地を不足がちな来場者用駐車場として利用
水産棟(SRC 造)	・ 昭和 52 年に竣工した水産棟(SRC 造)1 階一部に鮮魚売場を新設 ➢ 同 2 階は内装改修を行い、新たに事務スペースとして使用
新アラ置場・製氷機置場	・ 昭和 63 年に竣工した活魚売場・アラ置場・製氷機置場(プレハブ造)を撤去 ➢ アラ置場・製氷機置場を新設

(出典:市提供データより監査人作成)

その後、平成 29 年に松戸北部市場の青果部門との統合や、耐震診断の結果、

複数の施設で耐震性能に問題があることが判明したこと等により、平成 30 年度に市場整備計画を改定し(以下、「平成 30 年度整備計画」という。)、現在は本整備計画に基づき順次整備を実施している。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大による経済状況の低迷、市場使用料等の収入の伸び悩み等により、市場における主要事業の優先順位が変化しており、計画通りの実施は難しい状況となっている。平成 30 年度整備計画の概要は下表及び下図の通りである。

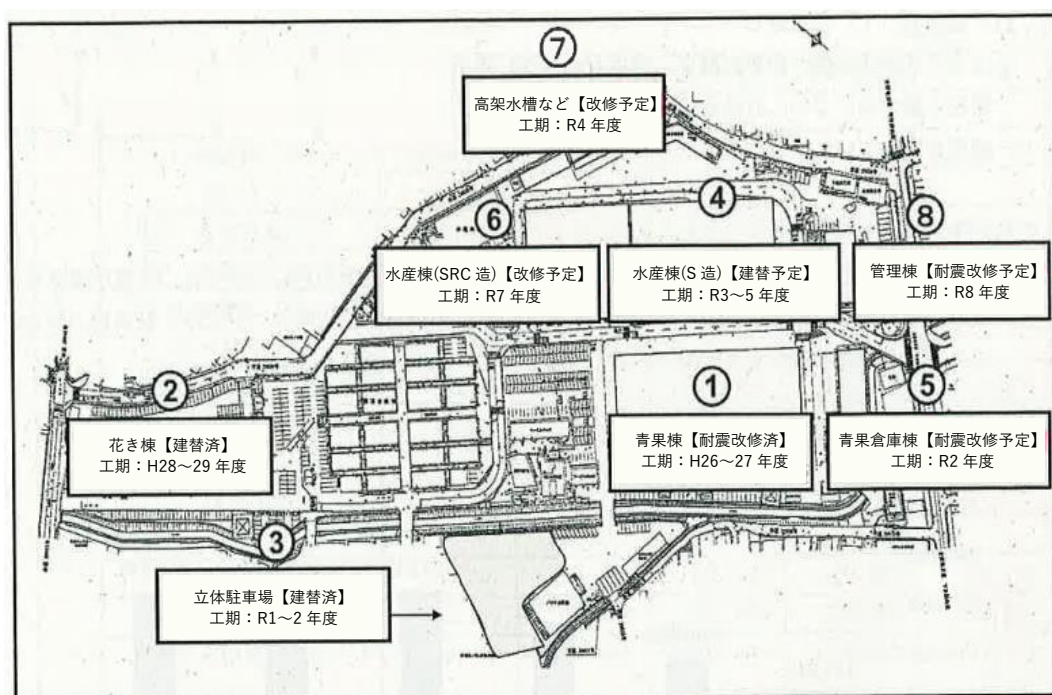
図表 137 平成 30 年度整備計画の概要

施設名	整備計画の概要	予定工期
① 青果棟	- 耐震改修工事 ➤ 平成 27 年度実施済み	H26-H27 年度
② 花き棟	- 花き棟改築工事 ➤ 平成 29 年度実施済み ➤ 平成 25 年度整備計画における改修・増築計画を一部変更	H28-H29 年度
⑤ 立体駐車場(新築)	- 平成 29 年 4 月の松戸北部市場との統合により、青果卸売業者及び仲卸業者が柏市場へ移転。青果の取扱量が著しく増加したことに伴い、売場面積、駐車場スペースが不足したため、1 階を青果荷捌所、2 階、3 階、屋上を駐車場(計 285 台分)とする立体駐車場を建築 ➤ 令和 3 年度実施済み ➤ なお、平成 25 年度整備計画時点では松戸北部市場との統合は想定されていなかった	R1-R2 年度
④ 水産棟(S 造) ⑥ 水産棟(SRC 造)	- 令和 5 年度末時点で未実施 - 水産棟は、整備後 40 年以上を経過し、老朽化 - 特に水産棟(S 造)は耐震性能に著しい問題あり - 施設の陳腐化により、適切な温度管理、品質・衛生管理が困難な状態 ➤ 水産棟の建替えにより、安全な施設環境の整備に加え、荷捌・搬出・低温管理機能を充実させることで、販売力・競争力が強化され、量販店への対応に特化した施設を目指す	④ R3-5 年度 ⑥ R7 年度
⑤ 青果倉庫棟	- 令和 5 年度末時点で未実施 - 平成 27 年の耐震診断により、耐震性能不足が判明している施設であり、耐震改修を予定	R2 年度

施設名	整備計画の概要	予定工期
⑦ 高架水槽	- 令和 5 年度末時点で未実施 - 昭和 46 年に竣工した構造物であり、老朽化が懸念されるため解体改修工事を予定	R4 年度
⑧ 管理棟	- 令和 5 年度末時点で未実施 - 耐震改修工事を予定	R8 年度

(出典:市提供データより監査人作成)

図表 138 平成 30 年度整備計画の概要図



(出典:市提供データより)

また、令和 4 年度に、柏市場敷地内に道の駅を併設し、柏市場の再整備及び活性化並びに地域振興を図ることを目的とした事業構想について、実現可能性及び可能な場合の事業案等といった可能性の調査(以下、「道の駅併設調査」という。)を実施したが、道の駅の要件として、24 時間利用可能な無料駐車場を確保しなければならず、実現は困難との結論に至っている。本調査の結果、道の駅を併設することは実現しなかったものの、柏市場の現状と課題を分析した上で、今後、柏市場の活性化に向けて柏市場が目指すべき姿について、各対象が具体的に対応すべき事項や必要な施策が下表のとおり整理されている。

図表 139 市場活性化に向けての目指すべき姿

対象	対応すべき事項	具体的に必要な施策
市場内業者	強みである量販店対応の拡大	コールドチェーンや配送、加工・保管機能の強化による顧客要望への対応
	新たな顧客・需要の取り込み	・ 商圈を活かした個人消費者への展開 ・ 消費者を掴むためのセールスとマーケティングの強化
開設者 (公設市場)	市場会計の健全化	・ 市場内事業者の取扱高向上の支援 ・ テナントの稼働率向上、駐車場の適正利用等による安定した収入
	卸売市場の役割の市民理解	市民に対して開かれた市場への転換

(出典:「柏市公設総合地方卸売市場 併設道の駅」可能性調査業務委託 概要版より)

⑤ 耐震診断、老朽化調査について

平成 23 年度に当初検討していた柏市場の移転整備を見直し、現市場施設の耐震改修・修繕により整備する旨の決定を受け、平成 24 年度より現市場施設の耐震診断及び老朽化調査を順次行った。本調査結果の概要は下表のとおりである。

図表 140 耐震診断及び老朽化調査結果の概要

施設名	報告年月	調査結果	対策実施の有無
青果棟	H25.10	・ X 方向で耐震目標値を満たしておらず、補強を行う必要あり ・ 屋根面荷重伝達が不可能なため、屋根面補強を行う必要あり ・ 全体的に錆が発生しており、補強時に再塗装が望ましい	H28 実施済み 〃 〃
青果倉庫棟	H27.10	・ X 方向、Y 方向共に耐震性能が不足しており、倒壊・崩落の危険性あり ・ 柱脚部の腐食欠損は、改善することを前提に所要の耐震性能確保 ・ 外部鉄骨階段は腐食著しく、発錆著しいと推測 ・ 2 階に取り付けられた屋根架構の取り付け方法に不備があり、耐震性能なし	H29 実施設計完成 〃 〃 〃
水産棟(S 造)	H27.12	・ X 方向、Y 方向共に耐震性能が不足しており、倒壊・崩落の危険性高い ・ 補強案として以下 2 提案あり	未了 〃

施設名	報告年月	調査結果	対策実施の有無
		① 2 階を撤去し建物重量の軽減を行い、X 方向、Y 方向共に壁面ブレースを新設し、耐震目標値を満足させる ② X 方向に枠付の壁面ブレースを新設、Y 方向に方杖・壁面ブレースを新設し、耐震目標値を満足させる	
水産棟 (SRC 造)	H25.3	・ X 方向、Y 方向共に耐震性能あり 【以下、附属設備について】 ・ RC 造:鉄筋露出につき、外壁補修を行う必要あり ・ コンクリートブロック積み壁につき、転倒の恐れがあり、撤去又は補強の必要あり ・ 吊り天井・売り場天井につき、振り止め材が存在せず、アンカー筋の詳細も不明確であり、地震時に損傷する恐れが高い。詳細調査・補強要否の検討が必要 ・ 西側外壁一部の ALC 壁につき、大地震時に変形等の追従できる取り付け方法で施工されていることが確認できず、大地震時に損傷する恐れあり。ALC 壁は撤去新設が必要 ・ S45 年棟と S60 年棟の接続屋根 (東側屋根) につき、エキスパンションジョイントを設けずに設置されており、大地震時に損傷する恐れあり。撤去が必要	— 未了 〃 〃 〃 〃
関連食品等 (C 棟)	H25.3	・ X 方向、Y 方向共に耐震性能あり 【以下、附属設備について】 ・ 内壁のコンクリートブロック積み間仕切壁につき、転倒可能性あり ・ 建物外部につき、梁ひび割れ・鉄筋露出・爆裂等の劣化・外壁 ALC で剥落あり。外壁補修を行う必要あり ・ 増築鉄骨大屋根 (S63 増築) につき、接続箇所を切断し自立することが困難であることが判明。次の改修提案あり ① 既存建物との接続部を切断し、所定のクリアランスを設け、別棟扱い (増築鉄骨大屋根は別途耐震補強)	— 未了 〃 〃

施設名	報告年月	調査結果	対策実施の有無
		② 2FL より上部の屋根部分を撤去し、かつ、棟別に分割するよう改修 - 各棟をつなぐ鉄骨屋根につき、建物の変形に対する追従性を有しておらず、変形に耐えうる強度も有していない。大地震時に損傷する危険性あり。各棟をつなぐ鉄骨屋根は一度撤去し、建物の変形に追従可能な屋根に改修する必要あり - 鉄骨ブリッジにつき、2 階レベルで隣接する建物をつなぎ、建物と一体構造となっているが、竣工図と異なる形状。建物の変形に対する追従性は確認できず、また、変形に耐えうる強度化も確認できないため、大地震時に損傷する危険性あり。鉄骨ブリッジは撤去する必要あり - シャッターにつき、建物に接続されているが、建物の変形に対する追従性を有しておらず、変形に追従できるディテールに改修する必要あり	〃 〃 〃

(出典:市提供データより監査人作成)

⑥ 経営戦略について

卸売市場は、全国的傾向として、人口減少による食料品消費の減少や消費者ニーズの多様化、国産農水産物の生産・流通構造変化、物流の国際化、新型コロナウイルス感染症による飲食店での消費低迷等により市場経由率の低下が生じ、取引量が減少傾向にある。また、市場内外の業者や産地との連携、コールドチェーン、HACCP（※食品の安全性を確保するための国際的な衛生管理手法）等の確立、低温流通体系の構造を持つ品質管理の徹底等が生産者や消費者のニーズとなってきた。さらに、社会的広義の指標とされる SDGs に掲げられている持続可能な生産消費形態を確保することも、包括的目標となっている。これらの問題に対応するため、市場経営の効率化を図り、更に将来的には、市場運営の広域化や他卸売市場との統廃合、再編も視野に入れていく必要がある。また、多くの卸売市場で施設の老朽化が深刻化し、施設更新の必要性が高まっている。

このような状況を背景として、柏市場では、市民への安心・安全な生鮮食料品等

の安定供給という卸売市場としての目的を果たし、将来に渡り安定的に事業を継続していくため、令和3年度から令和12年度までの10年間を対象とする中長期的な基本計画である「柏市公設総合地方卸売市場経営戦略」（以下「経営戦略」という。）を策定した。本経営戦略の中心となる財政・投資計画は、使用料収入や補助金、地方債等の財源見通しを試算した「財源試算」を重要な支柱とし、施設・整備に関する投資の見通しを試算した「投資試算」と投資以外の経費を計上した上で、収入と支出が均衡する計画となっている。

柏市場は、千葉県北西部に位置し、千葉県・埼玉県・茨城県の3県に隣接し、近接する地方卸売市場と競合関係であると共に、東京都の中央卸売市場の影響を強く受ける環境にある。こうした競合関係を勝ち抜くため、大規模市場にない『独自の魅力を創出することにより、地域拠点市場としての位置付けを確立すること』（市場活性化）を、本経営戦略の基本目標と定め、当該基本目標を達成するための基本方針等を下表のとおり定めている。

図表 141 経営戦略達成のための基本方針等

市場活性化に向けた取組方針	部門	内容
ア. 産地の選定による集荷力の向上	青果 水産 花き	・ 新たな産地の開拓と既存産地との関係強化
	青果 花き	・ 地元産品の発掘・育成
	水産	・ 地方産品の発掘・育成
イ. 情報発信、提案の強化や地域ニーズへの対応による販売力の向上	全体	・ 消費者、販売先、生産者との交流機会拡大
	青果 水産 花き	・ 産地と連携した販売促進プロモーションの強化による認知度の向上 ・ 取引形態の多様性の確保による販売力の強化 ・ 地域ニーズへの的確な対応と新たなニーズの掘り起こし ・ 卸売機能との相乗効果を目指した一般客向け販売への対応の検討
	水産	・ 輸出の強化
	花き	・ 地元生産者との連携による柏ブランドの創出と価値の向上 ・ 量販店（ホームセンター等）への提案型販売の強化 ・ 柏市及び県内の小中学校における花育への取組の充実・強化
	関連	・ 一般客向け販売の充実・改善

市場活性化に向けた取組方針	部門	内容
		・ 地域ニーズの最新動向の把握ときめ細かい情報発信
ウ. 柔軟できめ細やかなサービスの充実	青果 水産 花き	・ 産地と消費地を繋ぐ情報共有のターミナルとなる機能の強化
	青果	・ 加工、小分け、パッケージサービスの実施
	水産	・ 加工サービスへの取組 ・ 小口需要に配慮した小ロット販売、配送サービスへの対応
	花き	・ 仲卸業者による共同加工サービスの実施 ・ 販売先のニーズに対応した多様なロットでの販売への対応
	関連	・ 加工サービスなど各部門のきめ細かい取組の支援 ・ 各部門と連携した一般客向け販売への対応の検討
エ. 物流拠点としての機能の高度化	全体	・ 部門間連携による共同配送の実施
	青果	・ コールドチェーン構築の検討 ・ 庇付き荷捌き場の拡充
	水産	・ 衛生管理の高度化に向けた取組 ・ 保管能力の強化に向けた取組 ・ 低温物流機能の高度化に向けた取組
	花き	・ 温度管理の改善による品質管理の向上 ・ マナー改善による適切な売場環境の確保
オ. 市場に期待される公共的役割への対応	全体	・ 地域団体との連携した食育、花育への取組 ・ 地球環境への負荷軽減 ・ 非常時にも安定的な食糧供給が可能な体制の整備強化
カ. 安定的、効率的な市場経営の基盤強化	全体	・ 開設者と市場内事業者の連携による施設の適切な管理運営 ・ 市場運営の安定性、継続性を確保するため、市場内事業者の経営基盤強化、効率化の向上促進を支援 ・ 民間活力導入やノウハウを活かした市場運営の在り方の検討

(出典:市提供データより監査人作成)

（２）監査の結果

指摘すべき事項はない。

（３）監査対象事業に対する意見

【意見 62】耐震対策の進捗について

柏市場では、平成 24 年度から平成 27 年度にかけて順次、施設の耐震診断、老朽化調査を行っており、その概要は『1(1)⑤ 耐震診断、老朽化調査について』に記載のとおりである。これを見ると、耐震性能が不足しているにも関わらず、耐震改修工事が実施されていない施設が複数存在している。これは、柏市場整備計画の全体的な方向性が定まっていない段階では、耐震改修工事を実施した後に当該施設の取壊しが生じる可能性があるため、多額の費用を要する耐震改修工事を実施する判断が難しいことに起因している。

しかしながら、耐震診断の結果、「耐震性能が不足しており、倒壊・崩落の危険性が高い」とされた水産棟(S 造)及び「耐震性能が不足しており、倒壊・崩落の危険性あり」とされた青果倉庫棟については、そこで働く者の命に係わる問題であり、最優先事項として検討いただきたい。

【意見 63】駐車場の不正利用問題について

柏市場における駐車場において、市場外の事業所等に勤務する従業員等による不正利用が多数発生し、市場業務に支障をきたしている。公設市場では、駐車場契約者に駐車許可証を交付しているが、出入庫を警備員による人的管理に依っており、不正利用車の発見に限界があるとして、令和 4 年度に入退場門をゲート化することを検討した。しかしながら、入退場門のゲート化について市場内業者に説明したところ、業務効率の面等から反対意見があり、現時点でゲートの設置は実現していない。

確かに、入退場門のゲート化により駐車場の不正利用問題が解消する可能性は高いと考えるが、一方で、コスト面や業務の効率化を阻害するといったマイナス面も存在する。現在、駐車場契約者には駐車許可証の車内掲示をお願いしているが、掲示が徹底されておらず、警備員が不正利用車を容易に判別することができない状態となっている。

については、関係者への周知依頼を十分に行い、入退場門のゲート化を実施する前に、駐車許可証の車内掲示を徹底させることで、どの程度不正利用が減少するか検証することを検討いただきたい。

【意見 64】計画的な施設整備推進の必要性について

令和 5 年度において、施設整備に係る設計委託として「公設市場井戸ポンプ設置工事実施設計業務委託」(委託費 7,700,000 円)を実施している。本実施設計業務は、老朽化した高架水槽の破損・倒壊に備え、本高架水槽の代替として井戸ポンプを設置するための実施設計業務である。通常であれば、実施設計業務終了後、期間を空けずに工事が開始されることになるが、令和 6 年度において当該井戸ポンプ設置工事に係る予算措置はなされていない。仮に当該工事の実施が行われない場合には、本実施設計業務は不要だったということになってしまうため、実施設計と工事実施は予算的な観点から一体という意識で計画的に進めていただきたい。

なお、当該工事に係る工事費については、公設市場において、令和 6 年度の予算要求に計上したものの、柏市場整備計画の全体的な方向性が定まっていないことを理由に予算措置がなされなかったとのことである。

【意見 65】市場活性化に向けての市場内業者との協働について

令和 3 年度に策定した経営戦略においては、市場活性化を基本目標に掲げ、『1(1)⑥ 経営戦略について』に記載のとおり、開設者である公設市場と市場内業者の、それぞれの立場における取組方針と具体的な内容が定められている。これらの内容を見ていくと、市場内業者が主体となって推進していくものが多く、公設市場だけで実現することは困難であり、市場内業者との協働が不可欠である。公設市場は、これら施策が実現できるよう、市場内業者をサポートしていく役割が期待されている。これまでも市場取引協議会等において、市場内業者に対し経営戦略の説明はなされているものの、十分な成果が上がっているとは言い難い。

については、経営戦略の策定者である公設市場と市場内業者がこれらの目標を十分に共有し、市場内業者が積極的に市場活性化に向けての行動を起こせる機運を醸成し、実行段階においては KPI 等を導入した進捗管理等を可能とするような、市場内業者を巻き込んだ組織・体制づくりが望まれる。

【意見 66】新たな市場整備計画の速やかな策定について

柏市場の整備計画については、これまでに概ね下表の変遷をたどり現在に至っている。令和 5 年度末時点においてオーソライズされている市場整備計画は「平成 30 年度整備計画」であるが、本整備計画、整備済みのものは青果棟耐震改修、花き棟新築及び立体駐車場新築のみである。

図表 142 市場整備計画の変遷

年度	内容
H14 年度	柏市場の短期・中期整備の考え方について市場運営審議会に諮問
H16 年度	市場運営審議会からの移転整備が有効との答申に基づき、市場移転の検討を開始
H22 年度	市場移転整備について、財源等の課題から、現地全面建替え・耐震改修と比較検証して判断するとした見直し検討を開始
H23 年度	市場移転について、見直し検討の結果、移転整備は行わず、現市場施設の耐震改修・修繕により整備すること決定
H24 年度	現市場施設の耐震診断・老朽化調査を開始
H25 年度	平成 25 年度整備計画策定 ➤ 既存施設の有効利用を最優先としつつ、経年劣化状況や耐震性能からみて、改修・補強による改善が効果的ではないと判断される建物については、積極的に更新を図ることにより、公設市場の機能・サービスの向上を目指す ➤ 主な整備内容は以下のとおりであり、大幅な再整備を計画 ・ 水産棟(S 造):建替、機能向上 ・ 水産棟(SRC 造):1 階一部に鮮魚売り場新設、2 階事務スペース ・ 青果倉庫棟:建替、複合施設化、機能向上、駐車場増設
H30 年度	平成 30 年度整備計画策定 ➤ 平成 29 年の松戸北部市場の青果部門との統合、平成 24 年度以降に順次実施した耐震診断結果、厳しい財政状況等に鑑み、平成 25 年度整備計画を一部縮小すると共に、立体駐車場新設を織り込む ➤ 主な整備内容は以下のとおり ・ 水産棟(S 造、SRC 造):建替、機能向上 ・ 青果倉庫棟:耐震改修 ・ 青果棟:耐震改修 ・ 管理棟:耐震改修 ・ 花き棟:改築 ・ 立体駐車場:新築 ・ 高架水槽:解体改修
R4 年度	道の駅併設調査 ➤ 現状・将来予測より、今後の整備方針として規模の適正化(ダウンサイジング)による更新が妥当 ➤ ダウンサイジングの結果生じる余剰地の有効活用により、市場活性化を図る ➤ 当該余剰地に道の駅を併設する地域振興拠点整備は、24 時間駐車可能な無料駐車場の確保が厳しく、実現は困難と結論

(出典:市提供データより監査人作成)

上表のとおり、柏市場の整備計画は複雑な経緯を辿っているが、築 50 年以上経過した主要施設が多数あり、補修や修繕だけでは現状の機能を維持することもままならない状態といえる。また、道の駅併設調査の結果にもあるとおり、今後、取扱高が増加することは見込みづらい状況であり、緻密な将来予測に基づく適切な規模での更新が必要と考える。

前述の意見（『【意見 62】耐震対策の進捗について』及び『【意見 64】計画的な施設整備推進の必要性について』）で記載したとおり、柏市場整備計画の全体的な方向性が定まっていない中では、計画策定前に実施した改修工事等が、今後決定する新整備計画との間で不整合を生じる可能性があり、実施した改修工事等が無駄になる虞があるため、新整備計画の策定前に改修工事等を行うことの判断が慎重にならざるを得ない点は理解できる。しかし、時の経過による施設の老朽化は止められないため、新たな市場整備計画の速やかな策定が強く望まれる。

また、新たな市場整備計画の策定に際しては、令和 4 年度に実施した「道の駅併設調査」の検討結果が参考情報として有意と考えられるため、ダウンサイジング、余剰地の活用方法としての PFI 方式、施設管理における指定管理者制度の利用等のアイデアにつき、継続して検討いただきたい。

さらに、柏市場が持つ、研究機関や大学が多く集まる柏の葉地区に近接する地理的特性を活かし、産学官連携によるライフサイエンス分野等の研究拠点としての活用についても検討いただきたい。

【意見 67】債務者との交渉に係る記録について

市では、平成 25 年度に一部の事業者による使用料等の滞納を受け、滞納整理マニュアルを作成している。公設市場は、この滞納整理マニュアルに従い、2 か月前の未納分（前々月未納分）につき督促状を通知し、また、3 か月以上経過したものについては催告通知書を通知している。

図表 143 令和 5 年度における督促状及び催告通知書の通知件数

（単位：件）

通知した月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
督促状	7	5	6	5	5	4	6	4	5	5	4	3
催告通知書	2	3	4	4	4	4	3	4	4	4	4	4

※通知件数には、直前に納付があった等の理由で通知を控えたものも含んでいる。

（出典：市提供データより監査人作成）

催告通知書の対象となる市場使用者には、数か月以上に亘って使用料等を滞納しているものもいる。そこで、催告通知書の対象となる市場使用者の事業の状況や交渉の記録をヒアリングしたところ、公設市場ではこれらの市場使用者の状態につ

いて把握しているのであるが、市場使用者との交渉内容や置かれている状況の推移が時系列で記録されている資料は作成されていなかった。

督促状及び催告通知書の通知は、伺いを立て決裁を経て行われている。その際の伺いの表紙には、全てではないが、滞納している市場使用者の状況等が記載されているものが見られる。また、それらが付箋で書き添えられているものもある。これら市場使用者の管理については、公設市場の職員が少数で行っているため、凡その状態は把握しているのが現状である。

しかし、上記の滞納整理マニュアルに記載のあるとおり、保証金の充当や許可の取消しにかかる聴聞を実施する際には、今までの経緯について年度を超えて把握しておく必要があり、また職員間での引継ぎなどにおいても詳細な情報が見やすい文書の形で記録されていることが望ましい。

今後、少なくとも催告通知書の通知を行わざるを得ないような市場使用者については、別途管理簿等を設けて情報管理していくことが必要である。

【意見 68】個々の滞納案件への対応について

ここでは、個々の滞納案件への対応について言及する。

令和 6 年 3 月において催告通知書を通知した市場使用者 R 社は、令和 5 年 8 月から市場施設使用料及び電気使用料を滞納し続けている。また、本事業者については、それ以前から度々支払が滞っており、その都度督促状又は催告通知書が通知されている。なお、本事業者は現在も本市場を使用している。

公設市場は、当該事業者に対し納付指導を行っているが、事業の状態は好転せず、長らく催告通知書の対象となっている。納付する意思はあってもそれができる能力がなかなか伴わないということであれば、商工振興課が実施している民間企業への支援事業などを活用して事業の状況そのものを支援することも検討すべきである。

令和 6 年 3 月において催告通知書を通知した市場使用者 S 社は、令和 5 年夏ごろに公設市場から退去しているが、令和 4 年 8 月から退去までの間、市場施設使用料及び電気使用料を滞納し続け、金額はそれぞれ 2,038 千円と 1,072 千円となっている。なお、この他に遅延損害金も発生している。

当該事業者については、現在も電話による連絡はしているが応答はない。郵便も返送されるという状況である。公設市場としては保証金を充当することまではしているが、それ以外のことは行っていない。

本事業者は、市場施設使用料及び電気使用料を 12 か月分以上も滞納しているが、このような状態になる前に法律の専門家などに相談し、対応を検討する必要があると思われる。この点、滞納マニュアルにおいては、許可の取消し後も滞納があ

って、督促等実施してもなお支払われない場合、法的措置の検討を行うと記載されているが、本事案のように退去した後では追跡が困難である。今後はもっと早く対応されたい。

滞納マニュアルより抜粋

10. 許可の取消し後も滞納金が残存する場合の手続

許可の取消し後も引き続き滞納金が残存する場合においては、適宜督促状及び催告通知書により支払いを促すとともにヒアリングを行うものとする。

前記の手続を実施しても入金を確認できない場合は、法制担当部署等関係機関とともに必要に応じて市顧問弁護士などと協議を行い法的手続の検討を行うものとする。

(以下、略)

VI 一般財団法人柏市まちづくり公社

(1) 事業の概要

① 事業の目的及び内容

一般財団法人柏市まちづくり公社(以下、本項において「公社」という。)は、柏市及びその周辺における都市機能及び都市環境の充実向上を目指し、民産官学の協働によるまちづくり事業を推進し、もって柏市及びその周辺の健全な発展と住民福祉の向上に寄与することを目的とする一般財団法人である。

公社は、昭和 37 年に財団法人柏市開発協会として設立され、昭和 44 年には財団法人柏市都市開発公社に名称変更が行われた。平成 5 年には、土地開発公社機能を分離し、財団法人柏市都市振興公社に名称変更が行われ、平成 25 年の公益法人制度改革に伴い、新法人格取得し、現在の一般財団法人柏市まちづくり公社に名称変更が行われた。

昭和 37 年の設立以来、市内 16 の住宅団地及び 3 つの工業団地の造成・分譲、近隣センター、駐輪場、あけぼの山農業公園などをはじめとする公共施設の管理・運営等をこれまで行ってきた。

社会環境・経済環境が変化する中、当初の設立目的からも状況は変化しており、今後は民間ができることは民間に任せ、市ではできない事業や民間でも参入しない事業など、公社ができること、市民や事業者から求められているまちづくりに必要な事業など、柏市の健全な発展と住民福祉の向上を目的に組織のあり方や事業の検討を進め実施に向け取組むこととしている。

③ 正味財産増減の状況

(単位:千円)

項目	令和 4 年度	令和 5 年度
I 一般正味財産増減の部		
1. 経常増減の部		
(1) 経常収益	156,788	140,977
特定資産運用益	0	15
事業収益 ※1	154,497	138,223
受取補助金等	40	50
受取負担金	2,053	2,053
受取寄付金	4	0
雑収益	191	634
(2) 経常費用	196,019	172,154
事業費 ※1	182,098	155,088

(単位:千円)

項目	令和4年度	令和5年度
管理費 ※1	13,920	17,066
当期経常増減額	△39,231	△31,177
2. 経常外増減の部		
(1) 経常外収益	170	257
固定資産受贈益	170	257
(2) 経常外費用	0	2,301
固定資産減損損失 ※2	0	2,301
雑損失	6	0
当期経常外増減額	163	△2,044
当期一般正味財産増減額	△39,067	△33,222
一般正味財産期首残高	1,212,719	1,173,652
一般正味財産期末残高	1,173,652	1,140,430
Ⅱ 指定正味財産増減の部	0	0
Ⅲ 基金増減の部	0	0
Ⅳ 正味財産期末残高	1,173,652	1,140,430

※1 事業収益、事業費、管理費が前年対比で減少している。これは、柏斎場内での売店を令和4年度で終了したことによる、売上の減少及び人件費の減少によるものである。

※2 固定資産減損損失は、旧社屋の解体によるものである。

③ 令和5年度の事業内容について

公社は、公益目的事業とその他事業を実施しており、令和5年度の事業内容は次の通りである。

実施事業等（公益目的事業）

【まちづくり事業】

(1) まちづくりの普及啓発事業（情報発信事業）

当公社のホームページ及びフェイスブックを活用し、まちづくりに関する情報発信を行っている。

(2) まちづくりに関する相談、助言、支援事業

柏北部地域のまちづくり拠点として活動する「柏の葉アーバンデザインセンター(UDCK)」及び柏中央地域のまちづくり拠点として活動する「柏アーバンデザインセンター(UDC2)」の戦略会議や委員会等への参加を通して連携を図っている。

(3) まちづくりの調査研究事業（調査研究事業）

昨今のまちづくりの潮流の参考として、資源循環といったサステナブルな仕組みを実装し、農やアートを体験できる農場「クルックフィールズ(KURKKU

FIELDS)」(千葉県木更津市)や、農産物・物産品の販売所、開発工房等の地域の生活インフラ拠点の「里の MUJI みんなみの里」等といった、近年、首都圏近郊からの担い手・若者世代が流入している房総エリアの注目施設を視察した。

国土交通省と全国エリアマネジメントネットワークが共同開催した「官民連携まちづくりフォーラム‘23」において、ポスター展示・プロモーションやシンポジウム、分科会等に参加した。

また、全国中心市街地活性化まちづくり連絡会議では、総会や各勉強会に参加した。

(4) 市街地等活性化推進事業（道路空間利活用推進事業）

都市再生整備計画(柏駅周辺地区)への位置付けに基づき、柏駅前のダブルデッキ及びウッドデッキ(道路空間)を有効に活用する取組として、独自の制度(柏駅前デッキ利活用プロジェクト「KASHIWA W DECK」)を構築・運用し、民間活力による小休憩できる滞留空間の形成や賑わい創出に取り組んでいる。

柏市が取り組む「GREEN UP KASHIWA」や「市民活動フェスタ」等のイベントについては、デッキ利活用のために設置したダブルデッキ上の電源コンセントの提供で協力・支援した。

今年度においても、前述の利活用の取組に加え、Wデッキ(ダブルデッキ及びウッドデッキ)の維持管理活動を行った。また、平日の夕方にWデッキとその周辺の見回り活動を行った。近年、果物やアクセサリ等の違法販売が横行しており、発見次第、柏駅東口交番を含む柏警察署への通報等を行い、Wデッキ利活用申請者や周辺事業者と連携して対応した。このような維持管理に関する対応については、マネジメント報告書として記録し、情報をまとめている。

なお、Wデッキ上には当公社所有の防犯カメラを設置しているが、警察の各種捜査での同カメラの映像データの閲覧・提供に関する対応も行っており、引き続き、警察との協力関係は維持していきたい。

その他事業（収益事業）

【開発（用地等）事業】

(1) 用地等の管理、処分事業

所有用地の除草や修繕等維持管理及び未利用地の有効活用あるいは処分に向け、関係者との協議を行っている。

(2) 不動産貸付事業

柏駅南口にある「K-ICHIHACHI」ビルの2区画について、飲食事業者の2社にそれぞれ貸付している。

(3) 施設整備等事業

本社社屋の建替えに向けて建物設計及び活用策の検討を行っている。また、

本社社屋の解体工事を行い、令和5年6月に完了した。

【販売事業(あけぼの山農業公園食堂及び売店事業)】

T 社 への委託により、バーベキュー店舗(AKEBONO BEACH PARK)及びカフェ店舗(テントカフェ)の営業を行うとともに、直営による売店「三休」を運営した。本事業は令和5年度をもって終了した。

(2) 監査の結果

【指摘 9】固定資産台帳と貸借対照表の不一致について

公益法人会計基準では、資産の貸借対照表価額について、「有形固定資産及び無形固定資産については、その取得価額から減価償却累計額を控除した価額をもって貸借対照表価額とする。」と規定されている。有形固定資産等の減価償却資産に投下された資金は、資産が使用される期間にしたがい各会計期間に費用配分される。この費用配分の過程が減価償却であり、減価償却の方法を含め、固定資産を、その取得から除却処分に至るまでの経緯を個々の資産ごとに管理するための帳簿が固定資産台帳である。したがって、財務諸表を正確かつ効率的に作成するためには、固定資産台帳の整備が必要であり、財務諸表と固定資産台帳は常に一致していなければならない。

公社においても、決算手続を実施するにあたり、固定資産台帳を作成しているが、令和5年度の貸借対照表に計上されている建物の帳簿価額と固定資産台帳上の建物の期末簿価が不一致となっていた。

不一致の原因は、会計年度末に終了した事業で使用していた建物が不要となったが、会計帳簿上では除却処理を行ったものの、固定資産台帳上での除却処理が漏れていたためである。固定資産台帳は繰り越して次期以降も使用されるため、不一致の項目は修正し、財務諸表と固定資産台帳は常に一致する状態としなければならない。

図表 144 固定資産台帳上で除却処理が行われていなかった資産

(単位:円)

資産名	供用年月	取得価額	期末簿価
大型イベント集会テント	H29.6	213,000	4,864
集会テント、三方幕	H31.3	130,860	35,741
イベント集会テント	R3.3	104,500	59,671
合計		448,360	100,276

【指摘 10】建設仮勘定の過大計上について

土地、建物及び建物付属設備等の有形固定資産で、営業の用に供するものを建設した場合における支出は、一時的に建設仮勘定の科目で固定資産の一項目として区分され、当該固定資産が完成した時点で建物等の本勘定に振り替える会計処理が行われることがある。建設仮勘定に計上できる支出は、当該有形固定資産を取得するために支出し、完成までにかかる支出であり、それ以外の支出を計上することはできない。建設に関係ない支出を建設仮勘定に計上した場合には、費用の計上漏れ及び資産の過大計上につながり、誤った財務諸表が作成される恐れもある。

公社の令和 5 年度の貸借対照表には、30,417 千円の建設仮勘定支出が計上されており、その内容は次表のとおりである。

図表 145 建設仮勘定の内訳

(単位:円)

支払日	相手先	内容	金額
R5 年 7 月 20 日	U 社	社屋解体工事	21,846,000
R5 年 7 月 20 日	U 社	社屋解体工事増額分	928,000
R5 年 12 月 5 日	V 社	設計料	5,933,400
R6 年 1 月 20 日	W 社	地質調査	1,210,000
	その他		500,560
計			30,417,960

公社は、本社の移転を計画しており、令和 5 年度末においては、旧社屋を解体し、新社屋を建設するための設計業務や地質調査業務を実施している途中であり、これらにかかる支出を建設仮勘定支出としている。

このうち、旧社屋の解体工事にかかった支出の 21,846 千円は、旧社屋の除却にかかる支出であり、会計処理上は費用又は損失として計上する項目である。したがって、公社の令和 5 年度財務諸表においては、この分の支出が過小計上となっている。

決算作業を行うにあたっては、建設仮勘定の管理及び内容の見直しを適正に行い、過大計上や、本勘定への振替漏れ、または減損の発生の有無などを慎重に確認しなければならない。

【指摘 11】賞与引当金の未計上について

賞与引当金は、職員に対して翌年度に支給する夏季の期末手当及び勤勉手当に備えて見積計上する引当金である。実際の夏季期末手当及び勤勉手当の支給は翌年度の6月に行われるが、その発生原因(職員等による労働サービスの提供)は当年度中に発生していると考えられ、その発生額を引き当てるものである。

公社においても、下記のとおり、給与規程及び柏市一般職職員給与条例に規定されており、職員に対して夏季期末手当及び勤勉手当の支給が行われているが、貸借対照表には、賞与引当金は計上されていない。適正な期間損益計算及び負債を網羅的に計上するためにも、期末決算において、賞与引当金の見積計算を行い、繰入額を正味財産増減計算書に計上すべきである。

一般職員等給与規程より抜粋

(期末手当及び勤勉手当)

- 第9条 期末手当は、一般職員等に対して、柏市一般職職員給与条例第21条第3項の規定に準じて支給する。
- 2 勤勉手当は、一般職員等に対して、柏市一般職職員給与条例第22条第2項第2号の規定に準じて支給する。
- 3 期末手当及び勤勉手当の支給日は、基準日が6月1日の場合は6月30日とし、基準日が12月1日の場合は12月10日とする。
- 4 育児休業中職員の期末手当及び勤勉手当の扱いは、育児・介護休業規程第6条によるものとする。

柏市一般職職員給与条例より抜粋

(期末手当)

- 第21条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第21条の3まで及び附則第12項第3号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条及び第21条の3においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(第14条第4項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。
- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の122.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30
- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する期末手当の額は、前項の規定にかかわらず、期末手当基礎額に100分の68.75を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じ、前項に定める割合を乗じて得た額とする。

【指摘 12】財務諸表の注記における計上漏れについて

公益法人会計基準では、財務諸表の注記について、次のように規定されている。

第5 財務諸表の注記より抜粋

- (1) 継続組織の前提に関する注記
- (2) 資産の評価基準及び評価方法、固定資産の減価償却方法、引当金の計上基準等財務諸表の作成に関する重要な会計方針
- (3) 重要な会計方針を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更による影響額
- (4) 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高
- (5) 基本財産及び特定資産の財源等の内訳
- (6) 担保に供している資産
- (7) 固定資産について減価償却累計額を直接控除した残額のみを記載した場合には、当該資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
- (8) 債権について貸倒引当金を直接控除した残額のみを記載した場合には、当該債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高
- (9) 保証債務(債務の保証を主たる目的事業とする公益法人の場合を除く。)等の偶発債務
- (10) 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
- (11) 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高
- (12) 基金及び代替基金の増減額及びその残高
- (13) 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳
- (14) 関連当事者との取引の内容(注17)
- (15) キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲及び重要な非資金取引
- (16) 重要な後発事象
- (17) その他公益法人の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産増減の状況を明らかにするために必要な事項

(その1) 固定資産の減価償却方法について

公社の注記表では、固定資産の減価償却方法について、次のように記載されている。

- (3) 固定資産の減価償却の方法
- ①有形固定資産の減価償却方法は、定率法で行っている
 - ②無形固定資産の減価償却方法は、定額法で行っている。

公社の固定資産台帳には償却方法が記載されており、建物、建物附属設備、及び構築物については定率法及び定額法の両方が使われている。また、工具器具備品はすべて定率法が使われており、リース資産についてはリース期間定額法、無形固定資産については定額法が使われている。

したがって、有形固定資産の減価償却方法の注記は、実際の減価償却方法を正確に表してはいない。減価償却方法は、法人税法の規定に従うことが多く、有形固定資産の種類によっても異なることもある。決算処理を行うにあたっては、法人の会

計方針を適正に把握し、実際の減価償却方法を適正に表す注記を行わなければならない。

(その2) 引当金の計上基準について

公社の注記表では、引当金の計上基準について、次のように記載されている。

(4) 引当金の計上基準

退職給付引当金

自己都合の退職による期末退職給与の要支給額に相当する金額を計上している

公社の貸借対照表には、汚水施設修繕保証引当金と退職給付引当金の2種類の引当金が計上されているが、注記表には退職給付引当金についての記載はあるものの、汚水施設修繕保証引当金の記載は行われていない。

引当金とは、将来の特定の支出であって、当年度の負担に属する額を当年度の支出として計上したときの貸方項目であり、その発生が当年度以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができる場合に計上される。引当金の計上基準については、科目の重要性があるため、計上の理由、計算の基礎その他の設定の根拠を記載することが求められる。

(その3) 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益について

公社の注記表では、満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益について、次のように記載されている。

9. 満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当事項ありません

公社の貸借対照表には、事業積立資産として 1 億円が計上されており、内容は満期保有目的の債券であるため、決算においては次の注記が必要であった。

9. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、次のとおりである。

(単位:円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時価	評価損益
44X 社本社	100,000,000	99,750,000	△250, 000
合計	100,000,000	99,750,000	△250, 000

【指摘 13】まちづくり事業推進業務委託契約書について

まちづくり事業推進業務は、まちづくり事業推進業務委託が行われ、契約の概要は次の通りである。

図表 146 まちづくり事業推進業務委託の概要

区分	内容
契約名	まちづくり事業推進業務委託契約書
委託先	Y 社
委託期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日
契約の方法	一者随意契約
委託金額	6,000,000 円(税別)

(出典:市提供データより監査人作成)

(その1) 契約の方法が契約規則に準じていない

当契約は一者随意契約とされているが、契約書があるのみで、契約締結時の執行伺一式が記録として残されていないため、その妥当性については監査できない。

当契約の委託先とである Y 社は、当公社の事務局長が代表の法人であり、執行伺一式がなくても、実務的な問題は起きていない可能性もあるが、法人内の契約規程等の内部規定に準じた事務手続を行わなければならない。

(その2) 契約書の自動更新について

当契約の委託期間は 1 年間であるが、下記の通り、自動更新条項が規定されている。

まちづくり事業推進業務委託契約書より抜粋

(委託期間)
第 3 条 乙が第 1 条第 1 項の規定により本件業務を行う期間(以下「委託期間」という。)は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までとする
2 委託期間の満了も 1 ヶ月前までに双方から意思表示がなければ、同じ条件でさらに 1 年間更新され、それ以後も同様とする

市の外郭団体である公社では、単年度の予算により運営されており、契約は予算に基づき行われることを考えると、次年度以降にも支出を伴う自動更新条項は法人運営に馴染まない。また、長期的・安定的に契約を締結する目的であれば、契約規程に「長期継続契約」の定めがあるため、その要件に照らして検討すべきである。

一者随意契約とされているが、契約書があるのみで、契約締結時の執行伺一式が記録として残されていないため、その妥当性については監査できない。

(その 3) 契約内容の明確化と委託仕様書の作成について

当契約の委託業務内容は、下記のとおり、契約書に規定されている。

まちづくり事業推進業務委託契約書より抜粋

(本件業務の内容)

第 2 条 本件業務の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 甲の定款第 4 条に定める事業推進に関わる業務。
- (2) 前号以外の甲の指定する事業推進に関わる業務。
- (3) 甲の事務局運営の支援に関わる業務。
- (4) その他、甲の指定する業務。

2 本件業務の詳細な内容は、別紙まちづくり業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)に定めるとおりとする。

公社の定款第 4 条には目的としている事業が 29 事業あり、委託して実施すべき事業と実施しなくても問題のない事業を明確に区分しなければ、委託した業務が完了したかどうか、あるいはその品質はどうだったかなどの評価はできない。そのために、第 2 項において、詳細な内容は、別紙まちづくり業務委託仕様書に定めるとあるが、別紙の仕様書は作成されていない。

当委託契約については、既に契約期間も終了し、その対価の支払いまで完了しているが、業務が契約書通りに完了したことを確認できる書類はない。自動更新となる、令和 6 年度の業務内容を明確にする為にも、仕様書の作成等、契約規程に準拠した手続が実施しなければならない。

(その 4) 利益相反取引について

一般財団法人においては、理事と法人の取引について、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)において、次のとおり規定されている。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律より抜粋

(忠実義務) 第 83 条、第 197 条

理事は、法令及び定款を遵守し、一般財団法人のため忠実にその職務を行わなければならない。

(競業及び利益相反取引の制限) 第 84 条、第 197 条

理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- ① 理事が自己又は第三者のために一般財団法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき。
- ② 理事が自己又は第三者のために一般財団法人と取引をしようとするとき。
- ③ 一般財団法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において一般財団法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

忠実義務に規定されるように、理事は一般財団法人のために忠実にその職務を遂行することが求められるため、自己又は第三者の利益のために一般財団法人の利益を犠牲にすることはできず、そのような可能性がある取引を行うときは、理事会において、当該取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならないとされている。また、承認を受けるべき取引は、①の競業取引、②の利益相反取引(直接取引)、③の利益相反取引(間接取引)である。

当業務委託契約の受託者は、Y 社であり、その代表取締役は、契約時には、当一般財団法人の理事であった。したがって、当業務委託契約は②の直接取引に該当し、当該取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を受けることが必要であった。しかし、公社はその承認を行っていなかった。

当契約について、公社の利益が犠牲になっていないことを確認し、今後も同様な取引を実施する場合に必要となる手続や運用のルールを定め、法人法の規定に準拠した法人運営を実施しなければならない。

(3) 監査対象事業に対する意見

【意見 69】リース取引の処理方法について

公社はリース取引の会計処理について、リース取引に関する会計基準(以下「リース基準」という。)を適用し、所有権移転ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

一方、公益法人会計基準においては、一般原則の一つに重要性の原則があり、「ファイナンス・リース取引について、取得したリース物件の価額に重要性が乏しい場合、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。」と規定されている。リース物件の価額に重要性が乏しい場合とは、リース基準において、リース契約1件当たりのリース料総額が300万円以下のリース取引とされている。すなわち、300万円以下のリース取引については、敢えて固定資産として認識する必要は無く、簡便的な方法として、リース料支払時の費用処理が可能である。

公社の固定資産台帳には14件のリース資産が計上されているが、そのすべてが300万円以下のリース資産である。したがって、すべてのリース取引について、重要性の原則を適用し、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行うことも可能であった。重要性の原則を適用するか否かは公社の判断となるが、原則的な方法の採用に大きなメリットがないのであれば、可能な限り簡便的な方法を採用し、事務手続の効率化を図ることが望ましい。

【意見 70】流動資産に計上されている土地勘定について

貸借対照表の流動資産には、土地勘定があり、金額は 369,983,252 円である。財産目録にはその内訳が次のとおり記載されている。

図表 147 土地（流動資産）の内訳

(単位:円)

貸借対照表科目	使用目的等	金額
土地		369,983,252
花野井南花崎	事業用として活用	87,312,351
松ヶ崎井戸作	事業用として活用	5,783,825
榎戸字中馬場	事業用として活用	276,645,934
花野井三畝割	事業用として活用	95,113
新逆井一丁目	事業用として活用	42,950
高田上野台子	事業用として活用	18,300
布施堂ノ下	事業用として活用	83,455
豊四季向中原	事業用として活用	1,324

土地は、一般的には固定資産に分類されるが、販売用の土地の場合には、棚卸資産として、流動資産に計上されることもある。

しかし、財産目録に記載のとおり、公社が所有する土地は、そのすべてが事業用として活用されているものであり、現状から判断すると当該土地は固定資産に区分されるものである。土地取得の経緯について確認したところ、過去には販売用として仕入れたが、宅地造成し販売した際に、公衆用道路や擁壁用地に使用され、個別には販売できず、売れ残ったものもあるとのことであった。また、公社は、平成5年まで土地開発公社の役割も担っていたことから、当時の会計処理が影響している可能性も考えられる。

いずれにしても、所有土地について、現状の利用状況と将来の活用計画を明確にし、実体にあった計上区分に計上することが求められる。

【意見 71】財産目録作成の必要性和その記載内容の正確性について

財産目録の事業積立資産には 1 億円が計上されており、「投資有価証券」と記載されているが、財産目録の記載項目である「場所・物量等」及び「使用目的等」は空欄となっている。財産目録には正確な内容を記載し、財務諸表等の開示を通じて公社の説明責任が果たされることが求められる。

ここで、公益法人会計基準においては、財産目録は、財務諸表には含まれていないが作成すべき書類の一つとされている。移行法人においては、これを作成しないこと

ができるという取扱いであり、移行法人である財団も作成すべき書類に含めていない。

したがって、現状は、財団は財産目録を財団として作成する書類には含めていないが、毎期決算においてこれを作成しており、その一部において、作成上の不足箇所が見受けられる状態といえる。

財産目録は、市の外郭団体として、事業目的を達成し、将来においても継続的に事業を遂行するために必要で十分な資産を保有していることを確認するためにも、有用な書類と言える。財団の作成義務はないが、正確にわかりやすく作成し、保管し、外部へ財団の状況を説明する場合等に活用することが望ましい。

【意見 72】随意契約の理由の妥当性について

K18ビル管理は、K18ビル管理業務委託が行われ、契約の概要は次の通りである。

図表 148 K18ビル管理業務委託の概要

区分	内容
契約名	管理委託契約書
委託先	Z 社
委託期間	2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日
契約の方法	公社契約規約規定第 4 条第 4 号による随意契約 (随意契約理由) 本業務は建物の維持管理の他、入居テナント、近隣建物との調整等が必要となる場合があることから、当ビル管理への熟知が求められるところ、K18ビル一部テナント募集業務(リーシング)を実施した他、これまで複数年に亘る管理実績により、本業務が求める要求基準を十分に満たしている業者である。 このことから、引き続き円滑なビル管理を実施すべく、下記業者を選定したものです
委託金額	792,764 円(税別)

(出典:市提供データより監査人作成)

当契約は公社契約規約規定第 4 条第 4 号による随意契約とされているが、自治令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号「競争入札に付することが不利と認められるとき。」と同様の随意契約である。

理由書の内容を細分化すると、次のような検討項目に分けられる。

1. 本業務は入居テナント、近隣建物との調整等が必要となる場合があることから、当ビル管理への熟知が求められること。
2. 受託事業者は、これまで複数年に亘る管理実績により、本業務が求める要求基準を十分に満たしている業者であること。

まず、1についてであるが、確かにビルの管理業務委託については入居テナント等との調整が必要となるが、それはビル管理業務委託における一般的な内容であり、競争入札に付し他の事業者と契約した場合に、当業務が複雑化し、追加コストが発生する内容とは考えられない。また、2についても、経験のある事業者に委託すれば当然に得られる効果であり、現受託事業者だけが当業務を受託できる要件としては不十分である。

原則的な一般競争入札ではなく、例外的な一者随意契約を締結する場合には、その要件は慎重に批判的に検討し意思決定することが求められる。

【意見 73】管理会社からの入金遅延について

K18ビル管理は、K18ビル管理業務委託が行われ、契約上の業務内容の一つに会計業務があり、その内容は次の通りである。

管理委託契約書（別表 3）より抜粋

1 業務内容
(1) 会計業務
一 略一
・賃料収納について、当該月末までに翌月分賃料を管理業務者の口座に振り込むよう、賃借人に対して請求すること。また、管理業務者は入金があり次第、発注者へ定期入金を行うこと。
一 略一

また、K18ビルは下記の 2 室が賃貸契約されており、会計業務の賃料収納もこの 2 室が対象となる。

図表 149 会計業務の対象

住戸		賃料等(消費税 10%込み)		敷金等
住戸番号	面積(㎡)	賃料(月額 円)	共益費(月額 円)	保証金(円)
1 階 101 号室	109. 9	639,485	73,084	3,488,100
2 階 202 号室	108. 5	541,365	賃料に含む	5,315,220

業務内容に記載のとおり、管理会社は、賃借人に対して賃料の請求を行い、管理会社の口座に賃料の振り込みを受け、その後発注者である公社の口座に賃料を振り込む流れとなっている。賃貸人が公社の口座に直接振り込みを行わず、一度管理会社の口座を経由する理由は、公社の事務負担の軽減にある。以前は、公社に直接振り込まれる契約としていたが、請求額と振込額の相違が多く、事務処理が煩雑になっていた。

一方、現在の契約においては、公社の事務処理負担は軽減されたが、管理会社から公社への入金に遅延が生じている。監査時点においては、2ヶ月分の賃料の入金が未了であった。

現状の契約のように、賃料について管理会社を通して振込を受ける場合には、管理会社から営業保証金を取るあるいは、支払遅延が生じた場合には、直ちに契約を変更し、賃貸人から直接振込を受ける等の対応が求められる。

図表 150 直近 6 ヶ月の振込状況

対象月	入金予定額	入金日	遅延状況
令和 6 年 3 月分	1,429,847	3／28	1 月遅延
令和 6 年 4 月分	1,460,172	4／30	1 月遅延
令和 6 年 5 月分	1,462,667	6／8	1. 5 月遅延
令和 6 年 6 月分	1,494,414	7／16	1. 5 月遅延
令和 6 年 7 月分	1,442,896	8／8	1. 5 月遅延
令和 6 年 8 月分	1,514,933	未了	2 月遅延

Ⅶ 中心市街地整備課

1. 公民学連携によるまちづくりの推進のための負担金

(1) 事業の概要

① 事業の目的及び内容

市は、公・民・学連携による地域の機動的なまちづくりの拠点である柏アーバンデザインセンター(以下「UDC2」という。)の運営の安定化に寄与し、もって柏駅周辺地域のまちづくりの推進を図るため、センターの管理運営に要する費用に充てる目的で負担金を支出している。

負担金の支出の概要は次表のとおりである。

図表 151 負担金の概要

名称	公民学連携によるまちづくりの推進のための負担金		
所管課	都市部 中心市街地整備課		
根拠法令等	・柏アーバンデザインセンターの管理運営費用の負担に関する基本協定書(平成 29 年 1 月 4 日) ・柏アーバンデザインセンターの管理運営費用の負担に関する基本協定の変更協定書(令和 2 年 4 月 1 日) ・令和 5 年度柏アーバンデザインセンターの管理運営費用の負担に関する協定書(令和 5 年 4 月 1 日)		
交付先	一般社団法人アーバンデザインセンター		
負担金の金額	各年度における負担金の決定については年度ごとの協定書で決定され、令和 5 年度分は 23,500 千円である。		
負担金の使途	項目	内容	負担割合
	事業費	・学習、研究、提案 ・実証実験、事業創出 ・デザインマネジメント ・エリアマネジメント	10 割を上限とする
	管理運営費	・委託費 ・事務、施設管理費	

② 事業費の推移

(単位:千円)

区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
当初予算額	23,500	23,500	23,500
決算額	23,335	23,264	22,661

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和 5 年度 決算額	主な内容
負担金、補助及び交付金	22,661	【事業費】 実証実験・事業創出 4,567、デザインマネジメント 728、エリアマネジメント 993、 【管理運営費】 事務費 1,815、施設管理費 2,024、委託費 12,500
合計	22,661	

(2) 監査の結果

指摘すべき事項はない。

(3) 監査対象事業に対する意見

【意見 74】過年度における包括外部監査の措置状況について

当負担金については、令和 3 年度の包括外部監査においても、監査対象とされ、次のような意見が付された。

令和 3 年度包括外部監査での意見より抜粋

活動内容は UDC2 からの実績報告書に添付されている「柏アーバンデザインセンターディレクター業務報告書」に基づいているが、柏市において当該ディレクターの業務実施内容とコストの妥当性についての検証が十分に行われていない様に思われる。

また、近年の街づくり、特に何十年も前に再開発が行われた既成市街地の街づくりにおいては、様々な既存ステークホルダーが存在するため、UDC2 の様なプラットフォームの存在が有用である事は理解できるものではあるが、影響力の強いステークホルダーの意見に偏ってしまう懸念も考えられる。行政は公平・中立な立場で、なおかつ行政目線で UDC2 が市民にとって最適な方向に向けて運営されている事を監督する責任があり、ディレクターの業務実施内容だけでなく UDC2 の組織運営も含め十分な検証がなされる事を望む。

意見としては、①当該ディレクターの業務実施内容とコストの妥当性についての検証が十分に行われていないこと、②UDC2 の組織運営も含め十分な検証がなされること、の 2 点を挙げている。

この 2 点について、検証を実施した具体的な記録が残されていないため、所管課担当者に確認したところ、例年、業務報告書に加え、「負担金支出報告書(内訳)」

の提出を受け、UDC2の事務所で支出経費についての証憑との突合を行いその適正性は検証しており、また、柏駅周辺地域のまちづくりの推進を図るためには、UDC2の担当者との日常的なコミュニケーションは十分に取れており、組織運営の状況も理解しているとのことである。

しかし、令和3年度包括外部監査の意見では、業務実施内容とコストの妥当性の検証や組織運営についての十分な検証を求めている。

ここで、市は提出を求めているが、UDC2がHPで公開している令和5年度の正味財産増減計算書をみると、経常収入の約95%が受取補助金であり、市が支出した負担金は経常収入の約65%となる。残りの30%は商工会議所と国土交通省であり、法人運営には、毎年度同額を安定的に支出している市の負担金が不可欠となっていることがわかる。費用面では、UDC2の組織運営は外部委託により行われているが、委託費の93%は市の負担金から支払われている。

また、貸借対照表をみると、固定資産に事業所移転引当預金2,000千円や周年事業引当預金500千円が計上されている。資金繰りのほとんどを補助金等に依存している法人が引当預金を積み立てている状況をみると、現在の負担金支出の金額の妥当性についても検証が必要との考えもある。

UDC2は市の外郭団体ではないため、資料等の提出には制限があるかもしれないが、支出負担金の額も大きく、UDC2への影響度も高いことを考えると、もう一歩踏み込んだ形での検証が必要と考えられ、今後は実施した結果を記録に残すことが求められる。